奈良国立文化財研究所学報　第41冊

# 研究論集 Ⅶ

奈良国立文化財研究所

奈良国立文化財研究所学報　第41冊

# 研究論集 Ⅶ

奈良国立文化財研究所

# 目　　次

古代都城制地割再考……井　上　和　人（1）

天平12,13年の瓦工房……上　原　真　人（103）

# 古代都城制地割再考

## ―藤原京・平城京を中心として―

井　上　和　人

# 古代都城制地割再考

## —藤原京・平城京を中心として—

## 目　　次


Ⅰ　はじめに…… 7

Ⅱ　藤原宮・藤原京 …… 7

1 藤原宮の地割 …… 9

A　大垣と朝堂院の地割…… 13

B　大極殿院内郭と外郭の地割…… 14

C　宮の外郭施設の地割…… 16

2 藤原京条坊の地割…… 22

A　京内条坊道路…… 22

B　宮域内先行条坊…… 31

C　小結…… 35

Ⅲ　平城宮・平城京 …… 36

1 平城宮の地割 …… 37

A　宮域内の区画地割…… 40

B　宮城門・大垣の地割…… 45

2 平城京条坊の地割…… 50

A　大　路…… 54

B　小　路…… 59

C　京条坊の地割　小結その１…… 65

D　京条坊の地割　小結その２…… 66

3 平城京の造営基準尺の長さについて …… 77

4 外京の条坊地割の検討 …… 78

Ⅳ　平安京条坊復原への一視点
—延喜式左京職式京程について— …… 82

Ⅴ　おわりに…… 87

後記 …… 90

註 …… 91

# 挿　　図


1　藤原京域図 …… 8
2　稲田論文の藤原宮地割復原図 …… 11
3　大極殿院内郭建物配置図 …… 14
4　藤原宮地割復原図 …… 15
5　東面外郭地割復原図 …… 17
6　南面外郭・西面外郭地割復原図 …… 18
7　南面中門付近地割復原図 …… 18
8　宮外郭地割復原想定図 …… 19
9　北面外郭地割復原図 …… 20
10　京内条坊関連遺構調査位置図 …… 22
11　朱雀大路遺構図 …… 23
12　三条大路遺構図 …… 23
13　六条大路遺構図 …… 24
14　六条大路遺構断面図 …… 24
15　宮南辺地区地割復原想定図 …… 25
16　八条大路遺構図 …… 26
17　七条条間小路遺構図 …… 27
18　西三坊坊間小路遺構図 …… 28
19　京内条坊道路設定規模の相関関係想定図 …… 30
20　宮域内先行条坊道路遺構調査位置図 …… 31
21　朱雀大路・四条条間小路遺構図 …… 32
22　東面北門付近三条大路遺構図 …… 33
23　四条条間小路・東二坊坊間小路遺構図 …… 33
24　平城京域図 …… 37
25　平城宮発掘調査位置図 …… 38
26　稲田論文の平城宮地割復原図 …… 39
27　平城宮地割復原図(和銅遷都当初) …… 41

28　第１次朝堂院周辺地割復原図 …… 42
29　第２次大極殿院下層遺構地割復原図 …… 44
30　大岡論文の「東京極路実測野帳」 …… 46
31　『平城宮発掘調査報告Ⅸ』の平城宮各点の座標値 …… 48
32　京内条坊関連遺構調査位置図 …… 53
33　朱雀大路遺構図 …… 54
34　二条大路遺構図 …… 55
35　西一坊大路遺構図 …… 57
36　西三坊大路遺構図 …… 59
37　右京一条二坊条間小路遺構図 …… 60
38　右京一条二坊坊間小路遺構図 …… 60
39　左京三条二坊坊間小路Ⅰ遺構図 …… 61
40　左京三条二坊坊間小路Ⅱ遺構図 …… 61
41　左京五条二坊条間小路遺構図 …… 62
42　右京七条二坊坊間小路遺構図 …… 63
43　左京八条三坊坊間小路・条間小路遺構図 …… 63
44　右京九条一坊坊間小路遺構図 …… 64
45　東一坊大路遺構図(第32次調査区) …… 68
46　東一坊大路遺構図(第39次調査区) …… 69
47　二条条間大路遺構図 …… 71
48　「五条六坊園」位置推定図 …… 75
49　福山論文の普光寺位置図 …… 81
50　朱雀大路地割復原図 …… 85
51　宮城東西大路地割復原図 …… 85
52　宮城南大路地割復原図 …… 86
53　大路地割復原図 …… 86
54　小路地割復原図 …… 87
55　「１尺＝30.2cm」による藤原宮地割復原図 …… 92
56　『平城宮発掘調査報告Ⅸ』の「門・大垣寸法図」 …… 97

# Ⅰ はじめに

わが国における古代の都城に関する調査研究は、近年著しい進展をみせている。特に藤原・平城・長岡・平安諸宮跡および京跡をはじめ、難波・飛鳥・大津・恭仁・柴香楽宮跡など古代史上に現われるほとんどの都城関連遺跡の発掘調査が進められたことによって、多くの重要な知見が得られ、またそれらをめぐる研究成果も枚挙にいとまがない。

都城の最も顕著な表徴は、規格的な街区と道路とを備えた条坊制度にある。この条坊制度のあり方は、各都城の内包する歴史的意義の一面を反映したものと評価することができる。しかし、都城制の根幹とも言うべき条坊の存在形態、あるいはそれに類似した性格をもつ宮域内の諸区画の地割についての従来の理解には不充分な点が多く、最も基本的な次元における重大な誤認もみとめられる。本稿では、都城制独自の条坊制が初めて採用されたと考えられる藤原京と律令制都城の完成とみられる平城京[1]とにおける条坊制地割と宮域内区画地割との再検討を試み、都城制研究の一つの基礎的素材を提示する。

# Ⅱ 藤原宮・藤原京

藤原京の条坊制については、大宝官員令に規定された左京職の定員に坊令12人とあり、同戸令に4坊毎に令1人を置くことが定められていることから、左右京合わせて、96の坊のあったことが知られる。また、令集解職員令に引く朱説には「四坊置二令一人一者、仮令有二大宮等一、雖レ不レ足二四坊一、猶置レ令耳」とあり、坊令が左右各京の一条毎に置かれていたことが理解され、南北12条、東西8坊の条坊を復原することができる。

京域の占地について具体的な見解を示したのは、喜田貞吉を嚆矢とする。喜田はその著『帝都』[2]の中で、藤原京は四方を三山すなわち北の耳成山、東の天香久山、西の畝傍山と南の丘陵とに限られていたと考え、東西は令制による4里、南北は6里以上の規模を想定しがたく、1里は当時の尺度で150丈であったから、東西600丈と南北900丈とを南北に12条、東西は左右両京を通じて8坊に分てば、各坊は75丈ずつ、すなわち半里四方を単位としたことになると述べた。

さらに、喜田は京域と官大道との関係について言及し、「下道は今の中街道の西約2町にあり、それを藤原京では右京三坊大路に当て、西京極はその西2町半、(中略) 東京極はそれより東20町(中略) にあったと推測せられる。また北京極はおそらく耳成山の南麓を東西に通過したもので、横大路はほぼ藤原京の一条南路に当り、南京極はそれより南28町、

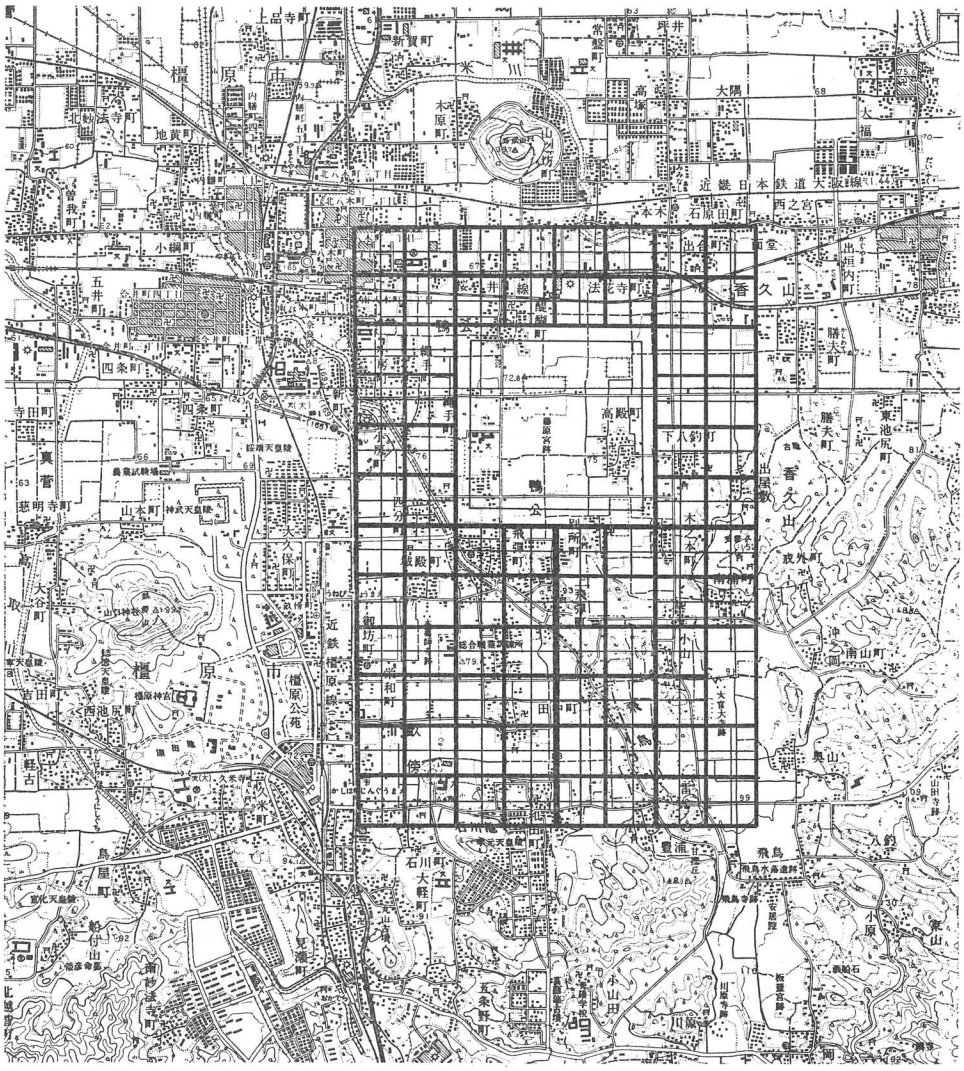


**第１図**　藤原京域図　(1：40000)　国土地理院発行 1：25000地形図(桜井・畝傍山)を使用

すなわち剣池丘陵の西北脚を掠めて東西に通じたことになる」[3]との説明を行なっている。ただし、喜田は、この見解を示す以前には、横大路を北京極とし、東京極は中ツ道を応用し、西は「今の神武天皇陵」の前を南北に通じる大道付近に及んでいたと想定し、この東西の両道は、ともに畝傍、香久両山の麓近くに通じて山との距離がほぼ相等しく、従って藤原京は以前から存在する中ツ道と横大路を東と北に応用し、まさしく三山の中間に設けたものと想定していたらしいが[4]、その後に見解を変更したことの根拠は明らかにされていない。

いずれにせよ、喜田は鴨公村醍醐（現橿原市醍醐町）に遺存する礎石や基壇跡の周辺を藤

原宮域に比定し、それが想定した京域の東西の中央に位置することを京域考定の重要な論拠としていた。その後、醍醐の東南に600m余り隔てた高殿村（現橿原市高殿町）大宮に遺存する土壇を中心とした地域において日本古文化研究所によって行なわれた発掘調査（昭和9～18年）で、大宮土壇を大極殿とする藤原宮朝堂院の平面構造と規模が明らかにされるに至り[5]、喜田は藤原宮移転説を唱え、当初高殿にあった宮が後に醍醐に遷移されたものと主張した[6]。この論議をも含んだ藤原京に関する研究史は他書に詳しいので、それらに譲ることにするが、喜田の想定した京域の規模は、その後の調査研究の進展により、ほぼ妥当なものであることが明らかにされている。

昭和41年から43年にかけて奈良県教育委員会により行なわれた藤原宮大極殿北方地域の発掘調査は、国道バイパス建設計画に対して予定路線の変更を実現せしめた点においてきわめて重要な意義をもつが、同時に藤原京研究の進展にとっても大きな契機となった。その成果報告書『藤原宮』の中で、岸俊男は発掘調査で検出された遺構や古道の復原研究に基いて藤原京域についての詳細な検討を行なっている[7]。それによると、藤原京は「横大路を北京極、下ツ道を西京極、中ツ道を東京極とし、東西4里、南北6里の地域に12条8坊の条坊制に基づいて設定された」と想定されている。この見解のうち東・北京極については、既に紹介したように、かつて喜田貞吉が示したことのあったものであるが、岸は、京の東京極の設定の基準とした中ツ道の位置は、喜田が考えた香久山西麓ではなく、香久山頂上付近を通って、大官大寺の東を通り、飛鳥寺の西門前に至っていたことを論証した。氏はさらに、大官大寺や本薬師寺などが京条坊に一致する可能性のあることや、宮域は朝堂院を中央に置く2里四方の方形と考えられる点など、多くの重要な指摘を行なった。これにより藤原京の規模および位置はほぼ明確にされたといえ、その後著しく進展した宮、京域での発掘調査の成果はその正当さを証明している。

なお、近年藤原京周辺部で行なわれた2地点での発掘調査では、従来京域外と考えられている場所で、藤原京条坊に位置的に合致する道路遺構が確認されている。このことをきっかけにして、藤原京域がより広大な範囲に設定されていたのではないかとする見解が呈示されるに及んでおり[8]、これには多くの問題点が残されているものの、藤原京および宮の復原研究は再び重要な段階を迎えようとしている。

## 1　藤原宮の地割

先述したように、藤原京には東西4里、南北6里の京域に8坊12条の条坊制がしかれていた。藤原京造営当時の尺度に関しては、史料上からは必ずしも明確ではないが、大宝元年（701）に撰定された大宝令の雑令に「凡度十分為レ寸、十寸為レ尺。一尺二寸為二大尺一

尺ニ十尺為レ丈」とあり、さらに「凡度地（中略）用レ大。此外官私悉用レ小者」と規定されていることから、大宝元年に先行してはいるが、藤原京造営に際しても度地すなわち土地測量には大尺が基準尺として使用されたとみられる。また「凡度地五尺為レ歩、三百歩為レ里」とあるので、土地の長さの単位である１里は1500大尺であり、京域は東西6000大尺、南北9000大尺であったことになる。従って、各条坊は、喜田貞吉がかつて想定したように750大尺を一辺とする方形であり、藤原京は750大尺方眼を条坊計画線として条坊の設定が行なわれたものとみることができる。

藤原宮域は京の北半中央に位置しており、条坊で表わすならば、南北を六条大路と二条大路で、東西を東・西二坊大路で囲まれた４条４坊を占めるということになる。宮に関連する諸施設については、昭和９年から18年にかけての日本古文化研究所の発掘調査で、大極殿とそれを取り囲む大極殿院内郭回廊の他、朝堂と朝堂院回廊、それに朝集堂と宮南面中門が確認されており、昭和41年～44年の奈良県教育委員会による調査では宮の北面大垣およびその東端の大垣東北角部分や西面大垣の遺構などが検出されている。昭和44年以降は奈良国立文化財研究所による発掘調査が継続的に実施されており、爾来、宮南面中門周辺地域、大極殿周辺地域、西方官衙地域、東方官衙および宮東面北門周辺地域、宮大垣西南角周辺地域、宮北面中門などの状況が明らかにされている。

宮の地割については、従来二、三の見解が示されているが、いずれも多くの問題点を内包している。そのうちここで採りあげておきたいのは、稲田孝司の所説である。稲田は1973年に『考古学研究』誌上に発表した「古代都宮における地割の性格」と題する論文[9]の中で、発掘調査の成果を踏まえた上でとして、藤原宮の地割について論じている。やや煩瑣になるが、その内容を示しておこう（第２図）。

a　掘立柱柵列で囲まれた藤原宮域は東西928ｍ、南北908ｍである。

b　東・西限柵列は、宮を令２里四方つまり４坊四方とみた場合の条坊計画線上の宮の東限・西限から、それぞれ66ｍ内側に設定されている。この66ｍは条坊制１町の２分の１にあたる。

c　北・南限柵列は、条坊計画線上の宮の北限・南限から、それぞれ76ｍ内側に設定されるが、この距離は条坊制町割単位とは直接関係しない。

d　朝堂院南回廊心および大極殿南門心は宮の南北二等分線上に位置する。従って、朝堂院北回廊心、大極殿南門心は条坊計画上の宮の南限から北１里にある。

e　宮の南面正門およびそれにとりつくであろう柵列で画される実際の宮の南限から北へ１里とると、ちょうど大極殿の位置になる。

f　宮南限の柵列から朝堂院北回廊までの距離455ｍが朝集殿院を含む朝堂院の長さとな

り、この南北長の半分228mをもって朝堂院の幅が設定されている。

g　朝集殿院の北を画する回廊は宮南限の門および柵列から大極殿までの距離の四等分点に設定される。つまり、宮南限の門から北へ条坊制1町・133mの地点に心を置いたものである。

h　宮域内の西方地区では官衙建物の造営に先行する南北道路および東西道路が検出されているが、前者は右京一坊大路と二坊大路にはさまれた大路の延長上にあり、後者は四条大路と五条大路にはさまれた小路の延長上に位置する。この道路を廃絶した後に建てられた官衙建物は、道路や宮域西限柵などと一貫した地割にのっとって配置された可能性が強い。

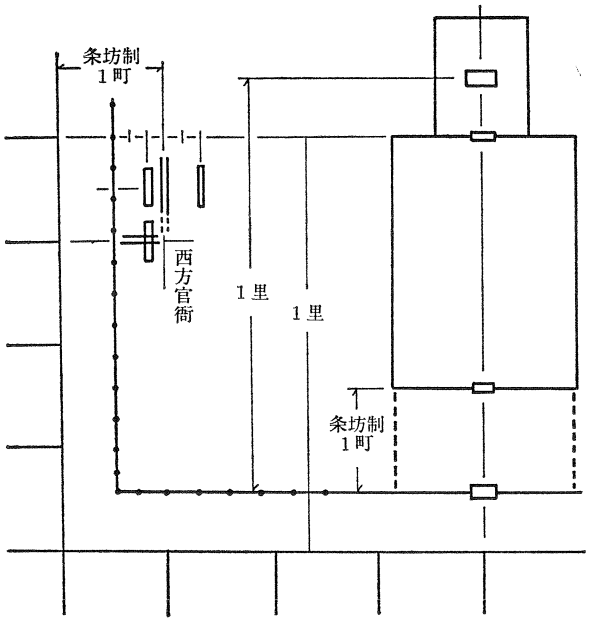


**第2図**　稲田論文の藤原宮地割復原図

宮の地割について以上のような点を挙げた稲田は、「京の条坊町割の長さの単位がそのまま宮域内の地割単位として持ち込まれている特徴を指摘することができる」とし、それには「京の条坊町割計画線をそのまま宮内に延長して宮内地割を行なった場合と条坊町割の長さの単位を京条坊町割計画線とは無関係に宮内地割に用いる場合とが含まれる」と論じた。稲田のこの所論は、京の地割が宮の地割を規制し、京と宮の地割の同質性の強さをしめす特質を内包するという「初期都宮」の地割の状況を呈示しようとしたものと思量される。しかしながら、氏の用いた諸計測値には多くの誤認がみとめられ、またそこから導かれた地割方式の理解にも当然のことながら錯誤がある。

まず事実関係については、朝堂院の東西幅を228mとし、それは宮南限の柵列（南面大垣）から朝堂院北回廊心までの距離455mの2分の1として設定されたと理解しているようであるが、日本古文化研究所による調査では、朝堂院の東西幅は「760尺許[10]」（尺は現行の曲尺—筆者註）とされ、現曲尺・1尺＝0.30̇3̇mで換算すると、230.3mであることがわかる。また、朝堂院の南北幅は「1050尺[11]」（＝318.18m）と報告されており、朝堂院南門から宮南限柵列（大垣）までの距離133mを加えると、451.2mになるのであり、稲田の説明とは合致しない。次に、宮大垣と条坊計画線との距離を東・西面では66m、北・南面では76mとし

ているが、これは令１里の実長が約530ｍとする岸俊男の見解[12]に従ったものと考えられる。宮の計画幅が２里四方であるので、1060ｍ（＝530ｍ×2）から大垣間の距離を減じて算出した値であろう〔(1060－928)÷2＝66,(1060－908)÷2＝76〕。しかし、後述するように、実際には、東・西面大垣は条坊計画線から約71ｍ宮側に、南・北面大垣はその約80ｍ宮側に偏した位置に、それぞれ一定の地割方式にのっとって設定されているのであり、稲田の言うような条坊計画線から１町の２分の１という距離ではない。また、宮南面大垣と大極殿の距離がちょうど１里であるとする説明からは、朝堂院北回廊と大極殿との間隔（心心間距離）が76ｍであるとみていることが理解されるが、実際には73～74ｍとみられ、従って、大極殿が宮南面大垣の北１里に設定されたとする説明は成立しがたいのではないかと考える。さらに、２里四方の宮域の中心に大極殿南門を設定すれば、その位置が宮南限の条坊計画線の北１里であるのは当然のことであり、殊更に「１里」という単位を意識した位置決定とみる必然性に欠ける。その他にも、宮の最も中枢となる部分を構成する朝堂院や大極殿院の規模には、条坊町割の単位との積極的な関連性を何ら見出すことができないなど、稲田の説く、条坊町割の長さの単位がそのまま宮域内にもちこまれているという地割方式が実際にどの程度貫徹されていたのか、強い疑念を抱かざるを得ない[13]。

藤原宮は、南北は三条から六条まで、東西は各一・二坊の４条４坊の拡がりをもつ。藤原京の条坊は、１条１坊の計画寸法である750大尺あるいは１町の計画寸法375大尺間隔の条坊計画方眼を基準として、道路や街区を設定したとみられるので、宮域の四至は3000大尺を計画寸法として設定されていたことになる。この「大尺」については先に若干触れたが、大宝令に度地尺として規定された尺度で、度地以外の長さの計測には小尺を使用すべき旨が条文に謳われている。令集解田令条に引用される古記の幡説によれば、小尺の１尺寸が１尺の長さである大尺は、従前の高麗尺のことであると理解される。一方、小尺は唐２大尺に由来することは、つとに知られている。藤原京造都の開始時期は大宝令の撰定される大宝元年（701）に先行し、その際使用された尺度は令大尺・小尺とは同長ではあっても、大宝令に拠るものではないといえようが、大宝令雑令の規定は当時行なわれていた度量衡を法制上に反映したものと考えられることから、本論では大宝元年以前にかかる藤原京造都時の尺度に関しても、便宜的に（令）大尺および（令）小尺の呼称を使用する。

さて、小尺は今日天平尺あるいは奈良尺とも称される尺度であり、その実長については多くの先学により復原が試みられてきているが、発掘調査による知見では、７世紀中葉～８世紀末葉にあっては１小尺0.292～0.302ｍという値が得られている[14]。藤原宮においては各検出遺構から１小尺0.293～0.296ｍ前後の実測値が求められている。大尺は小尺の1.2倍の長さであるから、１大尺は0.352～0.356ｍ前後であったとみなすことができ、以下の

叙述にあたっては上記の数値を基準に検討を進めることにする。

令大尺は度地尺つまり土地測量のための基準尺として定められていたもので、藤原京条坊の設定に大尺が使用されたであろうことはすでに述べたが、藤原宮の宮域設定あるいは宮域内主要区画の地割にも大尺が基準尺として使用されているようである。

## A　大垣と朝堂院の地割

宮の四周を限る大垣は、繰り返し触れたように、条坊計画線から一定の距離だけ宮側に偏した位置に設定されている。大垣は、掘立柱塀であり、宮の四周の各所で検出されている。また、大垣に開く宮城門のうち、南面中門（平城宮の朱雀門に相当）、北面中門それに東面北門の位置、規模が発掘調査により確認されている。大垣の掘立柱はほとんどが抜き取られているが、抜取痕跡の状況から、柱の直径は50cm程であったと推定され、宮域内の掘立柱建物に使用されていた柱に比較しても、最も太い部類に属し、当然のことながら大垣の規模もかなり壮大なものであったと思われる。

発掘調査の成果報告によると、東面大垣と西面大垣間の距離は925.4m、北面大垣と南面大垣との距離は906.8mであることが確認されている。そのうち東西方向については、小尺で換算すると、3120尺（925.4m÷3120＝0.2966m）という半端な数値になるが、大尺では2600尺（925.4m÷2600＝0.3559m）と整った完数が得られることから、大垣の設定が令大尺で行なわれたのではないかとする考えがすでに示されたことがある。[15] それに対して、南北大垣間の距離が906.8mと東西方向に比べると20mばかり短くなっており、このことについての理由は不明であるとされている。しかし、以下の説明により明らかにされるであろうが、それには確かな事由が介在している。

前掲の稲田の見解にも示されるように、朝堂院北回廊心およびこの回廊の中央にある大極殿南門心は、大垣に囲まれた宮域の南北二等分線上にある。近年宮域内各所での発掘調査が進められた結果、宮の造営に先立って設けられた、京条坊に一致する道路遺構の存在が確認されつつあり、藤原宮第20次調査では、大極殿の北約50mの地点で朱雀大路と四条条間小路の交差点が検出されている。[16] これら宮域内先行条坊については後述するが、大極殿南門はこの交差点心の南133m前後、つまり条坊1町の計画寸法の位置にあり、条坊計画上の朱雀大路と四条大路の交点、すなわち宮域の中心に設定されたものであることが知られる。また、このことから、宮の南・北面大垣は条坊計画上の宮の南限、北限から等距離に設定されていることがわかる。同様に、東・西面大垣も東・西二坊大路の条坊計画線から等距離に設定されており、宮の条坊計画上の東西幅が3000大尺、東・西面大垣間距離が2600大尺であるので、東・西面大垣は条坊計画線から200大尺（約71.0m）宮側に偏した位置に設定されていたことになる（南・北面大垣については以下に述べる）。

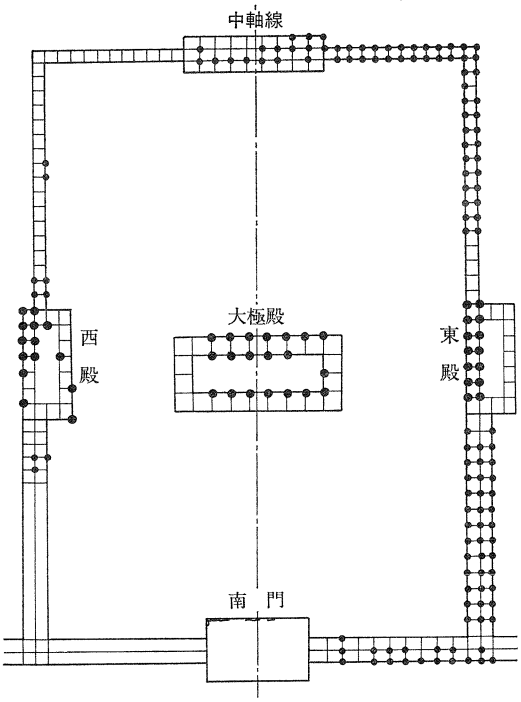


**第3図**　大極殿院内郭建物配置図　(1：2000)

朝堂院については、日本古文化研究所の発掘調査により、その規模を知ることができる。朝堂院は回廊で囲繞され、東西幅（梁行2間の複廊の心心間距離）はすでにふれたように「760尺許」、南北幅は「約1050尺」と報告されている。この尺度は1尺＝0.303mの現曲尺であるから、東西幅は230.30m前後、南北幅は318.18m前後であり、それぞれ650大尺（230.30m＝0.3543m×650＝0.2952m×1.2×650）、900大尺（318.18m＝0.3553m×900＝0.2946m×1.2×900）の計画寸法であったと考えられる。この朝堂院の東西幅650大尺は宮東面、西面大垣間の距離2600大尺の正しく4分の1に相当する。

朝堂院南門と宮南面中門との心心間距離はほぼ133mを測り、これは375大尺であるので、稲田の指摘にもあるように、京条坊での1町の計画寸法と一致する。

以上のことから、宮域の中心に位置する大極殿南門と宮南面中門との距離は1275大尺（900大尺＋375大尺）であることがわかり、南面・北面大垣間の距離はその2倍の2550大尺（906.8m＝0.356m×2550＝0.2963m×1.2×2550）の設定寸法であったことが判明する。ここにおいて、宮大垣間の東西と南北の幅の異なる事実についての一応の説明は成立したと言えよう。従って、南面と北面との大垣は条坊計画線から225大尺〔(3000大尺－2550大尺)÷2＝225大尺≒79.7m〕宮側に偏した位置に設定されていたことになる。

## B　大極殿院内郭と外郭の地割

大極殿を取り囲む区画（仮に大極殿院と称する）は、回廊よりなる内郭と掘立柱塀とによって構成される外郭との二重構造を呈しているとみられる。内郭については、昭和9・10年に日本古文化研究所による発掘調査が行なわれているが、大極殿の東西に検出された南北棟礎石建物(東殿および西殿)と回廊との取付部分が東西非対称である点をはじめ幾つかの不明確な状況が残されていたため、昭和52年から53年にかけて再調査が実施されている。その結果、全容が必ずしも充分に解明されたとはいいがたいが、報文では大極殿院内郭の構造は次のように復原されている[17]。回廊は東殿と西殿の南側では、梁行2間の複廊で、同

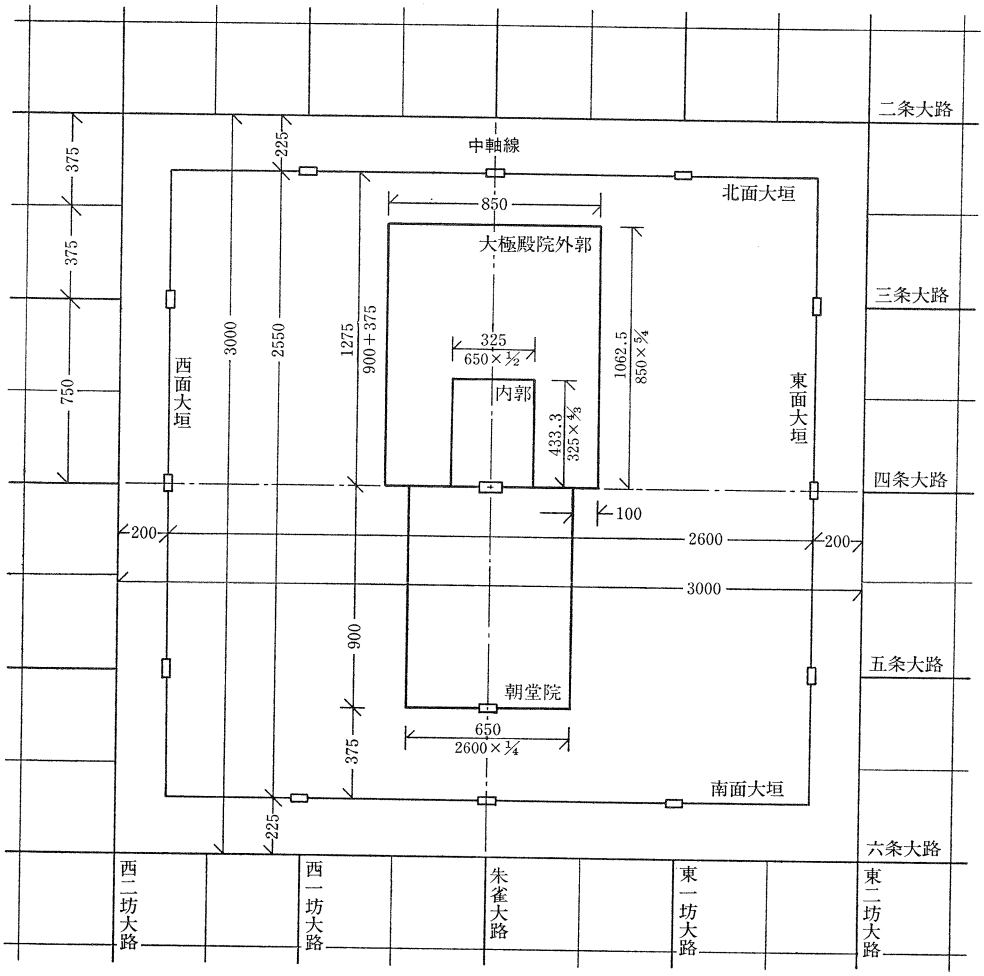


**第4図**　藤原宮地割復原図　（単位は令大尺、条坊は計画線）

じ複廊である朝堂院北回廊に接続するが、北側では単廊となる。内郭北回廊も単廊であるが、中央9間は柱間隔が他よりも広く、門と考えられる。大極殿は、従来桁行7間、梁行4間の平面規模をもつとされていたが、建物中軸線は宮域内先行条坊の朱雀大路の中軸線（条坊計画線）に一致するとみると、大極殿は桁行9間の建物となり、また東・西回廊はその中軸線に対して対称的な位置に設定されていたことになる。ただし、東殿と西殿は大極殿から等距離にはなく、回廊との取り付き方もそれぞれ異っている（第3図）。

さて、このように大極殿院内郭の平面構造はやや複雑な様相を呈しているが、その区画地割自体は明快であると考えられる。まず、内郭の東西幅であるが、朝堂院同様東西複廊心心間距離および単廊外側柱列間距離を基準とすると、約116.5m と計測され、南北幅は大極殿南門心と内郭北回廊北側柱列との距離をとると、ほぼ156m を測る。このうち東西

幅は朝堂院の東幅230.3m前後（650大尺）のほぼ2分の1の規模であるので、325大尺を計画寸法とみることができよう。また、東西幅と南北幅の比率は1：1.33であり、南北幅は東西幅の1⅓倍の規模（433.3大尺）すなわち、3：4の比率で設定されたと考えられる。[18]

大極殿院外郭については、東北角部分と東・西面の一部とが確認されている。[19]南端の状況は明らかではないが、朝堂院北回廊の東西端に取り付くものと想定されている。掘立柱塀で囲まれるであろうこの南北に細長い長方形の区画は、かなり広大で、朝堂院に比べると、1.5倍以上の広さを占めている。外郭の東西幅は約302m、南北幅は378mと想定される。東西幅については、850大尺の計画寸法（302m＝0.3553m×850＝0.2961m×1.2×850）であったとみられ、朝堂院の幅を東西に100大尺ずつ拡げた規模であったことが理解される。一方、東西幅と南北幅の比率は1：1.25（4：5）となり、南北幅は東西幅の1¼倍、すなわち1062.5大尺（378m＝0.3558m×1062.5＝0.2965×1.2×1062.5）の計画寸法で設定されたものと考えられる。[20]（第4図）。

以上明らかにしたように、藤原宮の四至を区画する大垣、宮の中枢部分を構成する朝堂院、大極殿院のそれぞれの規模は京の条坊町割の単位等に規制されたものではなく、令大尺による完数値あるいは整数比の値によって示しうるのであり、宮造営に際しての地割設計も当然このような数値操作で行なわれたものと考える。しかし、一方で個々の建造物の造営には小尺による割付けが行なわれていたことも事実であり、大宝雑令にみられる尺度に関する規定は、こうした大、小二種の尺度が併用されていた実態を法制上に反映したものとみることができる。[21]

## C　宮の外郭施設の地割

つぎに宮の地割計画の一環として特異な状況をみせる宮大垣とその周辺に設けられた濠や壕地のあり方について検討しておこう。宮域は前述のように四面を掘立柱塀による大垣と各面の3ケ所、合わせて12ケ所に開く宮城門とにより画されるが、大垣の両側には内濠と外濠が平行して掘削されており、その間の空閑地（壕地）には建物は確認されていない。また、外濠と宮周辺の条坊道路との間にも建造物の稀薄な広大な壕地が設けられている。さらに、大垣と外濠の間には大垣に平行する細い素掘溝があるなど、後の平城宮や平安宮の宮垣とは様相をかなり異にした状況がうかがえる。これら諸施設により構成される宮外郭の地割にも当然何らかの企画があったと考えられるが、まず比較的広範囲にわたり遺構が検出されている宮東面大垣周辺の状況から検討しよう。

**東面外郭の地割**（第5図）　宮の東面外郭に関連する遺構には東面大垣、内濠、外濠それに大垣と外濠の間の南北細溝がある。内濠は大垣の西11.8～12.0mにあり、幅は2.2～3.0m、深さ0.7～0.8mの素掘溝である。外濠は内濠より規模が大きく、幅5.5～6.0m、

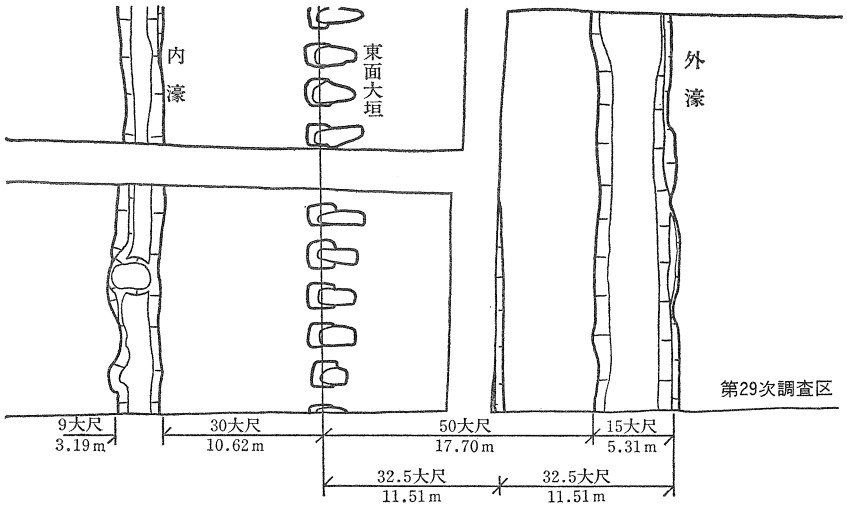


**第5図**　東面外郭地割復原図　(1：500)

深さ1.3m前後の断面形が逆台形を呈する大溝で、大垣の東方20m にある。また、南北細溝は幅0.6～0.8m、深さ0.3～0.7mの素掘溝で、大垣の東11.2～12.0mにある。以上に記した計測値は、いずれも報文によるものであるが[22]、計測定点を変えてみると、大垣と外濠西岸の距離はほぼ17.8m、また大垣と内濠東岸の距離は10.6m程である。これはそれぞれ50大尺、30大尺に換算することができる。外濠の幅は検出総長110m のうち大部分が5 m前後であり、遺構の残存状態などを考え合わせると、15大尺（復原値5.31m―以下、藤原宮・京の条坊規模の復原値は1大尺 0.3540 m＝0.2950 m×1.2 と仮定して表示する）、同様に内濠の幅は9大尺（復原値3.19m）とみることができそうである。

従ってここでは、後に明らかにする京条坊道路の幅員の設定方式と原理的に共通した、壕地および濠の実質幅の確保に重点を置いた地割方式が採られていたと理解される。そのことは大垣の両側において壕地と濠の幅の比率がいずれも10：3であることにも表われていると考えられる。南北細溝は、検出場所によっては、幅0.6m、深さ0.7mと、幅に比してかなり深く掘削された溝であり、現在までに宮の南面、北面でも大垣のすぐ外側に確認されているが、その性格あるいは機能については詳かでない。しかし、上のような観点に基いて地割上の位置をみると、南北細溝の中心は大垣と外濠東岸との中点、つまり大垣の東32.5大尺〔(50大尺＋15大尺)÷2＝32.5大尺≒11.51m〕に設定されたものであったことが判明する。

**南面外郭の地割**（第6・7図）　南面外郭の諸施設の位置関係は、宮南面中門（朱雀門）の近辺と[23]その他の調査地点とでは、若干異なっている。南面中門の南側での外濠の位置は、

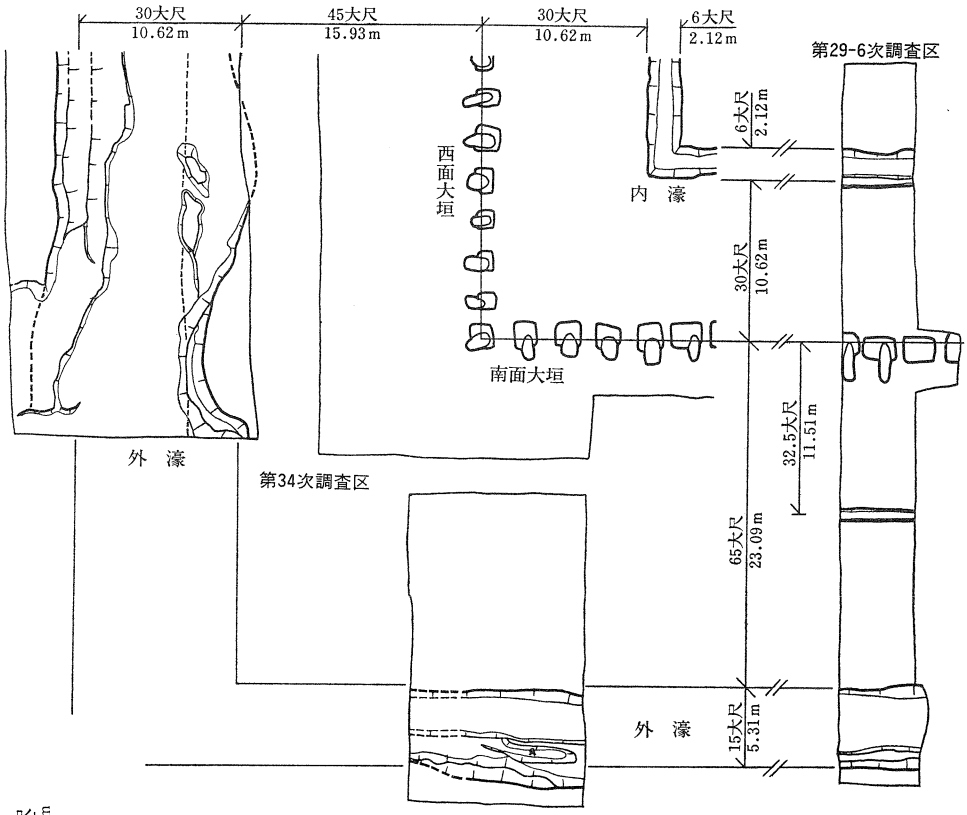


第6図　南面外郭・西面外郭地割復原図（1：500）

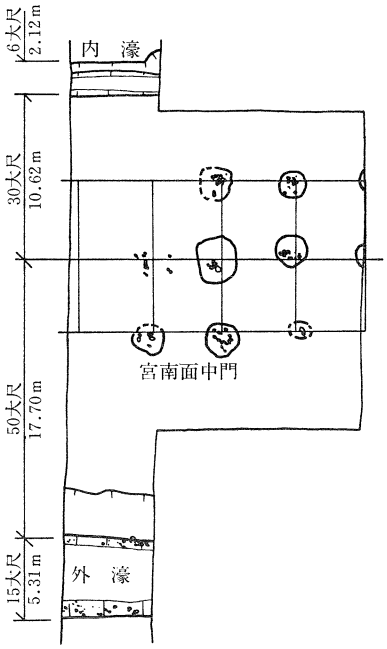


第7図　南面中門付近地割復原図（1：500）

東面外郭と同じで、門心（＝大垣心）から外濠北岸まで50大尺、外濠幅は15大尺の計画寸法を復原しうる。中門心と内濠南岸との間隔も東面外郭と同じく30大尺であるが、内濠幅は検出面で約1.5m と東面外郭内濠に比べるとやや狭い。

南面中門の西方約330m の地点での調査では、南面大垣、内濠、外濠それに大垣と外濠との間に東西細溝が検出されている。[24] ここでの大垣と内濠（幅2.1～2.5m）南岸との間隔は約10.6m・30大尺で、南面中門付近と同様だが、大垣と外濠北岸との間隔はやや広く、ほぼ23m を測る。これは65大尺（復原値23.01m）を計画寸法として設定されたものと考えられる。外濠の幅は15大尺（復原値5.31m）とみてよい。

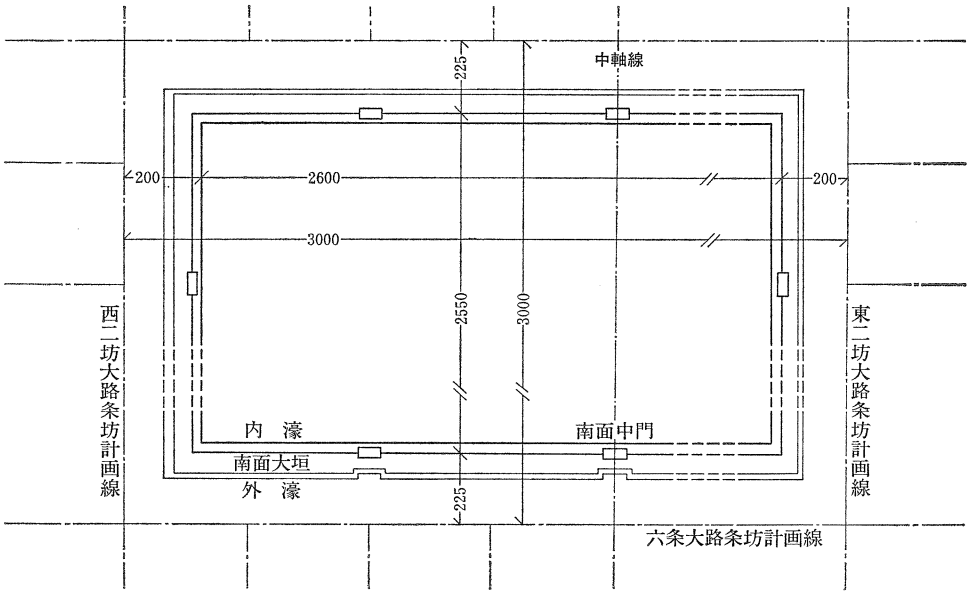


**第8図**　宮外郭地割復原想定図　（単位は令大尺）

東西細溝は幅0.7m、深さ0.25mで、東面大垣東側の南北細溝に似た規模をもつが、その位置条件はやや異なり、大垣と外濠北岸の中間点に位置する。つまり、大垣の南32.5大尺（65大尺÷2＝32.5大尺≒11.51m）に設定されているのであり、大垣からの距離という点では東面外郭での南北細溝と一致する。

南面外郭については、もう一ケ所、宮大垣西南角周辺での調査が行なわれている[25]。そこでの大垣と内濠、外濠の地割設定のあり方は、上記の調査地点と全く同じで、大垣と内濠南岸間が30大尺、大垣と外濠北岸間が65大尺、外濠の幅が15大尺と復原しうる。内濠の幅はほぼ2.0mであり、3地点での検出規模を考え合わせると、計画寸法は6大尺（復原値2.12m）であったとみられる。

以上南面外郭についての3ケ所の調査では、外濠の位置が宮南面中門の前面に限って他の2地点は異なった状況を示すことが知られる。すなわち、門の正面の壕地を他より15大尺（これは外濠の幅に一致する）狭く設定している。このことから考えると、あるいは宮南面に限って宮城門の門前すべてが同様に外濠の幅の分だけ壕地を狭く設定されるという状況であったのかもしれない（第8図）。

**西面外郭の地割**　宮大垣西南角周辺における調査で、L字形に南面大垣に接続する西面大垣と内濠、外濠が検出されている[26]。大垣と内濠西岸との間隔は約10.6mあり、東面、南面外郭と同じ30大尺の設定寸法である。内濠の幅は2.0～2.2mを測るので、南面内濠と同じく、6大尺（復原値2.12m）として設定されたのであろう。大垣から外濠までは約15.9m

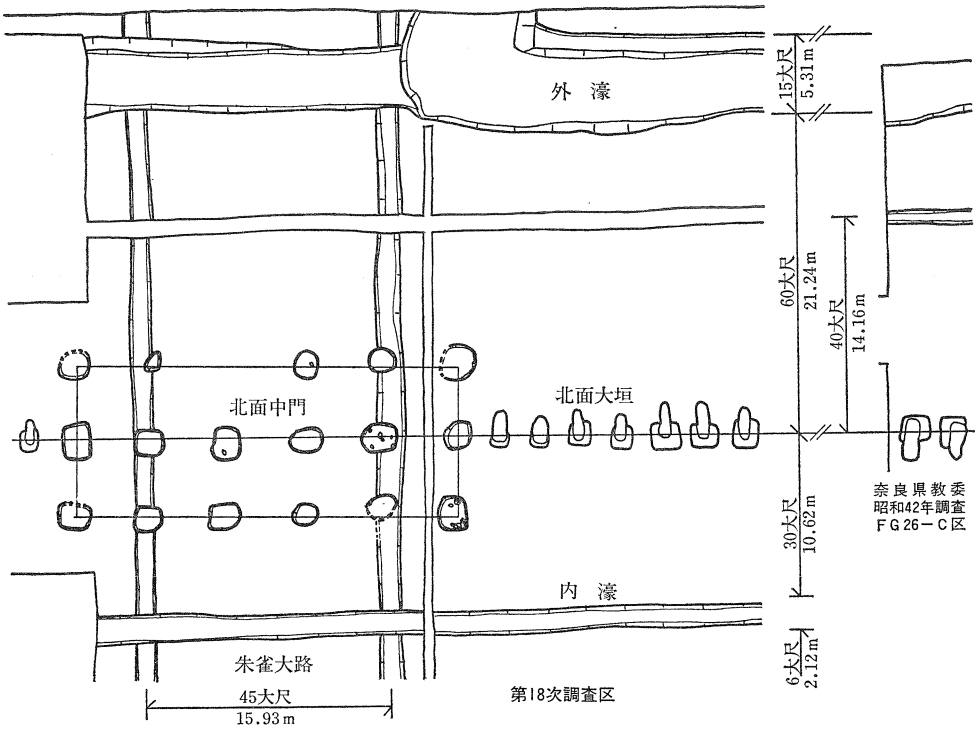


第9図　北面外郭地割復原図　(1：500)

あり、45大尺（復原値15.98m）の設定寸法を復原することができる。外濠の幅は、報文によると、氾濫による変形があるものの、10m近くを測り、宮西面中門と北門の間で行なった調査でも、幅10mであることが確かめられているので、西面外濠は南面あるいは東面または北面の外濠の2倍の幅をもったものであったことが再確認されたと記述されている。従って、西面外濠は30大尺（復原値10.62m）を設定寸法としていたのではないかと考えている。

**北面外郭の地割**（第9図）　北面大垣と内濠、外濠の遺構は、宮北面中門付近[27]とそこから東約100mの地点[28]とで検出されている。大垣から外濠南岸までは、約21.3mあり、60大尺（復原値21.24m）に復原することができ、外濠の幅は15大尺の設定寸法であったとみて誤まりない。大垣と外濠の間に東西に通じる幅0.95m、深さ0.6mの細溝は、溝心の位置が大垣の北14.2mにあり、40大尺（復原値14.16m）に換算しうる。内濠北岸と大垣との距離は11.0m前後を測り、東・南・西面での30大尺（復原値10.62m）よりもやや長く、濠幅は1.4～1.8mと狭い。しかし、大垣と内濠心との距離はほぼ11.7mあり、これは33大尺であるので、ここでもやはり内濠幅6大尺、内濠北岸から大垣までを30大尺として設定したものとみられる。

以上、宮外郭施設の地割について検討してきたが、その要点を記しておくと、まず宮大垣と内濠、外濠等の地割は実質幅を基準として設定したものであり、またその際の基準尺とされたのは、宮域内区画地割と同様に、令大尺であったことを指摘することができる。次に、それら宮外郭諸施設の配置には一定の企画性をみとめることができ、中でも内濠の位置は、大垣側の岸と大垣との間隔が四面すべてにおいて、30大尺と共通している。それに対して、外濠と大垣との位置関係は、宮の南面では宮城門前が50大尺、他が65大尺、東面では50大尺、西面では45大尺、北面では60大尺と、四面においてことごとく異なっている。これは一つには大垣間の設定寸法が東西方向と南北方向とで異なっていることと関連するものと考えられるが、さらに宮の周囲の条坊道路や外濠外側の墻地のあり方とも密接に関わっているとみられるのであり、その一部については後に言及する機会もあろう。なお、西面外濠が他の三面での幅の2倍、30大尺と広く設定されているのは、すでに指摘されているように[29]、この濠が藤原宮廃絶後にも存続し、10世紀後半に至るまで、幅が広く、堰が設けられるなど、水路としての機能を維持しており、近くを流れる飛鳥川からの水を利用したことと深い関係をもつものと推量される。

## 2　藤原京条坊の地割

藤原京条坊の規模については、既述のように、喜田貞吉による復原案がつとに知られている。喜田は南北12条、東西は左右両京を通じて8坊の条坊の各坊が75丈、すなわち半里四方であったと考え、「かくて条坊は共に大路により区分せられ、それをさらに小路によって四個の坪に分ったはずで、大路が6丈、小路が3丈、坪の広がり33丈四方をもって設計せられたものであったに相違ない[30]」と述べている。ここで言われる尺度の単位は大尺であり、大路、小路の幅員を想定した根拠は必ずしも説得力があるとは言いがたいが、藤原京の条坊設定に際しては当時の度地尺である令大尺（高麗尺）を基準尺としていたことを指摘した点において、その後の研究にそうした視点がほとんど欠如しているだけに、評価すべきであろう[31]。

条坊に関連する遺構は、現在までに京内約10ケ所で確認されている（第10図）。これらはいずれも路面相当部分と、道路の両側に掘削された側溝を伴う。一方宮域内での調査では10数ケ所において、京の条坊に一致する道路遺構が確認されており、それらは宮造営に先行して設定されたもので、ほとんどが宮の造営に際して埋め立てられていることが明らかにされている。この宮域内に存在する「先行条坊」のあり方には京内条坊道路と共通する点と相異する点とがみとめられ、多くの問題を内包している。ここではまず、京内条坊道路の検討から始めることにする。

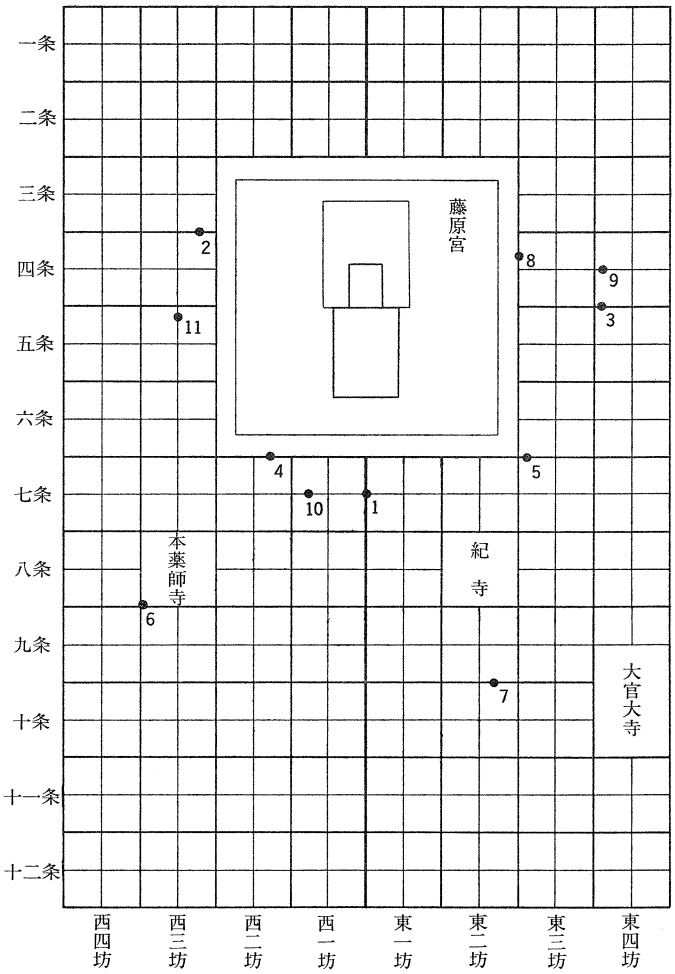


**第10図**　京内条坊関連遺構調査位置図

## A　京内条坊道路

### i　大路

**朱雀大路**（第11図）　朱雀大路は京の中央を南北に通じ、京域を東西に分つ謂わば京の中央道路である。道路遺構は、宮南面中門の南約130m の地点で、東側溝、西側溝および路面相当部分が検出されている[32]（第10図1）。東側溝は東岸（外岸）が調査区の外にあり、西側溝は一応全幅が確認されているものの、南側に高くなる地形のためか、南方は遺構として残っていない。しかし、両側溝とも路面側の岸はほぼ南北方向の直線を呈しており、西側溝東岸（内岸）の一部には河原石を積んで護岸を施した形跡を残している。西側溝は最大幅7.0m程であり、東側溝も同幅であったとすると、両側溝心心間距離はほぼ24.8m とみることができ、70大尺（復原値24.78m）に復原しうる。さらに、側溝幅の計画寸法は20大

尺（復原値7.08m）であったとみられ、そうとすると、路面幅の計画寸法は50大尺（復原値17.70m）であったことになり、遺構上の計測値約18.0mに符合する。また側溝外岸間隔は90大尺（復原値31.86m）に復原される。

**三条大路**（第12図）　三条大路は宮西面大垣の西方約110mの右京三坊で確認されている（第10図2）。北側溝は幅約1.7m、南側溝は幅約1.2mで両側溝の心心間距離9.0m、路面幅は約7.5mと報告されている。[33] 側溝心心間距離は報文の言うように3丈（30小尺）に換算できるが、むしろ25大尺（実長は30小尺と同じ、復原値8.85m）と考えるべきであろう。そのことは側溝の幅とも関連している。報文には三条大路の詳細な遺構図および遺構断面図（いずれも縮尺100分の1）が付載されているが、それによると、北側溝の幅は1.5～2.0mを測り、1.8m前後の部分が多い。また、南側溝は1.2m幅と報告されているが、遺構図では1.5～1.8mと計測することができ、1.7～1.8mの部分が大半を占める。このことから南・北側溝とも5大尺（復原値1.77m）の設定寸法を復原しうるのではないかと考える。そうであれば、三

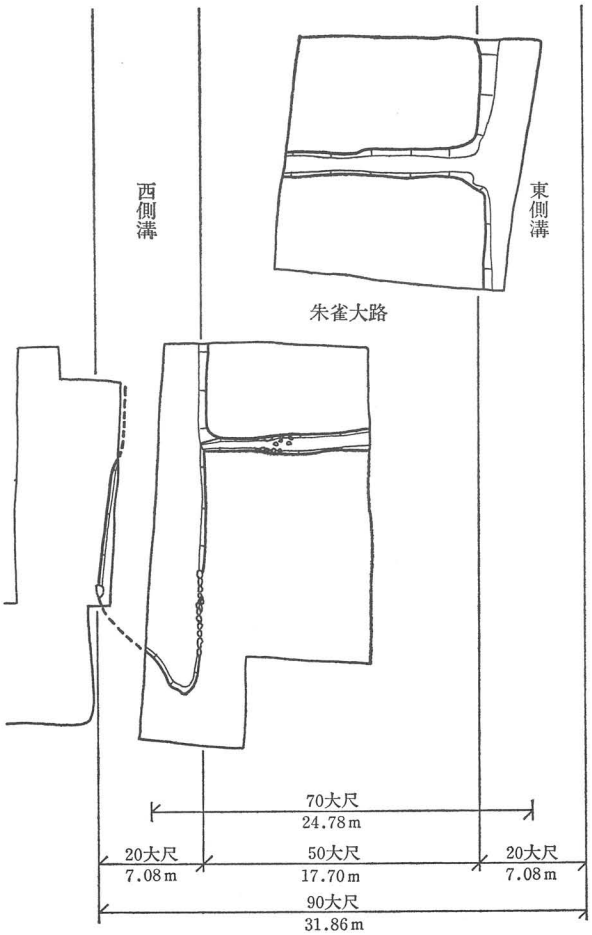


**第11図**　朱雀大路遺構図　（1：500）

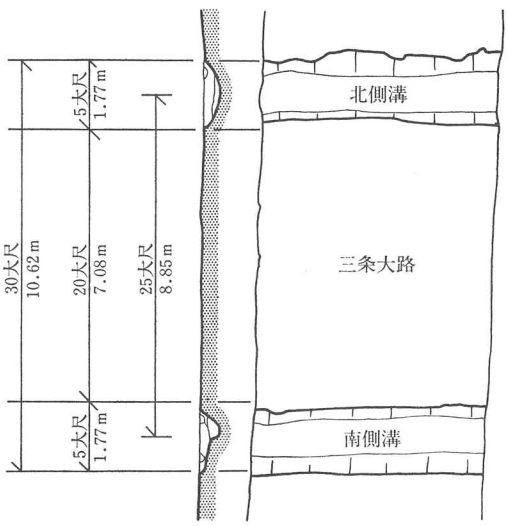


**第12図**　三条大路遺構図　（1：200）

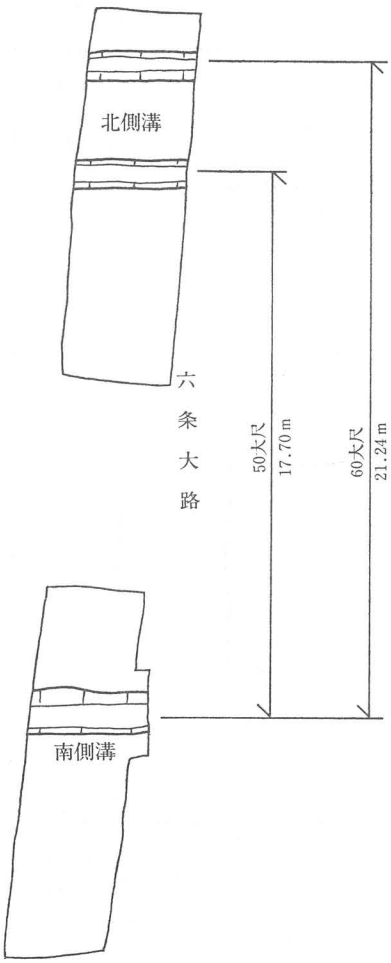


第13図　六条大路遺構図　(1：250)

条大路は路面幅が20大尺、側溝外岸間距離が30大尺となり、整然とした地割計画の一端をうかがい知ることができる。

**四条大路**　左京四坊で調査されている(第10図3)。報文によると、北側溝は遺存状態が悪く、幅0.6m、深さ0.14mの溝底近くを検出したにとどまるのに対し、南側溝の残りは良く、幅1.5m、深さ0.4mであったとされる。また、路面幅は検出面で14.9m、側溝心心間距離で15.8mであることから、「路面幅員が15m(5丈)の大路であることが明らかになった」と述べられている[34]。しかしながら、遺存状態が不良な場合に本来の路面の幅員を確定することは難かしく、50小尺であった確証に欠ける。そこで、四条大路の規模を、他の条坊道路について検証したと同じように、側溝心心間距離を一応の基準として復原すると、45大尺(復原値15.93m)とみなすことができる(この寸法は後述するように藤原京条坊の各所でもみとめられる)。

**六条大路**　六条大路は宮の南面に通じる東西大路である。道路遺構は、小範囲ではあるが、宮南面中門の西約130mの地点で検出されている[35](第10図4)。南側溝は幅1.6m、深さ0.2mで、埋土には藤原宮期の土器が含まれる。北側溝の想定位置には、約3.5mの間隔をおいて平行する幅0.8m、深さ0.2mの2条の東西溝がある。いずれもかなり削平されているとみられるが、北側の東西溝を大路北側溝とすると、南側溝との心心間距離は21.1m前後、南側の東西溝とすると、ほぼ17.6mと計測しうる。従って、

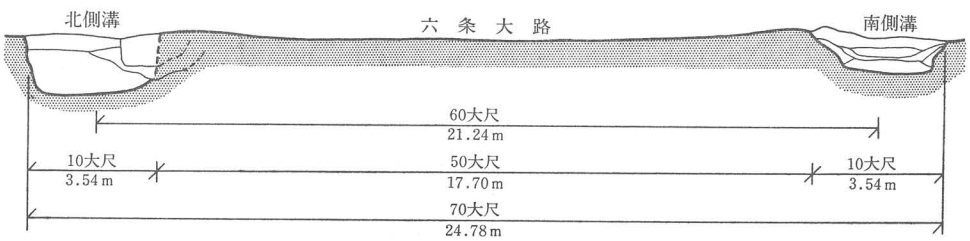


第14図　六条大路遺構断面図　(1：200)

それぞれ60大尺（復原値21.24m）、50大尺（復原値17.70m）とみなすことができ、いずれの東西溝が北側溝であるのか、一概には断じがたく、報文に言うように、六条大路幅員の拡大あるいは縮少を示すものかもしれない（第13図）。

六条大路については、この他に断面観察によるものではあるが、左京東三坊坊間小路の推定位置から西約20mの地点で道路両側溝が検出されている[36]（第10図5）。北側溝は幅3.3～4m、深さ1.6m、南側溝は幅3.6m、深さ1.2mで、側溝心心間距離は21.5m前後を測る。この距離は60大尺に相当し、さらに、南・北側溝の幅の設定寸法は10大尺（復原値3.54m）であると考えられる[37]。従って、この調査地点での六条大路の規模は路面幅50大尺、側溝外岸間距離が70大尺であったことがわかる（第14図）。

さて、六条大路は宮南面大垣に沿って東西に通る大路であるが、ここで宮外郭を含めた条坊地割計画の面からもう少し検討してみよう。宮の南北大垣間距離が2550大尺であり、宮の南面大垣が条坊計画線から宮側に225大尺偏した位置に設定されたものであることはすでに述べた。条坊道路は原則として条坊計画線を道路の中軸線として設定するという地割方式が採られているが、六条大路の場合宮南面大垣から南225大尺の地点はほぼ大路南側溝の位置にあたる。また、この南側溝とすでに発掘調査により確認されている七条条間小路心との距離は約133m、1町であることからも、六条大路では条坊計画線の位置に南側溝が設定されていることは明らかであり、そうすると、宮の南に大路を挟んで接する条坊街区、つまり左・右京七条の北半坪の南北幅が他よりも若干広いということになる。さらに、宮南面付近においても、六条大路の幅員が路面幅50大尺、南・北側溝10大尺であったとすると、第15図に示すように、宮大垣と外濠南岸までの距離とそこから六条大路北側溝北岸までとの距離が等しく80尺となり、きわめて企画的な地割計画が行なわれていた状況を想定することができる。

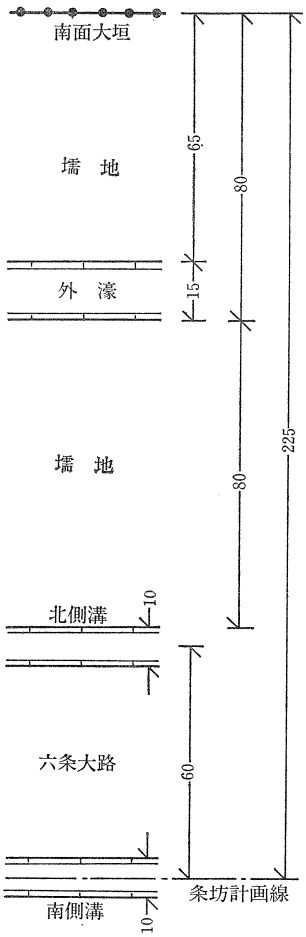

第15図　宮南辺地区地割復原想定図（単位は令大尺）

**八条大路**（第16図）　八条大路は右京八条三坊に寺域が想定される本薬師寺の西南角付近で検出されている（第10図6）。北側溝は幅2.2m、深さ0.45m、南側溝は幅1.6m、深さ0.15mの検出規模で、路面幅14.0m、側溝心心間距離約15.9mと報告されている[38]。この規模は先述の四条大路と同じく側溝心心間45大尺の設定寸法と考えられる。

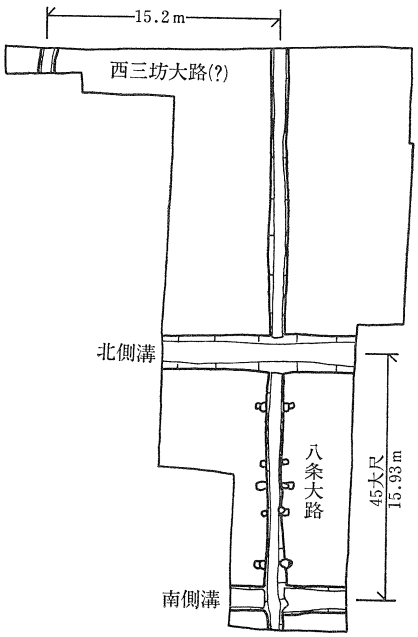


第16図　八条大路遺構図　(1：500)

**九条大路**　左京二坊で調査されたもので（第10図7）、南側溝とされる溝状遺構の北半部分と北側溝が検出されている。路面敷相当部分の一部には厚さ15cmの盛土層があり、道路造営に伴なうものと考えられている。北側溝は幅1.3m、深さ0.7mで、奈良時代の須恵器が出土したと報告されている。[39] 報文には、南側溝の説明はないが、付載された遺構図によると、溝幅は検出部分で2.0～2.8m程あり、北岸はやや斜行している。この溝の存続期間は明らかでないが、仮に四条大路あるいは八条大路と同じ規模つまり側溝心心間距離が45大尺（復原値15.93m）であったとすると、北側溝心から同距離の地点は、南側溝の北岸の南約1mにある。従って、若干の不確定要素が残るが、九条大路の幅員は側溝心心間距離で45大尺であった可能性があることを指摘しておく。

**東二坊大路**　東二坊大路は宮の東辺に通じる南北大路であるが、道路遺構は宮東面外郭に関する一連の調査（第10図8）において大路西側溝とみられる南北溝が検出されている。以下報文に従って、東二坊大路の復原を試みると、この西側溝は幅1.5m、深さ0.2mの素掘溝で、溝心は宮東面大垣の東約61mにある。既述のように、東面大垣は東二坊大路の条坊計画線から宮側200大尺（約71.2m）にあるので、中軸線を挟んで西側溝と対称的な位置にあると想定される東側溝との心心間距離は20.4mとなる[40]（この算定にあたって1大尺の実長は宮東西大垣間距離から求められた 0.3559m〔925.4m÷2600＝0.3559m＝0.2966m×1.2〕を使用している）。

このようにして想定復原された東二坊大路の規模は、概ね六条大路の側溝心心間距離60大尺に近いが、厳密にみると1m程狭い。先に明らかにしたように、宮南大路である六条大路の地割は南側溝を条坊計画上に設定するなど異例なあり方を示していた。あるいは、東二坊大路でも、条坊計画線を中軸に側溝を東西等距離に設定するという原則に則ってはいなかった可能性もあり、また対応する位置で東側溝が調査されていないことも加えて、東二坊大路の規模の確定はひとまず保留しておくことにしたい。なお、東二坊大路については、他の条坊道路の設定方式や基準尺実長との関連を含めて後に言及する。

**西三坊大路**　西三坊大路とされている遺構は、前述した本薬師寺西南角での発掘調査の際に八条大路との交差点付近で検出されている（第10図6）。報文によると、東側溝は幅

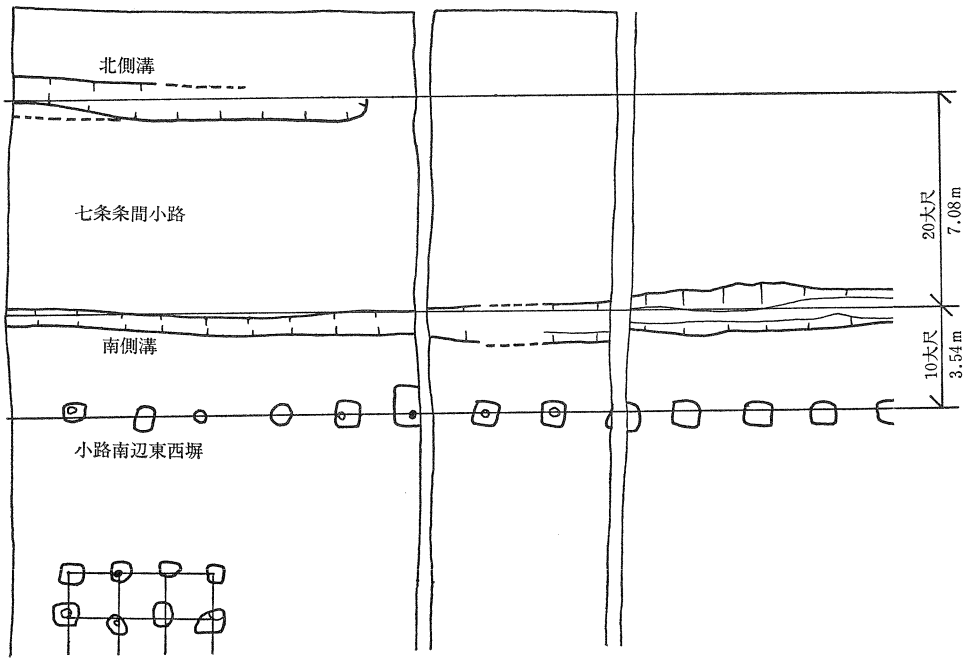


**第17図**　七条条間小路遺構図　(1：250)

1.1m、深さ0.3mで八条大路の路面部分を横断している。また西側溝は幅1.1m、深さが0.15mあり、両側溝心心間距離は15.2mであると記されている[41]（第16図)。この調査の報告には、藤原宮および京内各所で確認された条坊関連遺構の相互距離に関するデータが付載されている。それによると、東西両塔の遺存する礎石位置から想定される本薬師寺伽藍中軸線と検出された「西三坊大路」心との東西距離は127.8mであり、条坊計画上の1町幅約133m（1大尺0.3540mとすると、1町＝0.3540m×375大尺＝132.75mとなる）に比べると、5m余り短い。報文では、この事実を以て、本薬師寺の伽藍中軸線が京条坊に一致しない可能性が強いとの見解を示しているのであるが、同データには、本薬師寺伽藍中軸線と藤原宮中軸線との東西距離は662.2mで、1町平均132.4mになるとされており、このデータに従う限り、京条坊に一致しないのは、むしろ西三坊大路（とみなされている遺構）の方とみなければならない。東西側溝心心間距離が15.2mと、令大・小尺のいずれによっても説明の施しがたい数値であることや、西側溝とする南北溝が幅2mのトレンチでの狭い範囲の調査によるもので、深さ0.15mときわめて浅く、しかも若干斜行していることなどを考え合わせると、西三坊大路の設定のあり方を検討するには不確定要素が多分にあり、現時点においては判断を保留しておかざるを得ない。

ii　小路

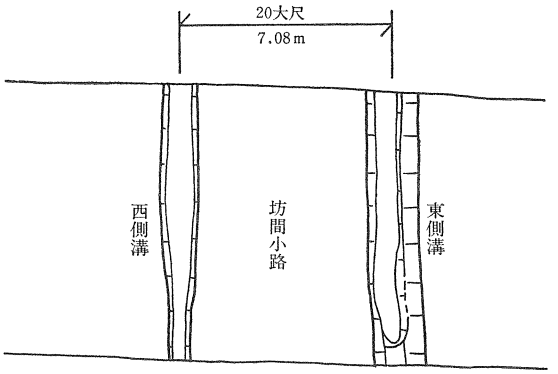


第18図　西三坊坊間小路遺構図　(1：250)

藤原京内の条間小路あるいは坊間小路については、3ケ所で調査が行なわれており、その規模を確認することができる。

**四条条間小路**　宮東面大垣の東方約530mの左京四条四坊で検出されている(第10図9)。南・北側溝ともに幅0.8m、深さ0.6mの素掘溝で、路面幅は検出面で6.3m、側溝心心間距離は7.12mと報告されている[42]。従って、側溝心心間の設定寸法は20大尺(復原値7.08m)であったと考えられる。

**七条条間小路**(第17図)　右京七条一坊で調査されており(第10図10)、南北両側溝と路面相当部分が東西約45mの範囲にわたり検出されている。北側溝は幅1.2m、深さ0.2m、南側溝は幅0.75～1.45m、深さ0.25mで、側溝心心間距離は約7mであると報告されている[43]。しかし、遺構図によると、7.1m前後とも計測でき、20大尺の設定寸法を復原することができる。

この調査では、七条条間小路の南辺に沿う東西方向の掘立柱塀が確認されている。報文では、これが小路南側の坪の北を画するものとみなし、小路北辺には同様の施設がないことから、「坪と道路との間を画する施設は必ずしも坪の四周に設置されていたものではない」と指摘しており、京内条坊街区の実態を類推する上で興味深い。なお、この東西塀の位置は、小路南側溝心の南「3m(10尺)」と報じられているが、むしろ約3.5mと計測することができ、10大尺の間隔をおいて設定されたものとみられる。

**西三坊坊間小路**(第18図)　右京五条三坊で検出されている(第10図11)。東側溝は幅が約1.7m、深さ0.2～0.6m、西側溝は幅約1.5m、深さ0.15～0.35mで路面幅5.3m、側溝心心間距離7.3mであると報告されている[44]。しかし、付載された遺構図によると、側溝心心間距離は7.0～7.1mと計測することができ、20大尺の設定寸法を復原しうる。

iii　小結

以上検討してきたように、藤原京条坊道路の規模を確認あるいは推定しうるのは大路7例、小路3例である。このうち小路についてはいずれも側溝心心間距離20大尺であり、これが京内小路の標準規模であった蓋然性が強い。それに対して、大路には多様性がみとめられる。側溝心心間の規模でみると、京の中央道路である朱雀大路は70大尺と最も広く、それに宮南大路である六条大路が60大尺で続く。その他の大路では、四条大路、八条大路

（また九条大路もか）が45大尺であるのに対して三条大路は25大尺と、20大尺狭く設定されている。

これら道路幅員を示す数値の中に45大尺あるいは25大尺という数値がみられることはいささか奇異な感を受ける。もっとも、45大尺は60大尺の３分の２に相当するが、しかし、そこには先にも若干ふれたように別の規格性がみとめられる。朱雀大路、六条大路、三条大路の項でみたように、道路の規模は側溝心心間距離だけでなく、側溝幅や路面幅にも一定の規格のあることが知られる（検討に際して側溝心心間距離を拠り所とするのは、遺構の遺存状態の如何により、側溝幅および路面幅の本来の規模を確認することが困難な場合が多いからに他ならない)。側溝心心間距離が45大尺と20大尺である条坊道路の側溝幅、路面幅については、次節で検証することになるが、記述の都合上ここではいずれも５大尺幅の側溝規模を復原できるという結論を記しておこう。

そうとすると、朱雀大路は側溝心心間距離70大尺、側溝幅20大尺、路面幅50大尺、側溝外岸間距離90大尺であり、六条大路は側溝心心間距離60大尺、側溝幅10大尺、路面幅50大尺、側溝外岸間距離70大尺であるので、この両者の間には路面幅が共に50大尺である点と六条大路の側溝外岸間距離が朱雀大路の側溝心心間距離に一致するという関連性がみとめられる。つぎに、四条大路、八条大路などについては、側溝心心間距離が45大尺とやや半端な数値であったが、前述のように側溝幅は５大尺であったとみられるので、路面幅は40大尺、側溝外岸間距離は50大尺に復原することができ、この50大尺という設定寸法は朱雀大路、六条大路の路面幅に一致する。側溝心心間距離が25大尺の三条大路は、側溝幅が５大尺であるので、路面幅20大尺、側溝外岸間距離30大尺となり、この路面幅設定寸法が小路の側溝心心間距離20大尺に一致していることは言うまでもない。側溝心心間距離が20大尺である小路は、側溝幅５大尺、側溝外岸間距離は25大尺となり、この距離は三条大路の側溝心心間距離と同じである。

さて、ここで東二坊大路について再び検討しておきたい。先に東二坊大路の規模は検出された大路西側溝の位置および宮東面大垣と条坊計画線との位置関係などから、側溝心心間距離20.4ｍに復原できるとした。この復原に際して用いた基準尺の実長は、前述したように、１大尺＝0.3559ｍ（＝0.2966m×1.2）であった。この基準尺長の算出にあたって採用された数値は宮の東面大垣と西面大垣との東西距離925.4ｍであり、計画寸法が2600大尺であることから、上記の実長が求められたのであった。計測の基準とされるのは今日測量法で規定されている国土座標系上の座標値で、藤原宮の造営方位と国土座標系の方位との偏れを考慮して座標変換をした上で、造営上の相互距離を算定するのである。しかし、藤原宮の造営方位は宮南門と北門の門心の位置関係からN0°26′30″Wという値が求められて

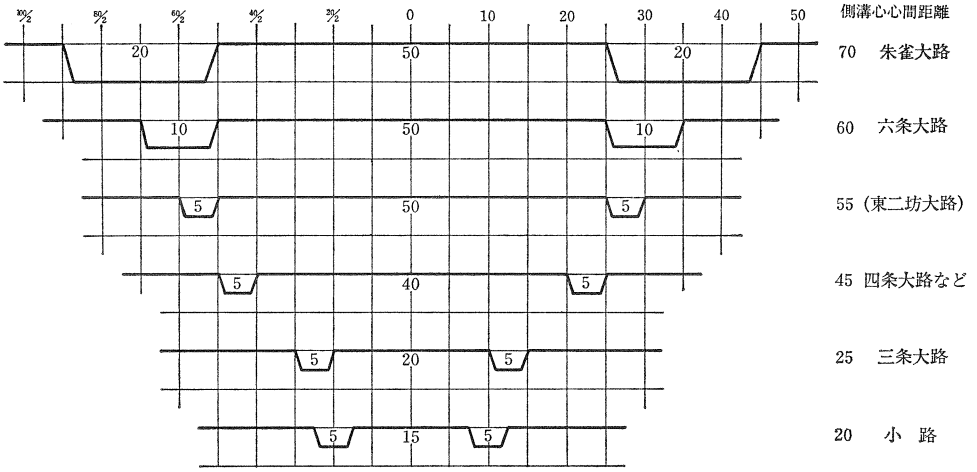


**第19図**　京内条坊道路設定規模の相関関係想定図　（単位は令大尺）

はいるものの、必ずしもこれが全てを律しているとはいえず、他の検出遺構ではまた異なった造営方位が求められている場合もある。こうした中で、900m 以上の間隔のある東西2地点の国土座標値から宮造営に際しての東面、西面大垣間の設定距離を正確に把握することは、かなり困難であるといわなければならない。しかし、より正確な数値を計測しうる遺構がある。昭和56年に宮西南隅周辺で行なわれた発掘調査では、先に宮外郭施設の地割の検討に際しても紹介したように、大垣の西南コーナーが確認されている。報文によると、この南面大垣の西端から藤原宮第1次調査で確められている宮南面中門心までの距離が460.14mであると記されており[45]、直線状に連なる同一遺構上での計測値であり、その信頼度はかなり高いと判断しうる。南面大垣西端と宮南面中門心との間隔の計画寸法は1300大尺であるので、この場合一大尺の実長は 0.3540 m （=0.2950m×1.2）であることが知られる。そこで、東二坊大路の復原に立ち返ると、東二坊大路条坊計画線と宮東面大垣との間隔は200大尺であり、上記の基準尺長を採れば、復原距離は 70.8m となる。宮東面大垣から大路西側溝までの距離約61mを考慮すると、東二坊大路の側溝心心間距離は19.6m前後と推定される。この規模がほぼ55大尺（19.6m÷0.3540m=55.37）であることに注目したい。西側溝の幅は検出面で最大 1.5m を測るが、後述するように、小路の側溝幅は5大尺（復原値1.77m）に設定されたと判断されるので、東二坊大路の側溝がそれより小規模であったとは考えがたく、遺構の上からも、5大尺の幅に設定されていたと想定される。とすれば、多分に不確定要素が残るが、東二坊大路の規模は側溝心心間距離55大尺、側溝幅5大尺、路面幅50大尺、側溝外岸間距離60大尺であったことになり、路面幅は朱雀大路、六条大路に匹敵し、側溝外岸間距離は六条大路の側溝心心間距離に一致することになる。

このようにみてくると、藤原京条坊道路の規模を設定するに際しては、側溝心心間距離

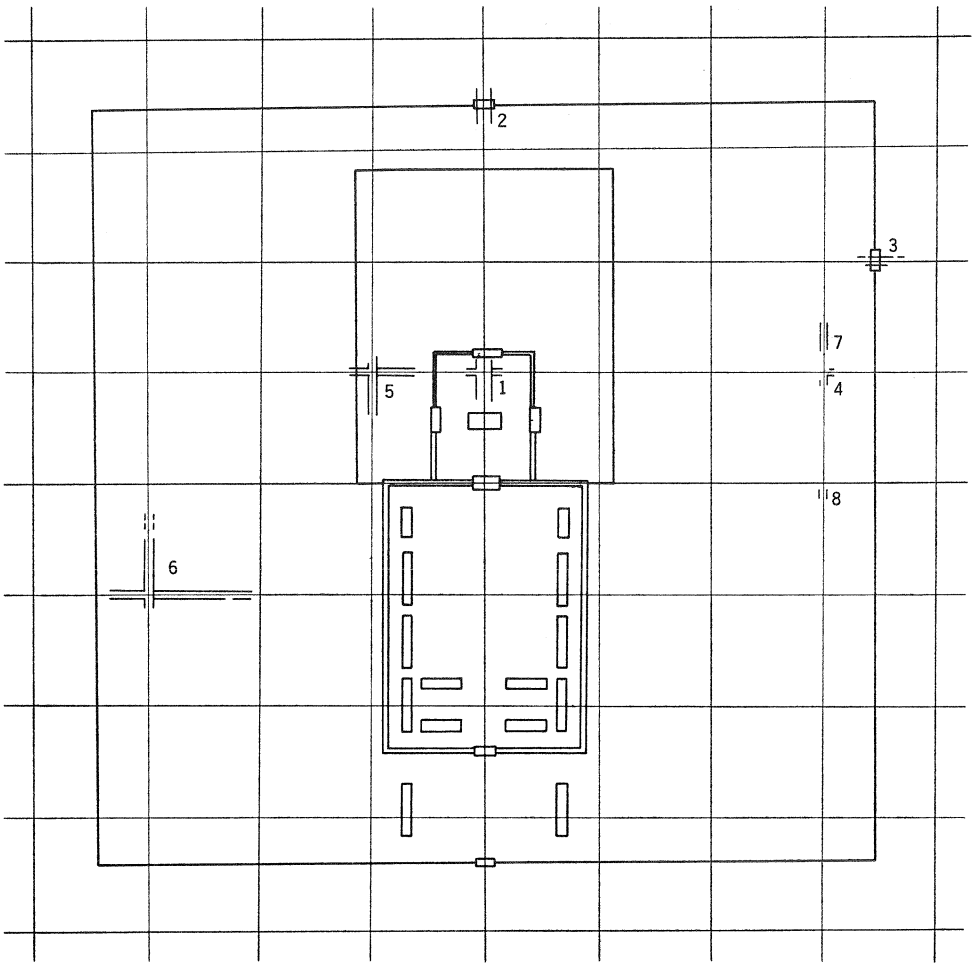


**第20図**　宮域内先行条坊道路遺構調査位置図　(1：9000)

を基準にしたのではなく、まず路面幅と側溝幅を整った完数値で定めたものと考えることができる。このことは先に宮外郭施設の地割について明らかにした大垣と内濠、外濠およびその間の壕地の設定原理とも共通している。さらに、東二坊大路における推定例を合わせると、朱雀大路、六条大路、東二坊大路、四条大路、八条大路など、三条大路、小路という6段階の規模の相違があり、しかもそれらが相互に単純明快な関連性を以て設定されていることは、後の平城京や平安京とは異なった、きわめて図式的な地割設定が行なわれたことを示しているものといえよう（第19図）。

## B　宮域内先行条坊

宮域内で検出された、宮造営に先行して設定されていた条坊道路の遺構には、大路が2例、小路が8例ある[46]（第20図）。

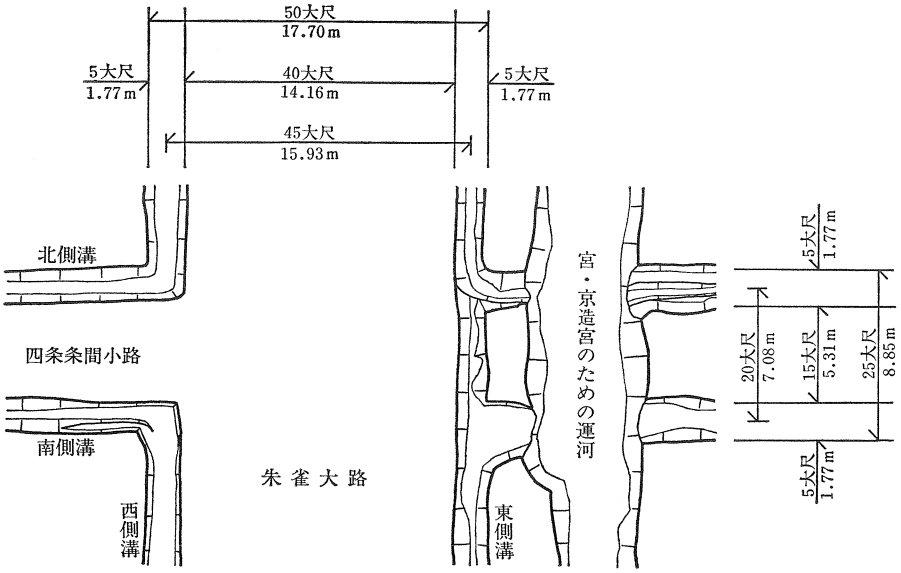


**第21図** 朱雀大路・四条条間小路遺構図 (1：400)

i 大路

**朱雀大路** 朱雀大路に相当する道路遺構は、大極殿北方約50mの四条条間小路との交差点付近[47]（第20図1）と宮北面中門付近[48]（第20図2）との2ケ所で検出されている。北面中門では、道路遺構の中軸線と門の中軸線とが一致しており、この道路が宮の中軸線上に設定されていることがわかる。また、門は道路の側溝が埋められた後に造営されたものであることが遺構の重複状態から明らかにみてとれる。さらに、この調査では、道路側溝の掘削以前に存在していたことが明瞭な溝が検出され、その埋土から出土した土器の年代観から判断して、道路の建設が「藤原宮造営直前の7世紀の第Ⅳ四半期の中にあり、少なくともそれを遡るものではない」と報告されており、注目される。北面中門付近での朱雀大路東側溝の幅は1.3～1.8m、西側溝の幅は1.2～1.4mあり、報文には、東西側溝間の心心距離15.8m、路面の幅員15.0m前後を測ることから、路面幅員50（小）尺として計画されたものであろうと述べられている。しかし、付載された遺構図によると、部分的には側溝心心間距離15.8mと計測しうるが、大半は16.0m前後である（第9図）。

一方、四条条間小路との交差点付近での朱雀大路は側溝心心間距離が16.5mと報告されているが、これも遺構図によると、16.0m前後と計測することができ、宮域内での朱雀大路の側溝心心間規模は45大尺（復原値15.93m）に復原できる。なお、この交差点付近では、宮造営に際しておこなわれた整地作業に伴なう埋立土層が側溝を覆う状態で確認されており、それだけに、側溝の廃絶時の状態がそのまま遺存していると考えることができる。そ

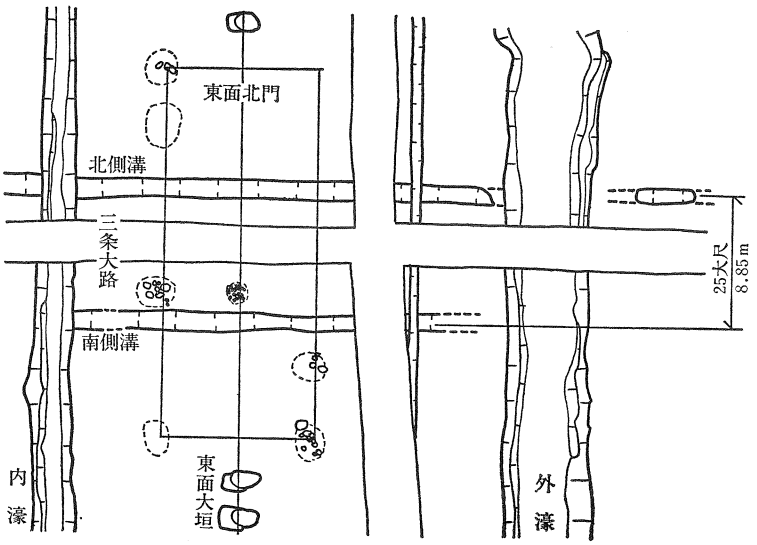


第22図　東面北門付近三条大路遺構図　(1：500)

こで、側溝の幅をみると、東側溝は1.5～1.8m、西側溝は1.7～2.2mの範囲内にあり、大部分は1.7～1.8mの幅とみてよく、5大尺（復原値1.77m）の設定寸法であったと考えられる。従って、前述したように、側溝心心間距離は45大尺であるが、実際の地割設定に当っては、路面幅40大尺の両側に5大尺の幅の側溝を付設し、側溝外岸間50大尺としたものと想定される（第21図）。

**三条大路**　宮東面北門付近で検出されており（第20図3）、側溝が埋められた後に門が造営され、また、外濠、内濠の掘削によって、道路遺構が分断された状況をうかがい知ることができる[49]。南側溝は幅1.1m前後、深さ0.3m、北側溝は幅1.2m前後、深さ0.3mたらずで、側溝心心間距離は約9mと報告されている。報文では、これを3丈（30小尺）とみなしてい

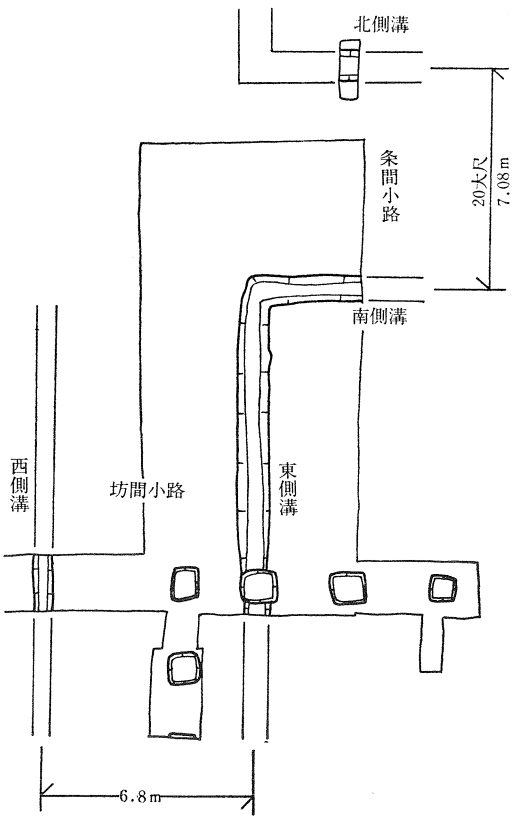


第23図　四条条間小路・東二坊坊間小路遺構図
(1：250)

るが、これまでの叙述で明らかなように、側溝心心間規模は25大尺であったと判断すべきであろう（第22図）。

ii　小路

**四条条間小路**　四条条間小路の遺構は宮域内の３ケ所で確認されている。

まず、東二坊間小路との交差点想定位置のすぐ東で南北両側溝が検出されている[50]（第20図４）。「側溝心心7.2mを測る」と報告されているが、遺構の上からは7.1mとみても矛盾はなく、側溝心心間20大尺の設定寸法を復原しうる（第23図）。

つぎに前述した大極殿北方での朱雀大路との交差点付近で、大路の東西にそれぞれ南北両側溝が検出されている[51]（第20図１）。路面幅員約5.4m、側溝心心約７ｍと報告されており、遺構図によると、大路東側では南北側溝心心間距離を7.1ｍとも計測することができるので、設定寸法は20大尺であったと考えてよかろう。大路西側の交差点に近い場所ではほぼ7.1mあり、東側と同じであるが、７～８ｍ離れた調査区の西端付近では、約6.8mと、やや狭くなっている。側溝の幅は、この付近では、交差する朱雀大路のそれと変りなく、また前述したように、廃絶時の状況がよく遺存していると考えられることから、５大尺の規模に復原することができ、前項での京内条坊道路の規模の考察に際しては、小路側溝の設定幅としてここでの確認例を引用した次第である。なお、側溝幅が５大尺であるので、路面設定幅は15大尺（復原値5.31m）となり、先の実測値約5.4mに合致する（第21図）。

第３の個所は西一坊坊間小路との交差点から東西56mにわたり検出されたもので（第20図５）、その東端は前記の四条条間小路の西約56mにある[52]。南北両側ともに幅約１ｍ、深さは0.5mを測り、側溝心心間距離は6.8mで、ほぼ一定している。

四条条間小路については、以上宮域内の３ケ所で幅員を知りうるが、朱雀大路を境に東側は側溝心心間20大尺の設定寸法であり、これは京内左京四坊での四条条間小路の規模と一致する。それに対して、西側では6.8mとやや狭く設定されていることが知られる。

**五条条間小路**　宮域内西方官衙地区の調査において、西二坊坊間小路との交差点を含めて、東西160m余りにわたって検出されている[53]（第20図６）。ここでも、坊間小路との交差点を境にして、東西で幅員が若干異なっており、交差点以東では側溝心心間距離が6.5mであるのに対し、西側では6.25mと狭い。側溝の幅は、交差点以東では両側溝とも0.7～1.5m、以西では0.8～1.2mを測り、一定しないが、検出面での路面幅は、遺存状態の比較的良好な場所では、ほぼ5.2～5.4mの間にある。

**東二坊坊間小路**　宮域内東方官衙地区の３ケ所で検出されている。

第１は、四条条間小路との交差点の北約27mの地点から北に27mにわたり確認されている[54]。東西両側溝とも幅約0.9m、深さ0.2mで側溝心心間距離は6.25mを測る。また、路面

幅は5.35m前後である（第20図7）。

つぎに、四条条間小路との交差点から南10mにわたり東側溝が検出され、西側溝も一部で確認されている[55]（第20図4）。東側溝は幅0.7〜0.9m、西側溝は約0.5mで、側溝心心間距離は6.8mである（第23図）。

さらに、四条大路との交差点想定地点のすぐ南で検出されており[56]、東側溝は幅1.4mあり、西側溝は遺存状態が良くなく、幅は0.8m程ある（第20図8）。側溝心心間距離は7.1mと報告されており、20大尺の設定寸法であったことが知られる。

**西一坊坊間小路**　先に述べた四条条間小路との交差点から南66m余りの範囲にわたり検出されている[57]。東側溝は幅0.9〜1.4m、西側溝は0.9〜1.2mを測り、側溝心心間距離はほぼ6.7〜6.8mである。また、検出面での路面幅は5.2〜5.8mである。

**西二坊坊間小路**　宮域内西方官衙地域の調査の際に南北112mにわたって検出されたもので、五条条間小路との交差点を含んでいる[58]。東西両側溝とも幅1.3m、深さ0.3〜0.4mで、側溝心心間距離は、交差点以南では6.5m、以北では交差点に近接する部分が6.5mであり、他は6.7〜〜6.8mとやや広い。

### C　小結

宮域内で確認された、京条坊に一致する道路遺構は以上であるが、その要点をまとめておこう。朱雀大路は宮域外では側溝心心間70大尺、側溝幅20大尺、路面幅50大尺の設定寸法であったが、宮域内では側溝心心間45大尺、側溝幅5大尺、路面幅40大尺であり、路面幅にして10大尺狭い。しかし、側溝外岸間距離50大尺は京内朱雀大路の路面幅に一致している。この宮域内朱雀大路の規模は京内での四条大路や八条大路と同じであり、敢えて推断するならば、京内一般大路の幅員規模であるといえよう。それに対して、三条大路は宮域外で確認された規模、側溝心心間25大尺と一致している。

次に宮域内での小路であるが、交差点を境にした同一小路を別個に数えると、合せて12カ所での調査例があることになるが、その側溝心心間の規模は6.25〜7.1mの間で、幾通りかのもののあることがわかる。12例のうち、3地点では7.1mで、京内小路と同じ20大尺の設定寸法であることが明らかである。その他では、6.7〜6.8mが5例と多く、6.5mが2例、6.25mが2例と一応4段階の規模に分類できるかと考える。これら多様な規模を示す宮域内先行条坊の位置について、現状では何ら規則性を見出すことはできず、また、たとえば東二坊坊間小路のように、交差点を越える毎に6.25m→6.8m→7.1mと規模の変化する場合さえある。しかし、少なくとも、最大幅を示す例は京内小路と同じ側溝心心間20大尺であり、それ以外は20大尺以下の規模であること、また、現在知られる調査例にあっては、京内小路がいずれも20大尺であるのに対し、宮域内小路が多様性を示していると

いう事実を指摘しておきたい。

なお、宮域内小路の規模の多様さという現象について、その幅員の設定方式に関する一つの推論を呈示しておこう。京内条坊道路の設定方式を検討した結果、道路の規模は路面幅、側溝幅を基準として設定されたものであることを明らかにしえた。そこで宮域内小路の規模をみると、路面幅は5.2～5.8mであり、多くが5.2～5.4mの範囲内にあることが注意される。言うまでもなく、遺構の残存状態が完好であることは稀で、側溝掘削以後の流水等によっても本来の形状が著しく損われることはしばしばあり得るため、遺構検出面での路面幅計測値をもとに即断することは避けなければならないが、仮に小路が全て路面幅15大尺で設定されたものとすると、その復原推定値は約5.31mであり、検出遺構による計測値におおむね符合する。その場合、側溝幅は当然5大尺以下であると想定されるが、側溝幅を4大尺と仮定すると、側溝心心間距離は19大尺・6.73m、3大尺とすると同じく18大尺・6.37m、5大尺の2分の1である2.5大尺とすると、17.5大尺・6.20mと復原することができ、遺構上の計測値6.7～6.8m、6.5m、6.25mにそれぞれほぼ一致する。ただし、これはあくまでも推測にすぎず、宮域内先行条坊の性格の解明をも合わせて、結論は今後の調査研究の進展にまちたいと思う。

## Ⅲ　平城宮・平城京

平城京の条坊は、左・右京各4坊、南北9条で、左京一～五条には、外京と称される五坊、六坊、七坊の3坊が京の東に張り出し、右京一条二～四坊の北には、2町幅の北辺坊が設定されていた。京域の規模は、外京、北辺坊を除くと、藤原京に比べ、東西は2倍、南北は1倍半であり、面積は全体で3倍以上に拡大している。京の中央道路である朱雀大路が従前から存在していた下ツ道の位置を踏襲して設定されたとする考えは、つとに喜田貞吉の提唱したところであるが、[59]近年行なわれた朱雀大路に関する発掘調査では、朱雀大路と中軸線を同じくする下ツ道の道路遺構が検出され、[60]喜田の着想の妥当性が証明されている。岸俊男は官大道と京域設定の関係についての見方を更に発展させ、平城京の京域は東京極を中ツ道に、西京極を下ツ道により画されていた藤原京域を大和盆地の南端から北端へそのまま移動させて、下ツ道を中軸に東西幅を西に展開することにより設定されたものであるとして、平城京域の設定に藤原京の占地のあり方が密接に関っているとの考えを示した。[61]岸のこの見解は今日ほぼ定着したものとなっている。平城京条坊の設定方式は藤原京と原理的に共通したものであり、従来の説明の方法によるならば、条坊は1800小尺を1条1坊の計画寸法とする方眼を基準にして、大路、小路はその条坊計画線上に設定され

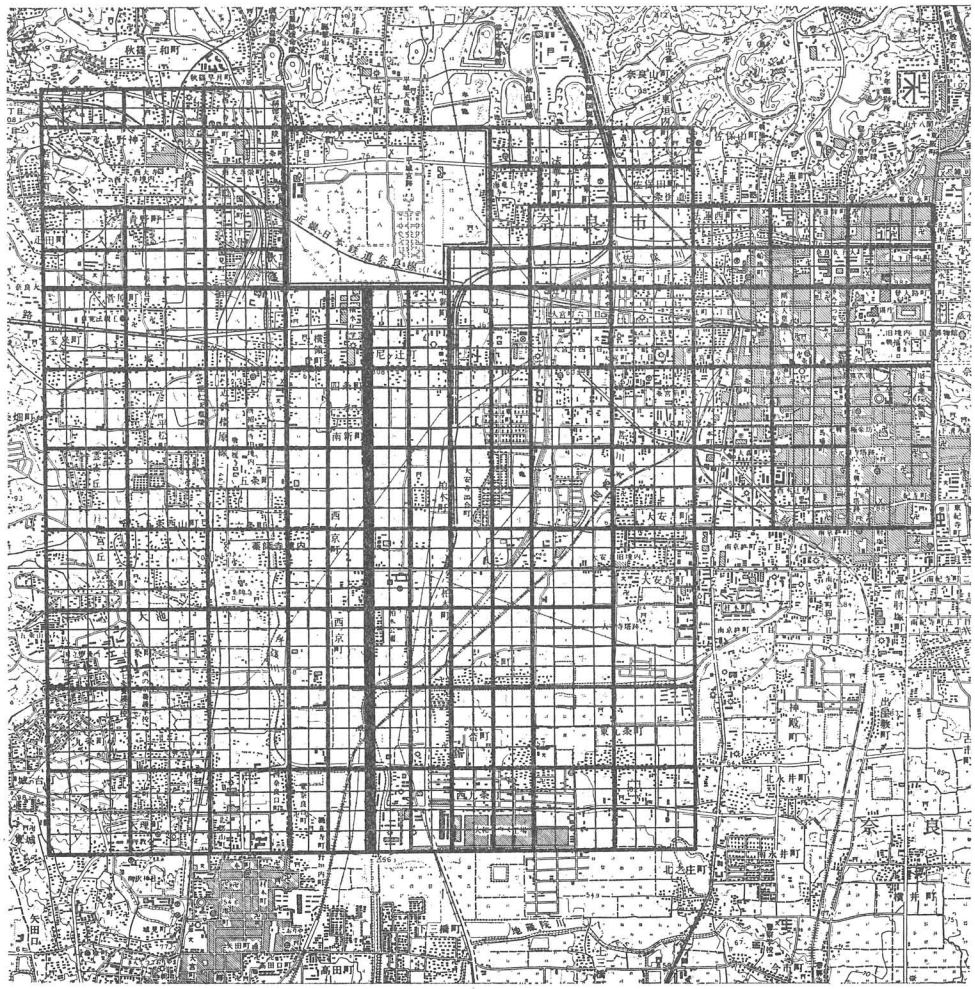


**第24図**　平城京域図　（1：50000）国土地理発行1：25000地形図(奈良・大和郡山)を使用

ている。従って、各街区つまり坪の面積は、その周囲を通る大路あるいは小路の幅員により左右されるので、一定していないことになる。

## 1　平城宮の地割

平城宮は京域の北端中央の2条2坊にあり、昭和41～42年に行なわれた発掘調査によって、宮域の東辺の北4分の3がさらに2町東に張り出すという重要な事実が明らかにされている。従って、藤原宮に比べると、平城宮は東に張り出した分だけ広くなっている。

宮域内およびその周辺地域における発掘調査は、昭和30年以来奈良国立文化財研究所により継続的に実施されており、宮南面中門である朱雀門北方の第1次大極殿院地区・第1次朝堂院地区・北方官衙地区、宮南面東門である壬生門北方の内裏地区・第2次朝堂院地

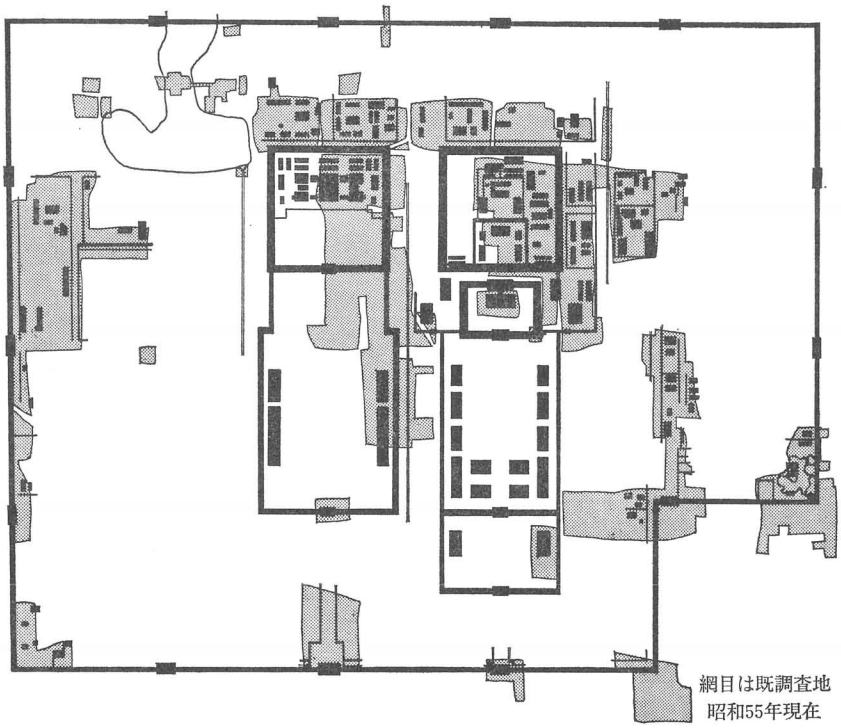


**第25図** 平城宮発掘調査位置図 （奈良時代中期の遺構配置 1：12000）

区・内裏北および東外郭地区、東院地区（宮東辺張り出し部分）、西方官衙（馬寮）地区等の他、朱雀門、壬生門、佐伯門（宮西面中門）、玉手門(宮西面南門)、小子門（東院南面門）をはする宮城門や宮大垣の遺構が明らかにされ、それでも一端にしかすぎないが、宮域内の諸区画、諸建物の平面構成が次第に解明されつつある（第25図）。

こうした中にあって、平城宮の区画地割のあり方について充分な検討が施されることは少なく、全体的な考察を試みた例としては、先述した、藤原宮の地割等と共に古代都城の地割の性格を歴史的に位置付けようとした稲田孝司の所論に限られる。[62] 稲田によれば、平城宮の地割には大きく三つの方式があるとされる。以下にその要点を記そう（第26図）。

1　京の条坊町割の単位である令１里（＝1800小尺＝1500大尺―筆者註）およびその４分の１の長さを単位として地割する方法。

a　第２次朝堂院部分では条坊計画上の宮南限から北へ23.5ｍのところに宮南限の築地および壬生門をおき、この築地から528ｍ＝令１里北方に大極殿南門を設定する。

b　条坊計画上の宮南限から条坊制１町北方に応天門を置き、さらに１町北方に会昌門を設定したらしい。

c　宮西方の馬寮と推定される官衙地区では、馬寮とその東の官衙との間を画する築地

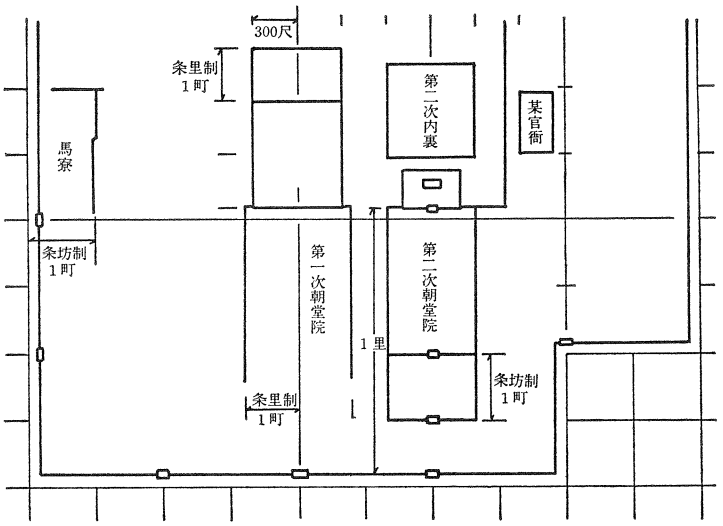


**第26図**　稲田論文の平城宮地割復原図

が条坊計画上の宮西限から133m＝条坊制1町の位置にある。

2　600（令小）尺および300尺を単位としたもの。

a　左京一坊大路の条坊計画線から西方へ300（小）尺単位の距離をとって行くと、某官衙の西を画する築地、内裏東回廊、内裏中心、内裏西回廊、第1次大極殿院東回廊、同中心、同西回廊が位置しており、きわめて整然とした地割が行なわれている。

b　第2次朝堂院の東西幅は内裏の東西幅に一致するから、これも300（小）尺単位の地割にのる。

3　条里制1町（＝360小尺＝300大尺≒106.6m―筆者註）を単位としたもの。

a　第1次朝堂院の東西幅は212m＝条里制2町である。

b　第1次朝堂院（第1次大極殿院のことと思われる―筆者註）の南北幅は318m＝条里制3町であり、北から106m＝条里制1町の地点に塼積の壇をもうけている。

稲田は上記三つの方式を示した上で、平城宮域内の地割方式を「京の条坊町割の地割と同質の地割を基本としながらも、農村の田地の地割に用いられる条里制1町の単位のように、まったく異質な地割がみられるようになるもの」と性格付け、「600尺あるいは300尺単位の地割は（中略）京の条坊制の単位である令1里を任意に⅓、⅙にしたものとみれば（中略）京の地割との共通性も考えられる。平城宮の第2の地割方式は第1と第3の中間的な性格をもつもの」との評価を与えた。

以上に平城宮に関する稲田の所説を披見したのであるが、いくつかの点において事実誤認がみとめられ、また地割方式全体の評価も妥当でないと考える。まず、1―aで宮南面

大垣が条坊計画線の北23.5mに設定されたとするのは、従来からの通説である80小尺という数値を踏襲したものと思量されるが、その場合、1小尺＝0.2938mとなり、小尺の実長としてはやや短かすぎる。その上、後に明らかにするように、実際には宮南面大垣は条坊計画線の北約24.9mの位置に設定されているのであり、23.5mという数値の根拠は甚だ不確かだと言わざるを得ない。次に、1－a・bの説明からは、宮南面大垣と第2次朝堂院の会昌門との間隔が242.5m（2町・266m—23.5m＝242.5m）程と理解されるが、現存している会昌門の基壇跡と南面大垣との心心間距離は約250mあり、氏の説明に合致しない。後論するように、現在残る土壇の位置や地割計画のあり方から判断すると、壬生門、応天門、会昌門はそれぞれ等間隔に配置されていたとみるべきなのである。

さらに何よりも疑問であるのは、稲田の説明に従えば、宮の区画地割を一連の計画としてみる時、そこに全く異質な地割方式が混用されていることになる点である。たとえば、第1次大極殿院と第1次朝堂院はいずれも宮造営の初期に宮中軸線上に設定された一連の区画であるにもかかわらず、その東西幅を決定する際にそれぞれ異なった地割方式が採られたことや、第1次大極殿院のように一つの区画を設定するのにも、東西方向と南北方向とで地割方式を異質なものにしなければならなかったことの必然性についての充分な解釈が施されたとは言いがたい。あるいは、宮域の中枢に位置する内裏地区の南北方向の位置は稲田のどの方式をとっても説明不可能であり、また稲田の所説発表後に判明したことであるが、1977年に行なわれた第1次朝堂院南門の調査の結果、第1次朝堂院の南北幅が285mであることがわかり[63]、これは令小尺に換算すると960尺となり、三つのいずれの方式でも解釈のつかない規模である。こうした事実理解の矛盾は、稲田の示した「三つの地割方式」の想定自体が誤まりであったことを物語るに他ならないと考える。

藤原宮および京の地割が大宝令に度地尺として規定されている大尺を基準尺として行なわれていたことは、すでに前章で明らかにした通りであるが、以下に述べるように、和銅初年に行なわれた平城宮の地割も令大尺を基準尺としている。

## A　宮域内の区画地割

平城宮の周囲を画する大垣および宮城門の設定基準については後に詳論するが、門・大垣により囲繞された宮域内には様々な区画が設けられている。ここではその中で発掘調査により区画の規模がほぼ把握され、同時に宮の中枢部分を構成する中央殿堂地区の、とくに平城宮造営当初の諸区画の地割について検討する。第27図は平城宮造営当初の中央殿堂地区の区画状況を示したものである。

第1次大極殿院・第1次朝堂院地区は宮の中軸線上に設定された区画であり、東半部の大部分が発掘調査により明らかにされている。第1次大極殿院地区には、この区画内の北

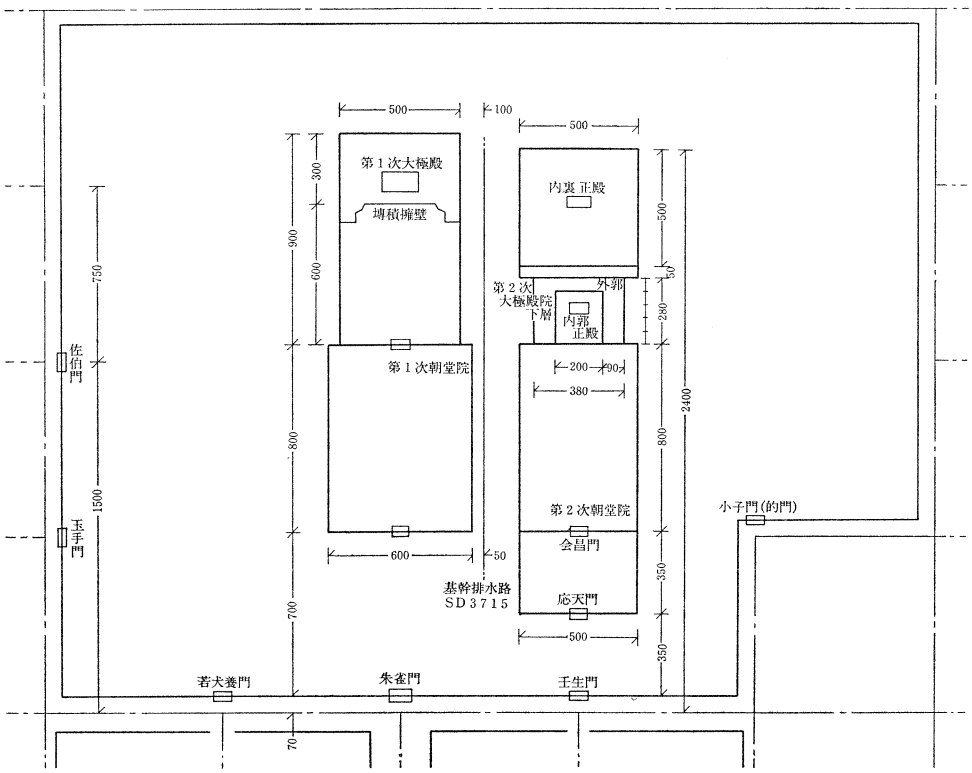


**第27図**　平城宮地割復原図　（和銅遷都当初　単位は令大尺）

寄りに、遷都当初に造営された大極殿とみられる大規模な基壇建物が建つ。この地区は奈良時代を通じてA～C期の変遷を辿るが、そのうち、第１次大極殿を擁するA期は藤原京から遷都した時期に始まる。報文によると、この時期の第１次大極殿院は東西600尺、南北1080尺の長方形の平面形に区画され、外周に回廊をめぐらす。南面回廊中央には南門をおき、南北長を三分する最後方の幅360尺の一画を台状に作り、そこに大極殿を中心とする建造物群を構築している。[64] この台状部の南端前面は高さ３ｍ程の塼積擁壁となっており、この時期の構作の壮大さが想起される。

さて、ここに示された規模の単位は、令小尺であるが、いずれも令大尺では、より整った完数値になることが知られる。すなわち、第１次大極殿院の造営当初の規模は、東西500大尺、南北900大尺であり、区画内北寄り300大尺の幅を台状に作ったものと復原することができる。

第１次朝堂院地区については、東半部と南門の発掘調査が行なわれている。調査の所見によると、遷都当初の区画は掘立柱塀によるもので、のち神亀年間に築地塀に改作されて

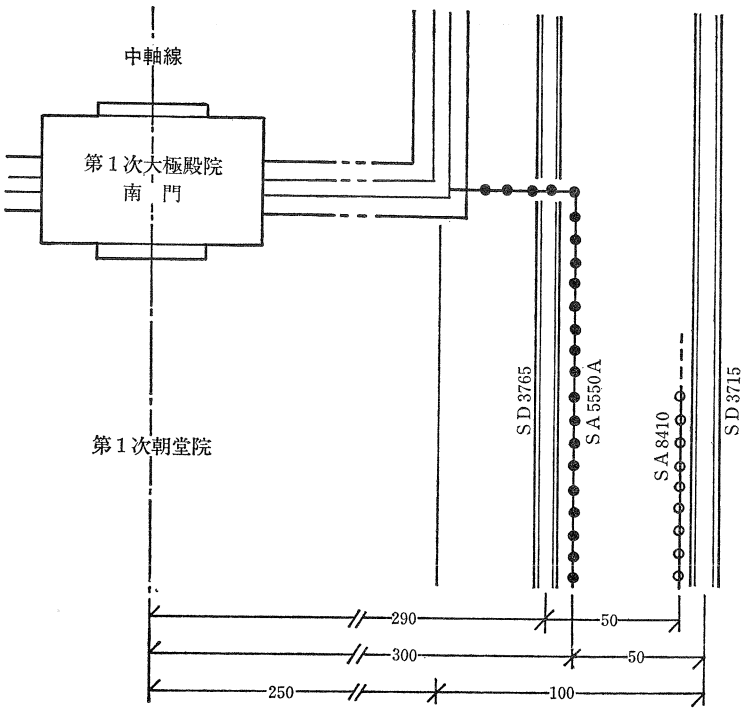


**第28図**　第1次朝堂院周辺地割復原図　（単位は令大尺）

いる。この区画の東西幅は214m と復原されており、720小尺[65]・600大尺に換算しうる。南北幅は285m を測り960小尺[66]・800大尺である。また第1次朝堂院南門と朱雀門との門心心間南北距離は約248mであり、840小尺[67]・700大尺であることがわかる。

このように、朱雀門北方に設定された第1次朝堂院と第1次大極殿院は、朱雀門心（＝南面大垣心）を基点として700大尺、800大尺、900大尺を南北にとり、東西幅は600大尺、500大尺に設定するという、100大尺の整数倍の数値により設計されていることが理解される。この中で朱雀門と第1次大極殿院南門との距離が1500大尺（700大尺＋800大尺＝1500大尺＝1800小尺）であり、これが京条坊における1条1坊の計画寸法に一致することから、前掲稲田の所説にみられるような、朱雀門から令1里（1条分の長さ）を隔てた、平城宮の中央やや北寄りに、第1次大極殿院南門が設定されたというが如き見解が導き出されたのであろう。しかし、果してどの程度京条坊の計画寸法が意識されていたのか、多分に疑念の残るところであり、100大尺単位の割り付けの結果、偶々1500大尺になったにすぎないとみることも十分可能ではあるまいか。

なお、第1次大極殿院・第1次朝堂院地区の東側には、基幹排水路とみなされる南北溝SD 3715 が南流している。この溝心の位置は第1次朝堂院の東面塀 SA5550A の東17.5～

18mにあり、60小尺・50大尺の設定寸法と考えられる。この溝は南北に直流しているので第1次大極殿院の東では、溝心は東面回廊心の東120小尺つまり100大尺の位置であることがわかり、小尺よりもむしろ大尺を基準尺として地割設定された蓋然性が強いといえよう。このことは、後論するように、令大尺による設定の年代と重要な関わりを持つことになるのであるが、結論をここで述べておくならば、この南北基幹排水路SD3715は和銅6年（713）以前に設定されたものと想定することができる。

さらに、二点付言しておこう。第1次朝堂院の東面塀SA5550Aの西側（区画の内側）には、この区画の造営に先行する南北溝SD3765があり、この溝の東約17.5mには、柱を立てた形跡の全くない南北方向に連なる掘立柱掘形列SA8410がある。南北溝SD3765は第1次朝堂院の中軸線の東約103mに位置すると報告されており[68]、この距離は290大尺に換算することができる（103m＝0.3552m×290＝0.2960m×1.2×290）。また、SA8410は宮造営当初に計画されながら、造営工事の中途で埋め戻されたいわば未完の施設であるが、この位置は南北溝SD3765心の東50大尺にあるので、中軸線との距離が340大尺（290大尺＋50大尺）であることが知られる。従って、当初東西幅680大尺の区画として設定されたにもかかわらず、何らかの理由で、第1次朝堂院は東西幅600大尺の規模に変更されたものと理解される[69]（第28図）。

次に、宮南面東門である壬生門の北方に設定された諸区画の地割をみてみよう。ここには、北から内裏、第2次大極殿院、第2次朝堂院が南北に並んでいる。内裏地区については、中央部から東半部にかけて6割余りの部分の発掘調査が行なわれており、A～Eの5時期に大別される遺構の複雑な様相が明らかにされている。そのうち宮造営当初のA期についてみると、1辺600（小）尺の、掘立柱塀による正方形の区画が設けられ、南辺には全幅にわたって南北幅60（小）尺の区画が付設されている[70]。この600小尺四方の区画の中央北寄りには掘立柱建物の正殿とその前殿が建ち、正殿の背後には、付属殿舎群とみられる掘立柱東西棟が6棟余り検出されている。和銅創建になると考えられるA期の区画および殿舎群は、B期（神亀年間）以後により明確になる内裏的建物配置と基本的に共通しており、遷都当初からこの地区が内裏としての機能を果していたと考えられる。そこで、この区画の規模であるが、東西・南北幅600小尺は、先にみた第1次大極殿院の東西幅500大尺と同じである。また南辺に付設された幅60小尺の区画も50大尺とみることができ、内裏地区の遷都初当の区画も令大尺を基準尺として、設定されたものと判断される。なお、この区画の南辺の位置は第2次朝堂院の北面築地心の北280大尺（約99.5m）に設定されており、区画の北辺は宮の条坊計画上の南限すなわち二条大路計画線から北2400大尺の位置にある（この点については後の叙述により明らかにされよう）。

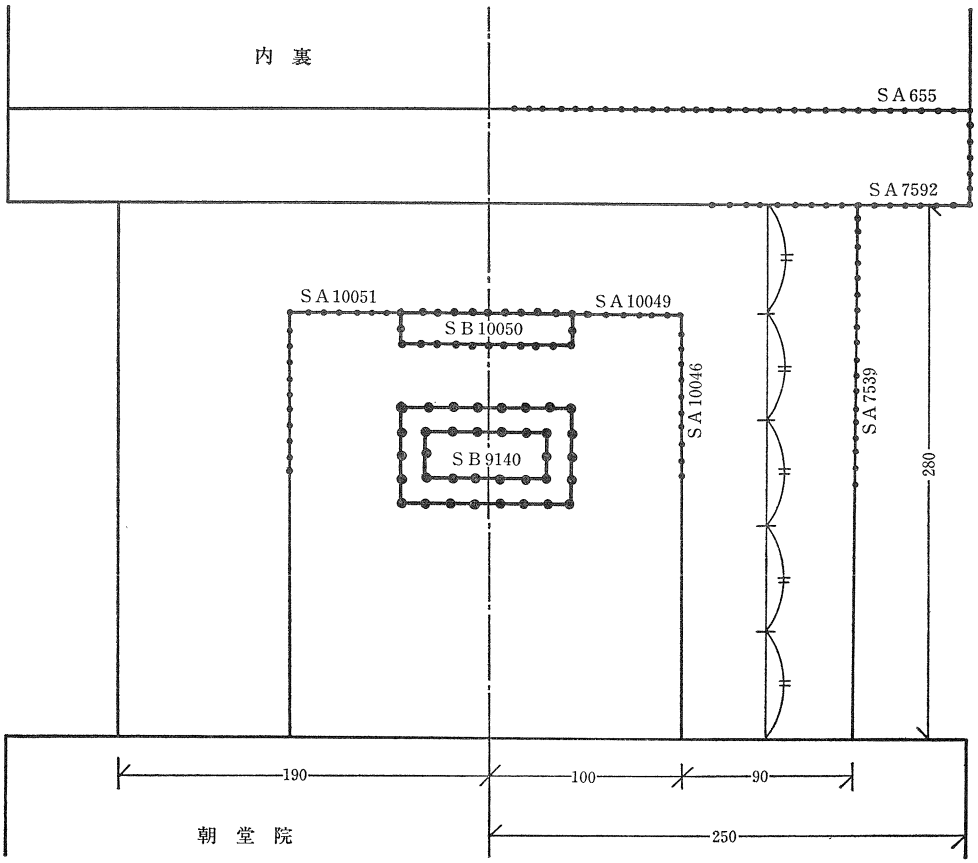


**第29図** 第２次大極殿院下層遺構地割復原図 （単位は令大尺）

第２次大極殿院の中央に遺存する土壇は、かねてより平城宮大極殿跡と考定されていたが、第１次大極殿院地区で和銅遷都当初の大極殿と目される基壇建物が確認され、また、この土壇をめぐる発掘調査で基壇建物の下層から大規模な掘立柱建物が検出されるに及んで、この大極殿は和銅当初の造営になるものではなく、二次的に建造されたものであることが確定的になった。この第２次大極殿の造営年代については、所用軒瓦の年代観や、続日本紀の記事から知られる平城宮から恭仁宮へ遷造された大極殿との関連などから、聖武天皇の即位に伴う神亀年間あるいは天平初年という見方と、恭仁、難波京より還都した天平17年の後という見解とがあり、現段階では最終的な結論を得るに至ってはいない。

第２次大極殿についてはさておき、下層の掘立柱建物群に注目しよう。この中心的存在は桁行７間、梁行４間の大規模な東西棟 SB9140で、建物位置は第２次大極殿より７ｍ余り北に寄るが、南北方向の中軸線は一致している。この SB9140 の背後には、桁行10間、梁行２間の細長い掘立柱東西棟 SB10050 がやはり中軸線上に建ち、第２次大極殿に対す

る大極殿後殿と共通した配置状況を示している。SB10050 の北側柱の東西には、7間分の掘立柱塀 SA 10049・SA 10051 が取り付き、それぞれ東西端で南折して、 SB 9140 及び SB10050 を冂形に取り囲んでいる。[71] この区画の東方には内裏地区のA期の区画の南辺に取り付く掘立柱南北塀 SA7593 が検出されているので、[72] 第2次大極殿院の下層には、内郭と外郭の2重の区画が設定されていたと考えられる。

内郭、外郭の掘立柱はともに南端の状況が確認されていないが、第2次朝堂院の北面築地塀の位置に取りつくものと想定される。内郭の北辺と内裏南辺との距離はほぼ20mを測り、前述した第2次朝堂院北端から内裏南辺までの距離99.5m（280大尺）の5分の1の長さである。つまり、内郭は南北幅が外郭の南寄り5分の4の規模なるように設定されたものとみることができる。内郭の東西幅は240（小）尺と報告されており、設定寸法は200大尺であろう。また、外郭の東を画する南北塀 SA7593 は内郭の東面塀 SA10046 の東32mにあり、90大尺（0.3553m×90＝0.2961m×1.2×90＝31.98m）に換算できるので、外郭の東西幅は380大尺と復原することができて、南北幅280大尺より100大尺広く設定されていたことがわかる（第29図）。

第2次朝堂院地区については、東朝集殿とその東面の築地の調査が行なわれているだけである。東朝集殿基壇跡[73]の周辺から出土した軒瓦の大半は軒丸瓦6225型式と軒平瓦6663型式であり、これは第2次大極殿の所用瓦と一致し、あるいは第2次朝堂院周辺で出土する軒瓦と共通した様相を示しているので、現存する基壇跡群から復原される第2次朝堂院は第2次大極殿と一体となって造営されたものと考えられており、[74] 従って、その造営年代も和銅遷都当初に遡り得ないことは明らかである。しかし、注目すべきことに、東朝集殿東側の東面築地塀跡の調査では、築地基壇の下層に南北方向の掘立柱塀の存在することが確認されており、この地区にも下層に何らかの前身区画が設定されていたことを示唆している。

遺存土壇あるいは地割にもとずいて、今日復原想定されている第2次朝堂院の規模をみると、東西幅は内裏地区と同じ500大尺であり、朝集殿院を除いた南北幅、つまり朝堂院北辺から会昌門までは第1次朝堂院と同じ800大尺とみられる。さらに、朝集殿院の南面に開く応天門は会昌門の南350大尺に、より適切に表現するならば、壬生門と会昌門との距離700大尺の二等分点上に門心を設定したものと考えられる。こうした地割のあり方は、第2次朝堂院の造営以前に、この地区にほぼ同位置、同規模の区画が設定されていたことを示すものと考えている。

## B　宮城門・大垣の地割

平城京の四周は築地大垣とそこに開く宮城門とにより画されている。それらの施設が条

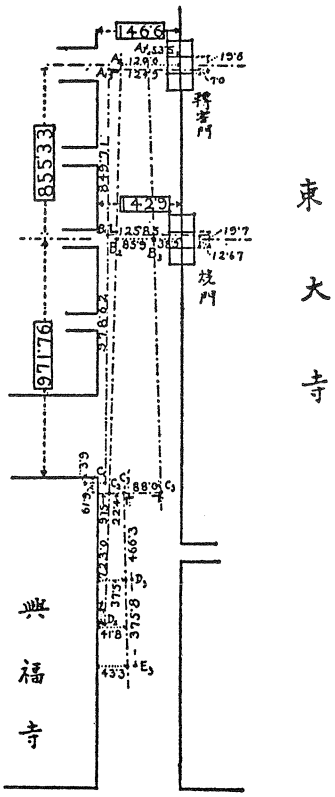


第30図　大岡論文の「東京極路実測野帳」

坊計画線から一定の距離を置いて設定されたとする見解は、1962年に刊行された『平城宮発掘調査報告Ⅱ』においてすでに示されている。[75] そこに述べられた平城宮や京条坊の地割に関する諸見解あるいは数値は、その後の平城京復原研究に対して、今日に至るまで強い影響を及ぼしている。しかし、そこには基本的な局面において重大な錯誤がみとめられる。

報告書では、現在の水田畦畔に遺存する条坊の形跡をもとに、航空測量により作成された1000分の1の地形図上で計測を行ない、宮の四至や条坊道路の規模の復原が試みられている。それによると、平城宮跡の東西には南北に細長く続く水田列があり、その外畦畔間は 3600 尺(現曲尺—筆者註)内畦畔間3380尺で、測地尺で換算するとそれぞれ 3681尺、3456尺 となる（測地尺は令小尺のことと思われるが、現尺の0.978倍としており、実長は0.2964mとなる—筆者註)。内畦畔間すなわち宮域東西幅 3456（小）尺は条坊計画地割寸法3600（小）尺より144（小）尺少なく、一坊大路の外側間距離3681(小) 尺は地割寸法より81 (小) 尺大きい。このことから、一坊大路の計画線は、大路の中心よりやや外方、道幅のほぼ3分の2の位置にあるとしている。

一方宮南面大垣については、二条大路に関する大岡実による実測値、すなわち東大寺転害門心（一条大路心に一致する）から旧二条大路南縁石垣までの距離 1837.1尺（現尺、傍点筆者）を引用し、これを測地尺に換算すると、1880（小）尺になるので、地割計画寸法1800(小)尺との差80（小）尺が二条大路南半の幅員であるから、二条大路の幅員は 160（小）尺であり、従って宮南面大垣は二条大路計画線から北80（小）尺の位置にあるとする、以後「定説」となる見解が導き出されたのである。

また、三条大路についても、大岡実による興福寺境内の南北幅の実測値 1646（現）尺[76]に転害門心から旧二条大路南縁石垣（＝興福寺北辺）までの距離1837.1（現）尺を加えた 3483.1（現）尺は、換算すると3562（小）尺となり、条坊計画寸法3600（小）尺との差が38(小)尺となるので、三条大路の幅員はその2倍に最も近い完数値である 80（小）尺と復原想定されている。このことと先の一坊大路、二条大路の地割とを関連させて、報文では、条坊を限る大路は条坊地割計画線上に 80（小）尺で計画され、東・西一坊大路は宮側にさらに

40（小）尺拡げ、二条大路は南北に40（小）尺ずつ拡げ、それぞれ120（小）尺、160（小）尺の幅員を設定したものと述べている。

しかし、この想定には大きな誤りがある。すなわち、報文では、大岡実が昭和4年に発表した論文「平城京二條大路と東京極路」[77]に示された東大寺転害門心から旧二条大路南縁石垣までの実測距離が1837.1現尺であり、それを測地尺つまり令小尺に換算すると1880尺になる（ただし、報文の方法：測地尺＝現尺×0.978によるならば、正しくは1878.4尺となる）としているのであるが、大岡の論文を閲するに、氏は東大寺転害門・焼門心心間距離855尺3寸（現尺）と、焼門心から旧二条大路南縁石垣――これが二条大路南辺の位置をどの程度正しく留めているのか疑わしく、また大岡にはその論証に欠けるが――までの距離971尺8寸との二つの実測値を掲げており（第30図）、それによると転害門心と旧二条大路南縁石垣との距離は1827.1現尺となる。しかるに、『平城宮発掘調査報告Ⅱ』では、それを1837.1尺としているのであり、計算間違いであることがわかる。大岡による実測値1827.1現尺は、令小尺では1868.2尺前後に換算でき、報文にいう1880尺とは著しくかけ離れた数値になり、当然のことではあるが、宮南面大垣が80小尺条坊計画線の北に偏しているとする見解は全くの虚構ということになる。

さらに疑問としなければならない点がある。同報告書には、平城京の条坊は1800（小）尺の等間隔で方眼に地割され、条坊大路はその地割線上に設定されていると明記しているが、大岡実の実測値のうち、東大寺転害門心（＝一条大路心）と焼門心（＝二条条間大路心）との距離855.3現尺は、「測地尺」に換算すると874.5尺程となり、条坊地割計画寸法900小尺とは著しい違いのあることがわかる。これは大岡実の実測値が妥当でないことを示すに他ならず、不適切な数値を引用することで二重の誤まりをおかしているといえよう。

こうしたことの他にも、たとえば東・西一坊大路の幅員は正しくは112.5尺〔(144＋81)÷2＝112.5〕と算定され、むしろ110尺に近いにもかかわらず、それを120尺とみなすなど、計測値あるいは計算値と想定復原値との差が著しいという立論上の難点を指摘することができ、また小路幅員が40（小）尺であるとする見解についても全く論拠が示されていないなど、不可解な点が多い。発掘調査による検証が不可能な時点での考察であるとはいえ、このような誤認や論述の飛躍により導き出された条坊地割に関する数値および見解を条坊復原考察の前提として受け容れることは許されないと考える。

宮域を限る施設については、その後、朱雀門、佐伯門、玉手門、小子門などの宮城門や南面大垣、東院東面大垣、北面大垣などに関する発掘調査が行なわれ、それらの成果をもとに『平城宮発掘調査報告Ⅸ』において再度宮域の地割についての検討が施されている。そこでは、発掘調査により確認された宮城門および大垣の位置を示す国土座標値を表示し

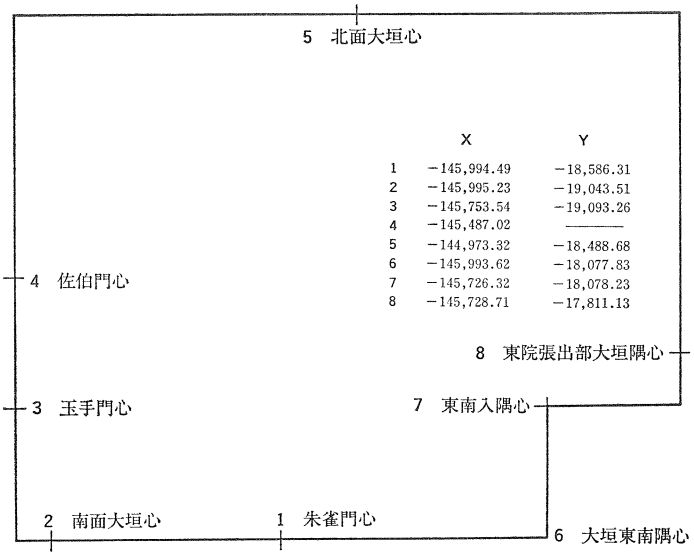


| | X | Y |
|---|---|---|
| 1 | −145,994.49 | −18,586.31 |
| 2 | −145,995.23 | −19,043.51 |
| 3 | −145,753.54 | −19,093.26 |
| 4 | −145,487.02 | ——— |
| 5 | −144,973.32 | −18,488.68 |
| 6 | −145,993.62 | −18,077.83 |
| 7 | −145,726.32 | −18,078.23 |
| 8 | −145,728.71 | −17,811.13 |

**第31図** 『平城宮発掘調査報告Ⅸ』の平城宮各点の座標値 （平面直角座標系第６系 単位はm）

た上で（第31図）、大垣間の規模を算定しているのであるが、大面宮垣と南条坊計画線との間隔が80小尺であることを絶対的前提としての計算であるとみられるなど、数値の取り扱い方に疑問とすべき点が少なくない。[78]

そこで正しい復原を行なうために、第31図に示された、遺構の位置を客観的に表示する国土座標値に基いて検討してみることにしよう。ここで求められる遺構相互の間の距離のうち、不確定要素が少なくない造営方位の偏れ[79]による座標変換を必要としないものは、西面大垣に開く二つの宮城門、玉手門と佐伯門との心心間南北距離である。また、それぞれの門心は二条条間大路、一条大路の道路心と一致しているので、条坊地割計画の基準尺の実長を求める上でも有効な数値といえる。この二つの門の心心間距離は266.52mであり、従来考えられている京条坊の１条・１坊の計画寸法900小尺で除すると、１小尺＝0.2961mという実長が得られる。次に、玉手門と南面大垣との距離を求めたいのであるが、南面大垣心の座標としては、玉手門とかけ離れた位置にある朱雀門心よりも、第31図２に示された宮西南角に近い南面大垣心を採れば、誤差がより少なく済む。この位置と玉手門心との南北距離は、報文に記される南面大垣の偏れN0°05′30″Wを考慮すると、241.62mとなる。玉手門佐伯門心心間距離つまり二条大路条坊計画線と玉手門心との距離から、上記の数値を差し引くと、24.90mとなる（266.52−241.62＝24.90）が、この値こそが二条大路条坊計画線と宮南面大垣心との距離であることが知られる。これを仮に従来のように80小尺とすると、１小尺＝0.3112mというおよそ不適当な単位長となり、宮南面大垣が条坊計画線の北80小尺におかれているとするこれまでの見解が誤まりであることが一層明瞭になっ

たと思う。24.90mは84小尺（0.2961m×84＝24.87m）にほぼ一致するが、これは70大尺（84÷1.2＝70）として理解される。すなわち、宮南面大垣心は宮南の条坊計画線から70大尺宮域側に偏した位置に設定されているのである（この設定寸法は後論するように二条大路の地割にも密接に関係している）。

このことをさらに検証するために、その他の宮大垣の位置についても令大尺を基準尺として検討してみよう。朱雀門心から大垣東南角（第31図6）までの東西距離は508.48mで、1大尺＝0.35532m（＝0.2961m×1.2）で換算すると1431.0大尺となるが、1430大尺とみれば、条坊計画寸法1500大尺（＝1800小尺）との間に70大尺の差が生じる。これが東一坊大路と宮東面大垣心との間隔である。

大垣東南角心と大垣東南入角心（東院張出部西南角・第31図7）との南北距離は266.52mあり、佐伯門・玉手門心心間距離に全く一致する。つまり、750大尺・1坊1条の計画寸法の2分の1であることが知られ、東院の南面築地大垣は二条条間大路条坊計画線の北70大尺の位置に設定されていることになる。

さらに、東院東面大垣（第31図8）の位置関係をみると、大垣東南入角心からの東西距離が267.11mあり、751.7大尺（267.11÷0.35532＝751.7）と換算されるが、これも750大尺とみなしてよいと考えられる。このことは東院張出部の東面大垣が東二坊坊間大路の条坊計画線の西70大尺にあることを示すものである。

宮西面大垣については、ここに開く玉手門心の国土座標値が示されているものの、門基壇掘込地業の東半部分が検出されているだけで、正確な東西幅が確認されているわけではなく、門の東西方向の中点、つまり西面大垣心の位置を確定しがたい。そこで、ともかく朱雀門と玉手門との東西距離506.95mを検討してみると、朱雀門・大垣東南角心心間の距離508.48mに比べ、1.5m程短い。506.95mは1426.7大尺に換算されるが、ここでは不確定要素が残るものの、むしろ1430大尺であったと推量され、西面大垣も西一坊大路条坊計画線から70大尺宮側に隔った位置に設定されたとみておく（このことは西一坊大路の地割方式との関連で後に再考する）。

北面大垣（第31図5）は朱雀門心の北1021.0mにある。この距離は、1大尺＝0.35532mで換算すると、2873.3大尺となる。これを仮に2870大尺と考えると、1大尺＝0.35575m（＝0.2965m×1.2）となり、想定基準尺の長さに比べると、1大尺あたり0.4㎜の差を生ずるが、測定誤差の許容範囲に収めても差しつかえあるまい。そうすれば、北面大垣は宮の条坊計画上の北限の南60大尺〔3000－(70＋2870)＝60〕の位置に設定されたものと考えることができる。ただし、これは距離の著しく隔った2地点間の、しかも造営方位が必ずしも明確ではない条件下における算定であるので確定的な数値とは言い切れない。しかし、

他の大垣と条坊計画線との間隔70大尺に比べて狭く設定されていることは間違いない。

以上、平城宮域内の和銅遷都当初の造営になる宮中枢部の諸区画や宮城門・大垣の地割を、特に後者の場合は条坊計画線との位置関係について検討してきたのであるが、その結果、それらの地割設定には、基準尺として令大尺が使用されていたことが明確になった。従って、かつて稲田孝司が提唱したような、平城宮内の地割に条坊制や条里制の長さの単位が錯綜した状況で導入されたとする見解は妥当でなく、むしろ令大尺による単純な完数値を基準にして諸区画の地割設定が行なわれたと判断すべきであろう。

## 2　平城京条坊の地割

平城京条坊の復原研究としては、古くは北浦定政の先駆的業績が知られ、明治以降、関野貞、喜田貞吉をはじめ、大岡実、田村吉永、大井重二郎等により様々な考察が試みられている。[80] その中にあって、喜田を除く諸先学が条坊復原に際して基準とした地割方式は、今日実証されている方式、すなわち京条坊設定の基本に条坊計画方眼があり、条坊道路はその計画線上に設定されるという方式ではなく、延喜左京職式京程条にみる平安京条坊の設定方式、つまり条坊道路の広狭に関わりなく坪の規模が一定しており、道路と街区（坪）を集積することにより京を構成していくという方式をそのまま平城京条坊復原の規範としたものであった。従って、誤った前提から正しい見解が導かれるはずはなく、それら諸業積中に示された条坊に関する様々な寸尺は一応論外とする必要がある。喜田貞吉の示した平城京条坊の設定原理は、氏が藤原京の条坊計画に関して示したのと同じく、大路心心間距離が1500大尺の間隔をもつとするものであった。[81] 近年における調査研究の成果は、その想定の正しかったことを証明しているが、しかし、喜田の条坊復原方法にも、後論するように、是正すべき点も少なくない。

昭和30年代以降、奈良国立文化財研究所等による平城宮および平城京に関する調査研究が進展しつつあり、航空測量により作成された大縮尺の地形図が作成され、加えて地籍図をもとに復原した水田畦畔等の遺存状況から条坊の痕跡を見出すという重要な作業などが行なわれ、また、京内各所での条坊関連遺構に関しての発掘調査の成果も蓄積されつつある。そうした中で、平城京条坊制度の復原については、前掲『平城宮発掘調査報告Ⅱ』の他、工藤圭章[82]、沢村仁[83]、佐藤興治[84]らによる研究があるが、いずれも多くの問題点を含んでいる。また、1975年に刊行された『平城宮発掘調査報告Ⅵ』では、それまでの発掘調査の成果に基いた復原考察が行なわれている。[85] しかしながら、そこにも少なからぬ誤認や疑問とすべき点が見出される。京条坊地割の具体的な検討を始めるに先立ち、平城京条坊について今日知られる最も詳細な見解とみなしうるだけに、その問題点の所在を指摘しておく

ことも必要かと考える。その見解の大要は次の通りである。

1　東一坊大路

a　二条大路との交差点と平城宮東院南門外とで全幅が検出され、大路の西側溝８尺、東側溝４尺で、両側溝の心心距離は80尺であった。

b　側溝の外側には、居住区を画する築地があり、二条大路の南では、築地心心間距離が110尺となる。

c　二条大路（との交差点）より北側では、平城宮大垣と西側溝との間に幅40尺の壕地を設けているので、築地間心心距離は130尺余りとなる。

d　側溝間の中軸、つまり大路中軸線は朱雀門心から 532.78m（0.296m×1800尺）となる。

2　朱雀大路

五条条間路付近で行なった調査で路面幅約70m、東西側溝心心幅74mを確認した。

3　二条大路

a　平城宮の東南角付近で検出したもので、北側溝８尺、南側溝４尺、側溝間心心距離が126尺であり、路面幅は120尺となる。

b　築地間距離は宮の南面壕地を含み、心心距離の計測値は179尺であるが、造営方位の振れなどによる誤差を見込むと、計画尺としては180尺といえる。

c　二条大路の条坊計画線は、宮の南面大垣心の南方80尺の線にあり、壕地として40尺を設定するので、条坊計画線は北側溝心の南40尺にあることになる。

d　従って、二条大路自体の中軸線は条坊計画線から南方へ23尺〔(126÷2)－40〕ずれることになる。

e　以上のことから、二条大路の設定方法は、平城宮の南面壕地40尺を確保するため、北側溝の条坊計画線の北40尺におき、南側溝を南86尺の位置に設けたのである。

4　二条条間路

a　平城京造営当初のものと考えられる北側溝（幅８尺）、南側溝（幅４尺）を確認した。対応位置で遺構検出を行なっていないため、数値に正確を期し得ないが、側溝心心距離は80尺と推定できる。

b　この条間路中軸線と条坊計画線との関係については、北側溝と二条大路北側溝との心心距離が900尺（264.4m÷0.2938m＝900）となり、造営尺の短いうらみはあるが、大路中軸線と条坊計画線が一致することになる。

c　東院成立後の条間大路幅は40尺と狭くなるが、この時期の東院南面大垣は南門の梁行中央柱にとりつく掘立柱塀であり、これは大路の北側溝の北40尺に位置している。

しかし、壕地の幅を広くしたために、大路北側溝は約2.2m南へ寄った。

以上のような諸点を総合して、報文では「東一坊大路と二条条間路は条坊計画線を中軸として左右に40尺振りわけた位置に側溝を設け、二条大路では条坊計画線に対して北へ40尺、南に80尺（実際には86尺）の位置に側溝をおく。いずれも条坊計画線から40尺の倍数値で振りわけられている点に注目しなければならない」と結論した。これは先にみた『平城宮発掘調査報告Ⅱ』で示された大路の地割に関する見解を再確認した形となっている。

しかし、かつて示された「80尺」という数値が実体のないものであることはすでに述べた。「二条大路の条坊計画線は宮南面大垣心の南80尺にある」ことが何の検証も施されないままに踏襲されており、それだけに、特に二条大路の地割については、複雑な説明とならざるを得なくなっている。二条大路に関する見解についてなお言えば、北側溝8尺（復原値約2.4m）、南側溝4尺（約1.2m）とし、路面幅を120尺とみるのは、延喜式京程に記された「宮城南大路」の規模と一致させようとしたものであろうが、計測の基準とされているはずの平城宮第32次調査区において[86]、北側溝の幅は岸の出入りが著しいものの3～4.5m、南側溝は2.2～2.5m、路面幅は34～35mであり、先の復原にはかなりの無理があろう。

また、4-bの二条条間路中軸線と条坊計画線との位置関係について、二条大路の北側溝と二条条間路の北側溝との間隔が900小尺となることから、二条条間路の北側溝が二条大路同様に条坊計画線の北40尺にあるとしているが、報文に言うように、その距離は264.4mであり、900小尺とすると、1尺の単位長は0.2938mと余りに短く、また、想定設定寸法の264.4m（0.296m×900）より2m短い。このことはむしろ条坊計画線と北側溝の位置関係が二条大路と二条条間路とで異なることを示唆していると考えられるのではないか。

ここに挙げられた個々の条坊道路の地割の実態については後論するが、結局誤った寸尺「80尺」を襲用し、また発掘調査で得られた事実を平安京条坊の規模にいささか無理に合致させようとしている点など、納得しがたい多くの問題点を残していると言える。

平城京条坊復原研究にとって、平城京保存調査会により行なわれた遺存地割・地名による平城京復原調査の成果のもつ意義は大きい。これは1000分の1の大縮尺の地形図や地籍図をもとに平城京条坊地割の精密な復原を試みたもので、発掘調査によらない条坊復原の方法としては最善のものと思われる。その成果内容は『平城京の復原保存に関する調査研究』[87]や『平城京朱雀大路発掘調査報告』[88]に詳しい。その中では、「道路敷と推定される地割によって大路・小路の幅員、というよりも両側溝を含めた築地心心間の距離を地図上で概測」した数値が掲げられている。さらに、報文では、概測であるために場合によっては±1m程の偏差をみとめなければならないだろうとしている。しかし、たとえば二条大路の宮南部分でのように、遺存地割による計測では約56mとされているが、発掘調査により

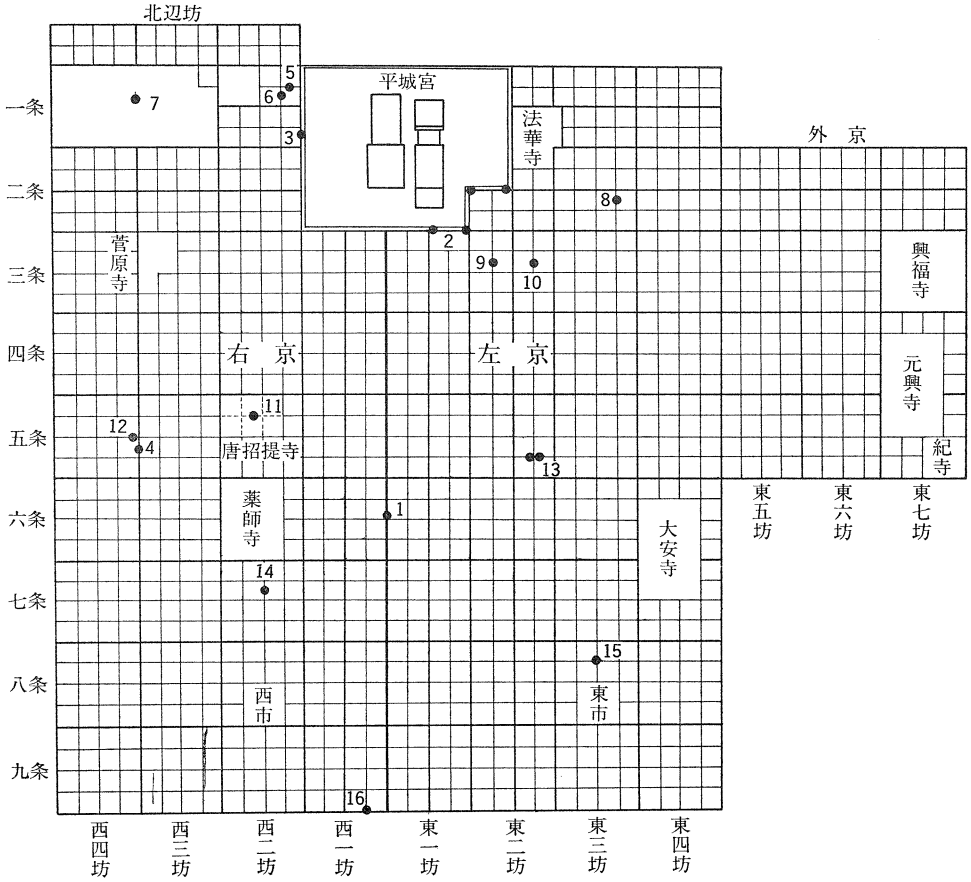


第32図　京内条坊関連遺構調査位置図

復原される築地心心間距離約53.3m（=180小尺=150大尺）に比べると、2m以上広く計測されているなど、誤差が必ずしも±1m程の範囲内に収まるものではなく、かなりの相異のあることも予測しておく必要がある。また、遺存地割からは、側溝心心間の距離あるいは路面幅員等は捉えがたく、自ずから限界のあることは当然であるが、そこに示された数値は後にふれるように多くの示唆を含んでいる。

平城京の地割についての検討を通じて明らかにしたように、宮域内主要部の遷都当初の区画地割や宮大垣の設定には、大宝令に度地尺（土地測量の尺度）として規定されている大尺が基準尺とされている。平城京の造営が開始された和銅元年（708）から、少なくとも遷都が行なわれた和銅3年の時点では、この法令が有効であったと考えられることから、法制史的にみれば、京内条坊の設定にも、藤原宮・京でそうであったように、宮と同様令大尺が造営基準尺として使用されていたと想定する必要がある。ここでは、平城京条坊地割

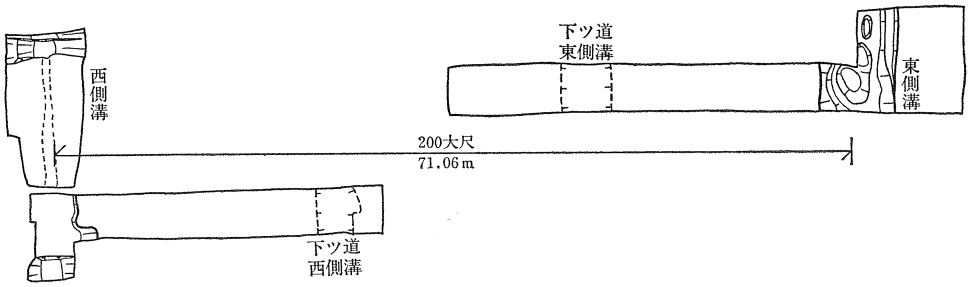


**第33図** 朱雀大路遺構図 (1：700)

のあり方を解明するために、そうした観点に立って、発掘調査により確認された遺構を中心に検討を進めて行きたい（第32図)。

## A 大路

大路に関しては、同一あるいはごく近接した調査区内で対応する位置に道路の両側溝が確認されるなど、幅員をある程度正確に把握することのできる遺構が朱雀大路、西一坊大路、東一坊大路、二条大路、二条条間大路、西三坊大路において検出されている。このうち、東一坊大路と二条条間大路については、尺度制度の変遷史的観点から、他の諸大路とは異った状況を示していると考えられるので、後節で改めて検討する。

**朱雀大路** 遺構の検出位置は、朱雀大路が五条・六条の条間小路と交差する部分およびその北側にあたり、朱雀門と羅城門を結ぶ朱雀大路のほぼ中間点に近い（第32図1)。調査は、北と南に約70m離れた東西2ケ所の調査区を設定して行なわれ、東調査区で大路東側溝が、西調査区で西側溝が、それぞれ検出されている。[89] 報文によると、路面敷幅は67.3mであり、東側溝は溝岸に出入りがはげしいものの、本来の溝幅は4.5m、深さ1.1mに復原でき、西側溝については、検出最大幅をとれば、7.1m前後、深さ1m余であるが、溝岸が3回以上流れによる変形を受け、あるいはそれに対する修復がみられ、本来の溝岸を明確に指摘することができないとしながらも、一応6.40～7.60mの幅としておきたいとし、これらのことから、朱雀大路両側溝心心間距離を73.4～74.0mと算定している。

しかしながら、ここに示された計測値の中で、東側溝の幅について、付載されている遺構図等を検討すると、4.9～6.2mを測り、4.5mと復原した根拠は必ずしも分明ではない。また、西側溝については、対応する位置で溝の両岸が確認されていないようで、しかも、少なくとも3回以上の流路の改修の形跡がみとめられているなど、本来の溝の規模を明確に捉えがたい。そこで、東側溝については検出溝の心、西側溝については溝心を確定しがたいので、溝のほぼ中央に位置すると思われる最深部を基準に側溝心心間距離を測定すると、72.8m前後の数値が得られ、東側溝心も溝の最深部にとれば、約71.7mの距離とな

る。これは大尺での200尺（復原値71.06m—以下復原値は1大尺＝0.35532m＝0.2961m×1.2として表示する）に近似した数値である。特に、西側溝の検出位置は五条条間小路側溝との交会想定位置にあり、流水等の影響による浸蝕、変形が著しく、しかも東・西側溝が70m近く南北に隔たった地点で検出されたものであることなどから、本来の幅員を確定しがたいが、朱雀大路は大路中軸線すなわち京の中軸線の東西100大尺に側溝心を設定したものではないかと推量している（第33図）。

朱雀大路については、その他に平城京の南面中央に開く羅城門とその周辺の発掘調査に際して、大路西側溝と西辺の築地跡が検出されている[90]。西側溝の上端幅は4m、深さ0.9mで、断面は逆台形を呈しており、先の五条条間小路付近での様相とはかなり趣を異にしている。大路の西辺築地は、基壇掘込地業の規模が確認されており、その東西幅は4.3mで、掘込地業心と西側溝心との間隔はほぼ8.25mを測る。従って、大路東辺にも東側溝から等距離に築地があったとすると、先に想定した朱雀大路側溝心心間距離に築地（掘込地業）心までの距離を加えて約87.6m（あるいは88.2m）という築地心心間距離を復原することができる。ただし、報文によると、西辺築地の下層からは築地に使用されたとみられる垂木材や瓦の堆積層が検出されており、少なくとも2回にわたる築地造作が考えられるとされている。しかし、下層の築地の痕跡は明らかでなく、京造営当初の造作になると思われる下層築地については何一つ詳かにしえない。従って、大路規模の復原には大きな不確要素を伴なうことになるが、そのことを承知のうえで築地心心間距離約87.6mという数値をみると、遺存地割に基いて概測された「約90m[91]」とほぼ一致する。この数値に関しては従来築地間30丈（300小尺）であると説明されている。しかし、これは250大尺（復原値88.83m）でもあり、現時点では断定することは差し控えなければならないが、朱雀大路は側溝心心間200大尺、築地心心間250大尺の規模に設定されたのではないかと推定している。

**二条大路**　二条大路は平城宮の南辺に接して東西に通じる大路で、宮南面東門である壬生門周辺の発掘調査（平城宮第122次調査）[92]と宮東南角周辺での調査（平城宮第32次・第32次補足調査）[93]とにより全体の状況がほぼ明らかにされている（第32図2・第34図）。

第122次調査では、壬生門の基壇とその東西に取り付く宮南築地大垣の掘込地業が検出され、二条大路については、北側溝と南側溝それに路面相当部分が同一の調査区内で検出されている。一方第32次調査では、二条大路の南・北側溝、路面相当部分、宮南面大垣基壇痕跡に加えて大路南辺築地の基壇跡が確認されている。大路北側溝は宮の外濠にも相当するが、第122次調査区内では溝岸がほぼ直線状に残存しており、上端での幅は3.1〜4.1mを測る。また、第32次調査区での北側溝は宮域内からの排水路や東一坊大路西側溝との交会点に近接していることもあってか、流水による侵蝕が進み、溝岸が著しく蛇行してい

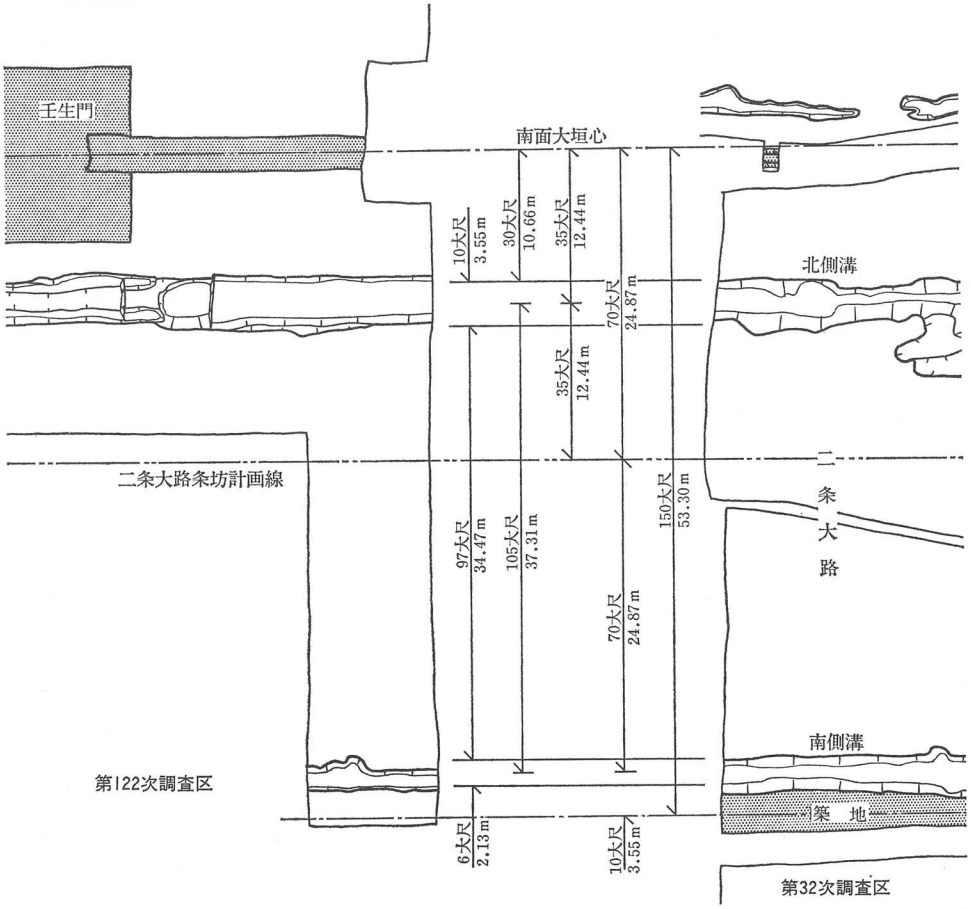


**第34図**　二条大路遺構図　(1：600)

るものの、幅は一応3.0～4.5mの範囲に収まる。南側溝の幅は、第32次調査区では2.2～3.5mであるが、第122次調査区では1.7～2.6mとやや狭い。第122次調査区での所見によると、大路南辺の築地は後世の地下げにより削平されたものであり、そのすぐ北に位置する大路南側溝もおそらくかなりの削平を蒙ったものとみられ、溝岸の出入りも著しい。そうしたことのために、第32次、第122次調査区ともに検出面での大路の路面幅は33.2～35.2mと、場所により広狭の差が生じている。

二条大路の地割設定のあり方あるいは規模については、従来幾通りかの復原案が示されており、中でも前掲『平城宮発掘調査報告Ⅵ』での説明は詳細にわたったものであった。しかし、実態はそこに述べられたような複雑なものではなく、きわめて簡明な地割方式であったと考えられる。宮の南面大垣は、繰り返し述べたように、二条大路条坊計画線の北70大尺に設定されている。そうすると、大垣心の南70大尺（復原値24.87m）に想定される条坊計画線は、大路の中央よりやや北に片寄っていることが知られる。この条坊計画線と

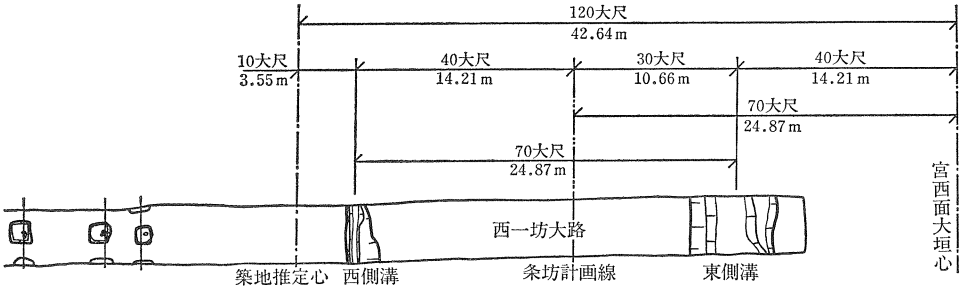


**第35図**　西一坊大路遺構図　(1：500)

大路南側溝心との距離は正しく70大尺とみることができ、また、条坊計画線と北側溝心との距離は大垣との距離70大尺の半分である35大尺（12.44m）である。大路南辺の築地は、その中心の位置を遺構そのものからは確定しがたいが、前掲『平城宮発掘調査報告Ⅵ』での見解、すなわち築地心心間180（小）尺とみても遺構の上からは矛盾はない。従って、二条大路の築地心心間距離は150大尺（＝180小尺）の規模であったと考えられる。

以上の事実から、二条大路の地割方式を復原すると、条坊計画線の北70大尺に宮南面大垣心、その中点に北側溝心、さらに条坊計画線の南70大尺に南側溝心をそれぞれ設定し、大路南辺築地心は南側溝心の南10大尺に設定している。側溝の規模は、確定要素に若干欠けるが、北側溝の幅は10大尺（復原値3.55m）とみてほぼ誤まりなく、南側溝を6大尺（復原値2.13m）に復原すると、二条大路は側溝心心間距離105大尺（復原値373.1m）、路面幅員9大尺〔$105-\left(\frac{10}{2}+\frac{6}{2}\right)=97$：復原値34.47m〕、築地心心間距離150大尺（復原値53.3m）の規模であったと考えられ、検出遺構による計測値と何ら矛盾しない。また、このように復原した場合、宮南面大垣心と大路北側溝北岸との間隔は30大尺であったことになる。因みに『平城宮発掘調査報告Ⅵ』に示された寸尺のうちの南北側溝心心間距離126小尺は105大尺に相当し、さらに後論するように、延喜式京程から復原される平安京の二条大路（宮城南大路）の規模と全く一致している。

**西一坊大路**　西一坊大路は宮の西辺に沿って南北に通じる大路で、宮西面中門である佐伯門の北約100mの地点において東西両側溝、路面部分、それに隣接する街区（右京一条二坊四坪）内の建物遺構が同一の調査区内で検出されている[94]（第32図3）。報文によると路面幅は20.2～20.8m、東側溝の幅は3.8～5.6m、西側溝幅は1.5～2.0mで、側溝心心間距離はほぼ24.0mであるとされている。

すでに述べたように、宮西面大垣は宮の西を限る（西一坊大路の）条坊計画線から70大尺宮側に偏した位置に設定されたと想定した。報文に付載されている遺構図によると、推定西面大垣心から70大尺（復原値24.87m）の地点は、大路の中央から東に片寄った位置である

ことが知られる。そこから東側溝心まではおよそ10.7mを測るので、30大尺（復原値10.66m）の設定寸法を復原しうる。また、条坊計画線と西側溝との間隔は、計測点が西側溝の心よりわずかに西に寄るが、14.21m・40大尺とみることができる。従って、西一坊大路の側溝心心間距離は70大尺（復原値24.87m）であり、地割方式は条坊計画線を基準にして、西40大尺に西側溝心を、東30大尺に東側溝心を設定し、さらに東70大尺に宮西面大垣心を設定したものと理解される。

なお、遺存地割による計測によると、西一坊大路の幅員は42mとされており、120大尺（復原値42.64m）[95]に近似した値を示している。これが築地心心間距離を反映しているものとみるならば、西一坊大路西側溝心と大路西辺築地心との間隔は10大尺〔120－(70＋40)＝10〕であったことが想定される（第35図）。

**西三坊大路**　西三坊大路の遺構が確認されたのは右京五条四坊三坪に東接する位置にあたり、現奈良市西郊の丘陵地帯にあるが、遺存地割に条坊痕跡を部分的にとどめている場所である（第32図4）。大路に関する調査は南北約100mの距離をおいて2ケ所に調査区を設定して行なわれ、それぞれの調査区において大路東側溝、SD001と西側溝SD002が検出されている[96]。報文によると、北側の調査区では東西側溝心心間距離は21.83m・73.75（小）尺、南側の調査区では23.24m・78.5（小）尺であるとされている。また、東側溝の造営方位の偏れは国土座標方眼方位に対してN0°15′50″E、西側溝はN1°03′21″Eとされ、いずれも朱雀大路の調査で想定されたN0°15′41″Wや他の諸遺構から知られる北でやや西に偏する造営方位とは逆の傾向を示していることになる。報文では、さらに、この両側溝間が推定大路幅60（小)尺より広くなるとしながらも、東側溝心より30小尺西の位置を大路心と仮定して、平城宮朱雀門心との東西距離を京造営方位の偏れを考慮して換算すると、1600.052mとなり、基準尺1尺＝0.296mで除すと、5405小尺（≒1800小尺×3）となるので、京造営の基本方眼地割とほぼ一致すると述べられている。しかし、これは検出した遺構を無視したものであり、顚倒した論法と言わざるを得まい。さて、南北溝SD001を大路東側溝に比定することに異論はないが、報文に付載された遺構図によると、この側溝の東岸は調査区の外にあって確認されておらず、また、西側溝とされるSD002は、南と北の調査区とでは、その位置が東西に1.5m近くも異っている。こうしたことから、報文に示されるような精緻な側溝心心間距離は把握しがたいのではないかと考えられ、遺構図による限り、北側の調査区では、東西側溝心心間距離を21.3m前後と計測することも可能である。つまり、これまで検討してきたように、京内主要大路のいくつかの地割設定が令大尺で行なわれていることに徴すれば、この調査地点における西三坊大路側溝心心間距離は、60大尺(復原値21.32m）と復原することができるのではないかと考えるのである。しか

し、南側の調査区では、23m前後としか計測しえず、SD002の方位の偏れが著しく大きいことと合わせて、両調査区でのいずれを正しい側溝心心間距離とみなすかについては不確定要素が残る。ただし、SD001を大路東側溝とし、北側調査区での西側溝心との間隔60大尺を採ると、大路中軸線と朱雀門心（朱雀大路中軸線）との東西距離は6012.296mとなり、造営計画寸法4500大尺（=1500大尺×3坊）で除すると1大尺=0.3561m（=0.2967m×1.2）となり、ほぼ妥当な数値を得ることができる（第36図）。なお、遺存地割による概測値によれば、西三坊大路は27～28mとされており、これが築地心心間距離を示すのであれば、80大尺（復原値28.43m）に近似している。そうとすると、西三坊大路は条坊計画線を中軸にして東西30大尺の位置に側溝心を設定し、さらに10大尺外側に築地心を設定したものと推定することができる。

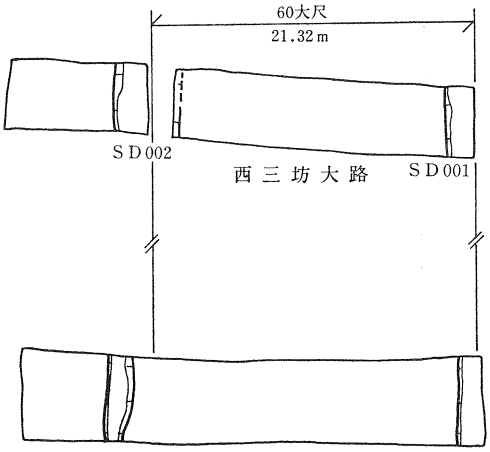

第36図　西三坊大路遺構図　(1：500)

B　小路

平城京内の小路については、これまで10ケ所余りの地点での発掘調査において対応する位置で側溝が検出されている。以下、京の北から南の順に個別に検討することにしよう。なお、記述の便宜上、東西方向の小路を条間小路、南北方向の小路を坊間小路と仮称して区別する。

**右京一条二坊　条間小路**　右京一条一坊の一坪と二坪の坪境東西小路で、北側溝SD100（幅1.0～2.4m）と南側溝SD105（幅0.2～0.6m）とが検出されている[97]（第32図5）。報文には、「幅員を2丈とすれば、SD100とSD105が小路の南北側溝である可能性がある」と述べられている。ここでいう2丈とは、20小尺のことと思われ、遺構検出面での路面幅が5.1～6.0mを測る（付載された遺構図による）ことから判断したものであろう。しかし、特に南側溝は著しい削平を受け、中途で途切れる程の状況をみせており、また北側溝の溝岸も安定した状態ではない。先にも述べたように、こうした遺構状況のもとでは、本来の路面幅は確定しがたいと考えるべきであり、より確実性を以て依拠しうるのは側溝心心間距離である。そこで、この条間小路の側溝心心間距離を遺構図により測定すると、7.0～7.1mであることが知られる。従って、側溝心心間20大尺（復原値7.11m）の設定寸法を復原することができる（第37図）。

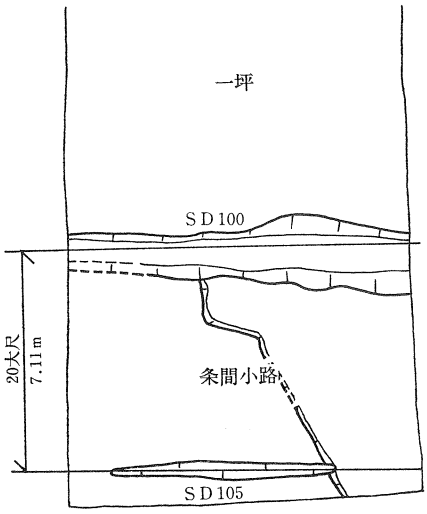


第37図　右京一条二坊条間小路遺構図
(1：250)

**右京一条二坊　坊間小路**　右京一条二坊二坪と七坪の坪境南北小路で、路面相当部分、東側溝（幅1.2m）それに西側溝（幅1.2m）が約6mの範囲にわたり検出されている[98]（第32図6）。東西側溝心心間距離は、報文に記されるように、8.3mであり、大尺、小尺いずれにおいても完好な整数値に換算しえない[99]（第38図）。

**右京一条三坊　条間小路**　西大寺旧境内地での調査に際して検出された、十坪と十一坪の坪境東西小路である（第32図7）。北側溝幅0.5m、南側溝幅1.2m、道路幅員は側溝心心間距離で5.8mと報告されている[100]。しかし、これを5.92m（20小尺）とみても、遺構上矛盾はなく、報文に言うように、西大寺創建（天平神護元年・765）以前の平城京条坊の坪を画する幅2丈の小路と考えてよかろう。

**右京二条三坊　坊間小路**　十一坪と十四坪の坪境南北小路である（第32図8）。約5mの範囲に、東側溝（幅約1.8m）、西側溝（幅約1.1m）、路面相当部分が検出されている[101]。東西側溝心心間距離はほぼ4.5mであり、15小尺の設定寸法を復原することができる[102]。

**左京三条二坊　坊間小路Ⅰ**　左京三条二坊の二坪と七坪の坪境南北小路であり（第32図9）、南北に30m離れた2ケ所の調査区で、それぞれ6mにわたり、東側溝（幅0.7～1.5m）、西側溝（幅1.2～1.6m）それに路面相当部分が検出されている[103]。報文には、路面幅約5.5m、側溝心間距離約7mであり、この路面幅は「小路の計画尺（20尺）とほぼ同じである」と述べられている。しかし、20小尺であるならば、5.9m程でなければならず、やや無理がある。付載された遺構図により、側溝心心間距離を計測すると、7.0～7.2mであることが知られ、この小路は側溝心心間距離20大尺の設定寸法であったと判断される（第39図）。

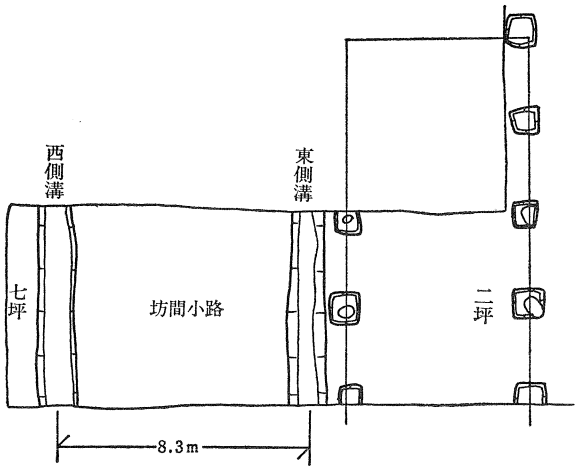


第38図　右京一条二坊坊間小路遺構図　(1：250)

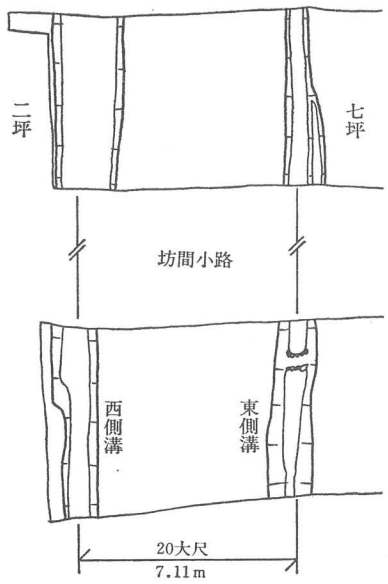


第39図　左京三条二坊坊間小路Ⅰ遺構図（1：250）

**左京三条二坊　坊間小路Ⅱ**　六坪と十一坪の坪境南北小路で、約35mにわたり、東側溝(幅1.1～1.6m)、西側溝（幅1.1～1.8m)、路面相当部が検出されている[104]（第32図10)。側溝心心間距離は若干の広狭があり5.8～6.1mと計測されるが、20小尺（復原値5.92m）の設定寸法であったとみられる。この小路西側溝の西岸に接する位置に築地底部の痕跡が検出されており、東側溝の東約1.5m（5小尺）には、十一坪の西を画する南北方向の掘立塀があり、両者の心心間距離はほぼ9.0mを測る。従って、この坊間小路は、側溝心心間を20小尺にとり、さらに側溝心の外側5小尺の位置に築地塀および掘立柱塀を配して、塀心心間を30小尺の距離として設定されたものと復原できる[105]（第40図)。

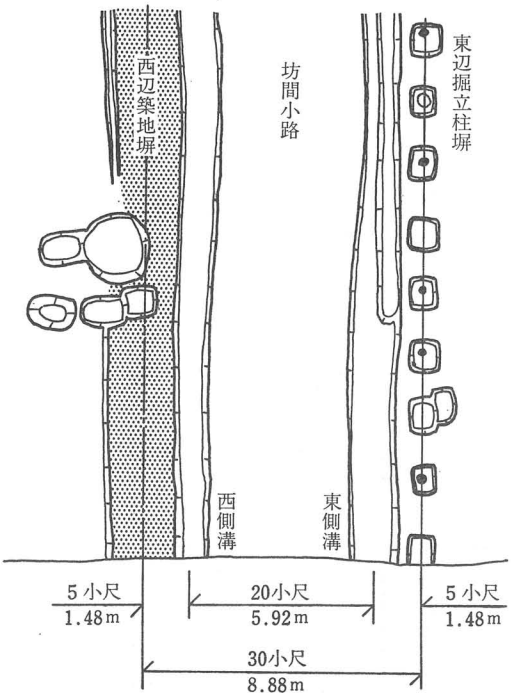


第40図　左京三条二坊坊間小路Ⅱ遺構図　（1：250）

**右京五条二坊　条間小路**　九坪と十坪の坪境東西小路であり、唐招提寺講堂解体修理工事に伴う地下遺構調査に際して確認されたもので[106]、講堂のほぼ直下で南・北両側溝が検出されている（第32図11)。報告書によると、講堂造営以前の諸遺構は一～三期に分れるとし、北側溝に相当する講堂北入側柱通り下の東西溝（幅1.3m）は第一期に、南側溝とみられる正面入側柱通り下の東西大溝(幅2.1m)は第二期に所属させている。しかし、この南側溝の開削を第一期に遡らせても遺構の上からは何の矛盾もないと考えられ、報告書でも遺構図中に両溝の心心間距離を7.00mと表示している。この心心間距離を7.11mと計測することは充分可能であり、従って、この地における唐招提寺建立以前の条坊[107]小路の少なくとも京造営当

初にあっての側溝心心間設定寸法が20大尺であったと判断してよかろう。

**右京五条四坊　条間小路**　二坪と三坪の坪境東西小路で、南側溝(幅1.1m)と北側溝（幅1.2m以上）が約4mの範囲で検出されている[108]（第32図12)。北側溝の北岸は明らかにされていないが、南・北側溝心心間距離は、報文の言うように、5.97m前後とみてよく、20小尺の設定寸法であったことが知られる。

**左京五条二坊　条間小路**　十一坪と十二坪、それに十三坪と十四坪の坪境を通る同一の東西小路が約50m離れた2ケ所の調査区で確認されている[109]（第32図13)。東側の調査区は十三坪と十四坪の坪境に当り、北側溝 SD11（幅1.7～2.2m）と南側溝 SD12（幅0.7～1.0m）が検出されている。SD12は調査区内東寄りの部分で途切れており、本来の路面が著しく削平されたことを示している。側溝心心間距離は5.6m 内外と報告されているが、遺構図によれば最大に測っても5.4m 程である。西側の調査区は十一坪と十二坪の坪境に当る。南側溝 SD14（幅0.7～1.1m）は東側調査区での南側溝 SD12 の延長上にあるが、北側溝 SD13は東側の SD11の延長上にはなく、南に約1m寄っている。また、SD13は溝幅が狭く、部分的に蛇行しているなど、東側同様遺構面がかなり削平されていると考えられる。それゆえ、溝心の位置を確定しがたいが、側溝心心間距離は4.2m 前後と計測することができる。ただし、報文では4.8m内外とされている。

東西両調査区における側溝心心間の規模は、大尺、小尺いずれによっても完好な完数値に換算することが困難である。もっとも十三・十四坪境小路は15大尺（復原値5.33m）とみることもできなくはないが、確実性に欠ける。路面幅員については、なおさら確定しがたく、判断を保留せざるを得ない[110]（第41図)。

**右京七条二坊　坊間小路**　右京七条二坊七坪と十一坪の坪境南北小路である[111]（第32図14)。

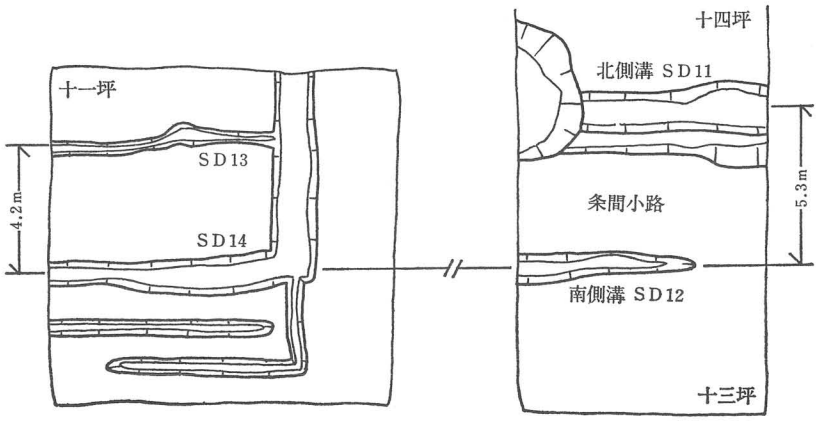


**第41図**　左京五条二坊条間小路遺構図　(1：250)

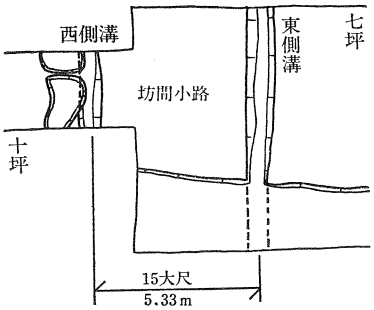


第42図　右京七条二坊坊間小路遺構図（1：250）

東側溝、西側溝ともに幅は約1mあり、側溝心心間距離は約5.7m と報告されている。しかし、遺構図によれば、5.34m前後と計測される。これは15大尺（復原値5.33m）に復原できる規模である（第42図）。

**左京三条三坊　条間小路**　九坪と十坪および十五坪と十六坪の坪境東西小路で、道路遺構は約100m の範囲に検出され、南北小路との交差点を含んでいる[112]（第32図15）。南・北側溝心心間距離は5.9～6.0m で、20小尺の設定寸法を復原できる（第43図）。北側溝心の北1.5m には十六坪の南を限る掘立柱東西塀があり、南側溝心の南1.5m にも十五坪の北限の区画施設である東西塀がある。両塀間の間隔は30小尺で、側溝心の外側5

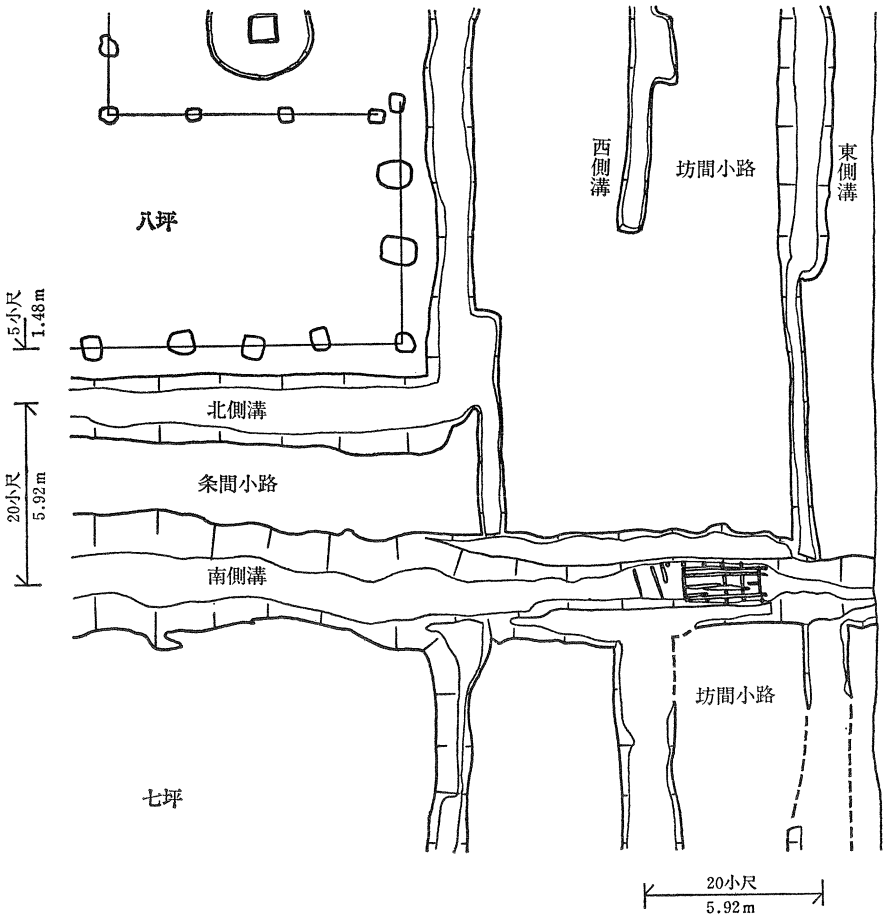


第43図　左京八条三坊坊間小路・条間小路遺構図　（1：250）

小尺の位置に設定されていることになり、先にみた左京三条二坊坊間小路Ⅱでの状況と共通している。

**左京八条三坊　坊間小路**　九坪と十坪および十五坪の坪境南北小路で、総延長150m 近くが検出されている[113]（第32図15）。東・西側溝心心間距離は5.9～6.0mを測り、20小尺の設定寸法を復原することができる(第43図)。

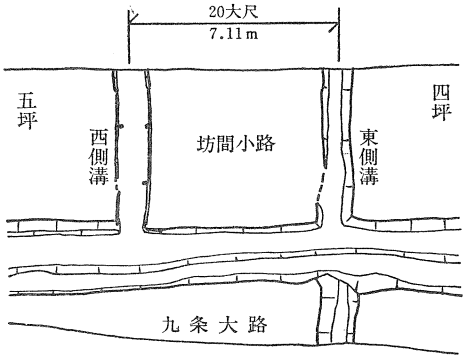


第44図　右京九条一坊坊間小路遺構図（1：250）

**右京九条一坊　坊間小路**　四坪と五坪の坪境南北小路で、九条大路北側溝との交会地点付近約５ｍにわたり、東・西側溝が検出されている[114](第32図16)。西側溝は堰板で護岸されており、幅1.0ｍ。東側溝は幅約１ｍの素掘溝である。道路規模について、報文には「路面幅は約６ｍ」と記されるだけであるが、付載された遺構図によると、側溝心心間距離は、東側溝の遺存状態が不良で溝岸の出入りがやや著しいものの、ほぼ7.0m 前後とみることができ、側溝心心間20大尺として設定されたものと考えられる（第44図）。

**その他の条坊関連遺構**　条坊設定寸法のあり方を復原する上で、大路、小路以外に注目される三つの遺構をとりあげておきたい。その一つは左京三条四坊七坪の調査で検出された、坪の中央を東西に通じる道路遺構である。道路は南・北側溝を伴ない、側溝心心間距離は平均3.6m であると報告されている[115]。これは10大尺（復原値3.55m）の設定寸法であったと判断される。なお、この東西道路は奈良時代初頭に作られたものであることが明らかにされている。

また、右京二条二坊十六坪における調査でも、坪を南北に二分する位置にある東西道路が検出されているが、これも京造営当初から設置されたもので、南・北側溝心心間距離は約3.6m と報告されている[116]。従って、先の例と同様に、10大尺の規模で設定されたものと考えられる。

次に紹介したいのは、左京八条三坊九坪での発掘調査で明らかにされた、坪の中央を北から南に縦断して流れる「堀河」の規模である。報文には「当初、幅約10m、深さ1.4m の素掘りで、のちに幅約６ｍにせばめてシガラミによる護岸を行なっている」と説明されている[117]。報文には堀河の遺構断面図が掲載されているが、そこでは当初の堀河の幅は 10.52m と表示されている。この規模は30大尺（復原値10.66m）とみなすことができると考える。つまり、当初30大尺で設造されたものを、後のある時期に６ｍ、20小尺幅に改修したと考えるのである。

## C　京条坊の地割　小結その１

以上、平城京内における大路、小路の設定のあり方を検討してきたのであるが、いくつかの点で注目すべき状況がみとめられる。まず、道路規模の設定原理について考えてみよう。ほとんどの例では、側溝心心間距離を計測の基準として検討し、側溝幅あるいは路面幅の設定寸法を復原しえたのはごく限られる。そうではあるが、特に宮周辺の二条大路や西一坊大路、あるいはまた側溝心心間200大尺で設定されたとみられる朱雀大路の地割方式からは、側溝心を一つの定点として割り付けを行なったと考えることができる。もちろん路面幅や側溝幅も一定の完数値で設計されたではあろうが、平城京の条坊地割は、先に藤原京について想定したような、条坊計画線を基準にしてまず路面幅、側溝幅を設定するという方式とは若干原理を異にしたものであったといえよう。この側溝心を基点にする地割方式は、後に言及するように平安京の条坊道路を設定する際にも踏襲されている。

次に指摘しておきたいのは、朱雀大路、二条大路、西一坊大路、西三坊大路等の設定の基準尺が平城宮造営当初の宮域内諸区画や大垣の地割、それに藤原宮・京全般にみとめられた令大尺であったと判断されることである。なかでも朱雀大路や二条大路では、250大尺、200大尺、150大尺というきわめて整った完数値が用いられたと推定され、藤原京条坊にはみられなかった大規模さを示している。しかし、その一方、西一坊大路の側溝心心間規模70大尺は藤原京朱雀大路のそれに一致し、西三坊大路60大尺が藤原京宮城南大路である六条大路の側溝心心間の幅員と同じであるのは、平城京が藤原京の条坊地割を基本的には踏襲しながらも、規模を拡大化した状況の一端を反映したものとみることができる。

小路については、合せて14地点での調査例がある。そのうち、４地点が側溝心心間20大尺、５地点が20小尺で、残りの５地点のうち２地点が15大尺、15小尺が１地点、その他の規模２地点であった。このように最も広い例8.3mから狭い4.2mに至るまで様々な規模の小路があったことが知られる。この中で側溝心心間距離が8.3mの場合（右京一条二坊坊間小路）と4.2mの場合（左京五条二坊間小路）については、少なくとも側溝心心間の設定寸法を完好な完数尺で解釈することができない。路面幅員についても、とりわけ左京五条二坊条間小路では、遺構の遺存状況が不良であるため、測りがたいが、右京一条二坊坊間小路の場合は、路面幅がほぼ7.10m（20大尺）であることは興味深い。このことは、平城京条坊道路のうち、小路の設定方式には、側溝心心間距離を優先させるという原則の他に、あるいは前述の藤原京での方式が部分的に採用されていたことを示すものかもしれない。しかし、何分にも資料に乏しく、今後の調査研究の進展にまたなければならない[118]。

さて、小路の側溝心心間の規模を示す寸尺の中で最も数多いのが20尺という数値で、９例ある。しかも、同じ数値で、大尺と小尺の両者が併存している事実に注目したい（15尺のも

のも確実なのは、1例ずつにすぎないが、大・小尺の例がともにみとめられる)。すでに述べたように、大尺は大宝令に度地尺として使用すべく規定された尺度であった。換言するならば、土地を測量するための基準尺であったのであり、平城京造営当初にあっては、条坊設定の度地尺として大尺が用いられたことは、法制史的にみればむしろ当然であったと考えられる。また、20大尺という設定寸法は藤原京内小路と一致し、この点は藤原京条坊道路のあり方をそのまま踏襲したものとみられる。そうした中にあって、京造営事業の根幹ともいうべき条坊地割の一部に小尺による設定が行なわれている事実はどのように評価されるべきなのであろうか。

『続日本紀』の和銅6年2月壬子(19日)条に「始メテ度量調庸義倉等ノ類五条ノ事ヲ制ス、語ハ別格ニ具ナリ」という記事があり、度量衡改制のあったことが示されている。この「別格」については、令集解田令田長条に「其地ヲ度スルニ六尺を以テ歩ト為ヨ」という和銅6年2月19日付の格が引用されており、これが別格の一部であることが知られる。この格は大宝雑令に規定された「度地以二五尺一為レ歩」の改変であり、従前は1歩＝5大尺とされていたものを、1歩の実長は変えることなく、6小尺とするように定めたもので、度地尺としてのみ使用が継続されてきた大尺(高麗尺)の使用停止と小尺(唐大尺・和銅大尺)の全面的採用とを意味するものと理解される。さらに、『続日本紀』の和銅6年4月戊申(16日)条には「新格並ニ権衡度量ヲ天下ノ諸国ニ頒チ下ス」とあるので、この時点を以て度量衡の新制が実質的に運用されることになったと考えられる。つまり、度地すなわち土地測量の基準尺には、従前と異なり、令小尺を使用しなければならなくなったのである。

以上のことから推論すると、側溝心心間20小尺の幅員をもつ小路の設定は、早くとも和銅6年(713)2月19日を遡り得ず、おそらくは和銅6年4月16日以降のことであったと考えられる。また同時に、大尺を基準尺として地割された宮域内諸区画、大垣あるいは朱雀大路、二条大路をはじめとする諸大路、小路等の設定は和銅6年2月19日ないし同年4月16日以前に行なわれたものであると判断することができる。岩本次郎の研究によれば、造平城京司の官人の官途の分析などから、平城京の造営は「和銅5年の後半期に入り、外京をも含めて完了をみたと考えられる」[119]とされている。しかし、造営基準尺、特に度地尺のあり方から判断すると、京造営の一部が和銅6年2月あるいは4月以降にも依然として継続されていたと考えることができるのである。[120]

## D　京条坊の地割　小結その2

平城京の条坊地割および平城宮の区画地割が、基本的には、大宝雑令に規定された度地尺である大尺を基準尺として設計されたものであることは、以上の記述で明らかになった

ことと思う。従って、条坊地割の基準となった条坊計画方眼が1800小尺を単位とするというような従来の表現は適切でなく、1500大尺を単位としたものと理解すべきであろう。さらに、条坊地割を検討したところ、小路には側溝心心間距離が大尺で20尺のものと小尺で20尺のものとの二者がみとめられ、これは和銅6年2月19日の度量衡制度改定に伴う現象とみられることから、京条坊の造営事業がその時点以降にも継続していたのではないかと考えた。

このように、地割に使用された基準尺のあり方についての検討を通じて、京造営の根幹ともいうべき条坊設定の一側面に新たな知見を加えることができたのであるが、ここで尺度制の改定に関連する二つの問題について述べておかなければならない。

その第一点は、先に大路に関する項で検討を保留しておいた東一坊大路と二条条間大路の設定のあり方についてである。ただし、この両者についての発掘調査はすでに行なわれているものの、その報告は簡略になされただけで、しかも遺構が複雑な様相をみせているので、充分な分析を行なうことが現在の筆者にとっては困難であることをまず断わっておかなければならない。

第二点として考えてみたいのは、正倉院文書等に基いて考証されている、平城京条坊の1坪が40丈（400小尺）四方の地積をもつとする見解についてである。これは関野貞や喜田貞吉による研究以来通説化しているもので、平城京条坊地割が小尺を基準尺として行なわれたとみる強固な根拠ともみなされているのであるが、地割の基準尺が令大尺であったことが明らかにされようとしている今、根本的に再検討する必要があると考える。

**東一坊大路について**　東一坊大路の道路遺構は、宮東南角に近い、二条大路との交差点の南（平城宮第32次調査[121]）と宮の東院張出部東南角に南面して開く宮城門の南（第39次調査[122]）との2カ所で確認されている。第32次調査では、大路東・西側溝と路面相当部分が検出されている（第45図）。西側溝は二条大路との交差点を横切って南流する。これと二条大路の南・北側溝との合流点付近では、流水のために溝岸が著しく侵蝕されているので本来の溝幅は確定しがたく、遺構検出面では、5〜6mから10m近くにおよんでいる。しかし、交差点の中央でこの側溝には橋が架せられており、その橋脚の位置から溝心を想定することができる。一方東側溝は幅が1m前後と西側溝に比べ著しく狭い。交差点の南では、後に改修されて、二条大路を横切らず、L字形に東折して二条大路南側溝に連なるが、造営当初の東側溝は、西側溝同様、二条大路を貫流しており、交差点内の南寄りの位置に小規模な橋を架している。西側溝の西辺には、左京三条一坊十六坪の東を画する築地が、東側溝の東辺には、左京三条二坊一坪の西を画する築地の基壇痕跡が検出されている。

さて、東一坊大路の東・西側溝心心間距離をそれぞれに設置されている橋脚の心の位置

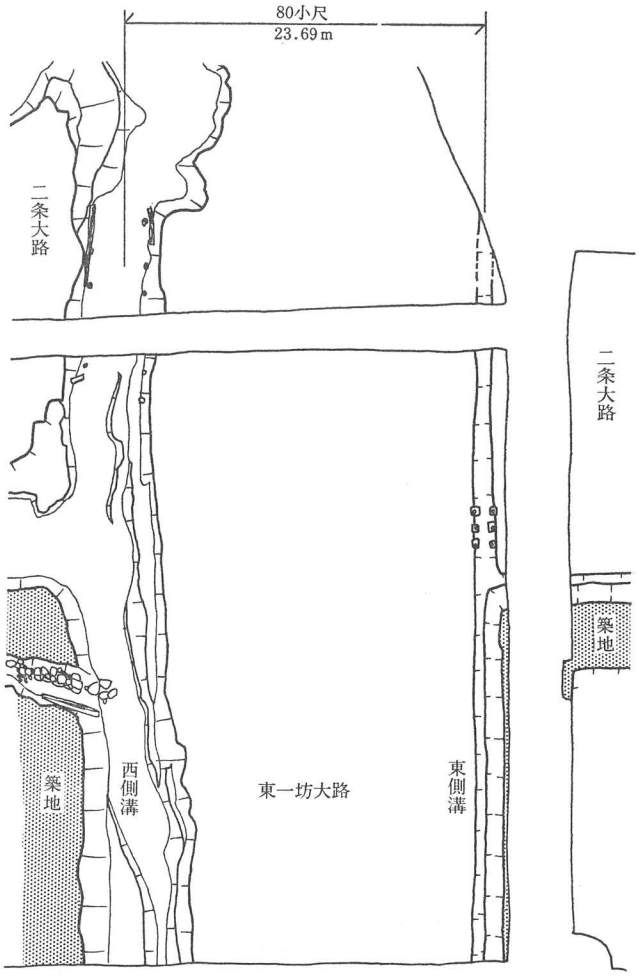


第45図　東一坊大路遺構図（第32次調査区　1：500）

を溝心として計測すると、ほぼ23.7mとなる。これは正しく80小尺（0.2961m×80＝23.69m）である。築地心心間距離は、調査の所見では110（小）尺とされている。しかし、大路東辺築地跡の大部分は現在の水田畦畔下にあり、西辺築地も検出された基壇痕跡の東西縁辺の出入りが激しいことから、築地心心間が110小尺（復原値32.57m）であったとは確定しがたく、あるいは90大尺（復原値31.98m）とみることも可能である。

第39次調査区で検出された東一坊大路は、前述の南面する宮城門（小子門）[123]によって遮られ、二条条間大路とL字形に接続している。大路西側溝の想定位置には、SD4951、SD5050、SD5100の3条の南北溝が検出されており、このうちSD5050とSD5100は造営当初の西側溝SD4951の水流を西側に迂回させるために作られた溝で、はじめSD5100が作られ、さらにのちにその西側のSD5050に改修されたと説明されている。この数次に及ぶ

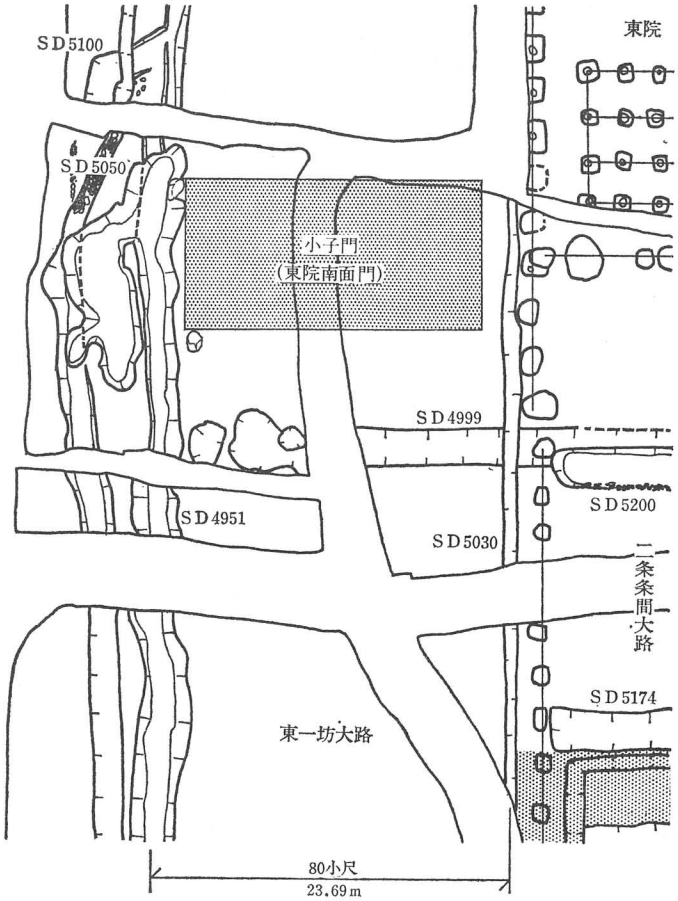


**第46図**　東一坊大路遺構図　(第39次調査区　1：500)

西側溝の作り替えは宮城門（小子門）の造営に関連するもので、SD4951が直流していた時期には門は存在しておらず、門の建造に際して門基壇の西側に水流を迂回させたと理解されている（第46図)。

この調査地点での大路東側溝には、造営当初の西側溝 SD4951心の東約23.7mに溝心をもつ幅1m前後の南北溝SD5030が考えられる。西側溝SD4951と東側溝 SD5030との併存関係については、正報告が未発表であるため詳にしえないが、この両側溝は先にみた二条大路との交差点付近での東・西側溝の状況と共通しており、その延長上にあるとみられる。従って、東側溝 SD5030が西側溝 SD4951と共に大路の両側溝として機能していた時期があったと想定することは可能であろう。そうすれば、西側溝 SD4951および SD5100の埋土から出土した、年紀の記された木簡の分析を通じて明らかにされた門の造営時期である神亀年間[124]（724～728）以前の東一坊大路の幅員は、側溝心心間80小尺であったと判断してよいことになる。

この調査区付近では、西側溝の西約12mの位置で宮東面築地大垣の基壇の一部が検出されており（平城宮第29次調査）、東側溝の東辺には、左京二条二坊の西を画する築地の基壇痕跡が検出されている。両築地心心間距離は調査直後の所見では約36mとされている[125]のに対し、前掲『平城宮発掘調査報告Ⅵ』での記述には130尺余り（約38.5m—筆者註）とされる[126]など、一定した見解が示されていない。そのため、築地心心間の設定規模についての判断は保留しなければならないが、少なくとも東一坊大路の神亀年間以前における側溝心心間距離が80小尺であったことは、確かな事実として捉えることができよう。そうであれば、先に明らかにしたように、他の京内諸大路が令大尺を以て設定されていたのに対して、東一坊大路の側溝心心間距離は令小尺を基準尺として設定されていることになるが、これは東一坊大路の、少なくとも宮東南角付近における設定が、和銅6年2月19日の度量衡制度改定以降に行なわれたことを示すものと理解される[127]。

**二条条間大路について**　二条条間大路に関する発掘調査は平城宮東院張出部南辺の2ケカ所で行なわれているが、東一坊大路より以上に不明な点が多い。調査地の一つは前述の東院南面宮城門（小子門）前において東一坊大路とL字形に接続する地点（平城宮第39次調査）[128]で、他の一ケ所はそこから約200m東に離れた東院張出部東端付近（平城宮第44次調査）[129]である（第47図）。大路の側溝とみなしうる東西溝が、第39次調査区では北側溝想定位置に2条（SD4999、SD5200）、南側溝想定位置に1条（SD5714）、第44次調査区では北側溝想定位置に1条（SD 5200）、南側溝想定位置に3条（SD5785、SD5787、SD5788）それぞれ検出されている。先に簡略に紹介したように、『平城宮発掘調査報告Ⅵ』では北側溝 SD 4999 と南側溝 SD5785 が京造営当初の二条条間大路側溝であり、側溝心心間距離は80（小）尺と推定できると述べている[130]。

しかし、この2つの側溝は、報文にも言うように、同一の調査区内で対応する位置において確認されたものではない。つまり、北側溝 SD4999 は第44次調査区にはなく、南側溝 SD5785 は第39次調査区に存在しない。さらに、概略報告で示されている両調査区で共に北側溝とされる東西溝 SD5200 が一連の溝で同じ位置条件にあるとすると、SD5200 を基準にして計測される北側溝 SD4999 と南側溝 SD5758 の心心間距離は22.0m程であり、80小尺とみるには余りに狭く、そればかりか、南側溝 SD5785 は第39次調査区で大路南辺で検出されている築地の位置に相当することになる。こうしたことから、二条大路の幅員が東院南辺においては側溝心心間80（小）尺であったとする見解は、はなはだ疑わしいと判断せざるを得ない。その他にも、第44次調査区で検出された南側溝のうち最北に位置する SD5788 も第39次調査区にないなど、不可解な点が若干残されており、また第39次調査区での大路北側すなわち東院南辺の状況は複雑な様相を呈し、宮城門（小子門）の東

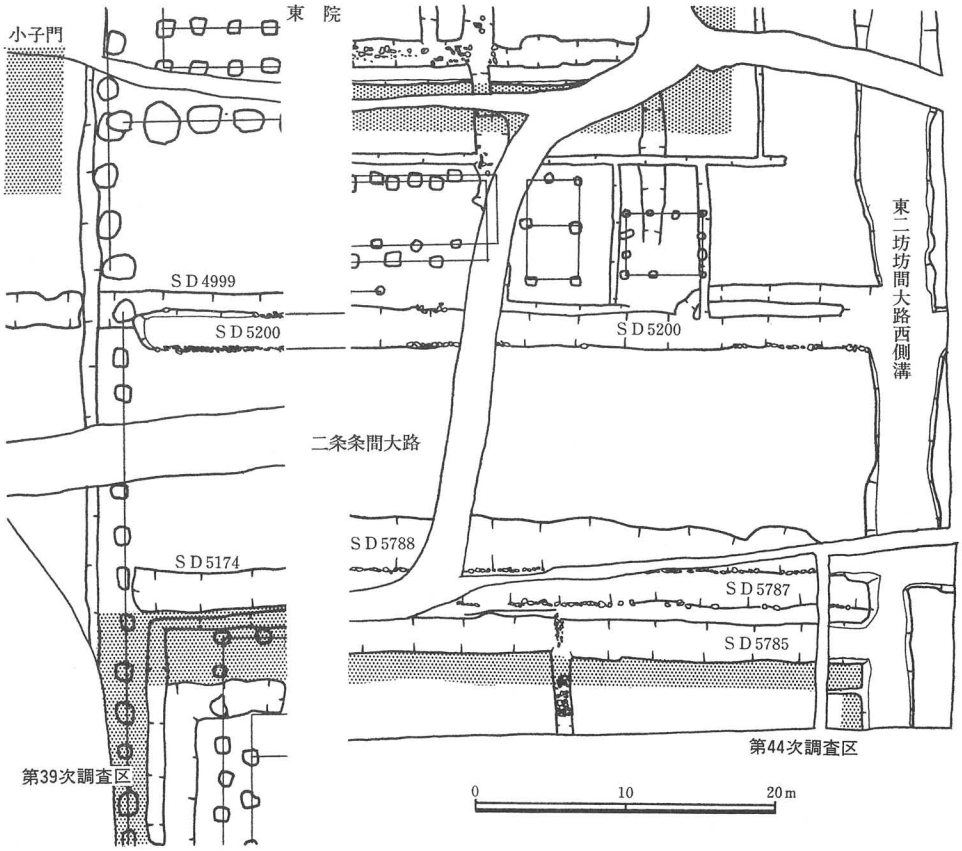


**第47図**　二条条間大路遺構図　(1：500)

に取り付くべき宮の大垣あるいは門の正面近くの大路路面上に検出されている南北塀などの性格および存続時期については、その詳細を知ることができない。従って、平城宮東院に南接するこの位置での二条条間大路の設定のあり方についての解明は全て今後の課題として残さざるを得ないが、東一坊大路と同様、奈良時代を通じて側溝の幾度かの作り替えが行なわれるなど、平城宮東院をめぐるがゆえの変転を辿った状況の一端を窺い知ることができる。[131]

**「一坪40丈四方」の再検討**　次に、１坪の規模が40丈（400小尺）四方であるとする従来の通説について考えてみたい。平安京条坊街区の単位である１坪の築垣心心間の距離が40丈であることは、延喜左京職式京程に明記されているが、関野貞はつとに平城京条坊における１坪も一辺が40丈の大きさであることを論証している。[132] 爾来その見解は京条坊復原の絶対的と言うに近い前提条件とされ、同時に条坊設定が令小尺で行なわれたとみる重要な根拠とみなされている。そこでまずそのことを証するとされる史料を掲げておこう。

史料1　「東西市庄解」（薬師院文書[133]）

東西市庄解　申勘定庄地事

自二堀河一東向行長六丈北面

自二南面一東向行長七丈

堀河広二丈

自二堀河一西向行長卅二丈北面

自二南面一西向行長卅一丈

自二堀河一西方直卌貫

東方直廿貫

天平勝宝八歳正月十二日

呉原伊美吉飯成

大石能歌阿古麻呂

布勢君足人

伊部造子水通

史料2　「東大寺家地相換券文」（東南院文書五ノ三[134]）

相換地記

地弐町佰弐拾捌歩熟地七段 常荒地一町三段百廿八歩

右、造東大寺地、在山城国相楽郡蟹幡郷

家地壱町弐段佰弐拾肆歩　五丈草葺屋壱間

右、従三位紀朝臣勝長家、在平城左京二条五坊七町

以前地家、各有便宜、仍相換如件、

延暦廿三年六月廿日　都維那位位僧「伍浄」（以下略）

史料3　「諸国諸庄田地　長徳四年注文定」（東大寺要録巻第六[135]）

（前　略）

平城田村地二町四段二百卌八歩

四条二坊十二坪一町二段百廿四歩

五条二坊九坪一町二段百廿四歩

同京四条五坊填穴田一町二段百廿四歩

同京八条市庄田一町二段百廿四歩（以下略）

なお、史料3に関しては『平安遺文』に収められた延喜2年12月28日付の太政官符案（猪熊信男氏所蔵文書[136]）に

大政官符　大和国司

応令東大寺領掌園地事　在添上郡

一平城左京五条陸坊　葛木寺以東

地肆坊　坊別一町二段百廿四歩

四至 東限道　西限小道葛木寺　南限大道
北限小道并大安寺園

一同京田村所

地弐坊

一坊左京四条二坊地一町二段百廿四歩

四至 東限小道　南限大道并同寺園
西限小道　北限小道并田村宮

一坊左京五条二坊地一町二段百廿四歩

四至 東限小道　北限大道并同寺宮宅

とあり、『東大寺要録』にみえる「田村地二町」が平城京の左京にあったことが、岸俊男の「藤原仲麻呂の田村第」に関する研究において明らかにされている。[137]

以上三つの史料のうち、2と3では所在地が明記されたうえで、1坪（あるいは1町）が1町2段124歩の地積を有する旨が記されている。1町2段124歩は4444歩（1町＝10段、1段＝360歩）であり、正方形とすれば、一辺長は66.663歩となる。1歩は6小尺であるので一辺399.98小尺になり、ここから1坪40丈（400小尺）四方という復原がなされたわけである。さらに、史料1は左京八条三坊にあった相模国調邸の売却に関する一連の文書の中の一通であることが福山敏男により指摘されているが、[138] この史料によると、「調邸一町」の東西長は40丈（北辺長：32丈＋2丈＋6丈＝40丈、南辺長：31丈＋2丈＋7丈＝40丈）となり、先の40丈四方という寸法を再確認しうる例証とみなされている。

こうしたいくつかの史料は、1坪が400小尺四方であったことを明らかに示しており、平城京条坊造営の基準尺が令小尺であったことの絶対の根拠とされ、たとえば関野貞をして「京城経始の際には量地尺は大尺即所謂高麗尺なりしに拘らず条坊の区画に向いては後に論すべきがごとく小尺即唐尺（常用尺）を用ゐたりしなり。和銅6年京城の経営略成りしとき尺度の改定あり従来の高麗尺を廃し土地を量るにも亦唐尺を用ゐしめ」[139] たのであると言わしめ、また、喜田貞吉をしては、平城京の条坊の単位は大尺の150丈四方と定めながら、藤原京に大路であった道路の一部が小路に改まった結果として、「大尺を以てしては到底都合よき割出しの完数を得ることが困難となり、為にこの場合特に令の小尺を応用して、大尺150丈なる1里を小尺180丈と換算し、以て大路8丈、小路4丈、町の方40丈という都合よき数字を得たのであったに相違な」く、和銅6年の尺度の改制は畢竟この経験に基くものであった、と述べさせているのである。[140]

この両先学により示された和銅6年の度量衡改制についての解釈は、平城京の造営当初の度地尺としての基準尺が令大尺であったことが明らかになった今となっては、やや付会の感なきにしもあらずと思われ、さらに、1坪40丈四方とする文献史料の記述が実態を正しく反映したものではなかったのではないかという疑問が生じてくることにもなる。

既述のように、平城京の条坊は1500大尺を1条1坊の計画寸法として定め、条坊道路は等間隔の方眼として表わされる条坊計画線上に設定されたものであるから、大路に面する坪と小路だけに囲まれる坪とでは当然坪の事実上の面積が異なることになる。また、一辺だけが大路に面する坪では東西の辺長と南北の辺長は異なっていたはずである。

そこで史料に現われた1町2段124歩の地積をもつとされる坪の位置をみてみよう。史料2の紀勝長の宅地は左京二条五坊七町（坪）であり、その南辺は二条の中央を東西に通じていたと推定される二条条間大路に面し、西・北・東辺は小路により限られる位置にある。また、史料3にみる田村所あるいは田村地に関わる二つの坪は、左京四条二坊十二坪と左京五条二坊九坪であり、五条大路をはさんで対峙する地所であることが知られ、両坪とも他の三辺は小路に限られる位置にある。史料1の相模国調邸は左京八条三坊にあり、東市の西辺に位置していたと記録されている[141]。東市は左京八条三坊の五・六・十一・十二の4坪を占めていたとする見解が有力であり[142]、そうとすれば、相模国調邸は左京八条三坊の三坪あるいは四坪を占めていたことになり、この坪の西辺には東二坊大路が通じていたことがわかる。ただし、北辺が小路に限られていたことは明らかであるが、南辺は小路に面していたとも、あるいは八条大路に面していたとも考えられる。以上のことから、史料にその位置が明らかな坪は、一応すべて四辺のうちの一辺だけが大路に面するという共通した条件下にあるといえ、それらが同じ地積で表示されるのももっともだと言えそうではある。しかし、そこで考えておかなければならないのは、たとえそうだとしても、上記三ないし四ケ所の坪の平面形は正方形ではあり得なかったということである。史料2・3の坪は東・西辺より南・北辺の方が長かったはずであり、史料3の相模国調邸の地所は、西辺に大路が通じているので、一応東西方向の方が南北方向よりも短かかったとみなければならない。とすると、「40丈四方の正方形」という坪の規格を実際に想定することは不可能であると言わざるを得ない。さらに、四辺のうちの一辺だけが大路に面した坪の地積が1町2段124歩であるならば、四周を小路で囲まれた坪はより広かったはずであり、京内の坪を一律に40丈四方として条坊復原を行なうことがおよそ誤った方法であることは自明であろう。

1坪が実際に1町2段124歩の広さであったのであろうかという疑問は、史料3の参考として掲げた太政官符案の前段の記載事項および随心院文書にある天平勝宝八歳六月十二

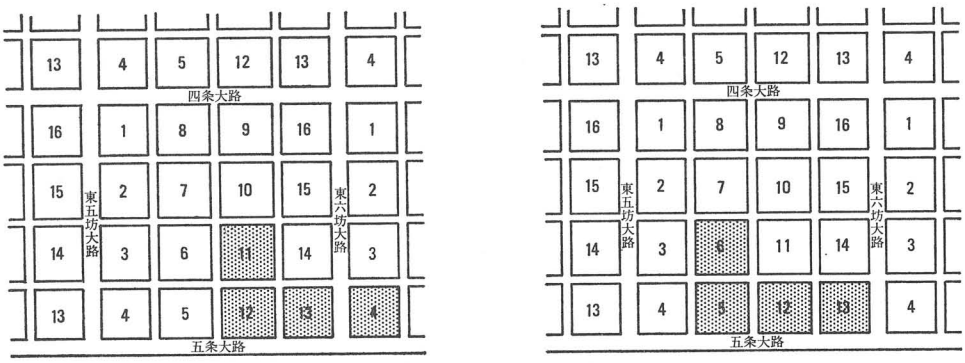


第48図　「五条六坊園」位置推定図

日の「孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅[143]」における記載内容によりさらに強まる。すなわちそこには「勅書并絵図佐伯院ニ天平勝宝八年」という表題の下に

勅

奉入東大寺宮宅及田園等

五条六坊園　葛木寺以東

地肆坊　坊別一町二段廿四歩（ママ）

四至 東少道　南大道　西少道并葛木寺　北少道并大安寺園

倉参宇　　（以下略）

とあり、文書と共にこの四つの坪の位置が、天平勝宝九歳正月四日の日付で左京職により作成された「葛木寺東所　地肆坊」と標記された絵図面に表示されている。この地の四坊(坪)の位置については、左京五坊六坊の十一・十二・十三坪と五条七坊の四坪とを指すとする福山敏男の説[144]と、左京五条六坊の五・六・十二・十三坪であるとする大井重二郎の見解[145]とがある（第48図）。これは、四至の表示のうち、「東少道」を延喜２年の太政官符案に記される「東限道」の誤記とし、これを大道すなわち東六坊大路とみて、大井のように考えるか否かということになるが、もとより筆者にはいずれとも断じがたい。しかし、いずれにしても、ここで問題となるのは、４坪のうちの１坪は確かに四至を小路で限られており、他の３坪のうちの少なくとも１坪は２面が大路に面し、その他は１面が大路に面していることが明らかであるという点である。史料には、それらが一様に「坊別１町２段124歩」（延喜２年太政官符案による）と記載されており、不可解なことになる。他の史料を閲しても、その位置は明らかではないにせよ、平城京内における１坪は例外なく１町２段124歩であると記されている。こうしたことから、この地積表示は実際の状況をそのまま表しているのではなく、一種の社会通念であったのではないかと考える。

平城京条坊は、和銅初年の造営当初においては、大宝令に規定された大尺で設定されていた。しかし、この大尺は和銅6年2月ないし4月の度量衡改制により使用が停止され、以後度地尺として用いられた明証はみとめられない。文献史料に散見される京内宅地(および田地）の地積が表示された例は、最も古い史料1が天平勝宝八歳（756）であり、和銅6年（713）の時点から40年以上を経過している。また、史料2は延暦23年（804)、史料3は長徳4年（998）および延喜2年（902）であり、さらに歳月を隔てている（ただし、岸俊男によると、史料3は「天平勝宝八年資材帳」に拠ったものとされている[146]）。一方、令集解田令に引く「古記」の注釈をみると、古記の作られた天平10年（738）頃には[147]、すでに和銅6年2月19日付の格「其度レ地以二六尺一為レ歩」の意味するところについての理解が不充分になっていた状況を窺い知ることができる。

平城京条坊道路のうち大路の幅員規模については、朱雀大路と宮に接して通る二条大路と東・西一坊大路以外では、西三坊大路が知られるだけである。また、小路には20大尺、20小尺をはじめ幾通りかの異った幅員をもつものがあり、大路、小路の一般的な規模を確定することは難しいが、仮に大路については、西三坊大路と同じ側溝心心間60大尺、小路は20大尺とし、道路の両辺を画する築地塀あるいは掘立柱塀の位置を、大路の場合は二条大路、西一坊大路、西三坊大路で推定したように、側溝心の外方つまり坪の側10大尺にあり、小路の場合5大尺に設定されていたとすると、築地（あるいは掘立柱）塀心心間規模は大路80大尺、小路30大尺となる。従って、塀心心間距離で表わされる事実上の坪の一辺長は、大路に面する場所では320大尺〔$375-\left(\frac{80}{2}+\frac{30}{2}\right)=320$〕、小路に挟まれる部分では345大尺〔$375-\left(\frac{30}{2}+\frac{30}{2}\right)=345$〕となり、小尺に換算すると、それぞれ384小尺、414小尺となる。1坊16坪の中でこの二通りの辺長は同数存在するが、両者の平均値399小尺〔$(384+414)\div2=399$〕が400小尺（40丈）にきわめて近い数値であることは注意される。

こうしたことから、1坪が1町2段124歩であったとする史料の残る8世紀後半には、平城京の1坪の地積を表示するに際して、京条坊設定当初の基準尺である令大尺を使用することはできず、むしろ令大尺という知識自体ほとんど失なわれていたため、坪の一辺長の平均的規模332.5大尺すなわち399小尺を400小尺・40丈とみなし、実際には条坊における坪の占める位置により地積に大小の違いがあるにもかかわらず、一様に1坪40丈四方という通念が、またそこから算出される1町2段124歩という地積が一般通念化したものと想定する。そして、その通念こそが後の平安京条坊設定に際して1坪の規模、築地心心間40丈四方として実体化したのであろう[148]。もっとも、平城京における小路の築地心心間距離は30大尺に限られるものではなく、大路幅員についても西三坊大路の例が一般的な規模であったという確証はない。従って、上述の解釈は一つの臆説にすぎないともいえようが、

しかし、仮にこのように想定しない限り、条坊設定原理と文献史料との齟齬を統一的に説明しえないのではないかと考える。

## 3　平城京の造営基準尺の長さについて

平城京条坊の地割に関する従来の見解の中で看過することのできない誤った通説がもう一点あるので言及しておきたい。それは条坊設定の基準尺の実長が場所により異るとするもので、沢村仁によると[149]、京の条坊の基本にみとめられている方1800（小）尺方眼が不変であるとすると、

1　南北方向では、京全体にわたって１尺は0.296ｍで、いわゆる天平尺に一致する

2　しかし、東西方向では、朱雀門心から東一坊大路までは１尺＝0.2961ｍの天平尺であるが、東一坊から東四坊までは１尺＝0.2943ｍとやや短い

3　東四坊より東の外京では、１尺＝0.29396ｍといちじるしく短い

と述べられている。このように左京の東西方向の基準尺が南北方向より小さいことの理由として、沢村は２については「岸俊男教授の説のように、藤原京設定にあたり、大和平野の南北主要道である中ツ道と下ツ道を東西京極にあて、さらに平城京設定の際、下ツ道を朱雀大路にとり、藤原京全幅とほぼ同じ幅の左京を設定した。そのため、南北方向および平城宮南辺正面幅の東西一坊までは、東西行にも和銅頃の法定尺を用い残りを分割して方格計画を施行したので東一坊以東の造営基準尺が短かくなったのではなかろうか」と説明しており、こうした見解は以後にも踏襲されているようである。

左京一坊から四坊までの基準尺長を算出するに際して、沢村は東一坊大路東辺築地中心から東三坊大路東辺築地中心までの東西距離が1059.4ｍと計測されることから、２坊分の計画寸法3600小尺で除して１尺＝0.2943ｍという数値を求めたとしている。しかし、この算定方法には二つの誤りがある。その一点は、計測の一方の基準とされた東三坊大路の東辺築地についてである。発掘調査で検出された東三坊大路に関する遺構は、報告書[150]によると、路面相当部分と東側溝に限られ、東辺築地は東側溝の東の未調査地に南北にのびる現在の水田畦畔を「築地の痕跡に推定することは可能である」とされるにとどまる。従って遺構としては確認されておらず、その中心位置も確定しえないはずである。

次に、東三坊大路の幅員は、大路西側溝に比定しうる南北溝が２条検出されており、それぞれ東側溝との心心間距離は50（小）尺、75（小）尺程度に復原できるが、いずれとも確定しがたいと報告されている。そうとすると、いずれにしても、東一坊大路の側溝心心間距離80小尺とは異なった規模であり、築地心心間距離もまた当然異っていたと考えられ、条坊計画線から大路東辺築地までの距離が東一坊、東三坊両大路で等しいとする確証はな

い。このように不確定要素が多いにかかわらず、東一坊・東三坊大路東辺築地心心間の計画寸法を3600尺と前提して造営基準尺を算出しようとするのは論理性に欠けていると判断せざるを得ない。

さて、平城京右京の条坊造営尺については、西三坊大路の頃で検討したように、1坊が1500大尺間隔の条坊計画線を基準として設定されており、宮およびその周辺とほぼ一致した実長をもつ造営尺が使用されている。一方、左京域については前掲『平城宮発掘調査報告Ⅱ』でもすでに検討が施されている[151]。それによると、発掘調査で得られた大安寺の中軸線と平城京中軸線との東西距離は5730現尺であり、換算すると、5859(小)尺となる。大安寺の伽藍中軸線は東三坊大路の1町（坪）東の小路心と一致するので、想定地割寸法は1800尺×3(坊)＋40尺(大路半)＋400尺(町)＋20尺(小路半)＝5860尺であり、実測値(5859尺)とよく合致すると説明されている。つまり、宮周辺の造営尺と同じ実長の造営尺で設定されたとみることが可能であるとしているのである。しかし、この説明のうち、1町400小尺、大路80小尺、小路40小尺については、一概には採用しがたい数値であり、条坊設定方式に従って、仮に小尺で計画寸法を表わすと、1800小尺×3(坊)＋450小尺（1坪の計画寸法）＝5850小尺となり、「実測値」5859小尺とはわずかではあるが誤差が生じることになる。

そこで再び大安寺伽藍中軸線と平城宮中軸線との東西距離を検証してみよう。平城宮の中軸線は朱雀門心の位置（第31図）により確定することができ、大安寺伽藍中軸線は発掘調査で明らかにされた中門および南門の位置から知ることができる(国土座標系における大安寺中軸線の位置は中門南側柱列中央をとると、X＝−148091.5, Y＝−16846.0である[152])。国土座標系上での両者間の東西距離は1740.31mであるが、造営方位の偏れ N0°15′20″W を採用して換算すると、1731.88mとなる。前述のように、大安寺伽藍中軸線は東三坊大路から東1坪にあるので、地割計画寸法は1500大尺×3（坊）＋375大尺（1坪）＝4875大尺であり、1大尺＝0.35526m(＝0.29605m×1.2)の長さが求められる。これは宮域内遺構から算出された1大尺の実長0.35532m（＝0.2961m×1.2）とほとんど一致していることが知られる。すなわち、左・右京とも全て同一の造営尺で条坊が設定されたと判断することができるのであり、左京の造営尺が短かくなっているというような事実は認めがたいといえよう。

## 4　外京の条坊地割の検討

次に外京の条坊設定について考えてみたい。先に掲げた京造営基準尺に関する沢村仁の見解の3、つまり左京四坊より東の外京では、1尺＝0.29396mと造営尺が著しく短いとする算定の根拠は「東三坊大路東辺築地心から興福寺東辺築地心の距離を、宮の造営方位

と国土座標方位の誤差を修正して求めると、約2093mほどになるので、これを四坊分の方格から大路路幅を減じたものとすると、2093m＝0.29396m×(1800×4−80)[153]」となるというものであった。これにも先に指摘したと同様の方法の誤まりがみとめられる。すなわち、一つには、遺構として確認されていない東三坊大路東辺築地を距離測定の一方の基準としており、また、東三坊大路および（興福寺東辺築地を大路西辺築地とする）東京極（東七坊）大路が築地心心間80小尺である確証は現在のところ得られてはおらず、上記のような数式は成立しえないのである。なお、外京の造営尺が短い理由について、沢村は「方格の大きさが1800尺より小さく、大路・小路の幅が狭いのか、あるいは左京におけると同様、全幅に京以前の地割が影響して造営尺を短かくとったのか、にわかに定めがたい」と述懐している。

外京の東西地割寸法が短いとする見解は、これより先『平城宮発掘調査報告Ⅱ』においても提示されている。報文によると「興福寺伽藍中軸線と大安寺中軸線との距離は5410尺で、換算すると5532尺となる。興福寺中軸線は七坊五〜八坪の中心にあるとすると、この中で外京のみの寸法は5532−〔1800−(40＋400＋20)〕＝4192尺となる。これを1800尺の地割で２坊１坪半として計算した結果、1800(坊)×2＋40（大路半）＋400×1.5(町)＋40（小路）＝4280（尺）と比べると、全く合わない。これは外京の東西方向の計画寸法が1800尺より小さかったことを示すもので、興福寺周辺の条坊痕跡によっても同様の結果が得られる[154]」と説明されており、その原因は使用尺度の相違か、または大路、小路の幅員が狭かったものと想定され、「いずれにせよ外京設定の時期が遅れることも示すと考えられる」とされている。ここに示された数式にみられる大路80小尺、小路40小尺あるいは１町400小尺という数値は、再三述べたように、必ずしも妥当なものとは言いがたいが、外京域の条坊設定方式が左京四坊以西とは異っていたことは事実として認められる。

しかしながら、その要因を上記のような想定に求めることに対しては疑問があり[155]、すでに大岡実は、興福寺の寺地の設定状況の分析を通じて、次のような反論を呈している。やや長文にわたるが、その全文を紹介しておきたい[156]。

「（前略）なお近年奈良国立文化財研究所の調査によって、外京の条坊の計画尺度が平城本京と異っていることから、外京の造営、従って興福寺の造営が和銅三年より遅れたとする説が一部にある。しかしこの説には一考を要する問題がある。それは興福寺の寺地決定に対する実際の状況を考慮するとき、単に条坊の計画尺度の相違を以て直ちにその前後関係を決めることは実情を無視した議論と思われるからである。興福寺の寺地が平城京内の絶好の勝地を選んで決められたことは既に述べたが、その造成に当っては、その眺望性を確保するために非常な苦心を払っていることが認められる。東側春日野に

通じる部分は高低差はないが、西及北は傾面を切りとって六坊大路と二条大路を通している。特に西側では、斜面を大きく切り落して高い崖を造って六坊大路を通し、西南の角においては、南面の三条通りを、かなり急な傾斜で下げて、六坊大路の道路面に一致させている。（ただし、この西南隅に近い部分で三条通り北面の線を条坊の規格によって通すためには、斜面を切り落して崖にしなければならないが、この部分は猿沢の池を入れた「花園」に面する部分で、崖としたのでは甚だしく景観を害するので、斜面を残して、築地は斜面の中腹に造り、条坊の規格を守ると同時に景観の美を保つべく配慮している。）これは西及南の眺望のためであることは明らかであって、興福寺の寺地造成は眺望景観を最優先に考えていることがうかがわれる。このような敷地造成にあたって、盛土することは考えられず、自然の地形を切り落して造成する以外にないから以上のように眺望景観を最優先に考えて造成したとすると、当然或程度その位置は制約されてくる。ところが平城の本京は「下つ道」を朱雀大路にするという方針が確立しているので、本京の東京極路の四坊大路は自動的に定ってくる。

四坊大路が定まり、興福寺の寺地の大体が先に定められたとすると、四坊大路と六坊大路の間の巾が制約されてくる。この場合本京の計画尺度で割付けたのでは割付難くなったことが考えられ、本京の東京極路の四坊大路と興福寺の西界六坊大路との間を計画尺度を加減して割付けた可能性が考えられる。

要するに単に条坊の計画尺度が異るの故をもって外京従って興福寺の建設計画が遅れたとする単純な議論には賛意を表しかねるのであって、同時計画の可能性は十分存在すると考えるのである。（以下略）」

平城京遷都に際して興福寺および興福寺を氏寺とした藤原氏の果した役割の評価については本稿の埒外にあるが、「興福寺の寺地の大体が（外京域条坊設定に優先して―筆者註）先に定められた」とする大岡の推論は興味深く、さらに補足するならば、単に「眺望景観を最優先に考えて造成した」にとどまらず、その寺地は京東域の春日山山麓に舌状に張り出した幾つかの丘陵のうち平城宮に最も近い最北に位置し、逆に平城宮からの眺望も、御蓋山を背景とした第一級の占地条件であったことが知られる。

大岡の想定によると、東四坊大路と東六坊大路の間の幅が制約されることになるが、その実状はどのようなものであったのだろうか。現時点では、外京域における条坊関連遺構の確認例はきわめて少なく、条坊の復原検討にとっては大きな制約がある。そのことを承知のうえで、あえて次のような試論を述べておくことにする。

興福寺伽藍中軸線の位置は、中金堂基壇上に遺存する礎石の位置から確定することができ[157]、平城宮中軸線（朱雀門心）との東西距離は、造営方位の偏れを N0°15′20″W として算

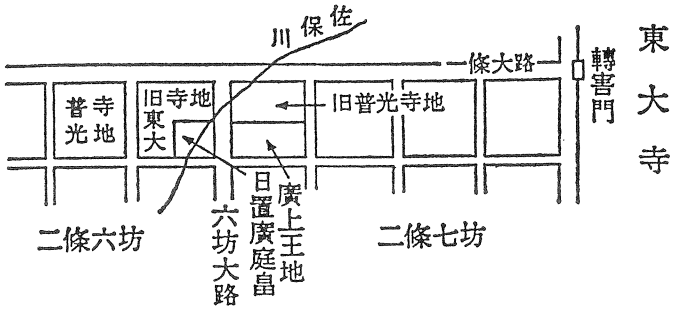


第49図　福山論文の普光寺位置図

出すると、3375.87mとなる。これを条坊造営尺1大尺＝0.35532m（＝0.2961m×1.2）で除すると、9500.9大尺となり、一応9500大尺とみることができる。仮に興福寺を含めた外京の条坊が1500大尺方眼の基本計画に従って設定されたものとすると、興福寺の伽藍中軸線は、先述のように東六坊大路の東1.5坪にあると想定されるので、宮中軸線からの東西方向の計画寸法は、1500大尺×6（坊）＋375大尺×1.5（坊）＝9562.5大尺となり、実際の距離9500大尺より62.5大尺（＝75小尺）だけ長いことになる。これは東四坊大路から東六坊大路までの距離が、本来よりもおよそ62.5大尺（約22.2m）狭く設定されたことを意味していると考えることができる。

では、その約22.2mはどの部分で狭められたものであろうか。ここに興味深い古文書がある。『大日本古文書』に収められている薬師院文書のうちの「普光寺牒」一通[158]がそれである。

普光寺牒　東大寺三綱務所

相換地壱区二分之一　東小道　南広上王地　西大道　北大道

桧皮葺東屋壱宇　五間　在戸三具

右在左京二条三坊

換得彼寺地参区四分之三　東北大道　東南日置広庭畠　南小道　西此寺地　北大道

右在同条六坊

以前、於彼此寺、件地尤便、無有損害、永換如件、仍具事状、以牒

神護景雲四年五月八日都維那僧守□　（以下略）

この文書に関しては、普光寺の位置についての考察とともに福山敏男の研究がある[159]。福山によると、左京二条六坊十六坪にあった東大寺領である4分の3坪の地と左京二条七坊一坪にあった普光寺領の北2分の1坪とを相互の便宜のために交換したことを記した文書であると説明されている。この2ケ所の地所は、第49図に示されるように、東六坊大路を挟んで相対する位置にあり、旧普光寺領は東六坊大路に東接する点において興福寺地と同

じ条件下にある。ここで注意されるのは、土地の交換にあたり、1坪の2分の1の土地と4分の3との、本来ならば広さの異るはずの土地を「相換」していることである。旧普光寺領には、桧皮葺の建物が1棟あり、その付加価値については詳かにしえないが、あるいは、東大寺領であった二条六坊東北角の坪の東西幅が普光寺領であった二条七坊の西北角の坪よりもかなり狭かったことを示唆しているのではないかと考えるのである。つまり、東六坊大路を挾んで興福寺地に隣接する左京六坊の西辺の坪に限って東西幅を狭く設定することにより、興福寺の寺地の占地を優先させた結果として生じた造営計画長の誤差を解決したのではないかと臆測するのである。

このことを傍証する資料としてもう一つ、先にも紹介した平城京保存調査会の行なった遺存地割による京条坊復原調査のうち、「三条大路上における坊間距離の概測値[160]」を掲げておきたい。それによると、1坊の東西幅の平均距離は、右京の4坊では539.2m、左京の4坊では532.0mとなるが、左京外京域では東四坊大路～東五坊大路間が537.0m、東六坊大路～東七坊（東京極）大路間が523.0mであるのに対し、件の坪の位置を含む東五坊大路～東六坊大路の間隔が516.0mと著しく狭いことが知られる（1坊の計画寸法1500大尺の復原値は532.0mである）。遺存地割は必ずしも直線状にみとめられるものではなく、計測地点によって測定値にはかなりの変動があるものと予測されるものの、この調査成果も先の想定を裏付ける一証左とみなすことができるかもしれない。

以上、外京域の設定についての推論を試みたのであるが、従来の通説のように基準尺の実長が短かったとする積極的な状況はみとめられなかった。また、大路、小路の幅員が狭かったのではないかとの想定も全く想像の域を出ない。むしろ、大岡実の論ずるように、興福寺の占地に起因する条坊計画寸法の短縮という事態を示唆する傍証がいくつかみとめられた。この場合の造営基準尺が大尺であったか小尺であったのかについては現状ではにわかに断定しがたく、この点をも含めて外京域の条坊地割に関してはまだ不分明な点が多く残されている。今後の調査研究の進展に俟ちたいと思う。

# Ⅳ 平安京条坊地割復原への一視点

## ——延喜式左京職式京程について——

延喜式左京職式に記載される「京程」は、平安京条坊の復原研究に際しての基本的な典拠であるとともに、他の都城との比較研究に資するべき重要な史料価値をもっている。裏松固禅の『大内裏図考證』をはじめ、古来この京程に関する研究は数多く行なわれている

が、そこに復原される平安京条坊制度の中で、道路幅員については、京程に示されている数値、つまり築地間距離あるいは路面幅員だけが基準とみなされ、平城京では道路地割設定の基準と考えられ、藤原京でも一定の完数値を得ることができる道路側溝心心間距離についてはほとんど顧慮されていない。ところが、京程に記された諸数値を分析すると、むしろ当然の結果ともいえるが、側溝心心間の規模にも規格性のあったことが知られ、そのことを看過しては平城京などの条坊制度との比較検討は不可能であると考える。

前節までにおいては、藤原京と平城京の条坊地割の検討に終始し、たとえば難波京や最近著しく調査が進められ、興味深い展開をみせている長岡京条坊の考察にまで立ち入ることができなかったが、ここでは今後の研究の基礎資料となすべく、平安京の「京程」に関する若干の分析を試み、合わせて平城京条坊との関連について気付いたことを記しておこう（なお、図中に示した平安京道路規模の数値のうち、路面より下のものは延喜式京程に記載された数値であり、路面より上のものはそこから算出される数値である。また数値に付した大・小尺の単位はいずれも大宝令に規定された尺度をいう）。

京程

南北一千七百五十三丈　今勘千七百五十一丈 今二丈可尋之　四位大外記中原師重之本云除大路 小路各見式文定残卅八町一町卌丈

北極并次四大路。広各十丈。

宮城南大路十七丈

次六大路各八丈

南極大路十二丈

羅城外二丈　垣基半三尺。犬行七尺。 溝広一丈。

路広十丈　今案大路北畔垣半三尺犬行五尺溝広四尺者両溝間八丈八尺

小路廿六。広各四丈。

町卅八。各卌丈。

東西一千五百八丈　通計東 西両京

自二朱雀大路中央一。至二東極外畔一七百五十四丈。

朱雀大路半広十四丈

次一大路十丈

次一大路十二丈　大宮

次二大路各八丈　東西洞院也

東極大路十丈

小路十二。各四丈。　一路加堀川東 西辺各二丈。

町十六。各卌丈。

右京准此。

朱雀路広廿八丈

自二垣半一至二溝辺一。各一丈八尺　垣基三尺。犬行一丈五尺。

溝広各五尺

両溝間廿三丈五尺

大路広十丈

自垣半至溝辺。各八尺　垣基三尺。犬行五尺。

溝広各四尺

両溝間七丈六尺

宮城東西大路広十二丈

自二宮垣半一至二隍外畔一。三丈八尺

自二傍町垣半一至二溝外畔一。一丈二尺

隍溝間七丈

大路広「各」八丈今案宮城以南東西畔垣基犬行溝広等両溝間九丈六尺

自二垣半一至一溝辺　。各八尺　垣基三尺。犬行五尺。

畔溝広各四丈

両溝間五丈六尺

小路広四丈

自二垣半一至二溝辺一。各五尺五寸　垣基二尺五寸。犬行三尺。

溝広各三尺

両溝間二丈三尺

宮城四面。自二垣半一至二隍辺一。三丈　垣基三尺五寸。壖地広二丈六尺五寸。

宮城南大路。広十七丈。　宮垣半三尺五寸。壖地広二丈六尺五寸。

隍広八尺

南垣半三尺

犬行四尺

溝広四尺

隍溝間十二丈

今案傍町無壖地及湟然則垣基犬行溝広南北等同両溝間十四丈六尺

**朱雀大路**　「広28丈」と記され、しばしば平城京朱雀大路の築地心心間距離30丈（筆者の見解によれば大尺の25丈）との広狭が論じられている。しかし、京程に示された数値に基いて側溝心心間距離を算出すると、239小尺となる。これは平城京朱雀大路について想定

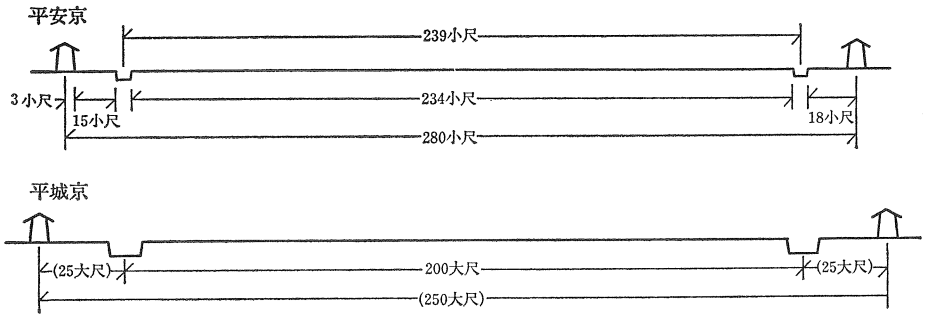


**第50図**　朱雀大路地割復原図　(1：800)

した200大尺すなわち240小尺にきわめて近く、平安京朱雀大路の側溝心心間規模は平城京のそれとほとんど同じであるといえよう。ただし、側溝心と築地心との間隔は平城京が25大尺（30小尺）と想定されるのに比べて20.5小尺とかなり狭い（第50図)。

**宮城東西大路**　平城京での東・西一坊大路に相当する大路である。築地心心間12丈（120小尺）の規模は朱雀大路、宮城南大路に次いで広い。側溝心心間距離は76小尺であることが知られるが、これは東・西一坊坊間大路にあたる「広10丈」の大路（壬生大路、皇嘉門大路）の側溝心心間距離80小尺よりも狭い。平城京の西一坊大路（側溝心心間70大尺、築地心心間推定120大尺)あるいは東一坊大路（側溝心心間80小尺）との共通項をしいて見出そうとするならば、西一坊大路の築地心心間距離120大尺と12丈（120小尺）との数字上の符合が注意される（第51図)。

**宮城南大路**　平城京の二条大路にあたる。京程から導き出される側溝心心間距離は、126小尺と半端な数値であるが、これは先にもふれたように、平城京二条大路の側溝心心間設定寸法105大尺と全く一致している（105×1.2=126)。しかし、築地心心間距離は平城京の場合が150大尺（180小尺）であるのに対し、170小尺とやや狭い。ただし、宮大垣心か

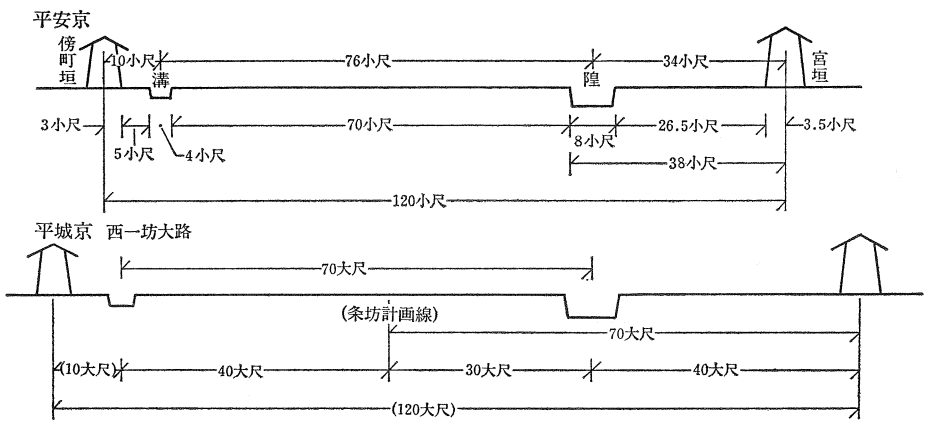


**第51図**　宮城東西大路地割復原図　(1：400)

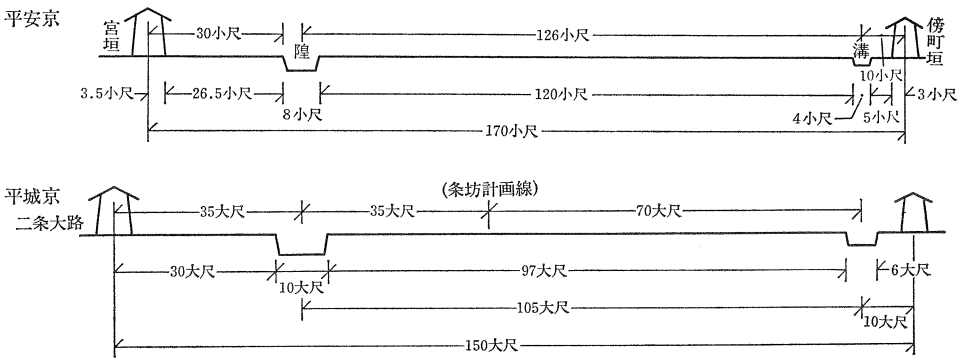


**第52図** 宮城南大路地割復原図 (1：500)

ら北側溝（隍）北岸までの距離（宮大垣半＋壕地）が、平城京では30大尺、平安京では30小尺であり、符合した数字であることは興味深い（第52図）。

**大路** 京程に示される大路には、「広10丈」と「広８丈」との二者がある。広10丈の大路の場合、路面幅７丈６尺(76小尺)、両側溝幅４（小）尺と記載されているので、側溝心心間距離は80小尺であることがわかり、広８丈の大路は路面幅５丈６尺（56小尺)、両側溝幅４（小）尺であるので、側溝心心間距離は60小尺となる。このことから、いずれの大路でも、築地心と側溝心との間隔が10小尺に設定されていることが知られる。宮城東西大路や宮城南大路でも、条坊街区の側（傍町）の築地心は側溝心の外方10小尺に設定されており、これが平安京における大路側溝と街区を画する築地との心心間隔の原則的な規模であった

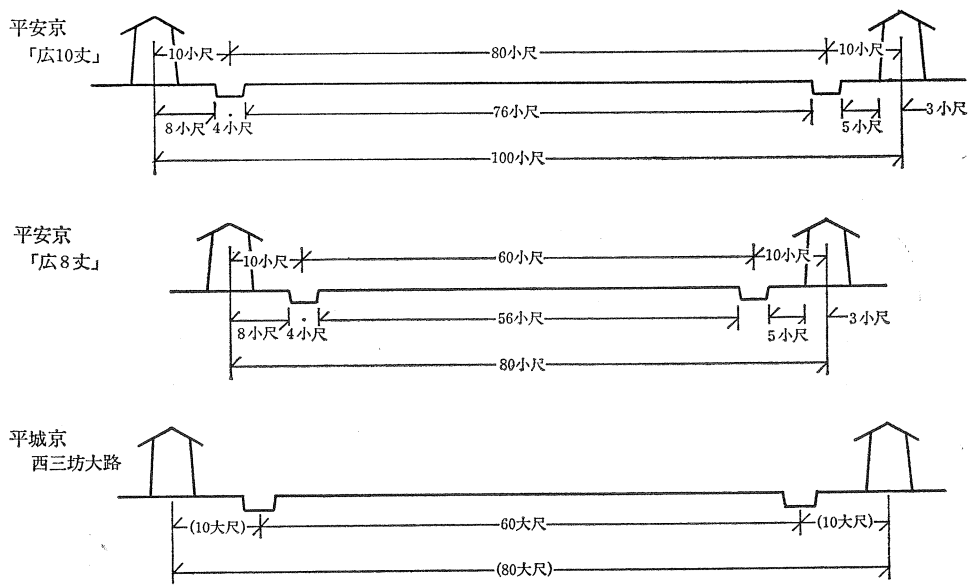


**第53図** 大路地割復原図 (1：300)

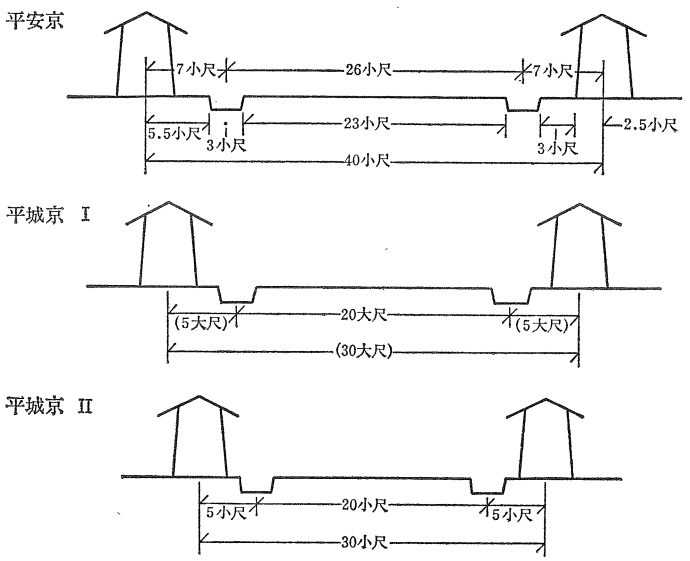


**第54図**　小路地割復原図　(1：200)

と考えられるが、このことと、平城京の大路にあって朱雀大路を除く全ての例における推定間隔が10大尺であることとの間にも、数字上の符合がみとめられる。さらに、平城京西三坊大路の規模・側溝心心間距離60大尺、築地心心間想定距離80大尺は、広８丈の大路と数字の上では全く一致しており、広10丈の大路の側溝心心間距離80小尺は平城京東一坊大路と同規模である（第53図)。

**小路**　平安京の小路は、築地心心間40（小）尺、両溝間（路面幅）23（小）尺で、側溝幅が３（小）尺であるので、側溝心心間距離は26小尺となり、平城京小路との共通点は見出しがたい。また、側溝心と築地心との間隔７小尺は、平城京で確認された５小尺よりも広く、大路の場合とは逆の状況を示している。ただし、全体の規模としては、平城京の小路のうち、側溝心心間距離を20大尺に設定した例に近似していることは注意してよかろう（第54図)。

# V　おわりに

以上、藤原京、平城京の条坊地割あるいは宮域内区画の地割について詳細にわたる検討を試みてきたが、まだ充分に解明しえない問題も多く残されており、推測に推測を重ねたとの感がなくもない。ここで示した見解あるいは未解決の問題点については、今後の調査研究の進展に伴って、さらに検証され、また修正され、より明確な事実が闡明にされてくるものと期待されるが、この拙い作業を通じて、藤原京、平城京の造都に際して地割測量

に使用された基準尺が、大宝令などから知られる当時の度量衡制に則った大尺であったことを実証し、さらに平城京条坊道路の中に小尺を基準尺としている部分のあることは、和銅6年2月ないし4月の度量衡制度改定により大尺の使用停止と小尺の全面的採用が定められたことに伴う現象であり、従って京の造営事業がその時点以降にも継続されていたのではないかと考えた。その他にもいくつかの事実が明らかになったが、それら諸事実を、造都あるいは遷都という歴史事象が内包するすぐれて政治史的な次元において、どのように評価し位置付けるのかについて、充分な解答を見出すまでには及びえなかった。

古代都城の地割、特に宮域内地割の分析を通じて「古代都宮」の示す歴史的な意義について論及した稲田孝司の見解の一部は、すでに繰り返し採りあげたところであるが、今日高く評価されている氏の所説[161]をここでもう一度振り返っておくことも今後の研究にとって必要かと考える。

稲田は、日本古代の都城のうち、藤原京・平城京と長岡京・平安京とでは、地割方式が大きく変化することから、前者を初期都城（初期都宮）、後者を後期都城（後期都宮）と規定して、前者から後者への歴史的な推移がみられるとした。前期都城を性格付ける第一の特質として、氏は「分割地割方式」という概念で総称する地割方式を提示している。分割地割方式とは、氏によれば「もっとも単純で機械的な計算を基礎としたもの」であり、「京の骨格を形成する条坊町割の街路をはじめとして、主要な諸建物が心心距離によって計測される」ことがその一つの特徴であると説明されている。

また、先にもふれたように、藤原京や平城京の主要な建造物のうち「発掘調査によって判明している宮垣、朝堂院、内裏、官衙などの配置を検討すると、京の条坊町割の長さの単位がそのまま宮内の地割にも適用されている例や、京の地割を基準線として細部の配置をそれから機械的に分割して行く例の多いことがわかる」とし、これに対して、長岡宮では、京の地割が宮の地割とほとんど一致しないことから、「初期の都城ほど京の地割が宮の地割を規制し、京と宮の地割の一貫性が強いという事実」（傍点筆者）を指摘した上で、「都城の中にあって、宮は人民支配のための諸制度を運用執行する本拠であり、個々の建造物はその制度機構に則してもっとも機能的につくられ配置されるべきであろうが、初期都城においては、この宮からして京全体の配置の規制のもとにおかれているのである」と述べている。こうした事柄や分割地割方式は、古代都城が形式的で非実用的であったことを示すものであり、「地割の非実用性はその都城の全体像の根本を規定するものと把握」すべきであることなどから、稲田は「初期都城の地割が農村の姿、とりわけ条里制ないしそれに類する方格地割によって区画された田地畦畔の姿の反映であり象徴であるとする仮説」を呈示したのである。氏はさらに論を進め、「初期都城の地割が農村における道路、

畦畔のおりなす象徴であり、象徴ということが、象徴される実体の用途を非実用化、形骸化し、姿かたちを形式的に純粋化することによって実現されるものだとすれば、初期都城の地割にもっとも単純な計算で組み立てられる分割地割方式がとられたのは必然的ななりゆきであったと考えられ」、「分割地割方式で都城を造営する古代専制権力は、単純な計算という機械的な自然法則を体現し、いわば自然力をもって人民を統制し制圧しているのであり、いいかえれば分割地割方式は、まずその権力の自然法則的な絶対性をもっとも純粋に象徴しているのである」と論じあげた。

稲田のこの所論は、都城における諸事象の変化を「もっぱら支配階級内部における階層的関係の変化」から説明づけたと評価するところの従前の諸学説に対するアンチテーゼとしての「まず支配者と人民との階級関係に直接かかわるものとして位置付けることからはじめる」という基本的立脚点に立っての学究成果であり、古代都城制研究史上、画期的な業績と言うべきであろう。しかしながら、氏の立論の根拠とされている都城制地割の理解については、すでにその一部は、明示したように、若干の問題が残される。氏の言う「分割地割方式」は、条坊町割の街路をはじめとする諸建造物の設定が心心距離によって計測されるところに特質づけることができるとされる。しかし、藤原宮および京の条坊地割の検討により明らかにしたように、京条坊道路をはじめ、宮大垣を中心とする外濠、内濠、壕地等の宮外郭施設の地割設定は心心間距離ではなく、実質幅員を基準にしている。心心間距離を基準とするのは平城京においてであり、さらにそれは平安京——稲田が後期都城と位置付ける——においても明らかに踏襲されている。

なお、藤原京条坊道路の地割設定がきわめて図式的であり、各種の幅員をもつ大路、小路の規模が相互に単純な数値上の関連性をもって決定されているという現象は、それがより原初的なあり方を示すものと評価することができ、後の平城京、平安京がそれぞれに先行する都城の地割を下敷きにして計画されているとみられることからも、藤原京が街区を備えた条坊制を伴う最も初期の都城として位置付けうる一つの傍証とみなすことができるのではないかと考える。

一方、稲田の所論のもう一つの根拠である「京の地割が宮の地割を規制し、宮と京の地割の一貫性が強い」とする見解は、藤原宮、平城宮の項で検討したように、多分に疑わしいものであった。また、稲田が初期都城に対置すべき後期都城としてあげた平安京の地割方式は、なるほど藤原京、平城京とは異り、氏の説明に従えば、京を構成する町や道路などの諸部分、諸建造物の一定の幅なり大きさを前提し、それらを集計した上で地割を行なうやり方であり、平城京、藤原京にみられた分割地割方式が一定の枠から諸部分を割り出すものであるとすれば、この「集積地割方式」は前提された諸部分を集積して「全体を形

成するものであり、両者の間には正反対の原理上の差異が存在するものである」とされている。

しかし、平安京条坊の地割設定のあり方を考えてみると、一坪の幅が40丈（400小尺）であることは、おそくとも奈良時代後半期にはみとめられる平城京条坊での一種の擬制的通念を実体化したものと推測され、また条坊道路の幅員規模も基本的には平城京のそれに共通している。平安京条坊設定に際して平城京の通念上の規模をそのまま踏襲しようとすれば、――もちろん多少の改変は施されたであろうし、時間的に平城京と平安京の中間に位置する長岡京での条坊地割のあり方を考慮に入れる必要はあるが――まさに「集積地割方式」をとらざるを得ないことは明らかである。

平安宮域内の官衙あるいは宮域内道路等の配置については、『大内裏図考證』をはじめ考証学研究の側面から詳細な復原がなされているが、その地割の実長は現状では一概に確証しがたい。しかし、そこには造営に際してのそれ相当の企画性の存したことは当然想定され、それは平城宮や藤原宮とも本質的に変化はないと考えられる。もっとも、宮域内の建物配置が平城宮よりもやや繁縟になった様相をうかがい知ることはでき、稲田の言う、「(後期)都宮、とりわけ宮の諸建造物とその配置関係は、支配階級の法と政治制度そして支配階級内部の階層的諸関係をますます明瞭に体現し反映する度合を強くする」という評価に結びつくことになるのかもしれないが、それが「初期都宮が生産過程における所有と支配のあり方、階級対立のあり方をより鮮明に表現したことと対比さるべきである」のかどうかについては疑問として残る。

以上まとめとしてはやや不適切な記述に終始することになったが、古代都城制研究において、稲田の所論が重要な意義をもつと考えるだけに敢えてとりあげた次第である。氏の所論の根拠とする都城制地割についての理解には、指摘したように多くの問題点があるせによ、その業績の研究史的意義はいささかも損なわれることはあるまい。今後は本稿で明らかにしえた新たな知見を付け加えて、より考察を深める必要のあることを、自戒の意味をもこめて指摘し、筆を擱くことにしたい。

(1982. 6. 2)

## 後　記

条坊街区を具備した都城は、藤原京(新益京)にはじまり、平城京・(後期難波宮に伴う)難波京・恭仁京・長岡京・平安京と、さまざまな歴史的要因を背景に、断続的にではあるが、建設が繰り返された。7世紀末から8世紀末に至る1世紀の間に6ケ所の都城が造営されたことになる。あるいは、前期難波宮に伴う難波京や大津京、飛鳥京(倭京)など藤原京以前の時期の「都城」の実在性についての論議が、またそれら「都城」の歴史地理学的復原の試みが繰り返し企図されていることは周知の通りである。そうした中にあって、本稿で藤原京と平城京を分析の対象としたのは、筆者自身この両都城に関する

調査研究にここ数年来直接携りえていることに負うところが大きいが、同時に、両者についての発掘調査による実証的研究が他に比して格段に進んでおり、それだけに、他の都城の制を考究する際にも重要な意義を担わしめられているにもかかわらず、藤原京・平城京の条坊制や地割計画についての従来の通説には少なからぬ誤解があり、それが向後の都城制研究に徒らな混乱をもたらしはしないかと些かの危惧を抱いたことによる。しかし、何よりも、生来鈍重な筆者が、拙ないながらもこの稿を起しえたのは奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部長狩野久氏の忝い慫慂があったからに他ならない。それにもかかわらず、皮相的事象のみの検討に終始し、事実関係の一端を指摘するにとどまらざるを得なかったことについて、忸怩の念を禁じえない。

なお文中、多くの先学諸氏の見解に対し、非礼とも映じかねない言辞を弄した部分も少なくない。いずれも事実を見きわめんがための所業と御寛恕下さらんことを切に願うとともに、諸氏の学恩に対し感謝の意を表するばかりである。

分析検討に際して使用した諸資料およびデータは、すでに公表されたものであることを原則とした(1982年5月段階)。ただし、それだけでは不分明であった2点については原資料を参照せざるを得なかったが、その旨については註記した(註37および102)。

図版作成に際しては一部井上直夫氏の助力を得た。この作業のひとつのきっかけを与えてくれた藤田広幸君の御厚意ともども、ここに記すことにより謝辞にかえさせていただきたい。

## 註

1　日本における都城制の起源およびその歴史的展開については、狩野久「律令国家と都市」(『大系日本国家史　1　古代』1975年9月) p.219～254の見解に従いたい。なお、本稿の都城制地割の分析を通じても、藤原京条坊が原初的なあり方を示すことが明らかにされた。

2　喜田貞吉『帝都』(1915年8月、ただし、この部分の記述は1939年8月に再刊された際の附記である) p.140の3。

3　喜田貞吉「日本都制と藤原京」(『夢殿』第15冊1933年6月) p.83。

4　喜田貞吉『帝都』p.136・137。

5　日本古文化研究所『藤原宮阯伝説地高殿の調査一』(『日本古文化研究所報告第二』1936年11月)および同『藤原宮阯伝説地高殿の調査二』(『日本古文化研究所報告第十一』1941年6月)。

6　喜田貞吉「藤原京再考」および「日本都制と藤原京」(いずれも『夢殿』第15冊　1936年6月に収載)。

7　岸俊男「宮域および京域の推定」(奈良県教育委員会『藤原宮一国道165号線バイパスに伴う宮域調査一』『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第25冊』1969年3月) p.106～125。

8　このことについては、秋山日出雄「八省院＝朝堂院の祖型」(『難波宮址の研究第七(論考編)』財団法人大阪市文化財協会1981年3月)、中井一夫・松田真一「橿原市葛本町藤原京条坊関連遺構の調査」(橿原考古学研究所編『奈良県遺跡調査概報1979年度』1981年5月)、秋山日出雄「藤原京の京域考一内城と外京の想定」(『考古学論攷』橿原考古学研究紀要第4冊1981年)、秋山日出雄「日本古代都城制の源流」(『舟ケ崎正孝先生退官記念畿内地域史論集』1981年6月)などに詳しい。

しかし、そこで述べられている条坊関連遺構自体の分析評価については、本稿で以下に明らかにするであろう藤原京内の条坊道路のあり方と異質な側面があるにもかかわらず、充分な考慮が払われているとは言い難い。あるいはその評価に際して、平城京外京の条坊に関する従来の曖昧な通説(これについても本稿で論述する)に論拠の一点をおくなど、「大藤原京」論が成立するには、まだ克服されなければならない多くの問題が残されていると言えよう。

9　稲田孝司「古代都宮における地割の性格」(『考古学研究』第19巻第4号1973年4月) p.26～29。

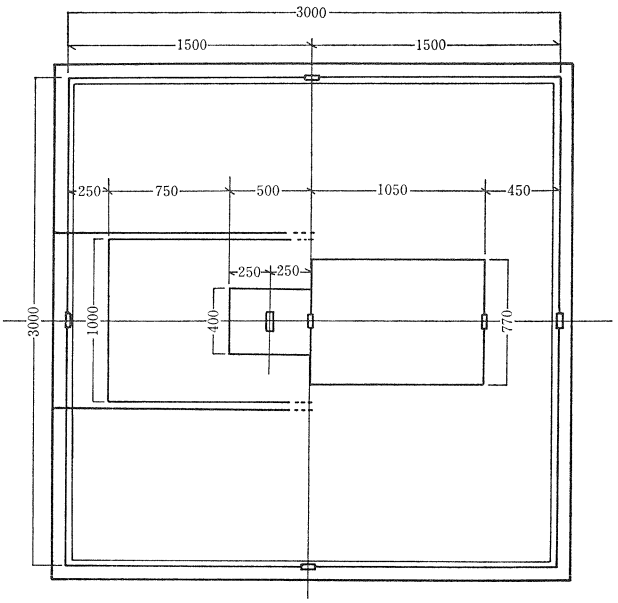


**第55図**　「1尺＝30.2㎝」による藤原宮地割復原図

10　前掲註5『藤原宮阯伝説地高殿の調査二』p.37。

11　同上p.37。

12　岸俊男が令1里≒530mと算出した根拠は、藤原京の東西幅つまり中ツ道と下ツ道の間の実距離を縮尺3000分の1の地図上で計測した数値「2118mほど」が令4里に相当するところにある。しかし、この値については、岸自身註記しているように、若干の誤差をもつことを考慮しておかなければならない（岸俊男前掲註7文献「宮域および京域の推定」p.119、並びに同「飛鳥と方格地割」『史林』53巻4号1970年7月p.11）。

13　藤原宮の地割については、その後1975年に実施された宮北面中門の発掘調査により宮北限の位置が確定されたことから、その報告に際して全体的な地割計画に関する検討が行なわれている。それによると、a　宮の南門の中心と北門の中心を結ぶ国土座標方眼方位に対する偏れはN0°26′30″Wであり、これは日本古文化研究所によって調査された朝堂院の中軸線にほぼ一致する。b　中軸線における宮南門と北門の中心跡離は906.8mであり、これを仮に3000尺とすると、宮の造営尺として1尺＝30.2㎝の単位を得ることができる（傍点筆者）。c　一方、北面中門や大垣それに西方官衙や他の藤原宮主要建物から得られる造営尺は29.3～29.6㎝の間であり、これはこの時期（藤原京の経営された時期―筆者註）の一般的な尺値に近い。d　従って、個々の建造物の造営にはこうした一般的な尺度を用い、1尺＝30.2㎝のやや異例な単位尺は宮の大計画―大垣や主要部の地割―に限って用いられた可能性がかなり強い、と説明されており、1尺＝30.2㎝による宮の地割模式図が付載されている（「藤原宮第18次の調査（附第18―7次）」奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報6』1976年5月――以下、奈文研『飛鳥・藤原宮概報』と略称する――）。

しかし、この想定にも大きな問題がある。すでに述べたように、藤原宮は2里四方つまり3000大尺を一辺とする条坊計画方眼から大垣を一定の距離だけ宮側に偏した位置に設定している。とすれば上の叙述中、宮の南北大垣間の距離906.8mを一体どのような根拠で「3000尺」と想定しえたのであろうか。また、先の稲田孝司の説明にも示されるように、宮の東西大垣間の距離は南北間距離よりも長く、928m程であることはすでに知られていた。これを1尺＝30.2㎝で換算すると3072.8尺

となり、図に示されるような3000尺にはならない。また朝堂院の東西幅を770尺とし、南北幅を1050尺としているが、1尺＝30.2㎝で換算すると、それぞれ232.54m、317.10mとなり、日本古文化研究所の示した実測値760現尺・230.3m、1050現尺・318.2mとの間には誤差がみとめられる。また、朝堂院南門と宮南面中門との間隔450尺（0.302m×450＝135.9m）も実際には133mあり、計測数値の扱いにやや無理があると判断せざるを得ない。

このような単位尺の求め方は、実測数値に基づいているとはいえ、多分に恣意的な方法によるものであり、こうした方法によって導き出された1尺＝30.2㎝という単位尺を容認することはできない。ただし、宮の造営に際して、個々の建物の構作に使用されていた1尺≒29.5㎝の基準尺とは異る地割用の尺度が存在していたとする指摘は一応評価すべきであろう。

14　考徳朝に造営され天武朝朱鳥元年（686）に焼失したと想定されている前期難波宮の遺構では、1尺＝0.292mの基準尺が得られており（中尾芳治「前期難波宮をめぐる諸問題」『考古学雑誌』第58巻第1号1972年7月）、また大和飛鳥の稲淵川西遺跡では7世紀中葉に造営された宮殿跡が調査されているが、検出した建物遺構から、1尺＝0.293mの造営尺が求められている（「稲淵川西遺跡の調査」奈文研『飛鳥・藤原宮概報7』1977年5月）。8世紀の尺度の実長について、宮本長二郎「尺度と建築」（『古代史発掘　9埋れた宮殿と寺　歴史時代－1』1974年4月p.144・145）では、「平城宮発掘遺構の計測値によれば、最初に造られた朱雀門等の宮城諸門、大垣の造営尺は9寸72―9寸76であり、第1次内裏（推定）における奈良末期の遺構の造営尺は9寸87―9寸97の現尺に近い値を得て、全般には八世紀初期の9寸7分台から八世紀末期の9寸9分台まで年代を追って尺が伸びる傾向にあるといえる」とされており、メートル法に換算すると1小尺＝0.2945m～0.3021mであったことになる。

15　「藤原宮第24次（東面大垣）の調査」（『奈良国立文化財研究所年報1979』1979年9月）p.30。

16　「藤原宮第20次（大極殿北方）の調査」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報8』1978年4月）。

17　「藤原宮第21次（西殿）の調査」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報8』1978年4月）。

18　ただし、大極殿院内郭の東西幅が325大尺であるならば、仮に1大尺＝0.3540m＝0.2950m×1.2とした場合の復原想定値115.44mとは約40㎝の誤差が生じる。こうした若干の誤差は内郭南北幅についてもいえるが、この要因の一つとしては、造営基準尺の実長が正確に把握されていないことが挙げられる。しかし、それよりもむしろ、区画の地割計画を大尺で行ないながらも、個々の建造物の造営には小尺を使用していたために生起したものではないかと考えている。これと同様の状況は、藤原宮の造営とほぼ同時期に建立された京域内東四坊にある大官大寺でもみとめられる（「大官大寺第8次の調査」奈文研『飛鳥・藤原宮概報12』1982年4月）。

19　大極殿院外郭東北角は1966年～67年に奈良県教育委員会により行なわれた橿原バイパス予定線第1次調査で検出され（前掲註7文献『藤原宮』）、東限の掘立柱塀は藤原宮第4次調査（奈文研『飛鳥・藤原宮概報2』1972年5月）、西限の掘立柱塀は藤原宮第16次調査（奈文研『飛鳥・藤原宮概報5』1975年3月）においてそれぞれ検出されており、東西、南北の規模をしることができる。

20　近年次第にその構造が明らかにされつつある「飛鳥宮跡」の上層遺構は内外二重の垣（柵）に囲まれていると想定されている。そのうち内側の区画施設（内郭）は一本柱列により構成されるが、東・南・北辺の位置が確認されている。この内郭の南北の長さは約197m、東西幅は約158mと報じられており（亀田博「飛鳥京跡」『明日香風』第1巻第3号1982年5月p.74）、長方形をなす区画の東西方向と南北方向の辺長の比率が1：1.247であることが知られ、藤原宮大極殿院外郭と同じ4：5の整数比による区画地割であることは注目される。ただし「飛鳥宮跡」の造営基準尺についての定見は筆者自身まだない。

21　もっとも、こうした尺度規定が、大宝令以前に存在していた浄御原令等に、すでに法文化されていたことも充分考えられる。

22　「藤原宮第24次（東面大垣）の調査」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報9』1979年5月）、「藤原宮第27次の

（東面北門）調査」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報10』1980年４月）、「藤原宮東面大垣の調査（第29次）」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年４月）。

23　「Ⅲ藤原宮の調査２―Ａ南面中門地区の遺跡（第１次調査）」（『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅰ』奈良国立文化財研究所学報第27冊1976年３月）。

24　「藤原宮南面大垣の調査（第29―６次）」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年４月）。

25　「藤原宮西南隅地域の調査（第34次）」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報12』1982年４月）。

26　前掲註25文献および「藤原宮第23―5次調査」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報10』1970年４月）。

27　前掲註13「藤原宮第18次の調査（附18―７次）」。

28　前掲註７『藤原宮』。

29　前掲註25文献p.23。

30　前掲註２『帝都』p.140の３。

31　近年京域での調査が進められ、各所で条坊関連遺構が確認されているが、そうした成果を踏まえ藤原京条坊の規格について、いくつかの説明が行なわれている。甲斐忠彦は藤原京の諸問題を論じた中で道路や条坊の大きさに言及し、「道路面の幅員は朱雀大路80尺（単位は令小尺――筆者註）、一般の大路50尺、居路20尺という３段階の計画寸法があった」と述べている。甲斐は条坊道路の路面幅に規格性を見出そうとしており、その点の限りにおいては、結果的に正しかったと言いうるのであるが、ここに示された数値のうち、朱雀大路の幅員はむしろ側溝心心間距離に近く、検出された路面幅はほぼ18mである。また、三坊大路、八条大路の検出面での路面幅は14.2～14.3mであり、50小尺とみるには短かすぎる。こうしたことから、甲斐の復原案は妥当なものとは言いがたい（甲斐忠彦「諸宮とその址―藤原宮」『歴史公論』第11号1976年10月p.50～53）。

工藤圭章は「藤原宮と四大寺」と題する一文の中で、「藤原宮の最近の発掘調査によれば、大路・小路とも両側に素掘りの側溝が設けられていて、路の幅は大路が約15m、小路が約６mになるという。また、京の中心にある朱雀大路は路面の幅19mで、東西の側溝の幅は４mを越すほど広く、宮に接して通る六条大路は一般の大路より広くつくられている。（中略）藤原宮でも、かりに両側から1.5mほど離れて築垣があったとすると、大路18m、小路９mとなり、広さはそれぞれ６丈（＝60小尺―筆者註）・３丈と考えられる。そしてまたこのように築垣分も考えると、朱雀大路や宮の南に接した六条大路は９丈ほどの広さとなろう。とすれば、路幅は三の倍数で計画されたと思われる」との考えを示している。しかし、これは無理な復原と言わざるを得ない。第一に、築垣が側溝から1.5mほどの位置にあるとする根拠は全くなく、しかも、氏の言う路幅は側溝内岸間の路面幅を指すとみられるが、たとえば小路の場合、側溝の幅が１mをこえる例も少なくなく、側溝の外岸と築垣心との間隔が0.5m以下ということにもなりかねず、およそ現実的でない。また、朱雀大路は、氏も記されるように、側溝の外岸間距離だけでもすでに27mをこえているのであり、そこに築垣間隔９丈（27m弱）を想定する余地は全くない（工藤圭章「藤原宮と四大寺」『日本美術全集　飛鳥白鳳の美術３　高松塚と藤原京』1981年１月 p.175・176）。

こうした事実理解の誤りは道路幅員等の規模を小尺で解釈しようとしたところに起因している。宮の地割と同様に京内条坊の地割設定も度地尺としての令大尺を基準尺として行なわれたとみる必要があり、また事実そうした状況を検出遺構からうかがい知ることができる。

32　「藤原宮第17―２・３次の調査」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報７』1977年７月）および「藤原宮第23次日高山瓦窯の調査」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報９』1979年４月）。

33　「藤原宮第25次の調査」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報10』1980年４月）。

34　「藤原宮第27―14次の調査」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報10』1980年４月）。

35　「藤原宮南面大垣の調査（第29―７次）」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年４月）。

36　「藤原宮第21―２次調査（市道165号～小山線拡張工事に伴う事前調査）」（奈文研『飛鳥・藤原宮概報８』

1978年4月)。

37　この調査地点での六条大路に関する実測値について、報文では側溝心心間距離21mとしているものの、同時に示された南北両側溝の国土座標値によると、19.8mになるなど不分明な点があったので、調査時に作成された実測断面図を参照した。

38　「本薬師寺西南隅の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報6』1976年5月)。

39　前園美知雄・楠元哲夫「明日香村紀寺南遺跡発掘調査概報」(奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報(1979年度)』1981年5月)。

40　「藤原宮東面大垣地域の調査(第32次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報12』1982年4月)。

41　前掲註38文献に同じ。

42　前掲註34文献に同じ。

43　「藤原宮第19次の調査(藤原京右京7条1坊)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報7』1977年5月)。

44　「藤原京右京五条三坊の調査(第28次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年4月)。

45　前掲註25文献 p.22。

46　宮域内先行条坊道路をめぐる諸問題―京の条坊造営の年代や京および宮の造営過程についての考察はすでに「第2章木簡出土の遺構　1　6AJF区の遺構」(『藤原宮木簡二　解説』奈良国立文化財研究所史料第18冊別冊1981年3月p.15～22)に詳しい。そこでは宮域内先行条坊の性格あるいは機能について、充分解明しつくされてはいないが、現段階で到達しうる限りの見解が示されているので参照されたい。また同様の検討は鬼頭清明「藤原京条坊遺構について――近年の発掘成果から――」(『仏教芸術』122号1972年2月p.28～35)においても行なわれている。

47　「藤原宮第20次(大極殿北方)の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報8』1978年4月)。

48　前掲註13文献に同じ。

49　前掲註22「藤原宮第27次(東面北門)の調査」。

50　「藤原宮第21―1次の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報8』1978年4月)。

51　前掲註47文献に同じ。

52　「藤原宮第16次(北)の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報5』1975年3月)および「藤原宮第16次(南)の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報6』1976年5月)。

53　「藤原宮西方官衙地域の調査」(『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』奈良国立文化財研究所学報第31冊1978年2月)。

54　「藤原宮東方官衙地域の調査Ⅰ(第30次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年4月)。

55　前掲註50文献に同じ。

56　「藤原宮東方官衙地域の調査(第33―4次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報12』1982年4月)。

57　前掲註52文献に同じ。

58　前掲註53文献に同じ。

59　喜田貞吉『帝都』(1915年8月)p.151～154。

60　奈良国立文化財研究所編『平城京朱雀大路発掘調査報告』(1974年3月)。

61　岸俊男前掲註7文献p.122・123。

62　稲田孝司前掲註9「古代都宮における地割の性格」p.31・32。

63　「推定第1次朝堂院の調査(第119次)」(奈文研『昭和54年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(以下『平城宮概報』と略記する)1980年4月)。

64　「推定第1次内裏・大極殿区域の調査」(『奈良国立文化財研究所年報1973』)p.24。

65　「推定第1次朝堂院地区の調査(第97次)」(奈文研『昭和51年度平城宮概報』1977年5月)。

66　「推定第1次朝堂院南門の調査(第119次)」(奈文研『昭和54年度平城宮概報』1970年4月)。

67　朱雀門と第1次朝堂院南門との距離の測定は平城宮遺構編集図(縮尺2000分の1、奈文研『北浦定政

稿平城宮大内裏跡坪割之図』1979年7月付録）によった。

68　「推定第1次朝堂院地区の調査（第102次）」(『奈良国立文化財研究所年報1978』) p.19。

69　この未完の南北塀ＳＡ8410が宮中軸線から東120m・400小尺にあり、東西幅800小尺に計画されたとみる従来の見解（前掲註68文献p.21など）は正しくなく、実際には120.8m前後の設定寸法と考えられ、340大尺、小尺にして408尺である。

70　「推定第2次内裏東南部（第73次調査）」(『奈良国立文化財研究所年報1972』)。

71　「大極殿後殿の調査（132次）」（奈文研『昭和56年度平城宮概報』(1982年5月)。

72　前掲註70文献に同じ。

73　「第48次発掘調査第2次朝堂院東朝集殿地域」(『奈良国立文化財研究所1968』)。

74　奈文研『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ　瓦編2　解説』1975年3月p.8及び「大極殿跡の調査（第113次）」(奈文研『昭和53年度平城宮概報』1979年4月）p.24。

75　「第Ⅶ章平城宮の諸問題　1平城宮の四至と条坊」（『平城宮発掘調査報告Ⅱ』奈良国立文化財研究所10周年記念学報（学報第15冊）1962年3月）p.99～103。

76　大岡実「興福寺建築論（上）」(『建築雑誌』505　1928年1月）p.50～52。

77　大岡実「平城京二條大路と東京極路」(『建築史』第1巻第1号1939年1月）p.24～26。

78　『平城宮発掘調査報告Ⅸ宮城門・大垣の調査』(奈良国立文化財研究所学報第34冊1978年3月)「第Ⅴ章考察　1遺跡」p.80～87によると、朱雀門心と玉手門心との東西距離は506.95m・1720尺（1尺＝0.2947m)。南北距離は241.83m・820尺（1尺＝0.2949m)、朱雀門心と佐伯門心の南北距離は508.02m・1720尺（1尺＝0.2954m)、玉手門心と佐伯門心の南北距離は266.52m・900尺（1尺＝0.2961m)。朱雀門心と北面大垣心の距離は1021.0m・3460尺（1尺＝0.2951m)、と説明されている。さらに、平城京の地割は大路心心距離を1800（小）尺にとったとみられるので、朱雀門の開く南面大垣及び玉手門の開く西面大垣は大路計画心より80（小）尺内側に設定されたとする前掲『平城宮発掘調査報告Ⅱ』の見解に符合する（1800－1720＝80）と述べ、北面大垣の位置については、宮の南北大垣間距離が3460（小）尺であり、宮の南北の計画寸法は3600（小）尺であるので、南面大垣の分80（小）尺を加えて差し引くと60（小）尺となり〔3600－(3460＋80)＝60〕、北面大垣が大路計画心から60(小)尺内側に設定されていたと考えることができるとの見解が示されている。

このように整然とした数値により示された宮大垣の地割復原ではあるが、疑問とすべき点が少なくない。すでに明らかにしたように、宮の南面及び西面大垣が大路計画心より80小尺宮側に設定されたとみるのは、全くの虚構の上に成立した見解であった。またその後、平城宮第32次調査で宮東南角付近での二条大路の遺構が検出され（「第32次調査宮東南隅」『奈良国立文化財研究所年報1966』および「第32次補足調査　宮域東南隅」『奈良国立文化財研究所年報1967』)、『平城宮発掘調査報告Ⅵ』(後出）によると、二条大路の規模について築地心心間距離180小尺、側溝心心間距離126小尺という数値が示されており、かつて80小尺を基準として設定されたと説明されていた二条大路の幅員160小尺という数値は遺構の上からもすでに否定されている。それにもかかわらず、再び80小尺という値が導き出されたとすれば、不可解なことであり、たとえそうとしても、偶然の一致にすぎないと言えよう。しかし、多分そうではあるまい。おそらく先に「80尺」という数値が絶対的前提として存在していたために、一例をあげれば、朱雀門・佐伯門心心間南北距離508.02mを1720尺（1800－80＝1720）と推定したのであったに相違なく、もしそうでなければ、たとえば玉手門・佐伯門心心間距離から求められた1小尺の実長0.2961mをもって508.02mを換算すれば、1715.7小尺となり、条坊計画線と宮南面大垣との間隔を84.3小尺（1800－1715.7＝84.3）とみることもあるいは不可能ではないのである。こうした方法上の難点の他にも、ここでは『平城宮発掘調査報告Ⅱ』で行なわれたような、宮周辺の条坊道路の地割との関係が全く考慮されておらず、問題点が多く残されていると言うべきであると同時に、ここに示された諸寸尺をそのまま受け容れることには、強い躊らいを抱かざるをえ

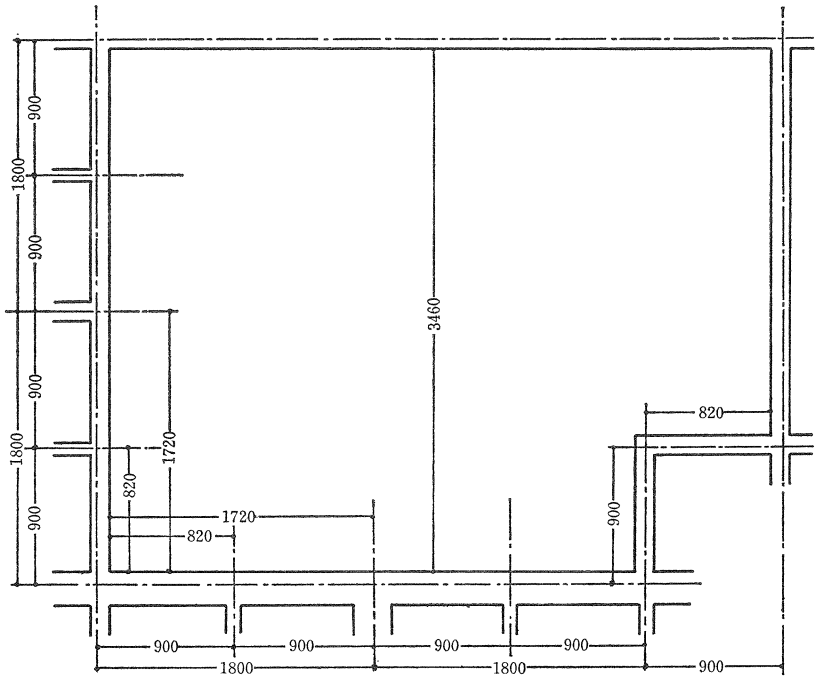


第56図『平城宮発掘調査報告Ⅸ』の「門・大垣寸法図」（単位は天平尺）

ない。

79　国土座標系の方位に対する造営方位の偏れについてこれまで公表されている数値をあげると、平城宮域内では、a　内裏内郭をめぐる築地回廊の北面北側雨落溝の方向N0°07′47″W、b　朱雀門以西の宮南面大垣N0°05′30″W（以上『平城宮発掘調査報告Ⅸ』p.86）、c　朱雀門と平城宮第1次大極殿院中心を結ぶ平城宮中軸線N0°15′20″W、d　朱雀門から東の宮南面大垣N0°03′23″W、e　朱雀門から西の宮南面大垣　N0°04′23″W があり、京条坊の造営方位の偏れの値には、a　朱雀大路（羅城門心～朱雀門心）N0°15′41″W、b　南一条大路（宮西面中門心～東大寺転害門心）N0°03′45″W、c　東三坊大路東側溝N0°40′弱W（以上『平城宮発掘調査報告Ⅵ』p.130・131）などが報告されており、必ずしも一定していないことが理解される。

80　従来の研究文献については、清田善樹「遺跡研究基本文献紹介」（『国文学―飛鳥・奈良記紀万葉の文学空間』第27冊第5号1982年7月）に詳しいので参照されたい。

81　喜田貞吉前掲註2『帝都』p.140の4。

82　1967年、工藤圭章は「Ⅱ古代中世における都城　2平城京と平城宮」（『日本の考古学Ⅶ　歴史時代（下）』1967年8月）p.48～52の中で平城京の条坊制について論説しており、従来の諸研究に基づいてとして条坊の復原を試みている。そこに示された見解は以下の如くである。

a　京の一般の街区は各坊とも8丈（＝80小尺―筆者註）の幅員をもつ大路で区画され、さらにそれぞれ4丈の幅をもつ小路により16の坪に等分されている。

b　この分割された坪は町とも呼ばれ、40丈四方の大きさであった。

c　中央の朱雀大路は28丈、宮正面の二条大路は17丈、側面の一坊大路は12丈、その他の一条大路や一坊の坊間大路は10丈ほどと推測される。

これらの見解は、いずれも発掘調査による知見のもたらされる以前に示されたものであり、前掲『平城宮発掘調査報告Ⅱ』で採られたような、水田畦畔等に遺存する条坊痕跡に基づいての復原で

あろうと思量されるが、掲げられた諸数値は延喜式左京職式京程所載の平安京条坊の規模に関する数値とほとんど一致しており、平城京条坊の規模をそのように把える論拠が充分示されているとは思えない。なお、一般の大路の幅員が80（小）尺とする見解が『平城宮発掘調査報告Ⅱ』（1962年）での考察に基くものであれば、それが実体のないものであることはすでに述べた通りである。また「1坪が40丈四方」とする見解は、関野貞の研究以来、平城京条坊復原の絶対的前提であるかのように通説化しているが、多くの問題を含んでおり、後章で再検討することになろう。このように工藤の施した説明は必ずしも充分な説得力をもつものではなかったと考える。

83　沢村仁は「都城の変遷―古代の都市計画とその内容　平城京」（『古代史発掘9　埋もれた宮殿と寺』1974年4月）p.94～98において、平城京の条坊制度について論じている。そこでは、『平城宮発掘調査報告Ⅱ』で示された見解、すなわち平城京条坊の基本に方1800（小）尺方眼がみとめられ、一般の大路幅は80（小）尺、小路幅は40（小）尺、坪は400（小）尺四方とし、路幅を広くとるときは隣接の坪をけずって道路敷とするという説明を引用し、さらに、そのうち「大路幅が80尺であったらしいことは発掘された例から認められるが、小路幅は確認できたところでは30尺ほどらしい」と述べ、「大路、小路で幅員の広いものについては、朱雀大路で推定280尺（約83m）、二条大路170尺（約　m）をはじめ、宮域内から発する諸大路と宮の両側の東西一坊大路がいずれも100尺以上に拡幅され、その分、隣接の坊がけずられていたことが知られている」と説明している。また、宮の周囲の条坊道路と宮大垣との関係については、「大垣は計画方眼線より80尺後退してつくられ、東・西一坊大路は宮周囲では他の個所より20尺ほど広い」としている。

ここに示された諸寸尺のうち、大垣と条坊計画線との間隔80（小）尺は再三述べたように誤まりであり、朱雀大路の幅員とする280尺（約83m）という長さは、遺存地割による測定値約90mとも合致せず、根拠は明らかでない。同様に二条大路の幅員170（小）尺（約51m）については、発掘調査で検出された遺構に基づいたものであろうが、その計測値には問題があり、朱雀大路の場合もそうかと推測されるが、延喜式京程にみる平安京の二条大路（延喜式では宮城南大路）あるいは朱雀大路の規模に付会したとの感が強い。また、小路の発掘例とされる「30尺ほど」の幅員が事実であるとすれば、小路幅員40（小）尺の原則に抵触することになろうし、そこにいわれる原則自体、平城京条坊の規模の説明としては論拠不充分なものであった。

84　佐藤興治は「平城京と平城宮」（『日本古代文化の探求　都城』1976年5月p.145～150）と題する論考の中で、平城京の条坊制度について言及している。氏は条坊の大路について述べ、「各大路は原則として幅8丈（24m）で割り付けられるが、宮城に面した大路はとくに広く、朱雀大路は3倍の24丈、二条大路は2倍の16丈、一坊大路は1.5倍の12丈ある。朱雀大路と一坊大路との間にある坊間路、一条大路と二条大路の間にある条間路はいずれも大路に等しい8丈である」とし、諸大路の幅員が一定の倍数比率で設定されたと説明している。

この幅員が、築地心心間距離であるのか、側溝心心間距離であるのか、判然としないが、その直後の記述では、朱雀大路について、幅は70mあり、両側に幅6mの側溝を伴ない両側溝間の距離は76mで、ほぼ25丈となるが、さらにその外側に想定される築地塀間は30丈（90m）となるとしており、先の説明の24丈とは合致しない。また、「二条大路は宮の東南隅で幅35m（12丈）、両側溝をふくめると51m（17丈）であった」ことを紹介しており、これも先の二条大路の幅16丈という説明とは合わない。そうしてみると、大路の幅が8丈の整数倍で割り付けられるという原則はむしろ認めがたいということになろう。

85　「Ⅵ考察　1遺跡　A条坊の復原」（『平城宮発掘調査報告Ⅵ―平城京左京一条三坊の調査』奈良国立文化財研究所学報第23冊1975年1月）p.128～130。

86　「第32次調査宮東南隅」（『奈良国立文化財研究所年報1966』）。

87　岸俊男「平城京の復原的調査研究（概報）」（奈良市企画部企画課編『平城京の復原保存計画に関する調査

研究』1972年)p.1～5。

88　岸俊男「遺存地割・地名による平城京の復原調査」(前掲註60『平城京朱雀大路発掘調査報告』)p.34～44。

89　前掲註60文献に同じ。

90　大和郡山市教育委員会『平城京羅城門跡発掘調査報告』(1972年3月)。

91　前掲註88文献p.36。

92　「南面東門(壬生門)の調査(第122次)」(奈文研『昭和55年度平城宮概報』1981年4月)。

93　前掲註86文献および「第32次補足調査　宮域東南隅」(『奈良国立文化財研究所年報1967』)。

94　「西一坊大路の調査(第103―14次)」(奈文研『昭和52年度平城宮概報』1978年4月)。

95　前掲註88文献 p.36。

96　奈文研『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977年3月。

97　「右京一条二坊の調査(第103―7次)」(奈文研『昭和52年度平城宮概報』1978年4月。

98　「右京一条二坊三坪の調査(第112―8次)」(奈文研『昭和53年度平城宮概報』1979年4月)。

99　なお、報文には、この一条二坊坊間小路が西一坊大路心の西480(小)尺にあることから、条坊計画長450(小)尺より30(小)尺西にずれた位置に小路が設定されたと記述されている。しかし、西一坊大路の心が条坊計画線と一致しないことはすでに述べた通りであり、上記のような説明は再検討される必要がある。そこで、平城宮朱雀門心の位置を基準にして、報文に記載されている遺構図に記入された国土座標により知られる小路心との東西距離を求めると、造営方位の国土座標系に対する偏れを宮域内で想定されているN0°07′47″Wとした場合は665.34mとなり同様にN0°15′20″Wとすると、663.64mとなる。前者の場合、想定される朱雀門心と小路心との東西方向の計画寸法は1875大尺(1500大尺+375大尺)であるので、1大尺の長さは0.3548m(=0.2957m×1.2)となり、後者の場合は0.3539m(=0.2949m×1.2)となる。後者の値は平城宮の佐伯門と玉手門の遺構から得られる1大尺の実長0.35532m(=0.2961m×1.2)よりわずかに短いが、前者の値はほぼ一致する。いずれにしてもこの坊間小路は1条1坊の計寸法を1500大尺とする、あるいは1坪の計画寸法を375大尺(従来の説明に従えば450小尺)とした条坊計画方眼に正しく則って設定されていると判断して差しつかえないであろう。

100　「西大寺の発掘調査(第95―9次)」(奈文研『昭和50年度平城宮概報』1976年5月)および「西大寺本坊の調査(第98―16次)」(奈文研『昭和51年度平城宮概報』1977年5月)。

101　「左京二条三坊十一・十四坪の発掘調査(第88―11次)」(奈文研『昭和49年度平城宮概報』1975年4月)。

102　報文によると、この坊間小路の「溝々間の中軸線は平城宮朱雀門中軸線から1447.6mの位置にあり、仮に十一・十四坪間の小路とした場合、平城京造営尺(曲尺×0.976)で換算すると、推定位置より約15m西に寄ることになる」とされ、「この地域は2坪以上にまたがる可能性も認められる」と考えられている。しかしこの距離関係を再検討してみると、小路心の国土座標値はX＝－145769.086、Y＝－17122.75であり、朱雀門心との座標上の東西距離は1463.56mとなる。これを造営方位の偏れ(N0°15′20″W)を考慮して、造営時の距離に修正すると、1464.45mとなる。朱雀門心とこの坊間小路心との東西方向の計画寸法は4125大尺(=1500大尺×2坊+375大尺×3坪)であるので1大尺の実長は0.3550m(=0.2958m×1.2)と求められ、この小路が条坊計画線上に正しく設定されたものとみて間違いないと思われる。なお、報文に付載されている遺構図には国土座標値が示されていないため、距離関係の検討にあたっては、発掘調査時に作成された実測図によった。

103　「左京三条二坊七坪の調査(第112―3次)」(奈文研『昭和53年度平城宮概報』1979年4月)。

104　『平城京左京三条二坊』(奈良国立文化財研究所学報第25冊1975年10月)。

105　ただし、報文では、造営当初の$A_1$期には小路東辺に掘立柱塀は設けられておらず、小路の西辺と同様に築地塀が設置されていたと想定し、掘立柱南北塀は次の$A_2$期に造作されたものとしている。

しかし、付載された遺構断面図等によっても、小路東辺に築地の形跡は全くみとめられず、上のように判断した根拠も明示されていない。

106　奈良県教育委員会『国宝唐招提寺講堂他二棟修理工事報告書』(1972年3月) p.53～61。

107　唐招提寺の創建は天平宝字3年 (759) のこととされており、諸伽藍建物はその後逐次建立され、弘仁年間 (810～824) には伽藍全体が整備されたらしい (大岡実『南都七大寺の研究』1966年10月 p.171)。

108　前掲註96文献に同じ。

109　「平城京左京五条二坪十四坪発掘調査概要報告」(奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和54年度』1980年3月)。

110　なお、報告書では、この小路の幅員を20小尺として、条坊あるいは坪内地割の考察を展開しているが、これは検出遺構の実態を無視したものであり、妥当な方法とは言えまい。

117　「右京七条二坊の調査 (第124次)」(奈文研『昭和55年度平城宮概報』1981年4月)。

112　奈文研『平城京左京八条三坊発掘調査概報　東市周辺東北地域の調査』(1976年3月)。

113　前掲註112文献に同じ。

114　奈文研『平城京九条大路県道城廻り線予定地発掘調査概報Ⅰ』(1981年3月)。

115　奈文研『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』(1980年3月)。

116　奈文研『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』(1980年7月)。

117　前掲註112文献p. 8 。

118　なお、本文脱稿後知り得たことであるが、左京 (外京) 五条五坊坊間小路 (七坪と十坪の坪境南北小路) の幅員は側溝心心間距離で8.0m内外に落ち着くと報告されており、小路規模の多様さに1例を加えることになる。また路面幅は5.5～6.3mを測るとされているが、この坊間小路の地割方式についても現在のところ適切な解答を見出すことができない。ただし、8,0mは27小尺であり (0.2961m×27＝7.99m)、この寸法が後論するように延喜式左京職式京程の記載内容から復原される平安京小路の側溝心心間規模26 (小) 尺に近似していることは注意しておいてよかろう。(奈良市教育委員会『平城京左京 (外京) 五条五坊七・十坪発掘調査概要報告』1982年3月)。

119　岩本次郎「平城京の造営過程について一特に宮司機構を中心として」(『大和文化研究』第8巻第1号1963年)p.12。

120　小尺を基準尺とした条坊道路の設定時期は和銅6年2月ないし4月以降のどの時点でもありうるので、たとえば和銅遷都当初2町 (坪) 以上のひろがりをもつ宅地であったものが、その後何らかの理由で1町単位 (あるいはそれ以下の大きさの宅地) に分割され、それに伴い小路を新たに設定したという状況を想定できなくもない (ただし、そうしたことが遺構上で実証された例はまだない)。そうとすると、その年代は奈良時代後半期であってもよく、遷都に伴う京造営事業とはおのずから性格を異にすることになろう。

　しかし、先にあげた右京五条四坪の三坪・三坪間を通る条間小路 (側溝心心間距離20小尺) のように、奈良時代初頭からの条坊道路と考えられるものもある。この条間小路の南に隣接する三坪では4分の1坪ずつに分割された宅地が奈良時代前半期においてすでにA・Bの二時期にわたって営なまれており (前掲註96文献『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』)、従ってこの小路は平城遷都に伴う一連の京造営事業の一環として設定、開削が行なわれたとみることができる。

121　前掲註93文献に同じ。

122　「第39次調査　東面南門推定地東側」(『奈良国立文化財研究所年報1967』)。

123　今泉隆雄「平城宮の小子門について」(『平城宮木簡三　解説』奈文研史料第17冊1981年3月) の見解による。

124　前掲註123『平城宮木簡三　解説』p.18～24。

125　前掲註122文献p.43・44。

126　前掲註85文献p.128。

127　なお神亀年間に改修された東一坊大路西側溝 SD5100 は、若干斜行しているものの、溝心の位置は当初の西側溝 SD4951 心の西約 3.0m にあり、10小尺宮側に移動させたものと考えられ、このことは（和銅6年2月ないし4月以降である）神亀年間にあって「度地尺」が令大尺ではなく令小尺であったことを示す一事例として理解することができる。

128　前掲註122文献に同じ。

129　「第44次調査」（『奈良国立文化財研究所年報1968』）。

130　前掲註85文献p.129。

131　二条条間大路についてはその他に最近右京二条三坊の十四坪と十五坪の坪境位置で調査が行なわれている（「右京二条三坊十一・十五坪の調査（第123—17次）」奈文研『昭和55年度平城宮概報』1981年4月）。約40m程東西に隔った二つの調査区のうち西側の調査区で北側溝SD01が、東側の調査区で南側溝と目される東西溝ＳＤ03が検出され、西側溝心心間距離は23.5mを測る。報文では「二条条間大路幅員8丈が実証できた」と述べ、さらにこの8丈は「遺存地割から推定されていた」幅員であるとしている。しかし、遺存地割による概測値は、先にもふれたように原則として築地心心間距離を示すものと考えられており、事実、確認できる大路の遺構のいくつかでは、そのことを傍証する状況がしられた。しかるに二条条間大路の遺存地割による規模「約24m」（前掲註88文献　p.37）が、ここで言われるように側溝心心間距離を反映しているものとすると、遺存地割にみとめられる条坊痕跡が場所により築地位置あるいは側溝位置を示すということになるが、なお慎重な検討を要すると思われる。ここでの調査について、さらに註記するならば、SD01 の北に検出されているより幅の広い東西溝ＳＤ02を南側溝と考えると、北側溝 SD01 との心心間距離を20.7m・60大尺とみるとき、あるいは東側調査区のさらに北方に南側溝を想定すれば、より狭い幅員を復原する可能性も残されており、二条条間大路の規模については現在のところ確証不充分であると言わざるを得ない。

132　関野貞『平城京及大内裏考』（東京帝国大学紀要工科第3冊1907年6月）p.60～63。

133　『大日本古文書四』p.109・110。

134　『平安遺文第1巻』p.18・19。

135　筒井英俊編『東大寺要録』巻第六p.229・230。

136　『平安遺文第9巻』p.3471。

137　岸俊男「藤原仲麻呂の 田村第」（『続日本紀研究』第3巻第6号　1956年6月p.9～13、のちに『日本古代政治史研究』1966年p.413～420に収載）。

138　福山敏男「平城京東西市に就いて」（『日本建築史の研究』1943年10月）。

139　関野貞前掲註128『平城京及大内裏考』p.27。

140　喜田貞吉「日本都制と藤原京」（『夢殿』第15冊1936年6月）p.81。

141　『大日本古文書四』p.114。

相模国朝集使解（薬師院文書）

相模国朝集使解　　申売買地事

調邸壱町在左京八条三坊　得價銭陸拾貫文

（中略）

天平勝宝八歳二月六日（以下略）

および『大日本古文書四』p.83。

相模国司牒（薬師院文書）

相模国司　牒造東大寺司

請調邸價銭事在東市西辺者

（中略）

天平勝宝七歳十一月十三日（以下略）

142　従来東市は左京八条三坊五・六・七・十・十一・十二の合せて6坪を占めていたとする見解が定説とされていたが、その唯一の根拠となっている京都知恩院所蔵の「写経所紙筆授受日記」の裏に描かれた「平城京市指図」に関して再検討を行なった今泉隆雄は、「市指図」の区画の描き方、文字の墨抹、追加などを分析した結果、東市の位置が左京八条三坊の五・六・十・十一坪の4坪であったことを明らかにしている（今泉隆雄「所謂「平城京市指図」について」『史林』第59巻第2号1976年3月p.98～118）。

143　『大日本古文書四』p.118～121。

144　福山敏男「葛木寺と佐伯院（香積寺）」（『奈良朝寺院の研究』1948年2月）。

145　大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』（1966年8月）p.76～80。

146　岸俊男　前掲註137『日本古代政治史研究』p.418・419。

147　井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（『日本思想史大系3　律令』1976年12月）p.780。

148　この場合、当然長岡京での状況を考慮に入れる必要があるが、長岡京条坊の実態については必ずしも充分に理解されていないので、後考に俟たなければならない。

149　沢村仁前掲註83文献および同「平城宮と平城京の計画寸法と大きさについて」（奈良市企画部企画課編『平城京の復原保存計画に関する調査研究』1972年）。

150　前掲註85文献p.130・131。

151　前掲註75文献p.101。

152　座標値測定は奈良市教育委員会『平城京左京六条三坊十四坪発掘調査概報』（1978年3月）の巻末に付載された「大安寺伽藍配置復原図」（縮尺2000分の1）によった。

153　沢村仁前掲註149「平城宮と平城京の計画寸法と大きさについて」p.57・58。

154　前掲註75文献p.102。

155　たとえば、太田博太郎は興福寺の創建年代に言及した中で、「興福寺は平城京の東に隣接して造られた外京に位置している。その外京の条坊の計画尺は最近の調査によれば、平城京と異なっているという。このことは外京の設置が平城京の条坊の設定により若干時期が遅れることを示すもので、この点からいっても、和銅三年移転説をそのままうのみにすることは問題がある」（太田博太郎「興福寺の歴史」『奈良六大寺大観第七巻　興福寺一』1969年7p.7月）と述べている。しかし、計画尺が異ること（この場合はより短いとされているのであるが）が一体どような根拠で時期が遅れることを示すことになるのか、一向に検討が行なわれておらず、仮に造営尺がより短いという見解を是認するならば、それは造営の時期がむしろ遡ることを意味することにもなりかねず、こうした点からいっても、外京の造営尺が著しく短いという見解をそのままうのみにすることには問題があると考える。

156　大岡実「興福寺の建立」（興福寺『興福寺仮金堂建設工事報告書』1975年10月）p.2・3。

157　興福寺伽藍中軸線位置の測定は奈良国立文化財研究所作成「興福寺編集図」（縮尺1000分の1）によった。中軸線上に建つ中金堂の南側柱通りの中点の座標：X＝－146416.5、Y＝－15208.5。

158　『大日本古文書六』p.1・2。

159　福山敏男「普光寺（広岡寺）の位置」（『大和誌』第5巻第1号1938年1月、のち『日本建築史研究　続編』1971年1月に収載）。

160　前掲註60文献p.38。

161　稲田孝司前掲註9「古代都宮における地割の性格」および「古代都城の性格と都城制研究」（『日本史研究』136　1973年10月）p.9～15。

# 天平12、13年の瓦工房

上　原　真　人

# 天平12、13年の瓦工房

## 目　　次

Ⅰ　はじめに―研究史略説― …… 107

Ⅱ　恭仁宮式文字瓦の意義―瓦工名説再論― …… 112

1　平瓦の規格から見た工人差 …… 113

2　文字記載方式から見た工人差 …… 119

Ⅲ　恭仁宮式文字瓦の構成―工房構造論― …… 126

1　生瓦作工の人数 …… 126

2　生瓦作工の勤務状況 …… 128

3　工房規模の比較 …… 131

Ⅳ　恭仁宮式文字瓦の背景―工房経営論― …… 132

1　恭仁宮造営時の造瓦体制と恭仁宮式文字瓦 …… 133

2　官営工房の賃金支給方式と恭仁宮式文字瓦 …… 135

Ⅴ　恭仁宮式文字瓦の系譜―官窯変遷論― …… 138

1　多賀城第Ⅱ期の文字瓦と隋唐洛陽城の文字瓦 …… 138

2　『延喜式』木工寮瓦屋 …… 142

Ⅵ　まとめ …… 148

註 …… 149

参考文献 …… 153

# 挿　　図

1　KJ06AaとKJ06Ab …… 120
2　多賀城第Ⅱ期の刻印瓦 …… 139
3　恭仁宮造営時の軒瓦と多賀城第Ⅱ期併行の陸奥国府系軒瓦 …… 140
4　隋唐洛陽城の刻印瓦 …… 141
5　「官」字刻印 …… 145

# 表

1　恭仁宮式文字瓦一覧 …… 108
2　東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦(平瓦)の規格と誤差許容範囲 …… 113
3　東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦(平瓦)の計測値の度数分布 …… 114
4　東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦(平瓦)の重量と厚さの相関関係 …… 116
5　刻印別の重量と厚さの相関関係 …… 116
6　KJ08・KJ09Aの全長・広端幅・狭端幅平均値 …… 118
7　文字記載用具・時点・主体の連鎖型 …… 121
8　東大寺法華堂所用の「鎌倉以前」の瓦 …… 124
9　恭仁宮式文字瓦の工房における分業体制 …… 129
10　刻印別の上日指数 …… 130
11　奈良時代写経所の賃金 …… 136
12　『延喜式』造瓦規定 …… 143

# Ⅰ　はじめに —研究史略説—

恭仁宮式文字瓦（第1表）は人名を表示している。[1]「刑部」「宗我部」「中臣」「六人」「大伴」など姓のみを表示したものと、「乙万呂」「太万呂」「真依」など個人名のみを表示したものとがあるが、これらは明らかに人名である。したがって、それだけでは人名と断言しにくい「老」「古」「土」など一字のみの刻印も、当然、人名の省略形と考えてよい。

したがって、恭仁宮式文字瓦に関する主要な議論が、恭仁宮文字瓦に名を残した人々がいったい何者なのかという点に集中したのは当然と言えよう。古くは、「其ノ寄進者ノ名ヲ印セルモノ」(梅原1923)、「此等の人々は天平十七年以後に於ける山背国分寺の建立を援助した、南山城地方の善知識たる豪族であったであらう」(角田1938)という「瓦寄進者名説」が大勢を占めていた。この説は、恭仁宮文字瓦が山背国分寺のものという前提に立っていた。しかし、前稿（上原1983）で論証したように、恭仁宮式文字瓦は恭仁宮造営時（天平12～15年）に製作された。そして、宮造営方式に「寄進」「知識」という形態を想定できない以上、「瓦寄進者名説」は立論の基盤自体を喪失している。

これに対し、森郁夫・藤沢一夫は、相前後して「瓦工名説」を発表した。すなわち、恭仁宮式文字瓦の人名を瓦製作者の姓や名あるいはいずれかの省略形と考えたのである。

森郁夫は、恭仁宮文字瓦の文字記載方式が印押捺法によるもので、一般の人名瓦の箆書き方式と異ること、表記内容が符号的であること、天平宝字3（759）年6月29日の「造東大寺司造瓦所解」(『大日本古文書』第4巻p.372、373）に類似した瓦工名があることなどを根拠に「瓦工名説」を主張した（森1967)。一方、藤沢一夫は、恭仁宮式文字瓦が東大寺法華堂北門や同大湯屋で発見された事実に基づいて、その人名は東大寺造瓦所の瓦工名そのもので、「屋瓦刻印と記録とに残された氏名をあわせて、東大寺造瓦所に属した瓦工氏名のほとんどを知ることができる」と述べ、その製品が恭仁宮の後身たる山背国分寺や平城宮にも供給されている事実は、東大寺造瓦所が所要に応じて他所の屋瓦をも製作したことを示すと考えた（藤沢1967)。

昭和46年、東大寺法華堂の修理工事に際し、300点近くにおよぶ恭仁宮式文字瓦が発見された。これを分析した菅谷文則は、山背国分寺（恭仁宮）や東大寺法華堂北門などの同種の文字瓦の製作技術がすべて共通する事実に着目し、これらが「一つの工人組織によって、同じ頃に作られたことが明らかである」が、天平宝字3年の「造東大寺司造瓦所解」に見える瓦工名と「共通しない人名の多いことは」それとは「別の集団か、時期が異るかも知れない」という疑問を提起した(奈良県教委1973)。

第1表 恭仁宮式文字瓦一覧

平瓦

| 型式番号 | KJ01A | KJ01B | KJ01C | KJ02 | KJ03A |
|---|---|---|---|---|---|
| 拓影（縮尺2分の1） | 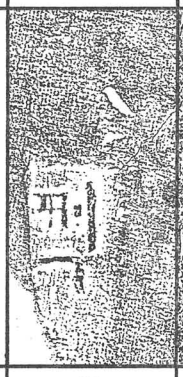 | | | | |
| 点数 恭仁宮 | 33 | 20 | 1 | 4 | 6 |
| 点数 法華堂 | 21 | 14 | 0 | 4 | 2 |
| 点数 平城宮 | 2 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| 点数 計 | 56 | 36 | 1 | 9 | 11 |
| 押捺位置 | 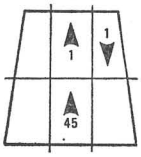  | 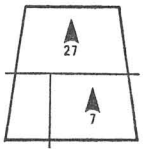  | 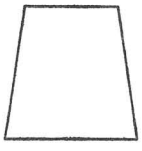 | 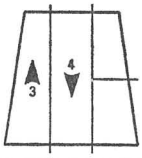  | 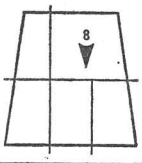  |

| KJ03B | KJ04 | KJ05A | KJ05B | KJ05C | KJ06A |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 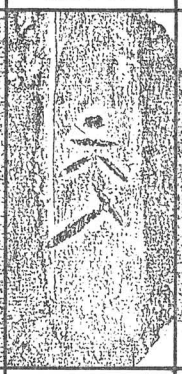 | | |
| 5 | 19 | 8 | 25 | 1 | 15 |
| 3 | 12 | 7 | 20 | 1 | 13 |
| 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 9 | 33 | 17 | 45 | 2 | 30 |
| 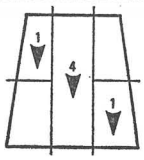  | 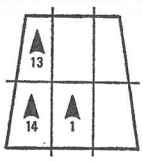  | 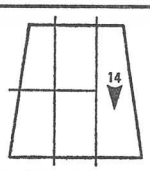  | 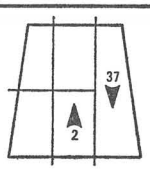  | 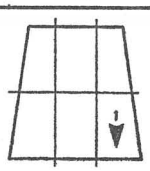  | 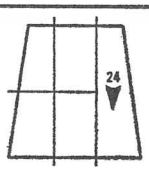  |

| KJ07 | KJ08 | KJ09A | KJ10 | KJ11A | KJ12A |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 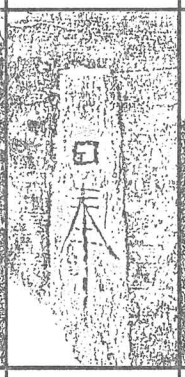 | |
| 19 | 27 | 41 | 21 | 8 | 36 |
| 7 | 26 | 13 | 10 | 10 | 18 |
| 2 | 0 | 8 | 4 | 1 | 8 |
| 28 | 53 | 62 | 35 | 19 | 62 |
| 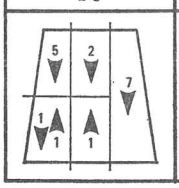  | 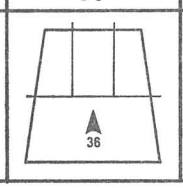  | 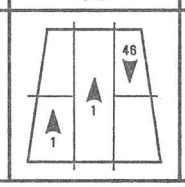  | 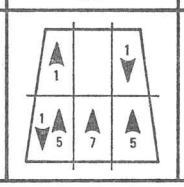  | 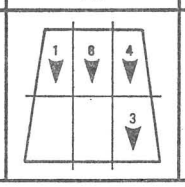  | 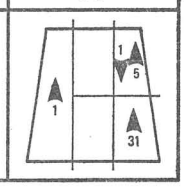  |

| 真依 B | KJ12B | KJ12C | KJ13A | KJ14A | KJ14B |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 0 | 54 | 5 | 29 | 18 | 2 |
| 1 | 15 | 5 | 16 | 7 | 0 |
| 0 | 11 | 0 | 2 | 2 | 1 |
| 1 | 80 | 10 | 47 | 27 | 3 |
| 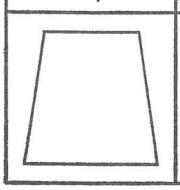 | 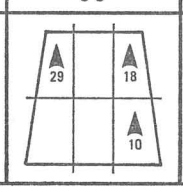  | 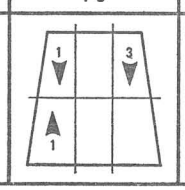  | 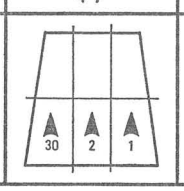  | 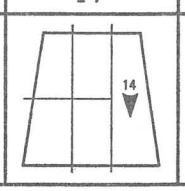  | 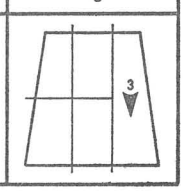  |

| KJ 14C | KJ 14D | KJ 15A | KJ 17 | KJ 19A | KJ 19B |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 12 | 8 | 5 | 5 | 18 | 1 |
| 2 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 |
| 1 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 |
| 15 | 8 | 8 | 7 | 25 | 1 |
| 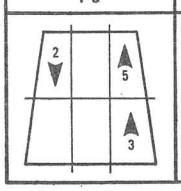 | 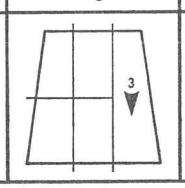 | 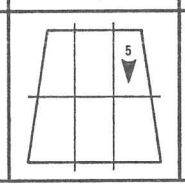 | 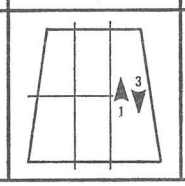 | 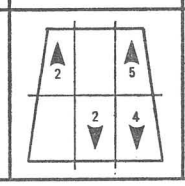 | 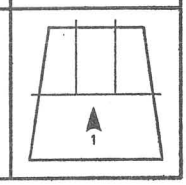 |

| KJ 20 | KJ 21 | KJ 22 | KJ 23A | KJ 23B | KJ 24 |
|---|---|---|---|---|---|
| 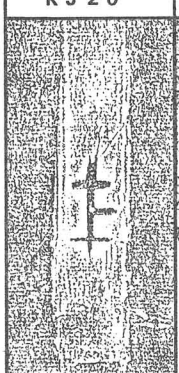 | | | | 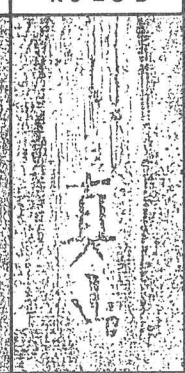 | |
| 21 | 1 | 3 | 5 | 1 | 5 |
| 12 | 0 | 1 | 1 | 1 | 17 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 33 | 1 | 4 | 6 | 2 | 24 |
| 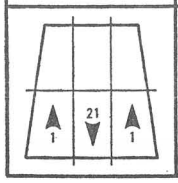 | 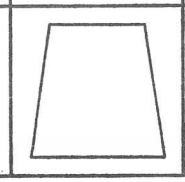 | 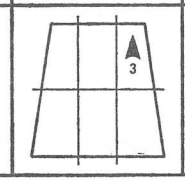 | 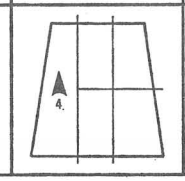 | 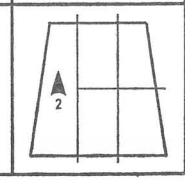 | 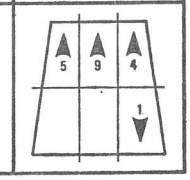 |

| 型式番号 | KJ11A | KJ11B |
|---|---|---|
| 拓影（縮尺2分の1） | | |
| 点数 恭仁宮 | 193 | 3 |
| 点数 法華堂 | 4 | 0 |
| 点数 平城宮 | 1 | 0 |
| 点数 計 | 198 | 3 |
| 押捺位置 | 33 31 4 | |

丸瓦

| 口万呂 | 箆書「大」 | |
|---|---|---|
| | | 計 |
| 0 | 0 | 482 |
| 0 | 8 | 274 |
| 1 | 0 | 63 |
| 1 | 8 | 819 |
| 1 | 8 | |

| KJ13B | KJ13C | KJ14A | KJ16 | KJ18 | KJ25 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 計 |
| 26 | 2 | 4 | 115 | 110 | 1 | 454 |
| 2 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 10 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 28 | 2 | 4 | 116 | 114 | 1 | 466 |
| 20 | 1 | 1 1 | 35 | 20 4 | | |

その後、森郁夫は、恭仁宮跡発掘調査の結果、恭仁宮文字瓦が恭仁宮造営時の製品と判明したこと、東大寺境内各所の発掘調査では同種の刻印瓦が出土せず、東大寺造瓦所の製品とは考えにくいことを踏まえた上で、東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦は、東大寺前身の金鐘寺の造営官司（＝造山房司）の製品であるという仮説を提起した。そして、恭仁宮にもその製品が供給された背景として、神亀5（728）年11月に造山房司長官に任命された智努王が、天平13（741）年9月に造宮卿に着任している史料事実を挙げ、「恭仁宮造営という事態に対応すべく、智努王が先に造営工事を進めていた造山房司の工人を恭仁宮造営に投入した」ものと理解した(森1980ｂ)。

これに対し、筆者は東大寺法華堂・恭仁宮跡・平城宮跡で発見された恭仁宮式文字瓦を比較検討し、同じ印の損耗度や追刻現象（＝印面変化）を抽出することによって、三者における恭仁宮式文字瓦の製作年代が同時併行、すなわち恭仁宮造営時のものであることを論証した。また、恭仁宮造営時に製作された恭仁宮式文字瓦が、還都後、平城宮へ供給された事実を、天平17年に恭仁宮で西山瓦（屋）守という留守役が置かれている事実と結びつけ、発見量や出土状況から推定して、恭仁宮式文字瓦の製作主体は恭仁宮造営官司（＝造宮省）であろうと推定した(上原1983)。

本稿ではこれらの諸成果を踏まえ、第Ⅱ章で恭仁宮式文字瓦が瓦工名を表示している点を再確認し、第Ⅲ章で恭仁宮式文字瓦の瓦工房規模を復原することによって、恭仁宮式文字瓦の製作主体が造宮省付属の瓦屋にあったことを論証する。第Ⅳ章では、瓦に瓦工名印を押捺した理由を8世紀代の労務管理方式との関連で説明し、第Ⅴ章でそのような労務管理方式が恭仁宮式文字瓦にのみ現われて、以後、消滅した理由を中央造営官司付属の瓦工房（＝中央官衙系瓦屋）の変遷との関連で考察する。

## Ⅱ　恭仁宮式文字瓦の意義 ――瓦工名説再論――

恭仁宮式文字瓦は恭仁宮造営時の製品で、恭仁宮大極殿の山背国分寺施入後には製作されていない。この事実は恭仁宮式文字瓦の人名が瓦寄進者名であり得ないことを示す。しかし、それは「瓦工名説」を直接に立証するものではない。恭仁宮式文字瓦の意義は、恭仁宮式文字瓦の文脈のなかで分析すべき問題であり、状況証拠のみでは不充分である。

恭仁宮式文字瓦が瓦工名を表示していることを証明するためには、特定の刻印瓦が、個人的次元での特有の癖を持ち、他の刻印瓦と区別できることを示せばよい。以下、恭仁宮式文字瓦の規格性および文字記載方式から「瓦工名説」を立証し、あわせて瓦工名を製品に記す意味の一端を明らかにする。

# 1　平瓦の規格から見た工人差

恭仁宮式文字瓦の製作技術はきわめて特徴的で、他の平・丸瓦とは容易に識別できる。同じ製作技術上の特徴を持った刻印のない平・丸瓦もあり、恭仁宮跡では、刻印瓦も含めてこれらをB型式平瓦、b型式丸瓦と呼んで、他の平・丸瓦と区別した（京都府教委1978)。また、東大寺法華堂では、これらを第Ⅰ類平瓦・第Ⅰ類丸瓦と呼称しているが（奈良県教委1973)、本稿ではB型式平瓦・b型式丸瓦の呼称で代表させる。

B型式平瓦・b型式丸瓦は均質な製品群で、微妙な製作技術の差を刻印の差と対応させることは難しい。しかし、いかなる工人にも個人の癖がある。規格性の強い製品群においても、その規格には必らず誤差許容範囲があり、工人差とはその誤差許容範内の変異型として把えられる可能性が強い。

東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦は、修理工事に際して発見されたため、そのほとんどが完形品という稀にみる良好資料である。これを調査した菅谷文則等は、文字瓦全個体を計測し、拓本・写真・記録にとどめた。ここでは、その報告書（奈良県教委1973）所載の「刻印平瓦寸法表」に基づいて、誤差許容範囲内の変異型としての工人差を摘出する。

東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦（平瓦）の計測値は第2表のように整理できる[2]。すなわち、全個体の平均値を「規格値」と考えるならば、その誤差許容範囲は、各計測値の最大・最小値のうちで、平均値から最も離れた位置にあるもの（＝最大誤差）によって決定される[3]。ただし、全個体の平均値を「規格値」と考えてよいかどうかは別に検討を要する。

各計測値に関して度数分布表をつくると、第3表のようになる。すなわち、基本的に、全個体の平均値付近を最高峰とする正規分布をなす。この正規分布をなすという事実こそが恭仁宮式文字瓦が一定の規格に従って製作された同一型式の平瓦であることの証しである。それは同時に、全個体の平均値を「規格値」と考えることの妥当性を示す。

「規格値」に対する誤差許容範囲は「最大誤差」によって表示できるが、規格10cmの製

| | 標本数 | a | b | c | d | $\frac{\lvert d \rvert}{a}\times 100$ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平均値 | 最大値 | 最小値 | 最大誤差 | 誤差許容率 |
| 全　長 | 265 | 37.12cm | 38.8cm | 35.0cm | −2.12cm | 5.7% |
| 広端幅 | 166 | 28.20 | 30.3 | 26.5 | +2.10 | 7.4 |
| 狭端幅 | 121 | 25.60 | 28.1 | 23.8 | +2.50 | 9.8 |
| 厚さ(1) | 274 | 2.60 | 4.0 | 1.8 | +1.40 | 53.8 |
| 厚さ(2) | 272 | 2.58 | 3.4 | 1.8 | +0.82 | 31.8 |
| 重　量 | 270 | 5.25kg | 6.75kg | 3.65kg | −1.60kg | 30.5 |

第2表　東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦（平瓦）の規格と誤差許容範囲

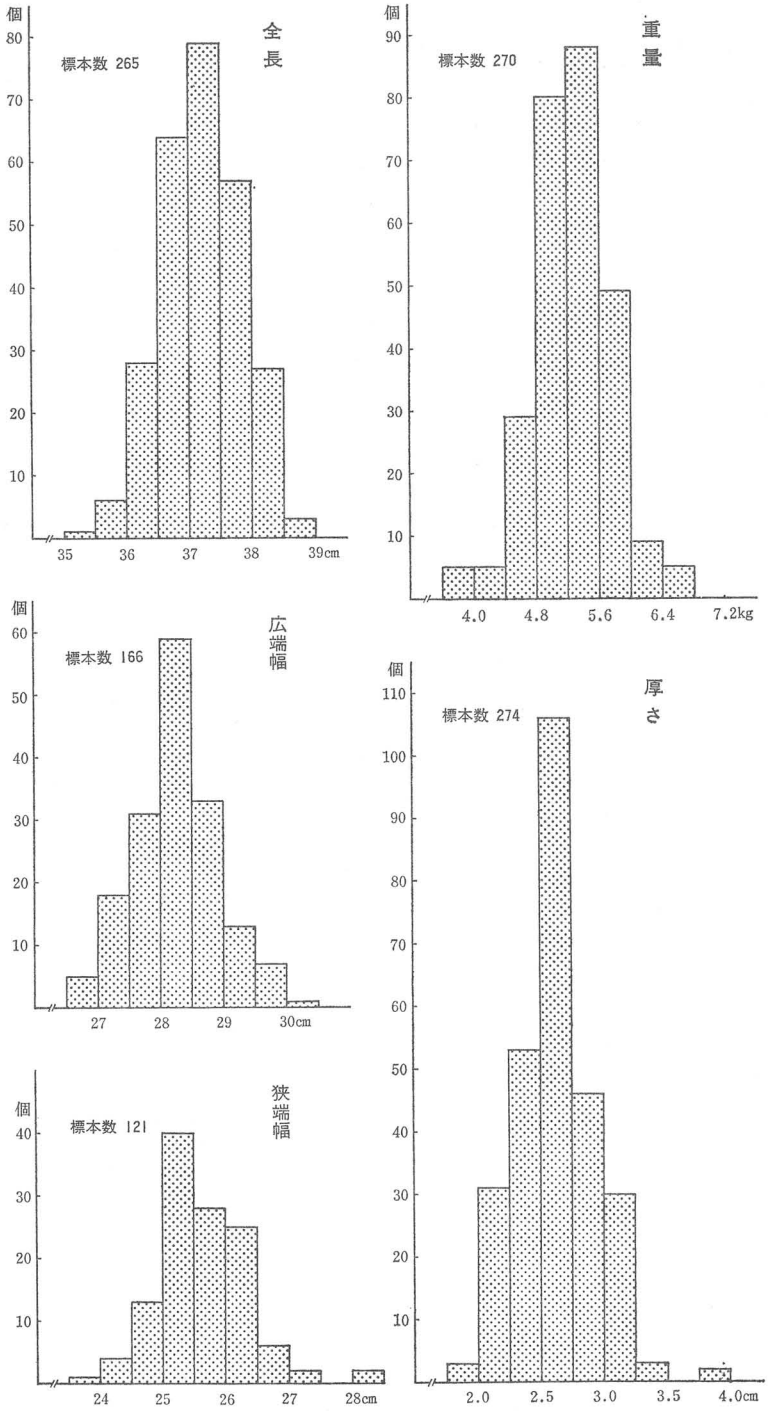


第3表　東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦（平瓦）の計測値の度数分布

品が最大誤差１㎝である場合と、規格１ｍの製品が最大誤差１㎝である場合とでは、同じ最大誤差１㎝でも意味が異る。そこで、

|最大誤差|÷平均値×100

として計算したのが、第２表中の誤差許容率である。この結果、全長の誤差許容率は小さく、広・狭端幅の誤差許容率は全長のそれよりもやや大きく、厚さ・重量の誤差許容率はきわめて大きいことが判る。

つまり、全長や広・狭端幅においては、恭仁宮式文字瓦（平瓦）の規格は厳密であるが、厚さや重量においては比較的寛容である。これは瓦の機能から考えて当然と言えるが、平瓦製作工程の上でも、規格性を規定する要因が、全長・幅の場合と厚さ・重量の場合とで異っている事実が指摘できる。すなわち、準備した粘土角材の大きさと成形台の大きさとが、二重の規定要因となって、全長や広・狭端幅を厳密なものにしたと考えられるのに対し、厚さは瓦工が粘土角材から粘土板を切断した時点でなかば決定される。したがって、粘土角材にあらかじめ厚味の目安となる目盛を打つか[4]、粘土板切断具に一定の厚味を得るための装置を施し[5]、これを厳守しない限り、平瓦の厚さは瓦工の恣意および経験にまかせるほかはない。

なお、全長にくらべて広・狭端幅の誤差許容率がやや大きいのは、平瓦が彎曲しているために焼けひずみによる誤差を生じやすいからで、成形台上では全長と広・狭端幅とは、ほぼ等しい誤差許容率を持っていたはずである。したがって、誤差許容率の大きい厚さと重量とにおいて、瓦工の恣意性すなわち工人差が顕著に反映されているはずである。

平瓦の全長と広・狭端幅との規格が厳密である以上、重量と厚さとはほぼ比例関係にある。そこで、両計測値が与えられている270個体について、重量と厚さとの相関関係をドットしたのが第４表である。重量と厚さとの相関性がきわめて強く、基本的に $y=\frac{1}{2}x$ 直線に沿って分布することが看取できる。

この $y=\frac{1}{2}x$ 直線から著しく離れた位置にある個体については、計測誤差等に基づく可能性が強いものとして除外する必要がある。具体的には、厚さ 4.0㎝と3.8㎝ との２個体（標本番号35・120）は、重量との相関関係において異常であるばかりでなく、第３表中の厚さの度数分布においても正規分布の範囲から外れており、統計処理の対象から外す必要がある。第２表では、この２個体を入れた場合（「厚さ(1)」の項）と除外した場合（「厚さ(2)」の項）とを並記したが、「厚さ(1)」では誤差許容率が53.8％と異常に大きく、「厚さ(2)」では31.8％と重量の誤差許容率にほぼ一致する事実は、上記の判断の正当性を示す。

第４表の重量と厚さとの相関関係を、刻印の種類ごとにドットしたのが第５表である。ただし、標本数２個体以下のものは除外している。刻印ごとの個体分布においても、基本

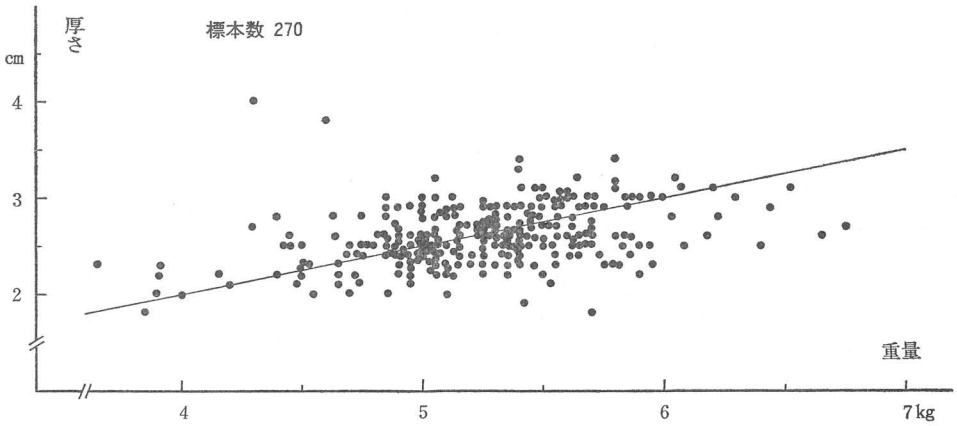


第4表　東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦（平瓦）の重量と厚さの相関関係

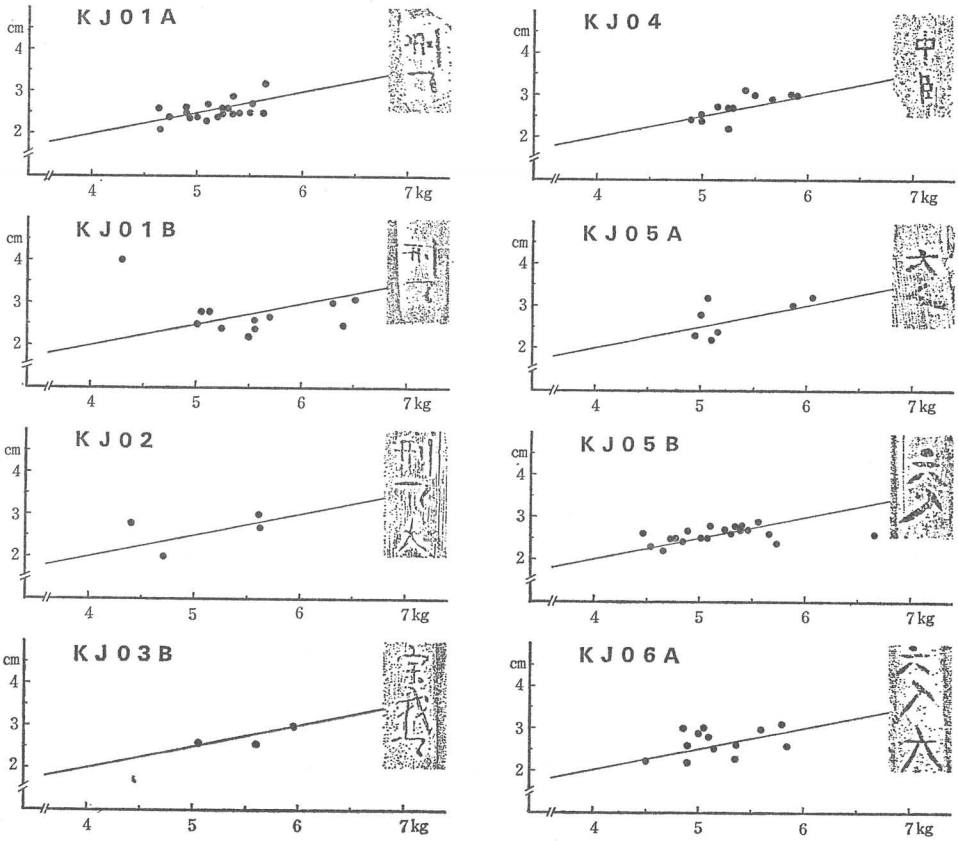

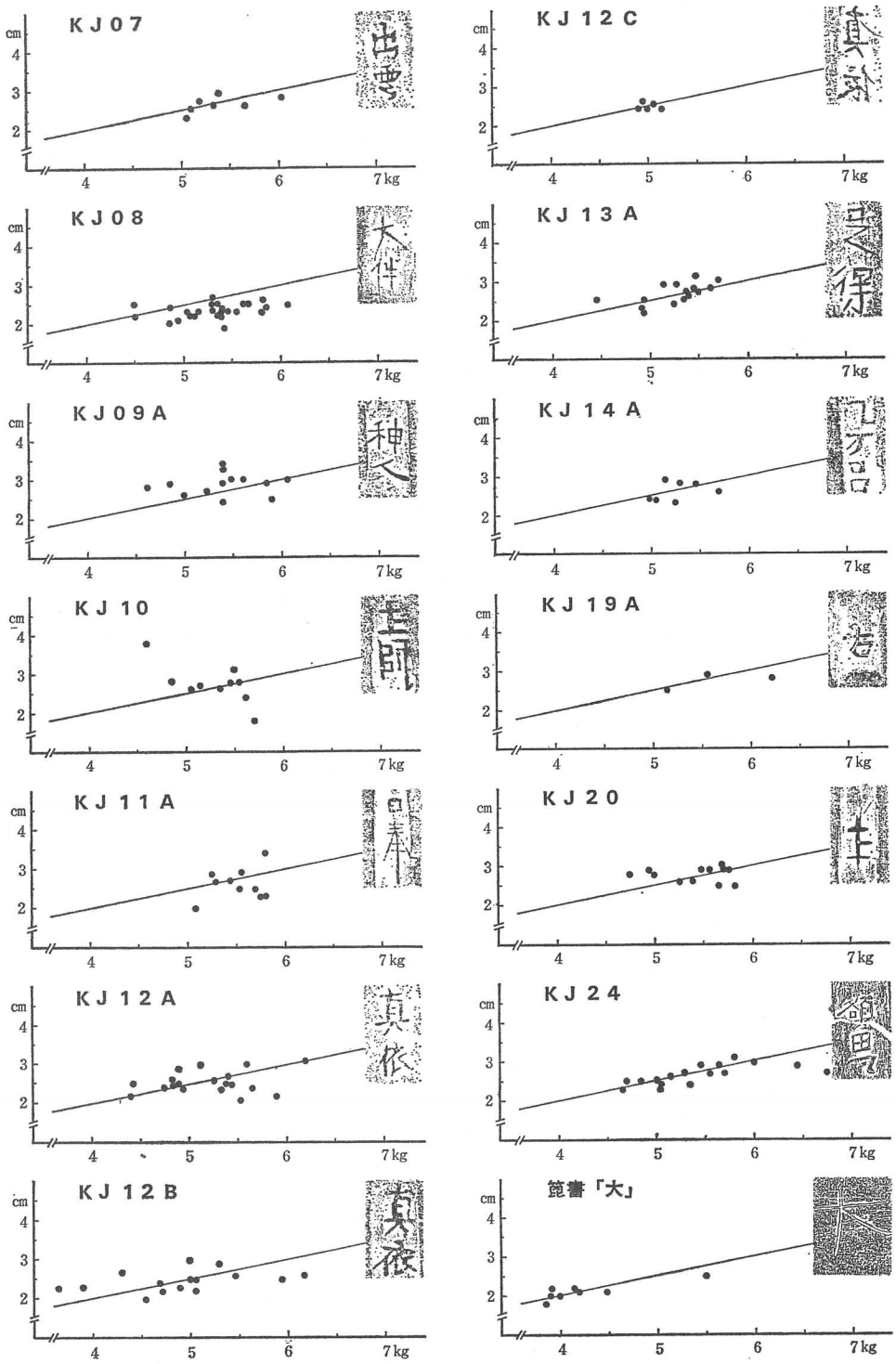


第5表　刻印別の重量と厚さの相関関係

的に $y=\frac{1}{2}x$ 直線に沿った分布を示すことは変らないが、いくつかの刻印において、明確な個性が看取できる。すなわち、

a　重量5kg・厚さ2.5cmの平均値近くに製品が著しく集中するもの（KJ12C）

b　平均値よりも重く、厚手の製品がほとんどを占めるもの（KJ01B、KJ03B、KJ07、KJ11A、KJ14A、KJ19A）

c　重量4kg・厚さ2.0cmの近くに製品が集中するもの、すなわち、規格よりも薄手で軽い製品がほとんどを占めるもの（篦書「大」）

d　$y=\frac{1}{2}x$ 直線よりも下位に多くの製品が分布するもの（KJ08）

e　$y=\frac{1}{2}x$直線よりも上位に多くの製品が分布するもの（KJ09A）

などである。

aのKJ12Cは標本数僅か5個体で、これに工人の個性を認めるのは難があるとの批判もあろうが、全標本数270個体が第4表のような分布を示す時、このなかから任意の5点を抽出した場合に、それが平均値付近にのみ集中する確率はきわめて低い。したがって、KJ12Cの分布に有意性を認めることは妥当なのである。

ただし、dのKJ08およびeのKJ09Aについては、$y=\frac{1}{2}x$ 直線上に分布の中心がないわけだから、重量と厚さとの相関関係以外の要素を検討する必要がある。KJ08・KJ09Aに関して、全長・広端幅・狭端幅の平均値を求め、全個体の平均値（＝規格値）と比較すると、第6表のようになる。すなわち、KJ08では全長が規格値よりも長く、KJ09Aでは短い。これが両者の分布が $y=\frac{1}{2}x$ 直線から外れた理由とするならば、誤差許容率の小さい全長においても若干の工人差があり、それが重量と厚さとの相関関係表にも反映されていたことになる。

このように、平瓦の規格の誤差許容範囲内の変異型は、刻印差と比較的よく対応する。したがって、恭仁宮式文字瓦は、瓦工名を表示している可能性はきわめて高い。しかし、標本となる完形品の数が限られているので、上記の方法では充分な証明はできない。特にKJ14A～Dのように同じ文字で印が異るもの（＝同型式異種印）が、同じ人物が異る印を使い分けたものか、同名異人が各々保有した印なのかという問題は、上記の方法では解決できない。次節では、文字記載方式から「瓦工名説」を再検討し、さらに同型式異種印に関する理解を深めることによって、恭仁式文字瓦の性格の一端を明らかにする。

| | 全長 | | 広端幅 | | 狭端幅 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 標本数 | 平均値 | 標本数 | 平均値 | 標本数 | 平均値 |
| KJ08 | 26 | 37.52cm | 20 | 27.86cm | 17 | 25.27cm |
| KJ09A | 12 | 36.69 | 7 | 28.37 | 5 | 26.22 |
| 規格値 | 265 | 37.12 | 166 | 28.20 | 121 | 25.60 |

第6表　KJ08・KJ09Aの全長・広端幅・狭端幅平均値

## 2　文字記載方式から見た工人差

一般に、一部の例外を除くと、文字瓦の表記内容はきわめて簡略で、文字に拘泥すると時には牽強付会的な解釈も生れる。考古学的には、表記内容の分析とは別に、記載方式の分析が重要な方法である。具体的には、記載用具、記載時点、記載箇所、記載の割合を、一括資料において分析することによって、文字記載の主体者と記載の意図とを推定していく方法である。

以下、他の文字瓦と比較しつつ、上記の視角から恭仁宮式文字瓦の性格を浮き彫りにしていこう。

**記載用具**　一般に、文字瓦の文字記載用具は、大きく二分できる。ひとつは、瓦製作具である桶型や凸型台・凹型台、あるいは叩き板や瓦笵などに文字や記号を彫り込んだもので、その製作具を用いたすべての製品に文字・記号が記載される。これに対し、印や筆・篦先・指頭などで文字を記載する場合は、特定の個体のみに文字が現われる。

前稿（上原1983）で述べたように、恭仁宮式文字瓦は、文字を陰刻した幅1.0～3.5cm、長さ6～29cm以上の細長い板を、焼成前の平・丸瓦の凹面に押捺したものである。記載用具は一種の「印」である。すなわち、意識的にこれを押捺した個体のみに、文字が現われているわけである。

筆・篦先・指頭などの記載用具とくらべた場合、印では「印影の同一性」と「記載の迅速性」という2つの性格が重要である。印影の同一性とは、同じ印から同一の印影が得られるという性質で、認証印や検定印などが持つ「ハンコの権威」の裏付けとなるものである。記載の迅速性は、同じ印影をすみやかに生みだすという性質で、印影の同一性を前提とするが、そこに重点がない。つまり、印刷術へと発展する性質で、「印影の同一性」=「ハンコ的性質」に対し、「スタンプ的性質」と呼び得るものである。この2つの性質は、印によって軽重がある。たとえば、住所印などのゴム印は記載の迅速性に重点があり、貯金通帳の印は印影の同一性に重点がある。

恭仁宮式文字瓦では、印影の同一性に重点が置かれていた証拠がある。「六人大（KJ06Ab)」印は、「六人（KJ06Aa）」印に「大」字を追刻したものである(第1図)。これは別に「六人（KJ05A～C）」印がある事実と無関係ではない。つまり、他の「六人」印と区別するために「大」字を追刻したのである。この場合の「大」は名前ではなく、他の「六人」と識別するための特徴、すなわち年長者であることの表示、あるいは身体的特色に基づく表示と理解するのが妥当であろう[6]。当然、「刑部大（KJ 02）」印も、他の「刑部（KJ 01A～C)」印と区別するために「大」字を加えたものであろう。つまり、恭仁宮式文字瓦

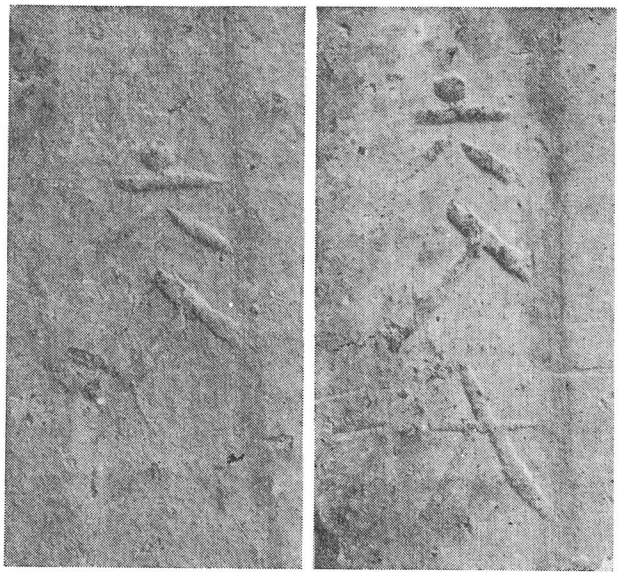

第1図 KJ06Aa と KJ06Ab（1：1）

においては、印同士の弁別、換言すると、印を押捺した製品同士の弁別に重点があり、その性質はスタンプ的でなく、ハンコ的なのである。

ハンコは、その機能から基本的に4つに大別できる。すなわち、

a 帰属印

b 封印

c 認証印・検定印

d 権威の象徴としての印

の4つである。

aの帰属印とは、所有者や製作者がその旨を明示するために押捺したもので、烙印・落款印・商標印・蔵書印などが、この範疇に含まれる。bの封印は、現在でも現金書留などに使用するが、古代中国の封泥、西洋の封蠟はこの代表である。cの認証印・検定印は、公文書等に多く用いる。現在では「ハンコを押す」という言葉自体、言外に認証印・検定印を意味する場合が多い。日本の律令体制下の官・公印[7]は、基本的に認証印・検定印として用いている。dの権威の象徴としての印は、中国漢代の通官印に代表される。通官印は腰に佩して官位の標章としたもので、材質(玉・金・銀・銅)、鈕の形態(虎・亀・鼻・駝等)、綬色（紫・緑・青・黒・黄等）によって区別している。日本の律令体制下の印制は、中国唐代の印制と同様、官位の標章としての通官印は存在しない[8]。しかし、内・外印などの官印には、権威の象徴性という一面がつきまとう。

これらの4つの機能は、必らずしもハンコ自体で区別できるわけではない。同じハンコが、時には認証印として機能し、時には帰属印として機能することもある。しかし、印影の同一性という点において、aの帰属印が対立すべき印、すなわち他者への帰属を表示する印の存在を前提として、自らの印影の同一性を主張するのに対し、bとcとdは、必らずしも、対立すべき印の存在を前提とせずにその機能を果す。特に、dの権威の象徴としての印は、帰属印とは異り、同じ次元で対立する印の存在を許さず、唯一性・絶対性を主張する。

一般に、文字瓦の印は、封印や権威の象徴としての印ではあり得ない。したがって、単なるスタンプでなければ、帰属印か認証印・検定印のいずれかである。恭仁宮式文字瓦の

場合は、印を押捺することが製品弁別の機能を果し、基本的に帰属印的性格を持っていたと考えられる。

**記載時点**　粘土瓦の製作過程は、瓦の種類にかかわらず、1 粘土の準備（土取り、土打ち、粘土角材の作成）、2 生瓦の成形・調整、3 乾燥、4 焼成の4段階に分けられる[9]。このうち、1および4の段階で文字を記載することはなく、文字記載の時点は2、3の段階あるいは4の段階終了後のいずれかである。これを記載用具に連鎖させると、墨書・朱書などの筆による記載は4の段階終了後、文字を彫り込んだ瓦製作具による記載は2の段階のみに可能であるのに対し、印・篦先・指頭による記載は2、3のいずれの段階でも可能である。

| 記載用具 | | 記載時点 | 記載主体 |
|---|---|---|---|
| 瓦製作具 | 桶型<br>凸型台<br>凹型台<br>叩き板<br>瓦笵 | 成形・調整段階 | 生瓦作工 |
| 非瓦製作具 | 印<br>篦先<br>指頭 | 乾燥段階 | 生瓦作工以外 |
| | 筆 | 焼成終了後 | |

**第7表**　文字記載用具・時点・主体の連鎖型

2の段階で瓦面に文字を記載する主体者は、余程の例外でない限り、生瓦を製作する瓦工（＝生瓦作工）自身と考えてよかろう。これに対し、3の段階では、生瓦作工以外が文字記載に関与する可能性も大きい。さらに、4の段階終了後、すなわち窯出し後に、墨・朱などで文字を筆記する場合は、各製品の作者が弁別しにくい以上、生瓦作工以外が記載したと考えるほうが合理的である。

以上、記載用具・記載時点・記載主体の連鎖型を図示すると、第7表のようになる。

恭仁宮式文字瓦の平瓦の製作工程は、前稿で述べた（上原1983）が、これを上記の4段階に対応させて書き直すと、次のようになる。

1　粘土の準備（土取りから粘土角材の作成まで）

2　生瓦の成形・調整

　a　糸切りで得た粘土板を凸型台に載せ、縦位の縄叩きを施す。凸型台は長40cm弱、幅3cm前後の細長い板を並べて曲面を作り、上に布をかぶせている。

　b　凸面狭端部寄り⅓～½の縄叩き目を磨り消し、側面や端面を整形する。

　c　凸型台からはずして、凹型台に載せる。凹型台には布をかぶせていない。

　d　凹面の布目圧痕・模骨痕・糸切痕をナデて消し去る。

3　凹型台からはずし乾燥する。

4　焼成。

上記の製作工程において、印を押捺した時点は2－dの段階終了後、4の段階以前である。これを第7表の連鎖型に対応させると、恭仁宮式文字瓦の記載主体は、生瓦作工および生瓦作工以外のいずれの可能性もあり得る。しかし、前稿で述べたように「押捺箇所が

凹面に限定されるので、凹型台からはずす以前に押捺したと考えるのが合理的である」(上原1983)。以下、この点をさらに検討する。

恭仁宮式文字瓦では、平・丸瓦ともに、印を凹面に押捺している。凹面の曲率は平瓦と丸瓦とで異る。平瓦に押捺した印の幅は、0.9cm（KJ15A）～3.5cm（KJ13A）とかなりの差があるが、2.5cm前後のものが多い。これに対し、丸瓦に押捺した印の幅は、いずれも2cm前後である。これは、丸瓦では凹面の曲率が大きいために、幅の広い印では、印面中央に陰刻した文字が現れにくいという事実と関係があろう。もし、幅の広い印を用いたならば、強く押捺するか、印面に強い曲率をもたせるかしない限り、文字は陽刻されない。この観点に従うと、平・丸瓦によって印種を区別している「足得(KJ13AとB・C)」は、同じ人物名である可能性もある。

しかし、平・丸瓦の凸面や側面に印を押捺すれば、瓦の種類によって印種を区別する必要はなかったはずである。換言すると、平・丸瓦によって印を区別せねばならないほど、凹面という押捺箇所は、あらかじめ規定されていたのである。これは単なる慣習的問題ではなく、製作工程における印押捺時点に規制されたと考えられよう。すなわち、印押捺時点における主体と客体との物理的関係が印の押捺箇所を規定したと考えるのである。

恭仁宮式文字瓦の印は細長い板で、瓦の側面に平行して押捺される。板の一端は、瓦の一方の端面にまで達し、さらに外に延びている。このような印押捺状況は、瓦が凹面を上にして、ほぼ水平に安定した状態にあったことを示す。

平瓦の製作工程において、瓦がほぼ水平状態で安定し、しかも、凹面のみが印押捺箇所としてふさわしい時点――それは、言うまでもなく、凹型台に製品が載っている時点である。平瓦の最終的調整は凹型台上でなされる。そして、印は調整終了後に押捺される。したがって、印押捺は凹型台上でなされたと考えるのが合理的である。その印押捺の主体は生瓦作工自身であったに違いない。

**記載箇所**　印押捺の主体が生瓦作工であるとしても、恭仁宮式文字瓦の人名が瓦工名であるとは言えない。瓦製作具で記載したため、記載の主体が生瓦作工と認定できる文字瓦のなかにも、表記内容は製作瓦屋名[10]・供給寺院名[11]・負担郡名[12]・製作年号[13]・人名[14]など様々な場合がある。したがって、「瓦工名説」の証明は、前節で述べたように、刻印差が規格の誤差許容範囲内の変異型と対応関係にあることを示す以外にない[15]。

恭仁宮式文字瓦の印押捺箇所は、平・丸瓦とも凹面に限定されるが、凹面内での押捺箇所には比較的ばらつきがある。印が細長いために、瓦の彎曲面に対して直交方向での押捺はできない。また、丸瓦の場合は、玉縁部に段差があるために押捺方向が規定され、筒部端面方向からのみ印を押捺しているが、平瓦の場合は、広・狭端面のいずれの方向からも

押捺できる。つまり、平瓦では、印の押捺箇所が凹面に限定され、印の長辺方向が瓦の側面に平行するという2点を厳則とする以外は、その押捺方向・押捺位置は押捺主体の恣意にまかせられている。これは、前節で論じた「規格」と「誤差許容範囲」との関係に等しい。すなわち、押捺主体の個人差は、平瓦凹面内での押捺位置・押捺方向の変異型として顕著に現われているはずである。

筆者は、昭和50年度の恭仁宮跡発掘調査で出土した20型式29種[16] 121点の恭仁宮文字瓦を分析し、同種印では押捺位置・押捺方向が近似し、しかも異種印ではそれが異なる事実を指摘し、この「観察結果は工匠名説にかなり有利な材料となろう」と述べた（京都府教委1977）。その後、昭和51年度の恭仁宮跡大極殿の発掘調査で695点の資料が追加され、同種印で押捺位置・押捺方向に集中性がある事実がより鮮明化し(京都府教委1978)、さらに、東大寺法華堂や平城宮跡の恭仁宮式文字瓦を加えても、この事実に変更の余地のないことが明らかになった。

第1表下欄に恭仁宮・東大寺法華堂・平城宮の恭仁宮式文字瓦計1285点を分析対象とした印ごとの押捺位置・押捺方向の傾向性を図示した。原則として、平瓦凹面は6分割、丸瓦凹面は3分割して、各分割区内の押捺方向と点数とを表示する。ただし、平瓦で2区画以上にまたがって押捺位置が集中する場合には間の境界線を省いている。各分割区内の矢印の方向が文字の上位を示し、矢印に付帯する数字が点数を示す。同種印において押捺位置・押捺方向に集中性が認められることを明確に看取できるであろう。「出雲（KJ07)」のように、押捺位置が比較的ばらついている例もあるが、他者と比較した場合、これもまた押捺に際しての癖と評価できる。強烈な個性と対比した時には、没個性的であるのも、またひとつの個性のあらわれなのである。

恭仁宮式文字瓦の印押捺の主体が、生瓦作工自身と考えられること、上述のように、同種印において押捺位置・押捺方向に集中性が認められること、そして前節で示したように平瓦の規格の誤差許容範囲内の変異型が刻印差と対応すること――これらの事実から、印と生瓦作工とが対応関係にあること、すなわち、恭仁式文字瓦の人名は生瓦作工自身の名前であるという結論を導くことは容易である。

さらに、押捺位置・押捺方向の傾向性から、KJ01のAとB、KJ03のAとB、KJ12のAとBとC、KJ14のA・BとCとは、明らかに同名異人の印であることが指摘でき、しかも、その印影に注目すると、印種の弁別ができるように、何らかの方策を構じていることに気付く。すなわち、KJ03A・KJ12C・KJ14Cでは、裏字にして他種の印との区別をはかり、KJ01では、Aの「刑」字第1画と第2画との間に余分な縦画を1本付加してBと区別している。また、KJ12のAとBとは、書体の違いで容易に異種印であることが識別

できる。先述したKJ02・KJ06Aの「大」字付加方式に加えて、恭仁宮式文字瓦が生瓦作工ごとに製品を弁別する機能を持っていたことを示す積極的証差と言えよう。

**記載の割合**　恭仁宮式文字瓦が、生瓦作工ごとに製品を弁別する機能があったとするならば、その印の押捺率はかなり高くなければならない。しかし、B型式平瓦・b型式丸瓦には刻印のないものもある。恭仁宮跡では、昭和51年度の発掘調査で出土した平・丸瓦片の四隅数をかぞえることによって、B型式平瓦・b型式丸瓦の総枚数を推定し、刻印瓦の総点数をこれで割ることによって、B型式平瓦の印押捺率は約68%、b型式丸瓦の印押捺率は約99%と計算した(京都府教委1978)。これに対し、東大寺法華堂では、昭和46年時点で実際に使用されていた完形品の検討によって、B型式「平瓦は一枚作りであり、布目の殆んどを消すとともに、縄目の前方部をかなり広く磨消する独特の手法を持っているが、刻印のあるのはその一部で、法華堂の場合平瓦で約31%、丸瓦で約7%であった」と報告されている(奈良県教委1973)。すなわち、東大寺法華堂のB型式平瓦・b型式丸瓦における印押捺率は、恭仁宮跡での推算値よりもかなり低い。

恭仁宮跡で採用した印押捺率算出法では、実際よりもやや高めの値が出ることは否定し難い[17]。しかし、東大寺法華堂報告で提示された印押捺率にも疑問がある。東大寺法華堂報告では具体的数値が示されていないが、その記述を整理すると、第8表のようになる。もし東大寺法華堂におけるB型式平瓦の印押捺率を31%、b型式丸瓦における印押捺率を7%とすると、B型式平瓦の総枚数は274÷0.31≒884枚、b型式丸瓦の総枚数は10÷0.07≒143枚となり、調査対象となった「鎌倉以前」の平瓦総枚数964枚、丸瓦総枚数153枚に対して異常に多い。特に、b型式丸瓦についての「数量は少ないが刻印をもつものが多い」という記述と大きく矛盾する。

とすると、東大寺法華堂報告で調査対象となった「鎌倉以前」の平・丸瓦の総枚数に対する刻印瓦総枚数の割合が、平瓦では298÷964×100≒30.9128%、丸瓦では11÷153×100≒7.1895%と、ほぼ31%、7%となっているのは単なる偶然とは思えない。もし、東大寺法華堂報告で示された31%、7%という値が、B型式平瓦・b型式丸瓦における印押捺率ではなく、調査対象となった平・丸瓦の総枚数に対する刻印瓦総枚数の割合であるならば、B型式平瓦・b型式丸瓦に限定した場合、印押捺率はもっと高くなるはずである。したがって、B型式平瓦・b

| | 型　式 | 総枚数 | 刻印瓦数 |
|---|---|---|---|
| 平瓦 | Ⅰ類（＝B型式平瓦） | 多 | 274 |
| | Ⅱ類（「東」「東大」などの刻印瓦を含む） | 少 | 24 |
| | Ⅲ類（刻印瓦なし） | 少 | 0 |
| | 計 | 964 | 298 |
| 丸瓦 | Ⅰ類（＝b型式丸瓦） | 少 | 10 |
| | Ⅱ類（Ⅱ・Ⅲ類平瓦に対応） | ? | 1 |
| | 計 | 153 | 11 |

**第8表**　東大寺法華堂所用の「鎌倉以前」の瓦

型式丸瓦の実際の印押捺率は、東大寺法華堂報告の値と恭仁宮跡での推算値との中間値であるが、むしろ恭仁宮跡での推算値、すなわちB型式平瓦で約68%、b型式丸瓦で約99%に近いと判断してよかろう。つまり、その印押捺率はきわめて高く、生瓦作工ごとに製品を弁別する機能を充分果したと考えられる。

ただし、この印押捺率は消費遺跡の一括資料に基づく「結果としての押捺率」であって生産の場において、各瓦工がこの割合で印を押捺していたとは限らない。我々が手にする考古資料とは、常に古人の行動の結果であって、結果から古人の行動そのものを理解しようとしても、単なる可能性の提起に終わることが多い。結果として上記のような印押捺率を生じた背景として、以下の3つの場合が想定できる。

a　「結果としての押捺率」が、生産地の実態をそのまま反映している場合。すなわち、各生瓦作工が全部の製品ではなく、その一部に、上記の推算値の割合で印を押捺した場合。ただし、その割合は、10枚に1枚等の作業手順の上で有意的な数値ではなかったことになる。

b　B型式平瓦・b型式丸瓦はすべて恭仁宮造営期間中（天平12～15年）に製作されたが、印を押捺したのは、その間の特定期間で、残りの期間は印を押捺しなかったと考えることもできる。すなわち、特定期間は全製品に印が押捺され（押捺率100%）、印を押捺しなかった残りの期間の製品（押捺率0%）との平均値が、上記の推算値となったと考えるわけである。この場合は、恭仁宮式文字瓦自体の製作期間はさらに短縮する。

c　B型式平瓦・b型式丸型を製作した瓦工房において、印を押捺した瓦工としなかった瓦工とが並存したと考えることもできる。すなわち、製作責任を明示する必要があったのは、瓦工房に所属する生瓦作工の一部で、残りの瓦工はその必要がなかったと考えるわけである。この場合、印を押捺しなかった生瓦作工がひとりだけならば、その製品は印を押捺した他の製品と容易に区別でき、全員が印を押捺した場合と同じ効果を持つことになる。しかし、恭仁宮跡で刻印のないB型式平瓦は32%以上を占め、恭仁宮式文字瓦において平瓦を製作した瓦工がひとりで全体の10%以上の数の製品を作っていない事実[18]を考慮すると、刻印のないB型式平瓦も複数の瓦工の手になると考えざるを得ない。

以上の3つの可能性は、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工が、その工房の生瓦作工のすべてである場合（a、b）と、その工房の生瓦作工の主要構成員であるが、すべてではない場合（c）とに大別できる。このいずれが生産の場における実態であるのか、直接に論定できない。ただし、印押捺率から推定して、aの可能性は薄いと考えてよかろう。そこで、次章以下で恭仁宮式文字瓦の工房の具体像を考察していく場合、やや頻雑になるが、主にbとcの可能性を踏まえた上で、検討を加えることにする。

# Ⅲ　恭仁宮式文字瓦の構成 ――工房構造論――

恭仁宮式文字瓦の人名は、生瓦作工の姓・名あるいはそのいずれかの略号で、瓦工ごとに製品を弁別する機能を有していた。したがって、恭仁宮式文字瓦を含む一群の平・丸瓦すなわちB型式平瓦とb型式丸瓦とを生産した工房において、生瓦製作にたずさわった瓦工の人数は、恭仁宮式文字瓦自体の分析から復原できるはずである。ただし、前章の最後で問題としたように、恭仁宮式文字瓦から導きだされる瓦工数が、ただちに生産の場における全瓦工数と認定できない可能性もある。しかし、その場合は、印を持っていた瓦工と持っていなかった瓦工との間には、当然、工房内での立場の違いがあったと考えられるので、B型式平瓦・b型式丸瓦を生産した瓦工房の主要構成員として、印を保持していた瓦工群が想定できる。したがって、恭仁宮式文字瓦の分析を通じて、少なくとも、瓦工房の主要部分の実態を明らかにできるわけである。

## 1　生瓦作工の人数

恭仁宮文字瓦は、昭和50～57年度の発掘調査で25型式40種936点が出土した[19]。このほか、恭仁宮跡では出土していないが、明らかに恭仁宮式文字瓦に属するものとして「真依（KJ12)」の異印例と箆書「大」字例とが東大寺法華堂で発見されており、B型式平瓦に近似した製作技術の平瓦凹面に「口万呂」印を押捺したものが平城宮跡で出土している。これらを合せると、恭仁宮式文字瓦は全部で27型式43種1285点となる[20]。したがって、恭仁宮式文字瓦の工房の生瓦作工が、各々1個ずつ印を持っていたとするならば、瓦工数は43人となる。

しかし、同型式異種印の場合には、同じ瓦工が押捺対象（平瓦と丸瓦）によって印種を変えたり、操業途上で印を新たに作り直した可能性も考慮せねばならない。そこで、同型式異種印に関しては、前章で提示した平瓦規格の誤差許容範囲内の変異型（以下「規格内変異型」と略称)、印の押捺位置・押捺方向の傾向性、あるいは正字・裏字の相違などで印を弁別しているか否か等を考慮した上で、同じ瓦工を示す可能性が強いものを抽出し、恭仁宮式文字瓦を製作した瓦工の見込最低人数を推定してみよう。言うまでもなく、今後新たな種類の恭仁宮式文字瓦が発見される可能性を無視すれば、見込最高人数は43人であり、実数は以下に検討する見込最低人数と43人との間になるはずである。

恭仁宮式文字瓦において同型式異種印があるのは、KJ01・KJ03・KJ05とKJ06Aa・KJ11・KJ12・KJ13・KJ14・KJ19・KJ23である(第1表)。

a　KJ01は AとB とで規格内変異型・印の押捺位置が明確に異る。また書体も区別できるようになっている。KJ01Cは１点のみで、押捺位置不明なので、書体が近似するBと同じ瓦工の印と考える。したがって、KJ01はAとB・Cとの２人の瓦工から成る。

b　KJ03 はAとBとで印の押捺位置が異り、 印種も裏字と正字とで区別できる。したがって、KJ03は２人の瓦工から成る。

c　KJ05A～CおよびKJ06Aaの印の押捺位置・押捺方向は似ている。しかし、KJ06Aaは「大」字を追刻して（KJ06Ab）他者（おそらく近似した書体のKJ05B）との弁別をはかっており、別の瓦工の印と認定できる。また、KJ05B・Cが裏字なのにKJ05Aのみが正字で、AとBとは規格内変異型においても若干の相違がある。したがって、点数の少ないKJ05CをBと同じ瓦工の印と考え、KJ06Aa は KJ06Ab に含めて、KJ05 はAとB・Cとの２人の瓦工から成る。

d　KJ11ではBの押捺位置不明で、書体の上でもAとの区別は明確でない。したがって、KJ11は１人の瓦工から成ると考えておく。

e　KJ12はA・B・Cの３者で規格内変異型、 印の押捺位置・押捺方向が異り、 AとBとは書体の相違、Cは裏字によって印種を弁別できる。東大寺法華堂の同型式異種印例（「真依B」）は、１点のみで押捺位置不明なので、書体が近似した KJ12Aと同じ瓦工の印と考えておく。したがって、KJ12 は３人の瓦工から成る。

f　KJ13 は、Aが平瓦のみ、B・Cは丸瓦のみに見られる。 Aの印の幅は広く、丸型凹面に押捺しにくい。したがって、瓦の種類によって印種が区別されたと考えるならば、AとB・Cとは同じ瓦工の印の可能性もある。BとCとは「得」字の書体で弁別できぬこともないが、押捺位置が類似するので、一応、同じ瓦工の印と考えておく。したがって、KJ13 は１人の瓦工から成る。

g　KJ14 では、A・B・Dの押捺位置・押捺方向が等しい。 しかし、Aはすべて正字、Bは「万」字のみが裏字、Dはすべて裏字となっており、印種を区別している。また、Aのみが平瓦と丸瓦との両方に押捺されており、B・Dとは別の瓦工の印の可能性が強い。Cは他の３種と押捺位置・押捺方向,「乙」の書体が異るので別の瓦工の印である。したがって、ＫＪ14は４人の瓦工から成る。

h　KJ19 はAとBとで押捺位置・押捺方向が異るので、 ２人の瓦工から成ると考えておく。

i　KJ23 のAとBとは、書体で印種を区別できぬこともないが、 押捺位置・押捺方向が等しいので、同じ瓦工の印と考えておく。したがって、ＫＪ23は１人の瓦工から成る。

j　東大寺法華堂の箆書「大」は,「刑部大（KJ02)」や「六人大（KJ06A)」印を持ってい

た瓦工が、その印を紛失した後に篦書方式を採用したのではないかという疑問も提起されよう。しかし、平瓦の規格内変異型において、篦書「大」は KJ02 や KJ06A と全く異る傾向を示し、別の瓦工と判断できる。

以上の諸点を考慮すると、恭仁宮式文字瓦の工房を構成する生瓦作工の見込最低人数は36人となる。したがって、実数は36〜43人の間に求められる。

## 2 生瓦作工の勤務状況

ただし、36〜43人の瓦工が、生瓦製作期間中、常時その仕事にたずさわっていたかどうかは問題である。第1表に示したように、恭仁宮式文字瓦の印種ごとの総数は、平瓦の場合はKJ12Bの80点、丸瓦の場合は KJ11Aの 198 点を最高として大きな較差がある。しかも、平瓦に注目した場合、恭仁宮跡で多数出土したものは、東大寺法華堂でもまた多数発見されている。したがって、第1表に示した恭仁宮式文字瓦の印種ごとの出土量・発見量の較差は、単なる偶然の結果ではなく、瓦工ごとの生産絶対量の較差をある程度反映していると考えてさしつかえあるまい。

このように瓦工ごとの生産量に較差が生じた背景として、各瓦工が生瓦製作にかけた時間（＝上日数）に較差があったと考えざるを得ない[21]。もちろん、瓦工の熟練度も生産量に較差を生む原因となるが、熟練度もまた就労時間量によって累積されると考えるならば、生産量較差は、基本的に、上日数較差によって生じたものと仮定してよかろう[22]。

生産量が基本的に上日数を反映していると仮定した場合、恭仁宮式文字瓦のなかで最も数の多い KJ12B・KJ11Aを製作した瓦工が、最も長い期間、生瓦製作にたずさわったことになる。仮に、その瓦工の上日数を 100 とするならば、他の瓦工の上日数は、各々の生産量に基づいて指数化できる。

ただし、上日数を生産量に基づいて指数化する場合、平瓦と丸瓦との差異をどう処理するかが問題となる。『延喜式』巻 34、木工寮の作瓦条では、工が一日がかりで作る平瓦は90枚で，「筒瓦亦同、但彫端83枚」と註記されている。したがって，『延喜式』の規定に従うならば、平・丸瓦を通じて最も多数の製品がある瓦工の上日数を 100 とし、平・丸瓦の区別に関係なく、生産量に基づいて各瓦工の上日数が指数化できることになる。

しかし、恭仁宮式文字瓦の場合には，『延喜式』の規定は適用できない。その第1の理由は、B型式平瓦製作技術の特異性である。すなわち、b型式丸瓦では、筒部凹面端部の面取り風篦削りを筒部の奥深くまで施す以外に、特に普通の玉縁式丸瓦と著しい製作技術上の差異は認められない。これに対し、B型式平瓦では、凸面に縦位の縄叩きを施した後狭端部近くの⅓〜½の叩き目を磨り消す点、凹面の布目圧痕の全面もしくは半面を丁寧に

磨り消す点など、8世紀代から『延喜式』が編纂された10世紀初頭に至るまでの中央官衙系瓦屋の普通の平瓦とは著しく異っている。少なくとも、凸面の縄叩き目と凹面の布目圧痕とを未調整のまま残す普通の平瓦にくらべて、B型式平瓦がはるかに手間のかかる製品であることは確実である。

| 業　　種 | 見込最高人数 | 見込最低人数 |
|---|---|---|
| 平瓦工<br>平主丸従瓦工 | 35人<br>1人 } 36人 | 30人<br>2人 } 32人 |
| 丸主平従瓦工<br>丸瓦工 | 1人<br>6人 } 7人 | 1人<br>3人 } 4人 |

第9表　恭仁宮式文字瓦の工房における分業体制

第2の理由は、B型式平瓦とb型式丸瓦との重量比の問題である。『延喜式』作瓦条によれば、平瓦1枚の製作には11斤、丸瓦1枚には9斤の粘土を要する。その重量比は、平瓦：丸瓦＝11：9である。ところが、東大寺法華堂における完形のB型式平瓦270枚の平均重量は5.25kg、完形のb型式丸瓦10枚の平均重量は3.34kgで、その重量比はおよそ11：7となり、『延喜式』の記載にくらべて平瓦の重量が大きい。この点でも、恭仁宮式文字瓦では、丸瓦よりも平瓦の製作に多くの手間がかかったと判断できる。

さらに、上記の推定を裏づけるのは、恭仁宮式文字瓦における平瓦製作瓦工＝(平瓦工)と丸瓦製作瓦工（＝丸瓦工）との構成比率である。前稿（上原1983）で指摘したように、恭仁宮式文字瓦の工房においては、平瓦と丸瓦とを分業的に生産している。丸瓦工は、KJ16（太万呂）・KJ18（老）・KJ25（得万）で、KJ11（日奉）は主に丸瓦を製作する片手間に若干量の平瓦を製作し(＝丸主平従瓦工)、KJ14A（乙万呂）は主に平瓦を製作する片手間に若干量の丸瓦を製作した（＝平主丸従瓦工）ことになる。また、KJ13 A・B・C（足得）を同じ瓦工が瓦の種類によって印を使い分けたものとするならば、平主丸従瓦工であったことになる。その他はすべて平瓦工である。したがって、その構成は第9表のようになる。

ここで、機械的に平主丸従瓦工を平瓦工へ、丸主平従瓦工を丸瓦工へ含めて考えるならば、前者は後者の4.5～9倍の人員を擁しており、たとえ屋根を葺く場合に平瓦が丸瓦の2倍の枚数を必要とすることを前提[23]にしても、平瓦と丸瓦との製作の手間が等しいとする『延喜式』の規定が、恭仁宮式文字瓦に適用できないことは明らかである。もし、平瓦が丸瓦の2倍の枚数を必要とすることを前提に、上記の瓦工数の割り振りがなされたと仮定するならば、恭仁宮式文字瓦においては、平瓦の製作には、丸瓦の製作の2.2～4.5倍の手間がかかっていると判断せざるを得ない。

この数値は、別の観点からも論証できる。恭仁宮式文字瓦の印種ごとの点数分布（第10表左欄）を見ると、丸瓦では100点を越すものが3種もあるのに対し、平瓦ではいずれも80点以下である。最も多数の平瓦を製作した平瓦工はKJ12B（真依）で、その製作枚数は

| 業種 | 型式番号 | 点数 平瓦 | 点数 丸瓦 | 上日指数 平瓦$\left(\times\frac{100}{80}\right)$ | 上日指数 丸瓦$\left(\times\frac{100}{80\times3.2}\right)$ |
|---|---|---|---|---|---|
| 平瓦工 | KJ01A | 56 | 0 | 70.00 | 0 |
| | KJ01B | 36 | 0 | 45.00 | 0 |
| | KJ01C | 1 | 0 | 1.25 | 0 |
| | KJ02 | 9 | 0 | 11.25 | 0 |
| | KJ03A | 11 | 0 | 13.75 | 0 |
| | KJ03B | 9 | 0 | 11.25 | 0 |
| | KJ04 | 33 | 0 | 41.25 | 0 |
| | KJ05A | 17 | 0 | 21.25 | 0 |
| | KJ05B | 45 | 0 | 56.25 | 0 |
| | KJ05C | 2 | 0 | 2.50 | 0 |
| | KJ06A | 30 | 0 | 37.50 | 0 |
| | KJ07 | 28 | 0 | 35.00 | 0 |
| | KJ08 | 53 | 0 | 66.25 | 0 |
| | KJ09A | 62 | 0 | 77.50 | 0 |
| | KJ10 | 35 | 0 | 43.75 | 0 |
| | KJ12A | 62 | 0 | 77.50 | 0 |
| | 「真依B」 | 1 | 0 | 1.25 | 0 |
| | KJ12B | 80 | 0 | 100.00 | 0 |
| | KJ12C | 10 | 0 | 12.50 | 0 |
| | KJ13A | 47 | 0 | 58.75 | 0 |
| | KJ14B | 3 | 0 | 3.75 | 0 |
| | KJ14C | 15 | 0 | 18.75 | 0 |
| | KJ14D | 8 | 0 | 10.00 | 0 |
| | KJ15A | 8 | 0 | 10.00 | 0 |
| | KJ17 | 7 | 0 | 8.75 | 0 |
| | KJ19A | 25 | 0 | 31.25 | 0 |
| | KJ19B | 1 | 0 | 1.25 | 0 |
| | KJ20 | 33 | 0 | 41.25 | 0 |
| | KJ21 | 1 | 0 | 1.25 | 0 |
| | KJ22 | 4 | 0 | 5.00 | 0 |
| | KJ23A | 6 | 0 | 7.50 | 0 |
| | KJ23B | 2 | 0 | 2.50 | 0 |
| | KJ24 | 24 | 0 | 30.00 | 0 |
| | 「口万呂」 | 1 | 0 | 1.25 | 0 |
| | 篦書「大」 | 8 | 0 | 10.00 | 0 |
| 兼 | KJ14A | 27 | 4 | 33.75 | 1.56 |
| 丸瓦工 | KJ11A | 19 | 198 | 23.75 | 77.34 |
| | KJ11B | 0 | 3 | 0 | 1.17 |
| | KJ13B | 0 | 28 | 0 | 10.94 |
| | KJ13C | 0 | 2 | 0 | 0.78 |
| | KJ16 | 0 | 116 | 0 | 45.31 |
| | KJ18 | 0 | 114 | 0 | 44.53 |
| | KJ25 | 0 | 1 | 0 | 0.39 |
| 計 | | 819 | 466 | 1023.75 | 182.02 |
| | | | | 1205.77 | |

**第10表** 刻印別の上日指数

80枚である。これに対し、丸瓦工では、KJ11A（日奉）が丸瓦198枚（KJ11Bも同じ瓦工とするなら201枚）と平瓦19枚とを製作しているのが最高である。この2人の瓦工が、ともに皆勤（上日指数100）で生瓦製作にたずさわったと仮定すると、平瓦製作の手間を丸瓦製作の手間の$X$倍として、

$80X=198$（あるいは201）$+19X$

という等式が成立し、$X$は3.2～3.3となる。この値は、上述の瓦工数と所要枚数とから推定した値、2.2～4.5のほぼ中間値である。

なお、昭和6年の京都市泉湧寺東林町の製瓦工場では、一日の瓦工1人の生産量は、「平瓦$^{並240}_{磨70}$、筒瓦$^{並240}_{磨70}$、唐草瓦$^{並96}_{磨30}$、巴瓦$^{並96}_{磨30}$」であり（島田1935）、丁寧な磨きを施した製品の製作手間は、普通の製品の3.2～3.4倍となっている。B型式平瓦において、縄叩き目や布目圧痕を磨り消す作業は、まさに「磨」の製品に対応すると言える。したがって、恭仁宮式文字瓦の平瓦と丸瓦との製作手間の倍率推算値、X＝3.2～3.3という値は、きわめて蓋然性の高いものと考えてよかろう。逆に考えると、第9表の平瓦工と丸瓦工との構成比率は、製作の手間と所要枚数とを勘案した上で、計画的に配属し

たものと考えてもよいわけである。

以上の論証を踏まえた上で、仮に、平瓦の製作手間を丸瓦の3. 2倍とし、KJ12B およびKJ11A の上日数を100として、他の瓦工が生瓦製作にたずさわった期間を指数化すると、第10表右欄のようになる。つまり、恭仁宮式文字瓦の工房では、生瓦製作期間中は、常時12人程度の瓦工（平瓦工10〜11人、丸瓦工1〜2人）がその仕事にたずさわっていたことになる。なお、平瓦の製作手間を丸瓦の3.3倍、KJ11A・Bの合計を上日数100とした場合でも、上記の常時操業規模においては変りがない。また、将来、資料が若干増加して、刻印ごとの上日指数に変動があったとしても、この常時操業規模に関しては、大きな変動はないであろう。

ただし、造東大寺司造瓦所の操業形態を参照すると、生瓦製作期間は純粋な形で存在するわけでなく、「打埴」「開埴穴并堀積埴」「修理瓦屋」「掃浄瓦屋」などの作業と併存している（天平宝字6年4月1日「造東大寺司告朔解」『大日本古文書』第5巻p.192)。したがって、恭仁宮式文字瓦に名を残した40人前後の瓦工のうち、常時12人前後のみが生瓦製作にたずさわっていたとしても、残りの瓦工が欠勤していたというわけではない。

## 3　工房規模の比較

前節までの論証によって、恭仁宮式文字瓦の工房は、全体で36〜43人、常時操業規模としては12人前後の生瓦作工を擁していたことが明らかになった。ただし、本章の冒頭で述べたように、この数値は、その工房を構成する瓦工全員が印を持っていた場合で、印を持たない瓦工もいた場合には、全体規模・常時操業規模ともに、若干の増員を見込む必要がある。

それでは、8世紀半ばにおいて、上記のような規模を擁していた瓦工房には、どのような性格を想定できるだろうか。文献史料に現われた8世紀〜10世紀初頭の瓦工房の規模や操業形態については、小林行雄が詳細に分析している（小林1964)。以下、その分析成果を引用しつつ、恭仁宮式文字瓦の工房の性格を考えてみよう。ただし、生瓦製作期間中の常時操業規模に関しては、比較し得る史料がないので、主に全体規模に関する比較となる。

天平宝字年間の造東大寺司造瓦所では、将領2人の下に、瓦工4人と仕丁9人とからなる操業単位が2組あったと推定される。すなわち、全体規模では将領2人・瓦工8人・仕丁18人である。これに対し、『延喜式』巻34所載の木工寮に付属する瓦工房（=木工寮瓦屋）は、10烟の瓦窯から成り、瓦窯一烟につき工4人と夫8人とを配属していた。また、承和年間以降、造瓦長上工を2人置いている。したがって、木工寮瓦屋の全体規模は、長上工2人・工40人・夫80人となる。

仕丁や夫は、採薪・掘埴・打埴・暴干雑瓦などの雑用をこなし、生瓦製作には直接たずさわっていない。また、将領や長上工は技術指導者であり、生瓦製作に直接たずさわった主要メンバーは瓦工（工）であったと考えられる。したがって、将領(長上工)・瓦工(工)・仕丁（夫）のなかで、恭仁宮式文字瓦に名を残したのは、基本的に瓦工（工）であったと考えてよい。

8世紀～10世紀初頭の瓦工房は、瓦工（工）4人を一操業単位としている。[24] 恭仁宮式文字瓦の工房も同様であったとすれば、9～11の操業単位があったことになる。その全体規模は、『延喜式』所載の木工寮瓦屋にほぼ匹敵し、天平宝字年間の造東大寺司造瓦所にくらべてはるかに大きい。生瓦製作期間中の常時操業規模に関しては、史料から直接復原できないが、恭仁宮式文字瓦の工房は、生瓦製作期間中の常時操業規模において、すでに造東大寺司造瓦所の全体規模を上まわっている。

恭仁宮式文字瓦の人名を造東大寺司造瓦所の瓦工名に比定した藤沢一夫説（藤沢1967）は、恭仁宮式文字瓦の実年代が天平12～15年に限定できた時点で、すでにその存立基盤を失っているが、瓦工房の規模においても、藤沢説が成立し難いことは明らかである。さらに、東大寺の前身寺院（金鐘寺）の造営官司（＝造山房司）が、造東大寺司よりも大規模な造瓦所を擁していたとは考えられず、恭仁宮式文字瓦の人名を造山房司の瓦工名とする森郁夫説（森1980ｂ）も成立し難いのである。

天平17年2月28日の「民部省三月粮文」(『大日本古文書』第2巻p.396～397)、同年4月21日の「民部省仕丁大粮申請文案」(同8巻 p.542～544）の2つの文書から、恭仁宮への供給を目的に操業した瓦工房として、「西山瓦屋」の名が復原できる。おそらく造宮省付属の瓦屋であろう。西山瓦屋は、恭仁宮造営が停止していた天平17年段階に、瓦のストックを保有していた形跡があり、平城還都後に、恭仁宮造営時に製作された恭仁宮式文字瓦が平城宮へ供給された事実を考え合せると、[25] 恭仁宮式文字瓦の工房＝西山瓦屋という等式が成立する（上原1983)。この等式は、上述の瓦工房の規模から考えても首肯できる。したがって、以下、恭仁宮式文字瓦の工房を「西山瓦屋」と呼んで議論を進めることにしたい。

## Ⅳ　恭仁宮式文字瓦の背景 ――工房経営論――

恭仁宮造営時の西山瓦屋では、生瓦作工は各自の姓や名、あるいはそのいずれかの略号を刻んだ印を持ち、各自の製品にそれを押捺して、他の製品と区別していた。しかし、何のために、瓦工ごとに製品を弁別する必要があったのだろうか。森郁夫は、これを「瓦工個人という機構の末端での製品の検査が行われた」ものと理解している（森1980ｂ)。

恭仁宮式文字瓦では、きわめて体系的に、しかも、B型式平瓦・b型式丸瓦の大部分に印を押捺しており、その点で、中世瓦工が作瓦を記念して自分の名や銘文を瓦面に刻んだもの[26]とは全く異質である。そこに、瓦工房を編成し管理した官司側の意志が存在したことは、否定し難いように思われる。

製作工人名を製品に刻むことによって、製品の品質管理をはかるという理念は、軍器営造に関連する令の規定に見える。すなわち、『営繕令』には「凡営造軍器。皆須依様。令鐫題年月及工匠姓名。若有不可鐫題。不用此令。」とある。しかし、正倉院の武器などに製作年月や工匠姓名を銘記したものは皆無で、果してこの規定が実施されたかどうかは疑わしい。

この『営繕令』営造軍器条は、『唐令』からの引写しと思われる。『大唐六典』巻23将作監丞条には「凡営軍器。皆鐫題年月及工人姓名。弁其名物而閲其虚実。」とあり、上記の営造軍器条が兵部省造兵司に関する条文として『軍防令』に入らず、『営繕令』に含まれている点も『唐令』に由来すると考えてよかろう。したがって、奈良時代の日本において、製作年月や製作工人名を軍器に銘記した形跡がないことを考え合せると、上記の営造軍器条の規定は、『唐令』の理念のみを移入したと理解するほうがよいかもしれない。

また、瓦は屋根に葺くためのもので、人の手に長期間ふれる軍器とは基本的に異る。生瓦作工が凹型台上で押捺した印影が第三者の眼にふれるのは、生瓦作工の手を離れた製品が乾燥され、焼成され、消費地に運ばれ、屋根に葺かれるまでの比較的短期間であり、印影に基づいて何らかの検査を行なったとすれば、この間に限られる。したがって、恭仁宮式文字瓦を、直接『営繕令』営造軍器条の規定に結びつけて、製作者の責任所在を表示して品質管理をはかるものと説明するのは、かなり無理があると言わざるを得ない。

恭仁宮式文字瓦が果した機能をさらに深く追求するためには、まず、恭仁宮造営時における造瓦体制全体のなかで恭仁宮式文字瓦が占める位置を明らかにしておく必要がある。

## 1　恭仁宮造営時の造瓦体制と恭仁宮式文字瓦

恭仁宮造営時に、恭仁宮への供給を目的に操業した瓦工房は西山瓦屋のみではない。前稿（上原1983）で述べたように、恭仁宮造営時に新調した軒瓦群（＝第2群軒瓦）[27]は、西山瓦屋とは別の工房で製作された可能性が強く[28]、さらに、C型式平瓦[29]も恭仁宮造営時に製作され供給されたものである。つまり、恭仁宮造営時には、西山瓦屋以外に、少なくとも2つの瓦工房が、恭仁宮への供給を目的として操業していたのである。

しかし、西山瓦屋以外の2つの瓦工房において、瓦工名印を押捺させ、瓦工ごとに製品を区別した形跡はない。第2群軒瓦の工房での製品が軒瓦のみならば、製品の絶対量が少

なく、瓦工数も限られていたので、刻印以外の方法で、瓦工ごとに製品を弁別できたのかもしれない。しかし、C型式平瓦の工房の場合には、そのような解釈は不可能である。つまり、西山瓦屋と同様に、恭仁宮造営に際して瓦を生産・供給した工房であるにもかかわらず、C型式平瓦の工房では、瓦工ごとに製品を弁別して管理するという方式を採っていなかったのである。したがって、「なぜ、西山瓦屋では、瓦工名印を平・丸瓦に押捺させたのか」という疑問は、逆に「なぜ、C型式平瓦の工房では、製作者名を明記させる必要がなかったのか」という設問によって、解決の糸口を与えられるであろう。

C型式平瓦は、粘土板桶巻作りによる製品である。平城宮では、その造営時から、平瓦は一枚作りによる製品が主流をなし、平城宮跡で出土する桶巻作り平瓦は、基本的に藤原宮から運び込んだものと考えられている。とすると、C型式平瓦は、製作技術において、8世紀の中央造営官司付属の瓦工房（＝中央官衙系瓦屋）の製品とは断絶しており、どこかで桶巻作りの技術を保持していた瓦工集団を動員して、恭仁宮造営という非常事態にそなえたことになる。

これに対し、平城宮跡では、B型式平瓦と製作技術が近似し、瓦工名の刻印を持たない一群の平瓦が出土する。この一群の平瓦の実態は、まだ解明されていないが、凸面の縦位縄叩き目の狭端近くを磨り消す点、凹面の模骨痕・布目圧痕の一部を磨り消す点、他の平瓦よりも厚手で硬質である点など、B型式平瓦との共通性がきわめて強い。唐招提寺講堂で使用されていた同種の瓦（奈良県教委1972, 第478図）も、平城宮推定第2次朝堂院の東朝集殿を移建した時に転用したものと考えてよかろう。つまり、恭仁宮造営時の西山瓦屋に所属した瓦工は、恭仁宮遷都以前あるいは平城還都以後に、印を持たずに、平城宮への供給を目的とした造瓦にたずさわっていた可能性が強い。

さらに、天平17年段階でストックされていた西山瓦屋の製品を、還都後、平城宮へ供給した事実を考慮するならば、C型式平瓦の工房と西山瓦屋との性格の差は、歴然としている。すなわち、西山瓦屋が造宮省直属の中央官衙系瓦屋であるのに対し、C型式平瓦の工房は中央造営官司直営の瓦屋ではなく、恭仁宮造営に際して、臨時的に中央官衙系瓦屋の不備を補なったものと評価できよう。

一般に、官による大規模な造営事業に際し、造営官司直属の瓦工（＝司瓦工）のみでは、その需要に応えることができず、司瓦工以外の瓦工（＝雇瓦工）を動員する場合には、2つの類型があったようである。そのひとつは、中央官衙系瓦屋自体に雇瓦工を配属する場合である。たとえば、『延喜式』巻34の作瓦条では、「打埴」項で雇人の場合の仕事量を割註で規定している。したがって、少なくとも9・10世紀には、中央官衙系瓦屋に雇瓦工を導入することは充分あり得たと思われる。

雇瓦工を動員する第２の類型は、寺院などが保有する他の瓦工房に、造瓦を依頼する型式である。天平勝宝８（756）年８月14日の「造東大寺司牒」（『大日本古文書』第４巻 p.180）で、造東大寺司は興福寺三綱務所に３万枚の瓦の製作を依頼しており、さらに、同年11月２日には、太政官符をもって摂津職管轄下の四天王寺および梶原寺の造瓦所に２万枚の瓦を発注している（天平勝宝９年３月16日「摂津職解」同第４巻 p.224～225）。この方式は、管轄外の工房に委託する外部請負制であり、『正倉院文書』に散見する「様工」制[30]に対比できよう。恭仁宮造営時にＣ型式平瓦の工房を動員した方式も、おそらく、このような外部請負制（外注方式）であったと考えられる。

したがって、生瓦作工が各自の製品に印を押捺して、他の製品と弁別する方式は、恭仁宮造営というひとつの場、あるいはひとつの時期において、普遍的に施行されたものではなく、西山瓦屋という中央官衙系瓦屋のみで採用した方式なのである。このように考えると、恭仁宮式文字瓦が果した機能は、中央官衙系瓦屋における労働編成や労務管理と密接な関連があると推定できる。以下、西山瓦屋において製品ごとに瓦工名を明記させた理由を、当時の官営工房における賃金支給方式との関連で把えてみたい。

## 2　官営工房の賃金支給方式と恭仁宮式文字瓦

律令制下の官営工房直属の工人（＝司工）が、一般にどのような形で賃金（＝功銭）を支給されていたかは、必らずしも明確ではない。８世紀中葉の造寺司木工を分析した岡藤良敬は、「番上工などの司木工の給付は、常食日別白（黒）米二升、半食残米日別八合、副食物のほか、浄衣、夏冬給衣、特別給与などであったが、雇工夫女とことなり功銭の給付はない」（傍点部筆者）と述べている（岡藤1968）。しかし、一般に、司工に功銭を支給しなかったというわけではない。

『正倉院文書』には、官もしくは官に準ずる造営事業に際して、工人に支給した（あるいは支給すべき）功銭の明細が残っている。その大部分は、雇工に対する功銭と考えるべきものであるが、明らかに司工に支給した例も少数ある。その支給方式には、上日数に基づくものと、仕事量に基づくものとがある。

天平宝字６（762）年２月16日の「造石山寺所牒案」（『大日本古文書』第15巻 p.153～154）では、造石山寺所は、造物所から借用した司木工の阿刀乙万呂と服広国の２名を返還する時に、上日数に応じて功銭を支出している。浅香年木は「この場合の功銭支払は、あくまでも官司間の貸借関係の清算のためであって、司工に支給されたものではなく、工匠の労働条件そのものは、本司において就労する場合と異なるところがなかった」と考えている（浅香1971）。

| 職名 | 仕事内容 | 賃金 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 布 | 絁 | 銭 |
| 経師 | 写麁経又論 | 紙40張に付1端 | 紙80張に付1疋 | 紙1張に付5文 |
| | 写註経又疏 | 紙30張に付1端 | 紙60張に付1疋 | 紙1張に付7文 |
| | 写結願文 | | | 紙1張に付2文 |
| 校生 | 校経（麁註共） | 紙1000張に付1端 | | 紙5張に付1文 |
| 装潢 | 造紙 | 紙 400張に付1端 | 紙800張に付1疋 | 紙2張に付1文 |
| 題師 | 題経 | 経 100巻に付1端 | | 1巻に付2文 |
| 瑩生 | 瑩紙 | | | 紙1張に付2文 |

**第11表** 奈良時代写経所の賃金（石田1930より作成）

しかし、仕事量に基づいて功銭を支給した下記の例に関しては、浅香説の適用はできない。天平宝字2（758）年3月17日および同年 4月9・10日の「画師行事功銭注進文」、天平宝字3年3月の「大仏殿廂絵画師作物功銭帳」（『大日本古文書』第4巻 p.265～266、p.269～272、p.353～358）では、東大寺大仏殿の須理板や花実蓮華、廂絵や天井画の彩色に従事した画師名と各々の仕事量、およびそれに対する報酬とを明記している。これを分析した清水善三によれば、造東大寺司の管轄下で上記の作業に従事した画師には、中務省画工司画師・造東大寺司画師・里画師・式部位子などがおり、功銭は各画師の所属や地位の高低、経験の多寡とは関係なく、実際の仕事量（彩画枚数）に応じて支給されている（清水1964）。つまり、この場合は、造東大寺司所属の画師も、他官司所属の画師と全く同等に功銭を支給されている。

このように仕事量に応じて功銭を支給する方式は、当時の写経事業においても広く認められる。『正倉院文書』中の写経関連文書を整理した石田茂作は、写経所における賃金の標準を第11表のように算出した（石田1930）。写経所の職員は工人ではないが、食料や浄衣などを支給され、文字を扱う専業者として勤務した下級官人という点では、官営工房の司工と共通性が強い。

残された史料に偏りがあるために、上記の賃金支給方式が、一般の官営工房で実施されていたかどうかは明らかではない。しかし、史料的に恵まれている雇工に対する功銭支給方式においても、均一的な「日当」ばかりではなく、熟練度あるいは仕事の内容に応じて賃金に較差を設けたり、実際の仕事量に対して賃金を支給しており、基本的に功銭は具体的仕事量を目安に支給すべきであるという志向（＝出来高支払制）が顕著に認められる。

出来高支払制を造瓦に適用した場合、当然、瓦工ごとに作瓦量を掌握せねばならない。恭仁宮式文字瓦の積極的意義は、まさにこの点にあったのではなかろうか。すなわち、恭

仁宮式文字瓦は、瓦工ごとに製品を弁別できる状態にある。これを、各瓦工の製作枚数を検定し、支給すべき功銭を算出するためのものであったと考えるわけである。

もちろん、瓦工名を明記させた意味を、賃金支給方式のみに帰結するのは正しくない。先の『営繕令』営造軍器条に見るような、品質管理のために製作年月や製作工人名を銘記させるという理念が、上記の賃金支給方式と表裏一体の関係で存在することは、重要である。たとえば、奈良時代の写経所においては、経師・経生・校生に対し、写経や校正の誤りに応じて罰金を科し、賃金から天引きしている。これは、個人次元での仕事内容や仕事量を正確に把握していることを前提に、施行していることは言うまでもない。西山瓦屋でも、作瓦量に基づく功銭支給と品質管理とが、表裏一体の関係にあったと理解すべきであろう。

なお、上記の試案では、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工は、すべて司瓦工であろうという前提を言外に付した上で推論を重ねてきた。しかし、前節で述べたように、中央官衙系瓦屋にも雇瓦工を配属する場合もあることを考慮するならば、逆に、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工を、すべて雇瓦工であると考える方途もある。そのように考えると、一般に、雇工は功銭を支給されていたが、司工に支給した例が少ないという事実と、恭仁宮式文字瓦の積極的意義を出来高支払制に結びつける試案とが、さらに整合的に理解できる。刻印瓦を雇瓦工の製品とするならば、刻印のないB型式平瓦・b型式丸瓦こそが、功銭を支給されなかった（したがって、印を押捺する必要がなかった）西山瓦屋の司瓦工の製品ということになろう。もし、その司瓦工が、生瓦製作期間中、すべてその作業に従事したと仮定すると、昭和51年度の恭仁宮大極殿跡の発掘調査で出土した刻印のないB型式平瓦・b型式丸瓦の割合（京都府教委1978）から、４人前後の司瓦工を逆算できる。すなわち、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工をすべて雇瓦工とした場合、西山瓦屋は36～43人の雇瓦工と４人前後の司瓦工とから構成され、生瓦製作期間中は、その司瓦工の指導のもとに、常時12人前後の雇瓦工が作業に従事する様相が想定できる。また、瓦工４人が１操業単位とするならば、司瓦工１人のもとで、雇瓦工３人が生瓦製作にたずさわり、生瓦製作に際して常時４操業単位が稼働していたことになる。

瓦の需要は、大規模な造営事業の有無によって大幅に増減する。とすると、官営の瓦工房といえども、恒常的に多数の司瓦工を確保しておくよりも、需要の増減に従って、臨時的な雇用と解雇とをくりかえしたと理解するのが、より実体に近いものかもしれない。天平宝字３～４（759～760）年の法華寺阿弥陀浄土院金堂の造営に動員された瓦工は、多数の雇瓦工と、これを指導する比較的少数の司瓦工（造東大寺司から派遣された瓦工など）とから成っていたと理解されている（福山1943、小林1964）。

恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工が、司瓦工であるにせよ、雇瓦工であるせよ、恭仁宮式文字瓦が西山瓦屋における賃金支給方式を反映しているという私見に変りはない。したがって、恭仁宮式文字瓦の出現は、中央官衙系瓦屋における労務管理方式や労働編成方式のひとつの画期をなすもので、たとえそれが短命であったとしても、以後の中央官衙系瓦屋の労務管理方式や労働編成方式に何らかの影響を及ぼしたことは想像に難くない。次章では、再び文字瓦を主な材料として恭仁宮式文字瓦の系譜を明らかにするとともに、中央官衙系瓦屋における労務管理方式の変遷のなかで、恭仁宮式文字瓦の歴史的位置づけを行なう。

# Ⅴ　恭仁宮式文字瓦の系譜 ――官窯変遷論――

前章において、西山瓦屋では、瓦工ごとの作瓦量を把握し、それに基づいて賃金を支給し、合せて品質管理を徹底させたのであろうという試案を提起した。しかし、恭仁宮式文字瓦は、天平12～15年というきわめて短期間の製品で、天平17年５月の平城還都後は、その余剰品が平城宮へ供給されたのみで、同様の労務管理方式による造瓦は、継続していない。さらに、藤原宮・平城宮・難波宮・長岡宮・平安宮の造営や改修にともなう造瓦において、恭仁宮式文字瓦のように、瓦工名を製品に明記することによって、体系的に労務管理を行なった形跡は認められない[31]。つまり、西山瓦屋的労務管理方式は、恭仁宮造営時に採用され造営中止とともに廃棄されたのである。

ただし、古代日本の中央官衙系瓦屋の製品に限定しなければ、恭仁宮式文字瓦と年代的に近接し、酷似した特性を持つ文字瓦の存在が指摘できる。宮城県の多賀城第Ⅱ期の文字瓦と、古代中国の隋唐洛陽城に付属する官営瓦工房の文字瓦とがそれである。以下、まずこれらを手がかりに、恭仁宮式文字瓦の歴史的位相を考えていこう。

## 1　多賀城第Ⅱ期の文字瓦と隋唐洛陽城の文字瓦

宮城県の多賀城第Ⅱ期の文字瓦とは、「物」「丸」「矢」「占」「田」「伊」の６型式14種の刻印瓦である(第２図)。主に、仙台市近郊の蟹沢中瓦窯の製品と考えられている（古窯跡研究会1972・1976)。いずれも１字のみの角形印[32]で、押捺箇所は、平瓦の場合は凹面、丸瓦の場合は凸面に限定される。また、重圏文軒丸瓦（多賀城220-B型式軒丸瓦)・二重弧文軒平瓦（同640型式軒平瓦)・熨斗瓦に押捺した例も少数ある。これらを詳細に分析した高野芳宏・熊谷公男は、印の種類によって「押印場所に一定の傾向がみられる」ことなどから、「刻印ごとに押印者が異なる」と判断し、「刻印の文字は瓦工名の省略形である」と考えた(高野

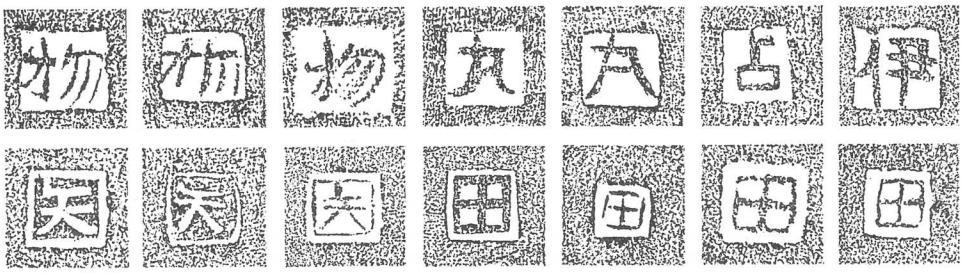

第2図　多賀城第Ⅱ期の刻印瓦（1：2）

・熊谷1978)。その製作年代は、「780年を下限とし、その上限を741～767年の間でも後半に近い時期と考えることができる」ので、恭仁宮式文字瓦の製作年代(740～743年)の直後に位置づけられる。高野・熊谷は、多賀城第Ⅰ期（8世紀前半）の箆書文字瓦群も造瓦組織と関連があるとして、その延長上に多賀城第Ⅱ期の刻印瓦群を位置づけようとしているが、ひとつの瓦工房において、体系的に瓦工名を押印するという多賀城第Ⅱ期の刻印瓦群のありかたは[33]、多賀城において自生したと考えるよりも、恭仁宮式文字瓦の影響下で発生したと考えたほうがよかろう。この時期の「陸奥国国府系瓦」に、畿内からの直接の影響が認められる（工藤1968）こともその傍証となる。第3図3の「陸奥国国府系瓦」の瓦当文様は、第3図1・2の恭仁宮造営時に新調した軒瓦（＝第2群軒瓦）の系譜下で説明できるだろう[34]。また、多賀城第Ⅱ期以降、平瓦は一枚作りによるものが主流を占め、桶巻作りが主体をなしている第Ⅰ期とは明確に区別できること（高野・進藤・熊谷・渡辺1976）や、多賀城第Ⅱ期の刻印瓦を焼成した蟹沢中瓦窯が有牀式平窯であること（古窯跡研究会1972・1976）などを考えあわせると、この時期に、畿内から造瓦技術・築窯技術の著しい影響があったことは否定し難い。

ただし、多賀城第Ⅱ期の瓦工名印は、いずれも1字のみの角形印という点で、恭仁宮式文字瓦と異るばかりではなく、両者の文字瓦群に共通する文字（瓦工名）は皆無である[35]。また、造瓦技術において、両者間に直接の伝播を想定できるような共通性はない。つまり恭仁宮式文字瓦による多賀城第Ⅱ期の刻印瓦への影響とは、工人の移動などにともなう技術伝播ではなく、瓦工名を製品に明記させて各瓦工の仕事量と品質とを管理する方式のみが、別系統の築窯技術や造瓦技術とともに伝播したと考えざるを得ない。

考古資料の背景には、それを生みだした古人の行動があり、その行動を支えた理念がある。労務管理方式という行動様式の伝播を問題にした場合、各地域で現われたその具体型（＝考古資料）は必ずしも一致せず、即物的にこれを証明することは困難である。しかし、恭仁宮造営期と多賀城第Ⅱ期とは、単に年代が近接しているのみでなく、両者の存在自体が、ひとつの政治理念、すなわち律令的理念の具体化でもある。瓦工房を構成する工人は

異っていても、恭仁宮式文字瓦と多賀城第Ⅱ期の刻印瓦との間には、同じ政治理念に基づいた労務管理方式の伝播を想定することが可能であろう。

労務管理方式の背景にある律令的理念を問題とした場合、恭仁宮造営よりもややさかのぼる時期に、律令的理念の源流である中国において、瓦工名印を押捺した文字瓦群が存在する事実は見逃せない。

隋唐洛陽城の応天門の北で発見された瓦窯群（洛陽博物館1974）は、隋唐宮城への供給を目的に操業したもので、その操業年代は、煬帝が洛陽城の建設を開始した大業元（605）年を上限とし、玄宗が城内での築窯を禁止した開元19（731）年を下限とする。ここで焼成した平瓦の凸面には、押印によって瓦工名を表示している。瓦工名はいずれも「匠」・姓・名という形式で陰刻され(第4図)、16種265点を数える。[36]

隋唐洛陽城の瓦工名印を押捺した文字瓦は日本の恭仁宮式文字瓦とは異り、突如として出現したものではない。漢魏洛陽城南部の西崗で発見された1号房址（中国科学院考古研究所洛陽工作隊1973）は、『洛陽伽藍記』にみえる宗正寺あるいは太廟建築の一部に該当し、その年代は太和17(493)年～東魏天平元（534）年に限定できる。この1号房址から、1000点以上の文字瓦が出土した。いずれも、造瓦月日や造瓦関係者の姓名を篦書したもので、その記載方式には、以下の4種がある。

a　造瓦の月日、隧主（瓦窯の管理者）および匠（造瓦全般の技術責任者）の姓名を記したも

第3図　恭仁宮造営時の軒瓦と多賀城第Ⅱ期併行の陸奥国府系軒瓦（1：5）

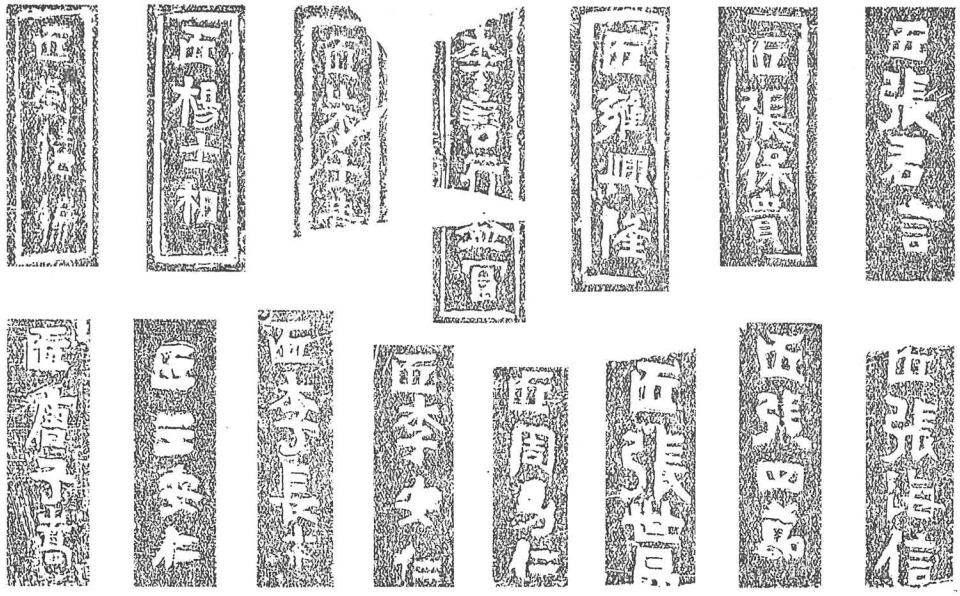

**第4図**　隋唐洛陽城の刻印瓦（1：4）

ので、主として平瓦にある。

b　造瓦の月日、削人（粘土円筒を分割する工人）および昆人（瓦の表面を整形する工人）の姓名を記したもので、主として丸瓦にある。

c　瓦面の中央もしくは右上に1人の名を記し、その下に、削人もしくは昆人の姓名を記したもので、平瓦のみにある。

d　削人や昆人の姓名を記しただけのもので、平瓦のみにある。

これら4種の篦書文字瓦のうち、aの造瓦月日は4月上旬に限られ、bの造瓦月日が5月以降、特に6～8月を最高としている点から、これらの記載方式の差は、若干の時期差を反映していると推定できる。隋唐洛陽城の刻印瓦において、「匠」・姓・名という形式が固定する以前に、それなりの試行錯誤があったと想定できよう。このような製作年月日や製作者名を製品に明記させた事例は、古く、漢代の漆器などにもあり（梅原1943）、古代中国の手工業においては、比較的広範に実施されていたようである。前章で述べた『営繕令』営造軍器条の規定は、少なくとも『唐令』の世界では、過去の実績に基づく規定だったのである。

隋唐洛陽城の瓦工名刻印瓦が、恭仁宮式文字瓦の出現に若干先行することは明らかであるが、恭仁宮式文字瓦の直接の祖型であると論定はできない。少なくとも、造瓦技術・築窯技術など、具体的・即物的に伝播を立証する資料は皆無である。しかし、労務管理方式という律令的理念に基づくひとつの行動様式を模倣したと仮定した場合、恭仁宮式文字瓦

が恭仁宮造営時に突如出現し、わずかに多賀城第Ⅱ期の刻印瓦に影響を与えただけで終焉した原因の一端が、合理的に説明できる。すなわち、西山瓦屋的労務管理方式は、中国直輸入の方式で、恭仁宮造営という場を借りて、日本の中央官衙系瓦屋でも施行したが、結局、円滑に運営できず、撤廃せざるを得なかったのだと説明できるのである。換言すると西山瓦屋的労務管理方式は、きわめて試行錯誤的なもので、天平12年から同15年にかけて試行されたが、日本の中央官衙系瓦屋における労務管理方式としては、不適格であるとの判定を受けたのである。

恭仁宮式文字瓦が短命であった原因の一端を、上記のように理解した場合、中央官衙系瓦屋において、西山瓦屋以後に出現した労務管理方式を検討することによって、中国で生まれた律令的理念に基づくひとつの行動様式が、日本においてどのように変質したかを考察できる。また、西山瓦屋的労務管理方式が終焉した原因を、さらに深く追求するためにも、西山瓦屋以後の中央官衙系瓦屋の労務管理方式を検討することは、きわめて有効であろう。

## 2 『延喜式』木工寮瓦屋

西山瓦屋以後、すなわち8世紀中葉以降の中央官衙系瓦屋における労務管理方式については、『延喜式』巻34所載の木工寮瓦屋に関連する規定が重要である。そこでは、工と夫の仕事量が第12表のように規定されている。第12表の数値が、工事に先立つ積算基準的性格を持つことは既に指摘されてる。[37] しかし、同時に、必要な工人数やその給与の見積も、これに基づいて決定し、実施するわけだから、これらが工・夫が一日でなすべき仕事量をも規定していることは否定し難い。「打埴」項で雇人の場合は100斤を増量している例などは、まさに、そうした一面を明示している。

西山瓦屋的労務管理方式と対比した場合、『延喜式』木工寮瓦屋では、生瓦作工の作瓦量が生瓦段階で収斂され、焼成後の製品においては、生瓦製作段階での責務が問われていない点が重要である。すなわち、西山瓦屋的労務管理方式の基本原理が出来高支払制であったとするならば、焼成後の製品を収斂することによって、瓦工の作瓦量の把握と品質管理とを行なったと想定できるが、『延喜式』木工寮瓦屋では、造瓦の各工程が完全に分離した形で、工・夫の仕事量を規定しているのである。

各工程を分離して管理する方式は、造瓦という手工業分野では、比較的容易に生みだされる形態と考えられる。天平宝字年間の造東大寺司造瓦所では、「開埴穴幷掘埴」「打埴」「作瓦」「採薪」「修理瓦窯」「焼瓦」「運瓦寺家」などの細目に分けて、各工程で要した人員を報告している（『大日本古文書』第5巻 p.128、p.192、p.378～379）。また、天平宝字4年

| 作業内容 | | 担当 | 1人1日の仕事量 | 所要材料 |
|---|---|---|---|---|
| 掘埴 | 穴を掘る(掘開埴土) | — | 立方5尺(堅埴は1尺減) | — |
| | 粘土を採る(取埴) | — | 大2000斤(堅埴は1000斤減) | — |
| | 土打用の槌を作る(作埴槌) | 工 | 15柄 | — |
| | 土運用の籠を作る(作運葛籠) | 夫 | 15口 | — |
| 作瓦 | 土を打つ(打埴) | 夫 | 大300斤(雇人は100斤加) | — |
| | 粘土角材を作る | 夫 | 4畳(1畳は1800斤) | 沙1斗5升を埴400斤と混ぜる |
| | 平瓦を仏る(造瓦瓦) | 工 | 90枚 | 1枚につき埴11斤 |
| | 丸瓦を作る(造筒瓦) | 工 | 90枚(影端の場合は83枚) | 〃 埴9斤 |
| | 軒平瓦を作る(造宇瓦) | 工 | 28枚 | 〃 埴18斤 |
| | 軒丸瓦を作る(造鐙瓦) | 工 | 23枚 | 〃 埴15斤 |
| | 乾燥させる(暴干雑瓦) | 夫 | 350枚 | |
| 焼瓦 | | — | — | 雑瓦1000枚につき薪4800斤(柔埴では1020斤加) |

第12表 『延喜式』造瓦規定(ただし、所要の布および窯に関する規定は省く)

の「造金堂所解」(同第16巻p. 293)では、瓦工の功銭を「生瓦作工」「瓦焼工」「瓦窯二烟作工」などに分けて支給している。[38]

このような造瓦工程の分化を石母田正は「瓦生産の個々の作業または個々の段階が分離され、並立され、それぞれが別の工人グループに配分された結果で」「同種の工匠の協業のなかから発展した分業である」「しかしこの形態は、瓦生産が大量にまたは短期に要求されていたことと関係があったらしく、むしろ例外的な現象とみるべきであろう」と評価している(石母田1963)。しかし、『正倉院文書』や『延喜式』にみる記載上の造瓦工程の分化が、実体としての工房内分業を直接反映していると考えるのは、やや問題がある。

天平宝字年間の造東大寺司造瓦所における作業内容を詳細に分析した小林行雄は「仕丁の作業が雑用を主としたであろうことは推察にかたくない。しかし、瓦工の作業もまた純然とした作瓦・焼瓦の仕事のみにかぎられていなかったことは、瓦工の総功数が、それらの仕事の功数をはるかにこえていることから知られる。計算上からいえば、瓦工は採薪の仕事の一部に従事することをさけることはできなかったであろう」と看破した(小林1964)。換言すると、天平宝字年間の造東大寺司造瓦所においては、「分業」を形づくる最も基礎的構成員である瓦工と仕丁でさえも、作業内容が完全に分化していない。つまり、『正倉院文書』や『延喜式』で造瓦を工程ごとに分けて記載しているのは、所轄官司が工人の仕事量を収斂する際の単位、すなわち労務管理のための単位として記載したのであり、必ずしも、その瓦工房において、工人群が記載通りの工程で分業的に配属され、作業に従事していたとは限らないのである。

もちろん、上述の労務管理方式を採用した背景には、ある程度、工房内分業が発達していた事実を想定できる。たとえば、4人の瓦工が、採薪・掘埴・打埴・生瓦製作・暴干雑

瓦・焼瓦のすべてに2日づつ従事した場合、史料上では、各工程ごとに功8人と記載されるはずである。しかし、このようにすべての瓦工の作業内容が平等ならば、焼成後の製品数でも各瓦工の仕事量は把握できる。したがって、実際には、各瓦工による各工程への関与のしかたには、相当のばらつきがあることを前提に、上述の労務管理方式を採用したと考えられる。つまり、石母田が考えたような整然とした形態ではないが、そこに工房内分業の発達を認めることは可能である。第Ⅲ章第2節で詳述したように、西山瓦屋では、生瓦作工が平瓦工と丸瓦工とに分化していた。少なくとも、この事実に対しては、石母田の評価が妥当するであろう。なお、同一瓦工房内での平瓦工と丸瓦工との分化は、多賀城第Ⅱ期の刻印瓦においても看取でき、西山瓦屋特有の現象ではない。しかし、史料的には、平瓦工と丸瓦工との分化を明記した例はなく、労務管理を意図した史料上の「分業」と、実際の作業能率を意図した工房内分業とが必ずしも一致しない点は留意する必要がある。

天平宝字年間の造東大寺司造瓦所では、作瓦枚数と焼瓦枚数とを別々に記録しているので、『延喜式』木工寮瓦屋と同様、生瓦段階でいったん瓦工の仕事量を収斂したと考えられる。したがって、『延喜式』的労務管理方式は、恭仁宮式文字瓦の終焉後、直ちに中央官衙系瓦屋で採用された可能性が高い。しかし、史料が僅少なため、これを論定することは難しい。また、『延喜式』的労務管理方式の具体的運用形態、あるいはその運用形態の変遷に間しては、史料から推定するすべはない。以下、ふたたび文字瓦を材料として、これらの問題に、ひとつの見通しを与えておきたい。

京都市右京区の西賀茂瓦窯群（梅原・西田1934、古代学協会1978）は、平安宮への供給を主目的に操業した中央官衙系瓦屋のひとつである。この西賀茂瓦窯群の鎮守庵支群の発掘調査（京都市文化財保護課1971）では、「米袋約100、ダンボール箱約50」の平・丸瓦片のなかから、12点の「官」字刻印瓦と3点の記号刻印瓦とが検出された。この「官」字刻印瓦（第5図）には、以下のような特徴が指摘できる。

a　文字は「官」一種のみで、複数の印種が対立的に共存していない。

b　印押捺率はきわめて低い。

c　平瓦の場合は狭端面、丸瓦の場合は筒部凸面の玉縁部近くに押印している。

第Ⅱ章第2節で述べたように、刻印瓦の印は、帰属印もしくは認証印・検定印のいずれかに含まれる。恭仁宮式文字瓦をはじめとする瓦工名印を帰属印、すなわち製品ごとに製作者を弁別する機能を持つと論定した理由は、複数の印種が共存し、その間に他者との弁別をはかろうとする意図が看取できること、および印押捺率がきわめて高いことの2点にある。西賀茂瓦窯の「官」字刻印の特徴のaとbとは、この点で全く相反する。したがって、「官」字印は、認証印・検定印的性格を持つと想定できよう。[39] また、cの押捺箇所にお

ける特徴は、乾燥場で生瓦が並列している時に押印した結果と解釈でき、この点でも、凹型台上で押印された恭仁宮式文字瓦と対照的である。

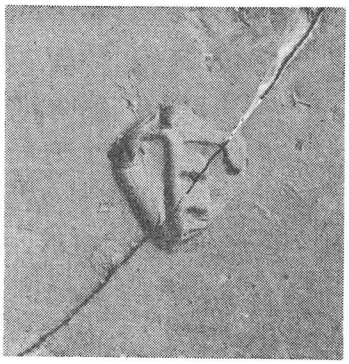
第5図　「官」字刻印 (1：1)

この「官」字刻印瓦について、吉本堯俊は「瓦が生乾きの間に、監督の役人がその良否、数量を検査したものであろう」と考え（京都市文化財保護課1971)、近藤喬一もまた「数量検印」と断じた(近藤1973)。しかし、押印は生瓦段階でなされている。窯業生産では焼成時に常にロスが生ずることを考慮するならば、生瓦段階で数量検査を行なっても、仕上りの製品数は把握できない。この事実に対し、両氏はともに充分な説明を与えていない。筆者は、『延喜式』木工寮瓦屋の作瓦規定と対照することによって、生瓦段階での数量検査が、造瓦工程を分離して管理する方式に関連づけられることを説いた（上原1978)。すなわち、各瓦工の生瓦製作量を収斂する時に、このような数量検印を用いたと考えたのである。

ただし、西賀茂瓦窯の「官」字刻印瓦の年代は、9世紀前半で、『延喜式』編纂時とは半世紀以上のズレがある。9世紀後半～10世紀前半の中央官衙系瓦屋の刻印瓦としては、「木工」「右坊」「右坊小」「右坊常」「右坊城」「左坊」「修」などの例がある。これらの文字は、主に平瓦や軒平瓦の凹面、軒丸瓦の筒部凸面に押印したもので、平安宮や京内での出土例が多い。良好な一括資料がなく、印押捺率は不明であるが、出土絶対量が少なく、印種間に他者との弁別をはかろうとする意図が看取できず、しかも、主に中央造営官司名を表示しているので[40]、やはり生瓦段階での数量検印と考えられよう。

ところが、10世紀頃から、中央官衙系瓦屋では、小地域での瓦屋の結合が強固になる。「栗」（栗栖野瓦屋）「小乃」（小野瓦屋）「河上（川)」「下」「左」などの瓦屋号を瓦当文様中に配するようになるのは、そのあらわれである。「官」字刻印瓦の盛行時にも、瓦当文様に「近」「中」「旨」などの文字を配した例があり、これらも瓦屋号の可能性が強い。しかし、栗栖野・小野などの地名を冠した瓦屋号に対し、「近」「中」は符号的である。少なくとも、10世紀以降、工房が小地域ごとにまとまって、制度的には木工寮や修理職などの造営官司に付属しつつも、自らの在地性を主張しはじめたと評価できよう。これらの瓦屋号は、瓦笵自体に彫り込んだもので、製品の帰属を表示した一種のトレード・マークと思われる。しかし、栗栖野瓦屋では「栗」字印を平瓦に押捺した例がある。印種は複数あるが、その間に弁別を意図した差異は認め難く、印押捺率も高くない。これが数量検印ならば、瓦屋を管轄する官司の印ではなく、瓦屋自身が保有する印であり、小単位の瓦屋が

独自に労務管理を行なった可能性もある。

11世紀に入ると、中央官衙系瓦屋では篦記号が出現し、刻印瓦は衰退する。出現期の篦記号は記載率が低く、記載内容も「十」「卅」などの数字を表示した可能性もあって、むしろ数量検印の延長で理解できる。しかし、12世紀中葉に入ると、篦記号を刻んだ製品数は爆発的に増大し、しかも、ひとつの工房で何種類かの篦記号を、瓦工ごとに使い分けるようになる。これが中央官衙系瓦屋の中世的変容を示すことは別稿で論じた（上原1978）。

以上、平安宮に付属する中央宮衙系瓦屋の刻印瓦・篦記号瓦の変遷から、『延喜式』的労務管理方式は、9世紀から10世紀にかけて施行され、以後、小単位の瓦屋が在地化をとげるとともに衰退し、12世紀には、全く新しい労務管理方式、すなわち中世的瓦工の世界に変容したと想定できる。しかし、『延喜式』的労務管理方式が、西山瓦屋的労務管理方式の終焉直後に採用された可能性が強いことは、先に『正倉院文書』から推定した通りである。したがって、平城宮跡の刻印瓦に関しても、上記の視角から再考する必要がある。

平城宮跡では、恭仁宮式文字瓦以外に、「修」「理」「里」「司」「矢」「田」「目」「人」「私」「伊」「在」「北」「井」などの角形印を押捺した刻印瓦が出土する。これを詳細に分析した森郁夫は、特に「修理」官に関連する2群の刻印瓦を区別した。すなわち、丸瓦凸面や平瓦凹面に「修」（陰刻）あるいは「理」（陽刻）字のあるものを天平勝宝年間頃、丸・平瓦の端面に「刁」「冬」「里」（陽刻）字のあるものを「平城宮後半期」に位置づけ、出土状況などから「司」「矢」「田」「目」「伊」「在」の7種の刻印瓦も後者と同時期と考えた（森1980 a）。つまり、平城宮跡から出土する角形印文字瓦の大部分は、平城還都後の製品で、恭仁宮式文字瓦よりも新しいと考えられる。この年代観は、同種の刻印瓦が、遷都にともなって、長岡宮や平安宮でも再利用されている（向日市史編さん委員会1983、図120・平安博物館1977、図版第727・758・759）のに、遷都時に平城宮から瓦を多数搬入した恭仁宮跡では全く出土していない事実によっても裏づけられる。

平城宮跡の「修」「理」などの刻印瓦について、森郁夫は「修理に関する刻印を押捺することによって、『修理』官用瓦を区別した」もの、すなわち、帰属印として理解している。しかし、製品の弁別が可能なほど印押捺率は高くなく、「修理」官に対立する印種が存在しないことから、むしろ認証印・検定印と考え、平安宮の刻印瓦と同様、「修理」官による数量検印と推定しておく。また、「修理」官関係以外の刻印も、押捺率は低いので数量検印と考えておきたい。

以上の刻印瓦のありかたから、平城還都後、10世紀に至るまで、中央官衙系瓦屋では、生瓦段階で瓦工の仕事量を収斂しており、『延喜式』的労務管理方式、すなわち、造瓦工程を分離し、各工程ごとの仕事量を規定し、これを検査する方式を、ほぼ一貫して施行し

ていたと想定できる。この『延喜式』的労務管理方式を、西山瓦屋的労務管理方式と対比した場合、以下のような相違点が指摘できよう。

まず、先述のように、西山瓦屋においては、焼成後の製品で生瓦作工の仕事量を収斂したと考えられるのに対し、『延喜式』木工寮瓦屋においては、生瓦段階でいったん仕事量を収斂した。これは、単に仕事の把握法が異るというだけの問題ではない。工人の労務管理を行なう事務系官人の手間に注目した場合、両者の差異はきわめて大きい。

すなわち、西山瓦屋では、計40人前後の生瓦作工が作業に従事しており、焼成後の製品数は膨大な量になったはずである。それを刻印に基づいて弁別し、瓦工ごとの作瓦量を調べあげることは、たとえひとつの窯の共用が工４人に限定されていたとしても、事務系官人にとっては大変な手間であったろう。これに対して、生瓦段階で瓦工が規定の仕事量をこなしているか否かを検査することは、たとえば、乾燥場において、列ごとに一定量の生瓦を並べたり、必要とあらば、製作者ごとに生瓦を仕分けしておくことも可能である以上はるかに容易であったと考えられる。しかも、西山瓦屋における作瓦量の把握は、功銭計算と直結しているため、事務系官人の必須の仕事であるが、『延喜式』木工寮瓦屋における生瓦枚数の把握は、作業の進行状況や工人が規定の仕事量をこなしているか否かを検査するのが目的である。したがって、これを恒常的に実施する必要はなく、定期的あるいは抜き打ち的検査でも事足りるわけである。つまり、『延喜式』木工寮瓦屋では、工人の１日の仕事量があらかじめ規定されている以上、功銭や支給物品は、従事した仕事内容や上日数に基づいて計算したはずで、生瓦段階での数量検査は、事務系官人の必須の仕事ではなかったのである。前出の天平宝字４年「造金堂所解」では、瓦工の功銭は作業の種類によって日当10～15文の段階をつけており、功銭支給額は、基本的に、作業内容と上日数とで決定したことがわかる。

さらに巧妙なことは、窯業生産では焼成時に常にロスが生ずるので、生瓦作工の仕事量は、直接、仕上りの製品数には反映されない。つまり、生瓦作工の１日の仕事量に、個人差などに基づく多寡があったとしても、焼成時のロスというフィルターを通すことによって、その差は鮮明度を失なってしまう。したがって、『延喜式』的労務管理方式は、瓦工や事務系官人を強固に拘束するものではなく、適度な「あそび」を持っていると評価できよう。もし、西山瓦屋的労務管理方式が破綻をきたすとするならば、規定を運用する際の「あそび」の少なさが致命的であったろうと思われる。

西山瓦屋と『延喜式』木工寮瓦屋との労務管理方式における第２の差異は、両者の「官営度」の違いである。すなわち、『延喜式』木工寮瓦屋のように造瓦工程を分離し、工程ごとに工人の仕事量を検査する方式は、工人が全人的に官衙に従属していなければ施行で

きない。これに対し、仕上りの製品数に基づいて功銭を支給する方式は、必ずしも各工程の仕事量を把握する必要がないという点で、工房を官衙の完全管理下に置かなくても実施可能である。つまり、西山瓦屋的労務管理方式は、製品ごとに瓦工名を明示するという点で、一見、工人の官への従属性が強いと判断されがちであるが、実際には、官による工房の把握は、むしろ不徹底であったと考えられよう。

以上に述べたように、『延喜式』的労務管理方式は、西山瓦屋的労務管理方式にくらべて合理化され、事務系官人の手間が軽減されている。事務系官人の手間の軽減は、古代日本の行政改革がめざした方向、すなわち官司の統廃合という方向性と、おそらく密接な関係があろう。それが同時に、工房の官営化の度合を深めていったのである。

# Ⅵ まとめ

議論が多岐にわたった。本稿で論証した点、あるいは、提起した試案を以下要約する。

a 恭仁宮式文字瓦の人名については、従来、「瓦寄進者名説」と「瓦工名説」とが提起されている。恭仁宮式文字瓦の印の押捺は、生瓦製作工程の最終段階に、凹型台上でなされており、その押捺主体は、生瓦作工自身と考えられる。また、同種印において、押捺位置・押捺方向に集中性があること、平瓦の規格内変異型が刻印差と対応することから、恭仁宮式文字瓦の人名は、生瓦作工自身の名前と考えるのが妥当である。

b 恭仁宮式文字瓦では、同じ名前でも、「大」字を付したり、正字と裏字とを対置したり、字体を変えたりして、刻印の識別ができるように工夫している。また、その印押捺率はきわめて高い。したがって、恭仁宮式文字瓦は、瓦工ごとに製品を弁別する機能を持っていたと考えられる。

c 恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工が生瓦作工のすべてであるとすると、その瓦工房では、生瓦製作に36～43人の瓦工が参加している。そこでは、平瓦工と丸瓦工との分業が行なわれ、その人員配分および作瓦量の比較から、平瓦製作の手間は、丸瓦の3.2倍前後であったと推定される。

d 作瓦量の較差を、各瓦工の就労時間差に基づくと仮定した場合、最も多数の製品を作った瓦工の上日数を100として、他の瓦工の上日数を指数化できる。その結果、生瓦製作期間中は、常時12人前後の瓦工が、その作業に従事したと推定される。

e 恭仁宮式文字瓦の工房の規模は、天平宝字年間の造東大寺司造瓦所よりもはるかに大きく、『延喜式』木工寮瓦屋の規模に匹敵する。この事実は、恭仁宮式文字瓦の工房を天平17年2月28日の「民部省三月粮文」、同年4月21日の「民部省仕丁大粮申請文案」

所載の「西山瓦屋」に比定する前稿（上原1983）の見解を支持する。

f　恭仁宮造営時には、西山瓦屋以外に、桶巻作りによるC型式平瓦を生産した瓦屋も操業していた。この瓦屋は、非官窯系で、恭仁宮所用瓦の生産を臨時に請負ったと推定でき、そこでは、瓦工名を明記して製品を弁別することは行なっていない。つまり、それは、恭仁宮造営時の中央官衙系瓦屋のみで行なっていた。

g　生瓦作工ごとに製品を弁別する意味は、焼成後の製品において、各々の作瓦量に基づいて賃金を支給し、あわせて品質管理を行なう点にあったと思われる。

h　司工に功銭を支給しなかったという通説を理由に、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工を雇工と考えるならば、刻印のないB型式平瓦・b型式丸瓦が、雇瓦工を指導した司瓦工の作品と解釈できる。この場合、生瓦製作期間中、司瓦工が上日指数100で作業に従事したと仮定すると、常時、4人の司瓦工が、12人の雇瓦工を指導したことになる。

i　恭仁宮式文字瓦と同様に、瓦工名を製品に明記することは、多賀城第Ⅱ期や隋唐洛陽城の瓦でも認められる。これらは年代的に近接し、隋唐洛陽城・恭仁宮・多賀城第Ⅱ期の順で、労務管理方式が伝播した可能性がある。西山瓦屋的労務管理方式が、以後の中央官衙系瓦屋で採用されなかった原因の一端は、それが中国直輸入の方式で、必ずしも日本の造瓦体制に合致し得なかったためと理解できよう。

j　『延喜式』木工寮瓦屋では、造瓦工程ごとに工・夫の仕事量を定めている。平城宮の「修理」官関連の刻印瓦や、平安宮の「官」「木工」などの刻印瓦は、生瓦段階で仕事量を検査する数量検印と考えられる。

k　『延喜式』的労務管理方式は、西山瓦屋的労務管理方式に代って、8世紀中葉以降、10世紀に至るまで、中央官衙系瓦屋で主流を占めたと考えられる。この移行の背景には事務系官人の仕事の軽減化、および瓦屋官営化の強化があったと考えられる。

西山瓦屋以前、すなわち天平12年以前の中央官衙系瓦屋では、恭仁宮式文字瓦のような瓦工名印や、造営官司名を主体とする数量検印を押捺した製品はなく、これらの刻印を必要としないような労務管理方式を採っていたと考えられる。しかし、考古学的資料が存在しないということは、消極的な状況証拠にすぎず、具体的な歴史像を提供するものではない。したがって、天平12年以前の造瓦体制に関しては、瓦窯の分布や操業形態、製品の需給関係を基準にして、多面的に工房官営化の度合を推し量る作業が必要である。その作業は、もはや本稿の主題の枠を越えており、稿を改めて検討したい。

**註**

1　前稿（上原1983）同様、恭仁宮跡から出土した人名刻印瓦を「恭仁宮文字瓦」、東大寺法華堂・平

城宮跡で発見された同種の刻印瓦を含めた総称を「恭仁宮式文字瓦」として区別する。前稿では、恭仁宮文字瓦は昭和50～54年度発掘調査の出土資料に限定して検討を加えたが、本稿では昭和55～57年度発掘調査の出土資料を追加した。第1表上段の型式番号は、恭仁宮跡発掘調査概要（京都府教委1977～1983）を基本的に踏襲したものであるが、その後の検討によって一部を変更した。この変更は、現在作成中の恭仁宮跡発掘調査報告書で公表する予定であるが、前稿（上原1983）との異動もあるので、以下、要点のみを列記する。1　KJ03B→KJ03Ba。2　KJ03C→KJ03Bb（1、2は第1表ではKJ03Bとして一括）。3　KJ05B→KJ05Ba・Bbに細分（第1表ではKJ05Bとして一括）。4　KJ05D→KJ05C。5　KJ05C→KJ06Aa。6　KJ06→KJ06Ab（5、6は第1表ではKJ06Aとして一括）。7　KJ09→KJ09Aa・Ab・Acに細分（第1表ではKJ09Aとして一括）。8　KJ11A→KJ11Aa。9　KJ11C→KJ11Ab。10　KJ11D→KJ11Ac（8～10は第1表ではKJ11Aとして一括）。11　KJ12A→KJ12Aa・Abに細分（第1表ではKJ12Aとして一括）。12　KJ15→KJ15Aa・Abに細分（第1表ではKJ15Aとして一括）。13　KJ19→KJ19A。14　KJ19B（新設）。15　KJ25（新設）。なお、13～15以外は、前稿で提示した印面変化のうちで、印の追刻と切り縮めに従って、同じ印を同定・細分した結果の型式番号の異動である。つまり、型式番号末尾の小文字アルファベットは、同じ印での前後関係を指示し、第1表ではすべて省略している。また、恭仁宮跡で出土していない恭仁宮式文字瓦（真依B・口万呂・篦書「大」）は、前稿と同様、新たな型式番号を設定することはひかえた。

2　東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦は、いずれも完形品であるが、葺工による打ち欠きや年月による凍害のために一部を破損した個体も少なくないようである。「刻印平瓦寸法表」で、広・狭端幅が空欄になっているものが多いのはそのためであろう。なお、「刻印平瓦寸法表」では、広・狭端幅は凹凸両面を計測しているが、ここでは凹面がわの計測値を採用した。また、明らかに誤植と思われる標本番号53の全長28.4㎝、標本番号144の重さ50.5㎏、標本番号237の重さ66.5㎏は、各々、38.4㎝、5.05㎏、6.65㎏に訂正した上で計算した。

3　ただし、その位置が正規分布の範囲から極端に離れている場合は、計測誤差等に基づくものとして排除する必要があることは後述の通りである。

4　昭和6年の京都市泉涌寺東林町における平瓦製作（一枚作り）に際しては、準備した粘土角材（＝タタラ）の両側面に瓦の厚さを目盛した「目付板」又は目盛となる「コマ」を以て刻目を付し、この刻目に従って所定の厚さの粘土板を得ていたという（島田1935）。

5　昭和50年の沖縄本島与那原町における平瓦製作（桶巻作り）に際しては、粘土角材から粘土板を切り出す器具（＝クヮーヒン）の針金とこれを支える台木との間隔を調節することによって、粘土板の厚さを決めているという（関口・手塚1975）。

6　このような「大」字の意義づけは、東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦を実査した時、木村捷三郎が指摘した（同氏談話）。

7　『公式令』によれば、官印には、内印（天皇印）・外印（太政官印）・諸司印・諸国印の4種、公印として、僧綱印・神社印・寺院印・国倉印・郡印・郷印・軍団印などがある（木内1964）。

8　古代中国と律令体制下の日本との印制の比較は、小林斗庵の所論に従った（小林1964）。

9　ただし、丸瓦や桶巻作り平瓦では、粘土円筒の作成から、これを分割して再調整するまでの間に乾燥の工程が入り、問題がやや複雑になる。また、接合式軒丸瓦の作成は、乾燥段階まで進展した丸瓦と、未乾燥段階の瓦当部とを接合するわけだから、さらに問題は複雑になる。本稿では、後述のように、生瓦作工との関連で、生瓦の成形・調整の工程と乾燥の工程とを分離する。また、日乾煉瓦は焼成の工程を欠くが、当面は問題にならない。

10　福岡県の大宰府などから出土する「平井瓦屋」「賀茂瓦」「佐瓦」等の銘が入った叩きを施した瓦や、京都府の平安宮などから出土する「栗」「小乃」「河上」等の瓦屋号を入れた軒瓦などがある。

11　福岡県の「安楽寺」「観世音寺」等の銘が入った叩きを施した瓦、栃木県の「国分寺」「薬師寺瓦」

等の銘が入った叩きを施した瓦などがある。

12　武蔵国分寺や下野国分寺では、叩き板に郡名の略号を入れたものがある。

13　福岡県の神興廃寺・浜口廃寺では「延喜十一年」銘、筑前国分寺所蔵品に「天延三年七月七日」銘が入った叩きを施した瓦がある。

14　宮城県多賀城では「小田建万呂」銘を鬼板の笵に彫り込んでいる。また、平安宮では「豊前藤介」銘が入った叩きを施した瓦がある。

15　しかし、刻印差と対応しない変異型にも存在理由があることを念頭に置く必要がある。たとえば、恭仁宮式文字瓦の縄叩き目の原体には精粗2種以上があるが、原体差は刻印差に対応しない。これは、瓦製作具が瓦工個人に帰属せず、瓦屋あるいは瓦屋管理司の所有下にあったと考えるならば当然と言える。

16　以下、恭仁宮式文字瓦の種数を記す場合は、同じ印の追刻や切り縮めに基づく細分（注1で述べた小文字アルファベットで表示する細分）は無視して、これを1種類として数えている。

17　それは、1 平・丸瓦の四隅は欠失しやすく、四隅数をかぞえて推定できる枚数は、「○枚以上」という意味でしかないこと、2 恭仁宮式文字瓦では、同じ個体の2カ所以上に印を押捺した例が稀にあり、これが分離した場合も想定できること、3 葺工が瓦の隅を故意に打ち欠いて使用した例があること、などの理由に基づく。

18　恭仁宮式文字瓦（平瓦）819点のうちで、最も数が多いのはKJ12Bの80点である（第1表参照）。

19　このほかに、発掘調査開始以前の表採資料として、恭仁小学校保管品・京都大学所蔵品・中津川保一所蔵品などがあるが、これらは検討の対象からはずした。なお、田中重久が瓶原小学校（＝恭仁小学校）保管品として紹介した刻印瓦のなかに、第1表に挙げなかった「長」字例と判読不明字例とがある（たなか1978、巻頭図版26の中段右端・25の下段右端）。いずれも恭仁小学校保管品中には現存しない。「長」字例と同じ印を押捺したと思われる刻印平瓦は、平安宮永寧堂跡推定地から出土している（古代学協会平安京調査本部1977）。報告書の記述による限り、その平瓦の製作技術は、B型式平瓦とは全く異る。また、平安宮では恭仁宮式文字瓦の出土例はなく、「長」字刻印瓦は恭仁宮式文字瓦とは無関係とすべきであろう。

20　東大寺法華堂資料は、昭和46年の修理工事で発見されたものに限定し、それ以前の法華堂北門や大湯屋の修理工事などで発見されたもの（黒田1938）は検討対象外とした。また、平城宮資料は、昭和55年度までの発掘調査で出土したものに限定した。

21　たとえば、前出の天平宝字3年6月29日の「造東大寺司造瓦所解」では、8名の瓦工の6月の上日数は、全日（29日間）出勤の者から17日間しか出勤していない者まで、かなりの較差がある。

22　ただし、ここで言う「上日数」とは、あくまでも生瓦製作にたずさわった日数の問題で、他種の労働（採薪・瓦窯築成・焼瓦など）の就労時間は問題外である。

23　天平勝宝8（756）年8月14日の「造東大寺司牒」（『大日本古文書』第4巻p.180）では、11月15日以前に入用の瓦として、平瓦18000枚・丸瓦9000枚・堤瓦2400枚・軒平瓦300枚・軒丸瓦300枚を発注している。また、時代は下るが、応徳2（1085）年正月の「法勝寺新堂用途勘文案」（『平安遺文』1228号文書）では、平瓦43384枚・丸瓦17132枚・軒平瓦962枚・軒丸瓦962枚・鬼瓦16枚を法勝寺新御堂および廊の用途として見積っている。平瓦に対する丸瓦の割合は、前者で50%、後者で39.5%である。

24　木村捷三郎は、鳥羽離宮南殿から出土した一群の軒瓦に記された箆記号の分析によって、瓦工4人1単位という操業形態が、12世紀中葉頃にも存在することを示した（同氏談話）。

25　後述するように、恭仁宮への供給を目的として操業した瓦工房には、恭仁宮式文字瓦の工房以外に、C型式平瓦を製作した工房と、第2群軒瓦を製作した工房とがある。しかし、C型式平瓦は、平城還都後、平城宮へ供給された形跡はなく、第2群軒瓦の一部は、恭仁宮造営時に使用した瓦笵を彫り直したものによる製品のみが平城宮へ供給されている。したがって、恭仁宮造営期間中の製

品のストックが、還都後の平城宮へ供給されたことが明らかなのは、恭仁宮式文字瓦の工房の製品のみである。

26 中世瓦工が刻んだ瓦の銘文としては、古くから大和西ノ京瓦大工橋氏のものが有名で（黒田1944）、その後、各地の寺院の修理工事などでしばしば発見され、その集成の試みもなされている（久保1967、森1972、中尾・高橋1976）。

27 恭仁宮跡出土の軒瓦は4群に大別できる。第1群は恭仁宮造営時に平城宮から運び込んだ軒瓦、第2群は恭仁宮造営時に新調した軒瓦、第3群は山背国分寺造営時に新調した軒瓦、第4群は山背国分寺修理時に新調した軒瓦である（京都府教委1979、上原1983）。

28 これは、第2群軒瓦と恭仁宮式文字瓦との分布相が異ることから導いた結論である（上原1983）。ただし、焼成・胎土においては、第2群軒瓦と恭仁宮式文字瓦との共通性が強いので、組織的には別個の工房でも、操業場所は近接もしくは共通していた可能性もある。

29 恭仁宮跡出土の平瓦は、B・C・DⅠ～Ⅳ・E・F・Gに大別できる（京都府教委1978）。第1群軒瓦に対応する平瓦はDⅠ型式、第2群軒瓦に対応する平瓦はB・C型式、第3群軒瓦に対応する平瓦はDⅣ型式、第4群軒瓦に対応する平瓦はDⅡ・DⅢ・E型式平瓦である（上原1983）。

30 様工は「若干名が一人の長を中心としてグループを作り、請負の仕事に従事する」（直木1968）もので、「代表者（長）に一括された功食料の配分に関して、官営工房側が全く注意を払っていないこと」などから「官営工房側の差配によって組織されたものではなく、長によって私的に編成されたもの」（浅香1971）と理解されている。また、「様工の長の在地における立場は」「おそらく畿内およびその近辺の比較的有力な上層農民であった」（浅香1971）と想像されているが、その在地において、大規模な造営技術の保持を要請した在地寺院などとの関連性も考慮すべきではなかろうか。

31 ただし、12世紀の中央官衙系瓦屋で多用された篦記号は、生瓦作工が自分の製品に刻んだ作者識別のための記号という点で、恭仁宮式文字瓦に近似する。しかし、篦記号出現の背景には、中央官衙系瓦屋の中世的変容という事態が想定でき（上原1978）、恭仁宮式文字瓦とは歴史的位相が異る。

32 森郁夫は、刻印瓦の印の形態を、恭仁宮式文字瓦のような「長方形印」と、正方形内に1字を置いた「角形印」とに分類している（森1980a）。以下、この名称を踏襲する。

33 多賀城第Ⅱ期の刻印瓦における印押捺率について、高野・熊谷は「想像を逞しくすれば、瓦屋の管理責任者が、瓦工が働いた日ごとに1回押印させ、これを基礎資料として、『造瓦所解』の如き請求文書などを作成したものと解釈することも一案かと思われる」と述べており、印押捺率をかなり低いものとみなしているようである。しかし、多賀城の第31次までの発掘調査で出土した同種刻印瓦は1031点、関連遺跡から出土したものを加えると計1366点で、出土絶対量において恭仁宮式文字瓦を凌駕している。また、蟹沢中瓦窯において、同種刻印平瓦を最も多数出土した第2遺構（有牀式平窯）では、刻印平瓦数124点、平瓦破片総数1643点とのことである（加藤1979）。出土絶対量や一括品の破片数から印押捺率は推算できないが、少なくとも、多賀城第Ⅱ期の刻印瓦の印押捺率が、高野・熊谷が考えるほど低くないことは確実である。

34 多賀城第Ⅱ期の重圏文軒丸瓦についても、畿内からの影響を考える説がある（伊藤1973）。

35 印の形態や「矢」「田」「伊」の文字を共有する点では、多賀城第Ⅱ期の刻印瓦は、むしろ平城宮の角形印文字瓦（森1980a）と似ているが、後述のように、平城宮の角形印文字瓦は質的に異るものと筆者は考えている。

36 この場合の印押捺率については、推定のすべがない。ただし、完形で刻印のない平瓦も少数出土しているので、押捺率100％でないことは確実である。265点という一群の瓦窯跡における刻印瓦の出土絶対量は、前述の蟹沢中瓦窯における約300点に匹敵し、後述の西賀茂鎮守庵瓦窯の14点と比較した場合、きわめて高い印押捺率であったろうと想像することは可能である。

37 すなわち、「律令機構においては、木工寮が毎年造営計画をつくり、それに必要とする費用を計

上し、さらに主計寮においてこの予算書と当年の徭役収入総量とをにらみ合せたうえで、計画を実施することになっていた。この予算の作成を精密にさせるために各種目にわたって材料と人功とを微細に規定した積算規準が準備された。『延喜式』の木工寮の項は、この基準を示すものであった」（田辺・渡辺1968）。

38　ただし、ここでの「生瓦作工」数には、掘埴・打埴などの工数が含まれていることは、小林行雄が論証した（小林1964）。

39　ただし、井上満郎は、西賀茂鎮守庵瓦窯から、中心飾内に「近」「中」の文字を置いた唐草文軒平瓦が出土した事実に基づき、「官」は太政官、「近」は近衛府、「中」は中務省の省略形と考え、これらの文字瓦を、供給先を意味する帰属印と考えた（京都市文化財保護課1971）。しかし、「近」「中」は瓦笵に彫り込んだ文字で、これを「官」字印と同じ次元では解釈できない。また、井上は、「官」字を太政官の省略形と考える根拠として、「この『官』を『私』に対する言葉と考えることも不可能ではないが、この瓦窯が官庁用のものと私用のものと両方を同時に生産したとは考えられず、また『私』に対するこの時代のふつうの対立概念は『公』であるから、私と対立する言葉とは考えにくい」と述べている。しかし、当時、「官」字印が太政官の意味とは全く無関係で実在している。すなわち、『厩牧令』によれば、官牛官馬は2歳になると「官」字烙印を髆（もも）に押すことになっていた。また、延暦15（796）年2月25日の「太政官符」（『類聚三代格』巻17）では、百姓私馬牛印を官印よりも小さくするように定めており、上記『厩牧令』の規定が空文でなかったことは確実である。この「官」字烙印は、太政官の官ではなく、官牛官馬などの常套句に見られる官であり、私に対立する概念であることは言うまでもない。また、この「官」字烙印は、私的な烙印と対立する帰属印であるが、認証印・検定印ならば、特に対立すべき印や概念は不用であるから、西賀茂鎮守庵瓦窯が官庁用と私用との両方の製品を作ったと考える必要もない。

40　「木工」は木工寮、「右坊」「右坊小」「右坊常」「右坊城」「左坊」は左右坊城使、「修」は修理職省略形であろう。

## 参考文献

浅香年木　1971　「様工集団とその長の性格」『日本古代手工業史の研究』第2章第3節
石田茂作　1930　『写経より見たる奈良朝仏教の研究』
石母田正　1963　「日本古代における分業の問題」『古代史講座』第9巻（後に『日本古代国家論』第1部、1973に収録）
伊藤玄三　1973　「重圏文系軒瓦の製作年代の下限」京都教育大学考古学研究会『史想』第16号
上原真人　1978　「中央官衙系瓦屋の製品にみる箆記号について」『京都大学埋蔵文化財調査報告』第1冊
同　1983　「恭仁宮文字瓦の年代」『文化財論叢―奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集―』
梅原末治　1923　「瓶原国分寺址」『京都府史蹟勝地調査会報告』第4冊
同　1943　『支那漢代紀年銘漆器図説』
梅原末治・西田直二郎　1934　『栗栖野瓦窯址調査報告』（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第15冊）
岡藤良敬　1968　「造寺司木工について」竹内理三編『九州史研究』
加藤　孝　1979　「宮城県仙台市原町小田原蟹沢中瓦窯出土品目録について」東北学院大学『東北文化研究所紀要』第10号
木内武男　1964　「日本古印の沿革」『日本の古印』
京都市文化財保護課　1971　「西賀茂鎮守庵瓦窯跡発掘調査報告」『京都市埋蔵文化財年次報告』1971
京都府教育委員会　1977　「恭仁宮跡昭和51年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』1977
同　1978　「恭仁宮跡昭和52年度発掘調査概要」『同』1978

京都府教育委員会　1979　「恭仁宮跡昭和53年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』1979
同　1980　「恭仁宮跡昭和54年度発掘調査概要」『同』1980-Ⅰ
同　1981　「恭仁宮跡昭和55年度発掘調査概要」『同』1981-Ⅰ
同　1982　「恭仁宮跡昭和56年度発掘調査概要」『同』1982
同　1983　「恭仁宮跡昭和57年度発掘調査概要」『同』1983
工藤雅樹　1968　「奈良時代に於ける陸奥国国府系瓦の展開」日本歴史考古学会『日本歴史考古学論叢』2
久保常晴　1967　「古瓦断章」『仏教考古学研究』第2章
黒田舜義　1938　『国宝建造物東大寺大湯屋・法華堂北門修理工事報告書』
同　1944　「大和西ノ京の瓦大工橘氏」『大和志』第11巻第2号
古代学協会　1978　『西賀茂瓦窯跡』（『平安京跡研究調査報告』第4輯）
古代学協会平安京調査本部　1977　『平安宮朝堂院永寧堂跡の発掘調査』
小林斗庵　1964　「中国の古印―日本古印の源流―」『日本の古印』
小林行雄　1964　「造瓦所経営」『続古代の技術』第Ⅳ章第4節
古窯跡研究会　1972　『仙台市原町小田原蟹沢中瓦窯跡発掘調査報告書』（『古窯跡研究会研究報告』第1冊）
同　1976　『陸奥国官窯跡群』Ⅱ（『同』第4冊）
近藤喬一　1973　「平安時代の文字瓦について」『古代文化』第25巻第2・3号
島田貞彦　1935　『造瓦』
清水善三　1964　「造東大寺司における工人組織について」『仏教芸術』第55号
関口広次・手塚直樹　1975　「沖縄本島与那原町に残る造瓦技術について―平瓦桶巻造りを中心として―」『CIRCUM PACIFIC』2
高野芳宏・進藤秋輝・熊谷公男・渡辺伸行　1976　「多賀城の文字瓦（その1）」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要』Ⅲ
高野芳宏・熊谷公男　1978　「多賀城第Ⅱ期の刻印文字瓦」同『同』Ⅴ
たなかしげひさ　1978　『奈良朝以前寺院址の研究』
田辺泰・渡辺保忠　1968　「建築生産」建築学大系編集委員会『改訂増補　建築学大系』第4巻―Ⅰ、日本建築史、第1章第5節
中国科学院考古研究所洛陽工作隊　1973　「漢魏洛陽城一号房址和出土的瓦文」『考古』1973―4
角田文衛　1938　「山背国分寺」『国分寺の研究』上
直木孝次郎　1968　「様工に関する一考察」『奈良時代史の諸問題』第Ⅰ章第6節
中尾正治・高橋美久二　1976　「京都紀年銘古瓦銘文集」『京都考古』第23号
奈良県教育委員会　1972　『国宝唐招提寺講堂他二棟修理工事報告書』
同　1973　『国宝東大寺法華堂修理工事報告書』
福山敏男　1943　「奈良時代に於ける法華寺の造営」『日本建築史の研究』
藤沢一夫　1967　「造瓦技術の進展」『日本の考古学』Ⅵ、歴史時代（上）
平安博物館　1977　『平安京古瓦図録』
向日市史編さん委員会　1983　『向日市史』上巻
森　郁夫　1967　「山城国分寺址出土文字瓦」国学院大学考古学会『若木考古』第83号
同　1972　『法隆寺文字瓦銘文集成』
同　1980a　「平城宮の文字瓦」『研究論集』Ⅵ（『奈良国立文化財研究所学報』第38冊）
同　1980b　「東大寺法華堂の瓦」『南都仏教』第43・44号
洛陽博物館　1974　「洛陽隋唐宮城内的焼瓦窯」『考古』1974―4

# MEMOIRS
of
# THE NARA NATIONAL CULTURAL PROPERTIES RESEARCH INSTITUTE

NUMBER Ⅶ

*ENGLISH SUMMARY*

RESEARCH REPORT OF
THE NARA NATIONAL CULTURAL
PROPERTIES RESEARCH INSTITUTE No. 41

*NARA 1984*

# CONTENTS

INOUE Kazuto : A Reconsideration of the Layout of Ancient Capital Cities in Japan ····· 1

UEHARA Mahito : The Manufacture of Roof Tiles in 740 and 741 ·····103

# A RECONSIDERATION OF THE LAYOUT OF ANCIENT CAPITAL CITIES IN JAPAN

INOUE Kazuto

Research on the planning of Japanese capital cities in the 7th-9th centuries has become increasingly sophisticated thanks to the results of archeological investigations carried out over the past 20 years. This article will present a reexamination of the planning of these ancient capitals and suggest a new date for the completion of Heijōkyō.

Japan's ancient capital cities were planned political cities laid out according to the street-ward (jō-bō) system with straight streets and avenues intersecting to form a grid pattern of standard-size wards. But the usual explanation of the realities of this city plan has been mistaken because of an incorrect understanding of the system of measurements in use at the time.

The present article presents reexamination of the actual city plans of Fujiwarakyō (694-710), Japan's first full-scale capital city, and of Heijōkyō (710-784), which represents ancient city planning in its fully developed form. This re-analysis is based on an accurate understanding of the system of measurements which has been made possible by data from archeological investigations.

In addition to correcting previous views on this point, this article will also show that the street and ward plan of Fujiwarakyō was a primitive one, and that the construction of Heijōkyō was not completed in 712, as has been thought previously, but was probably continued beyond 713. These points will provide a new viewpoint for analyzing the street-ward system of Heiankyō (794-) as well.

# THE MANUFACTURE OF ROOF TILES IN 740 AND 741

UEHARA Mahito

The inscribed roof tiles in the Kuni-no-miya style are engraved with personal names ; they were produced in the period 740–743 and were presented to the Kuni-no-miya, the Tōdaiji's Hokkedō, Heijōkyō and other places. One theory regards these personal names as the names of the persons who donated the roof tiles, and another theory suggests that they are the names of the craftsmen who made the tiles. The present article demonstrates on the basis of an analysis of the size and weight of the tiles, and place and direction in which the name seal was impressed on the tile, that these names are in fact those of the tile makers.

There are also two theories regarding the tile artisans ; namely, that they belonged to either the tile-making section of the Tōdaiji Construction Office or to the tile-making section of a certain mountain-area temple construction office. The present article shows on the basis of a restoration of the workshop to scale that it is appropriate to consider it to the tile-making section attached to the office for construction of the palace buildings at Kuni-no-miya.

Further, the clear inscription of the maker's name seal on the tile is seen to have been made for a specific purpose; namely, it can be linked to the method of payment used under the ritsuryō system (payment based on amount produced), and it can be compared to the method of managing labor described in the Engishiki for the tile-making section in the Bureau of Carpentry. Finally, consideration is given to the question of how much change had taken place in the management of the tile-making sections for the construction of offcial buildings in ancient Japan which had been based originally on the spirit of the Chinese ritsuryō system.

昭和59年10月15日 印刷
昭和59年10月20日 発行

研究論集 Ⅶ

奈良国立文化財研究所学報（第41冊）

著作権所有者　奈良国立文化財研究所

発行者　奈良国立文化財研究所

奈良市三条大路2丁目2番6号
印刷者　共同精版印刷株式会社